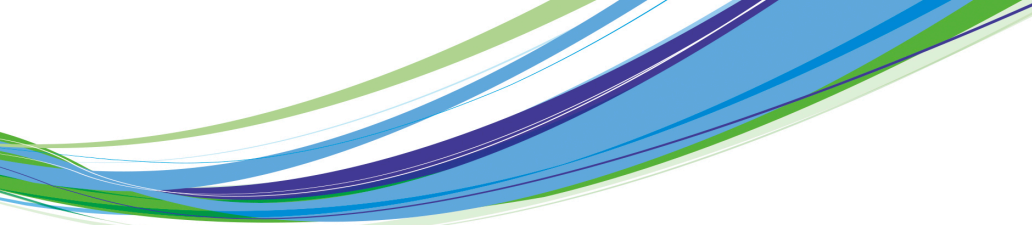




2023事務年度 金融行政方針



はじめに

新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」）の拡大から3年が経過し、社会経済は正常化に向けた動きが進んでいる。一方で世界的な物価上昇の影響が続いているほか、気候変動問題、デジタル化の進展、人口減少・少子高齢化、地政学的リスクの増大等により、構造的な環境変化が生じている。

金融セクターにおいても、海外では2022年11月に大手暗号資産交換所が破綻したほか、2023年春には、米国で複数の銀行が破綻し、また、一時、欧州の銀行セクターでも混乱が見られた。こうした中においても、我が国の金融機関は総じて充実した資本や流動性を有し、金融システムは総体として安定しているが、市場・経済はグローバルに相互関連しており、また、物価動向や金利・為替市場、不動産市場の状況など、国内外の金融経済情勢等は刻々と変化していくものであることを踏まえ、今後も警戒心を持ってその動向を注視していく必要がある。

こうした中、2023事務年度の金融行政は、以下の4つを重点課題として取り組む。

I. 経済や国民生活の安定を支え、その後の成長へと繋ぐ

我が国の経済活動や国民生活が、社会経済情勢の変化の中でも安定し、その後の成長へと繋がるように、金融面から支える。

II. 社会課題解決と経済成長を両立させる金融システムを構築する

「成長と資産所得の好循環」の実現に向け取り組むとともに、気候変動問題やデジタル化の進展への対応など、様々な社会課題の解決を経済成長と両立させる金融システムを構築していく。

III. 金融システムの安定・信頼を確保する

金融機関が健全性を維持しつつ、法令等の遵守を徹底し、顧客本位の業務運営を行い、また金融仲介機能等を十分に発揮できるよう、深度あるモニタリングを実施する。

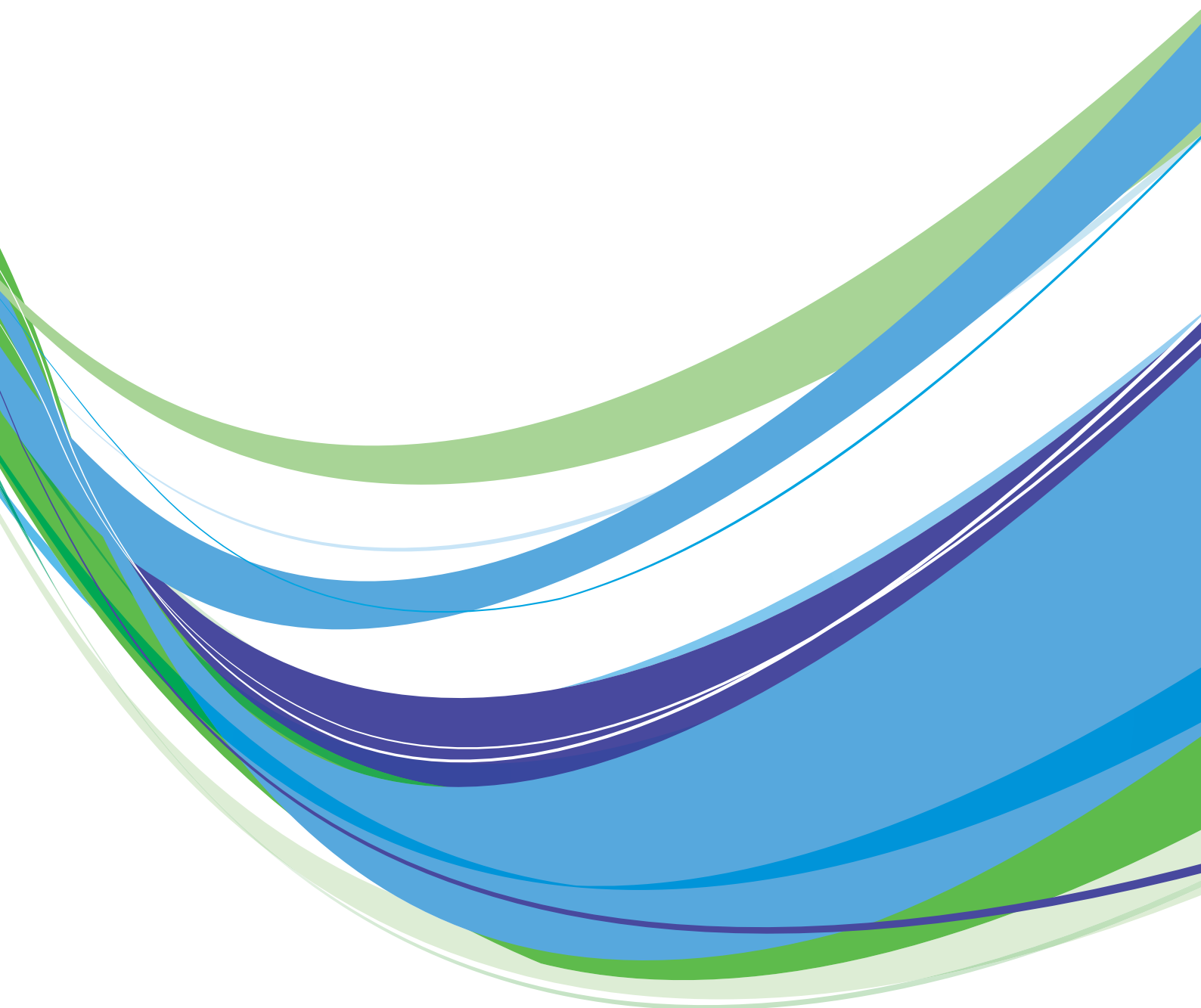
IV. 金融行政を絶えず進化・深化させる

データ活用の高度化や国内外に対する政策発信力の強化、職員の能力・資質の向上など、金融行政を絶えず進化・深化させていく。

こうした重点課題に取り組み、①金融システムの安定／金融仲介機能の発揮、②利用者保護／利用者利便、③市場の公正性・透明性／市場の活力のそれぞれを両立させることを通じ、企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生を増大を目指す。

2023事務年度 金融行政方針

概要・主なポイント



2023事務年度 金融行政方針

2023年8月公表

I. 経済や国民生活の安定を支え、その後の成長へと繋ぐ

- **金融機関による、資本金劣後ローンやREVICの活用等の、事業者の実情に応じた経営改善支援や事業再生支援等の徹底**を促す。事業者支援に関する重点的な取り組みの実施を通じて金融機関の取組状況を確認し、把握した課題等について継続的に対話を行う。
- **事業者支援能力の向上**に向け、事業再生支援に関する知見・ノウハウの地域金融機関への展開、経営人材のマッチングの促進等を行う。
- **事業者の持続的な成長を促す融資慣行の形成**に向け、「経営者保証改革プログラム」の推進や事業全体に対する担保権の早期制度化に取り組む。

IV. 金融行政を絶えず進化・深化させる

- **金融行政の高度化**のため、データ活用的高度化や財務局との更なる連携・協働の推進、国内外に対する政策発信力の強化に取り組む。
- **金融行政の組織力向上**のため、職員の能力・資質の向上を図るとともに、職員の主体性・自主性を重視した職場環境やいきいきと働ける環境の整備に取り組む。

II. 社会課題解決と経済成長を両立させる金融システムを構築する

- **資産運用立国の実現**に向け、資産運用業の高度化やアセツトオーナーの機能強化等を推進し、「Japan Weeks」の開催等を通じて国内外へ積極的な情報発信を行う。新しいNISA制度に係る周知・広報や活用事例の蓄積、金融経済教育推進機構の設立等を通じて金融経済教育の充実など、**資産所得倍増プランを推進**する。
- **スタートアップの資金調達の円滑化**に向け、株式投資型クラウドファンディングの環境整備や、私設取引システム（PTS）の認可要件の緩和等を検討する。
- **コーポレートガバナンス改革の実質化や企業情報の開示の充実**に向けて、大量保有報告制度の見直しや非財務情報の開示の充実、四半期開示の見直し等を推進する。
- **サステナブルファイナンスを推進**するため、企業のサステナビリティ開示の充実やGXに向けた産業と金融の対話の促進、インパクト投資の推進等を図る。
- **デジタル社会の実現**に向け、フィンテック事業者の参入促進やデジタルマネー・暗号資産等に関する環境整備に取り組む。

III. 金融システムの安定・信頼を確保する

- **グローバルな金融経済情勢等の動向**を注視し、金融システムの安定に与える影響を分析する。
- **金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築**に向け、ガバナンス、各種リスク管理態勢等、内部監査等についてモニタリングを行い、経営基盤の強化を促す。
- 利用者保護の観点から、金融機関に**法令等の遵守の徹底**を求める。
- **顧客本位の業務運営の確保**に向け、高リスクの金融商品の取扱いを含め、顧客の最善の利益に資する金融商品の組成・販売・管理等に関する態勢整備を促す。
- **マネロン対策等やサイバーセキュリティ、経済安全保障、システムリスク管理**について、世界情勢等を踏まえた対応を促す。

2023事務年度 金融行政方針

＜主なポイント＞

2023年8月公表

■ 事業者支援の一層の推進

- 金融機関が、資金繰り支援にとどまらず、**資本性劣後ローンやREVIC等を活用しながら、経営改善支援や事業再生支援等を実施**することを促す
- 事業者支援に関する**重点的なヒアリング等を通じて、課題等を把握し、事業者の実情に応じた支援の徹底**を促す

■ 資産運用立国の実現と資産所得倍増プランの推進

- 資産運用業の高度化やアセットオーナーの機能強化など、**資産運用立国に向けた具体的な政策プランを年内に策定**するとともに、「Japan Weeks」の開催等を通じて国内外へ積極的な情報発信を行う
- 新しいNISA制度（2024年1月開始）の普及・活用促進、金融経済教育の充実など、**資産所得倍増プランを推進**する。スタートアップ支援やコーポレートガバナンス改革、サステナブルファイナンスの推進、デジタル社会の実現等に取り組む

■ 金融システムの安定・信頼の確保

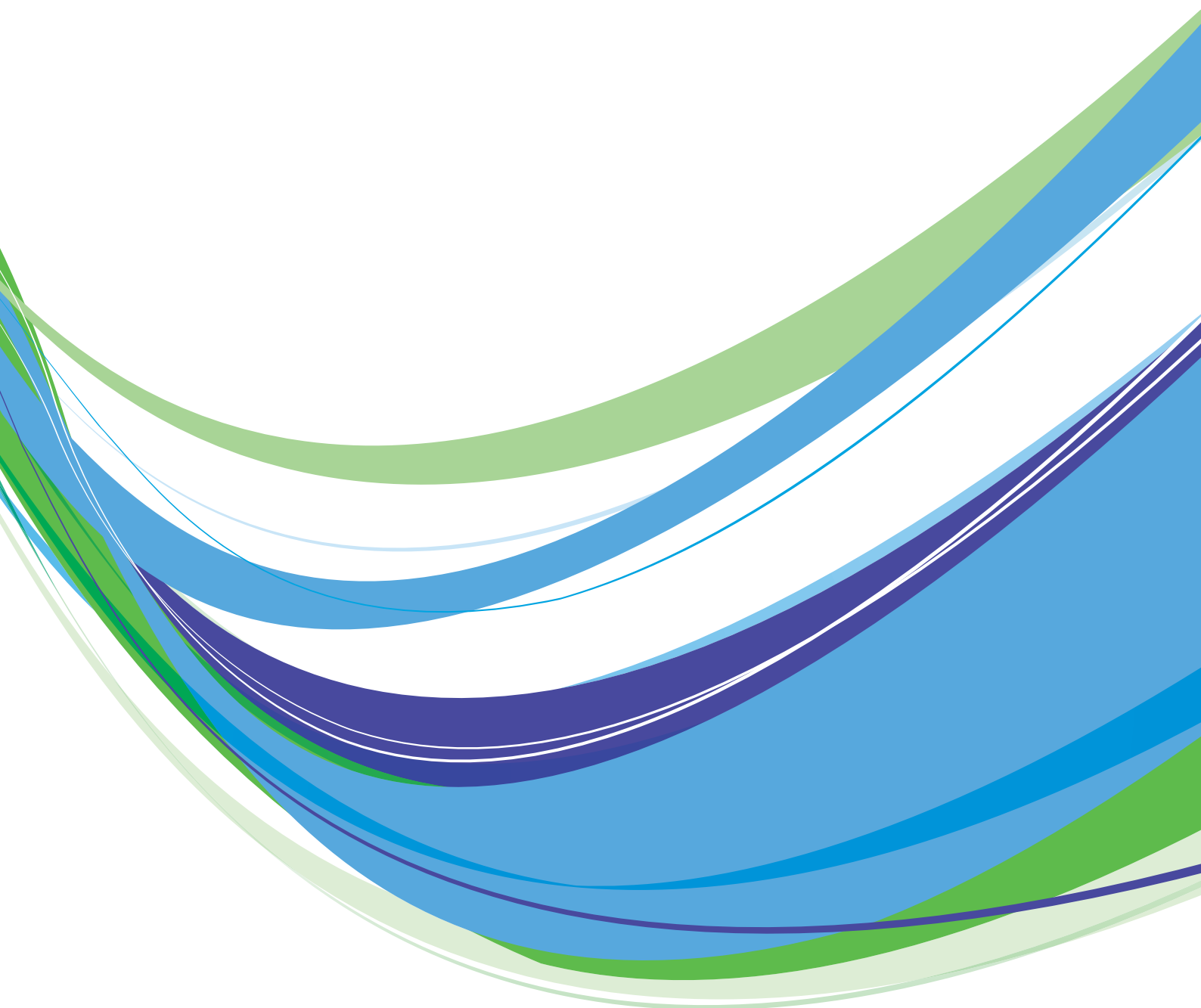
- 国内外の**金融経済情勢等の動向が金融システムの安定に与える影響を注視**する
- 金融機関の**持続的なビジネスモデルの構築**に向け、その**経営基盤の強化**を促す
- 金融機関による**健全性の維持、法令等の遵守の徹底、顧客本位の業務運営の確保**、及び**マネロン対策等やサイバーセキュリティの強化**等に向けて、深度あるモニタリングを実施する

■ 持続的な経済成長を支える金融関連法制の構築

- **事業全体に対する担保権の制度化や大量保有報告制度の見直し**等に向け、関連法案の早期の国会提出を目指す
- 前通常国会で継続審査となった関連法案の成立を前提に、「**金融経済教育推進機構**」の**設立（2024年春）**・**本格稼働（同年夏）**や**四半期開示の見直し（同年4月）**等に向けた取組を推進する

2023事務年度 金融行政方針

本文



目次

I. 経済や国民生活の安定を支え、その後の成長へと繋ぐ	1
1. 社会経済情勢の変化に対応した事業者支援の推進	1
(1) 事業者支援の一層の推進	1
(2) 事業者支援能力の向上	2
(3) 事業者支援の更なる促進に向けた対応	3
2. 事業者の持続的な成長を促す融資慣行の形成	3
(1) 経営者保証に依存しない融資慣行の確立	3
(2) 事業全体に対する担保権の早期制度化	4
II. 社会課題解決と経済成長を両立させる金融システムを構築する	5
1. 資産運用立国の実現と資産所得倍増プランの推進	5
(1) 資産運用立国に向けた取組の推進	5
(2) 新しい NISA 制度の普及・活用促進	7
(3) 金融経済教育の充実	7
2. 金融資本市場の活性化	8
(1) スタートアップ等の成長を促すための資本市場の機能強化	8
(2) コーポレートガバナンス改革の実質化と企業情報の開示の充実	9
(3) 市場に対する信頼の確保	9
3. サステナブルファイナンスの推進	10
(1) 企業のサステナビリティ開示の充実	11
(2) GX の実現に向けた産業・金融の対話の促進	11
(3) サステナビリティデータの集約	12
(4) インパクト投資の推進	12
(5) ESG 投資市場の透明性向上等の市場基盤整備や人材育成等	12
4. デジタル社会の実現	13
(1) フィンテックの推進に向けた取組	13
(2) Web3.0 等の推進に向けたデジタルマネーや暗号資産等に係る取組	13
(3) 決済インフラの高度化・効率化	14

III. 金融システムの安定・信頼を確保する	15
1. 業態横断的なモニタリング方針	15
（1）経営基盤の強化と健全性の確保	15
（2）利用者目線に立った金融サービスの普及	16
（3）世界情勢等を踏まえた各種リスクへの対応	17
2. 業種別モニタリング方針	20
（1）主要行等	20
（2）地域金融機関	20
（3）証券会社	21
（4）保険会社	22
IV. 金融行政を絶えず進化・深化させる	24
1. 金融行政の高度化	24
（1）データを活用した多面的な実態把握	24
（2）財務局との更なる連携・協働の推進	24
（3）国内外への政策発信力の強化	25
2. 金融行政を担う組織としての力の向上	26
（1）職員の能力・資質の向上	26
（2）職員の主体性・自主性の重視	26
（3）誰もがいきいきと働ける環境の整備	26

I. 経済や国民生活の安定を支え、その後の成長へと繋ぐ

コロナの感染症法上の位置付けが5類感染症に移行したことを受け、社会経済活動の正常化が進みつつあり、我が国は本格的な経済回復、そして新たな経済成長の軌道に乗ることが期待される。他方で、原材料・エネルギー価格等の高騰や円安、人手不足の影響等により、厳しい環境に置かれた事業者が数多く存在している中、官民の金融機関において実施した実質無利子・無担保融資の返済が本格化している。特に地域金融機関においては、地域産業や事業者を下支えし、地域経済の回復・成長に貢献することが重要であり、これがひいては地域金融機関自身の事業基盤の存立に関わる問題であると再認識する必要がある。

金融庁は、こうした観点から、資金繰り支援にとどまらない、事業者の実情に応じた経営改善支援や事業再生支援等の徹底を金融機関に促すとともに、金融機関の事業者支援能力向上の後押しや事業者の持続的な成長を促す融資慣行の形成を通じて、我が国経済の力強い回復を支え、その後の成長へと繋いでいく。

1. 社会経済情勢の変化に対応した事業者支援の推進

(1) 事業者支援の一層の推進

コロナ禍での事業者支援は、主として実質無利子・無担保融資を含む資金繰り支援が中心であったが、社会経済情勢が変化する中、金融機関においては、資金繰り支援にとどまることなく、コロナ借換保証¹や資本金劣後ローン、認定経営革新等支援機関（税理士や弁護士等）や中小企業活性化協議会による各種支援ツール、中小企業基盤整備機構や地域経済活性化支援機構（REVIC²）等のファンド、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン³」等を活用しながら、事業者の実情に応じた経営改善支援や事業再生支援等を、先延ばしすることなく実施していく必要がある。

こうした観点から、金融庁・財務局は、金融機関への事業者支援に関する重点的なヒアリングの実施等を通じて、こうした事業者支援の具体的な取組状況を定性的・定量的側面から確認し、支援を行う上での隘路や課題を把握することにより、事業者の実情に応じた支援の徹底を促していく。また、把握した課題等については、様々な機会を捉えて金融機関と継続的に対話を行っ

¹ 一定の要件を満たした中小企業者が、金融機関との対話を通じて「経営行動計画書」を作成した上で、金融機関による継続的な伴走支援を受けることを条件に、借入時の信用保証料を大幅に引き下げる制度。

² Regional Economy Vitalization Corporation of Japan

³ 「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」及び「中小企業活性化パッケージ」の公表について（2022年3月4日）
<https://www.fsa.go.jp/news/r3/ginkou/20220304.html>

ていく。

財務局による「事業者支援態勢構築プロジェクト⁴」については、これまでの取組により構築された事業者支援態勢の実効性を確認しつつ、事業者支援に関する重点的なヒアリング等により把握した課題等を踏まえながら、経営改善支援や事業再生支援等をより円滑に進められるよう、経済産業局や地域の関係者との連携・協働を深化させ、取組を発展させていく。その一環として、例えば、2022 事務年度にブロック単位で実施した事業者支援策・事例等の共有・確認のための会議を、より現場に近い都道府県単位のレベルでも、それぞれが抱える課題等を踏まえて実施する。

「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の周知・徹底を行うとともに、地方における事業再生の担い手の育成・拡充策の一つとして、例えば、ガイドラインを活用した案件に関与する専門家（弁護士等）の補佐人の選定要件を緩和する等の見直しを検討する。また、経営者の個人破産回避に向け、退出希望がある経営者に早期相談を促すための方策を関係省庁と検討する。

近年における震災や豪雨等の自然災害の発生状況を踏まえ、金融機関に対し平時からの災害への対応態勢の構築を促す。また、災害の発生時には、被災地の実情を踏まえ、財務局等と緊密に連携し、金融機関が迅速かつ的確にきめ細かな被災者支援を行うよう促していく。

（２）事業者支援能力の向上⁵

事業者支援に携わる地域の関係者の連携・協働に向けた働きかけを面的に進めるとともに、地域金融機関の現場職員が事業者支援のノウハウを共有する取組を後押ししていく⁶。現場職員が担当先の経営改善支援に当たって優先順位付けを行う際に活用しうる AI モデルの更なる高度化に関する研究を進め、金融機関での活用に向けた課題を整理する。あわせて、現場職員が経験に関わらず円滑に事業者支援に取り組めるよう、「業種別支援の着眼点⁷」（2023 年 3 月公表）について、その対象業種の拡充と普及促進に取り組む。

また、地域金融機関における再生支援人材・担い手の拡充とその能力の高度化に向けて、REVIC の有する事業再生支援に関する知見・ノウハウを手引きとして集約し、実践的な研修等を通じて地域金融機関の現場職員に展開する事業を進めていく。

さらに、多様化する事業者の抱える課題・ニーズに対して、地域金融機関による支援を後押しする。例えば、地域企業の経営人材ニーズに応える地域金融機関の人材紹介の取組に関して、

⁴ 財務局において、経済産業局と連携し、都道府県ごとの事業者の支援に当たっての課題と対応策を、地域の関係者（金融機関、信用保証協会、商工団体、地方公共団体、中小企業活性化協議会、中小企業基盤整備機構、地域経済活性化支援機構（REVIC）、税理士等）と共有するプロジェクト。

⁵ 「地域金融機関の事業者支援能力の向上を後押しする取組について」 参照
<https://www.fsa.go.jp/news/r4/ginkou/20230330/20230330.html>

⁶ **コラム 1** 金融仲介機能の発揮に向けたプログレスレポート 参照

⁷ 「業種別支援の着眼点」（2023 年 3 月 30 日）
https://www.fsa.go.jp/common/about/research/20230330_2/0330gyosyubetu_00.pdf

REVIC が整備する人材プラットフォーム（REVICareer：レビキャリ）の活用促進に取り組む。
また、地域金融機関による事業者のデジタル化支援を関係省庁と連携して後押しする。

（３）事業者支援の更なる促進に向けた対応

地域金融機関による事業者の経営改善支援や事業再生支援等については、これに実際に取り組む地域金融機関のビジネスモデルや地域金融機関職員個人のインセンティブと整合的なものであることが望ましい。こうした観点から、事業者支援をめぐる課題を調査・分析し、それを踏まえた事業者支援の促進策について検討を進め、対外的に発信していく。

具体的には、地域金融機関を取り巻く経済・ビジネス環境等が地域金融機関の事業者支援の取組姿勢に与えている影響や、事業者支援に関わる地域金融機関職員個人の評価・育成・キャリア形成に関する組織としての考え方や制度等を調査・分析していく。

あわせて、地域金融機関のビジネスモデルにおける、事業者へのデジタル化支援事業や人材紹介事業等の位置付けや収益管理の状況、これらの事業を行うに当たっての外部人材の活用や内部人材の育成策などについても調査・分析する。

2. 事業者の持続的な成長を促す融資慣行の形成

（１）経営者保証に依存しない融資慣行の確立

経営者保証は、スタートアップの創業や思い切った事業展開、円滑な事業承継、早期の事業再生等の阻害要因となっている面がある。金融機関による経営者保証への安易な依存をなくし、事業者の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に繋げていくべく、「経営者保証改革プログラム⁸」（2022 年 12 月公表）の実行を推進する。

具体的には、金融機関が保証契約締結時に事業者・保証人に対して保証契約の必要性等を個別具体的に説明した件数や、金融機関における「経営者保証ガイドラインの浸透・定着に向けた取組方針」の公表状況等を把握していく。

くわえて、金融庁に新たに設置した「経営者保証ホットライン⁹」に寄せられた事業者からの声等も踏まえ、必要に応じて、金融機関に対する特別ヒアリングを実施する。

⁸ 「経営者保証改革プログラムの策定について」（2022 年 12 月 23 日）
<https://www.fsa.go.jp/news/r4/ginkou/20221223-3/20221223-3.html>

⁹ 「経営者保証ホットラインの開設について」（2023 年 4 月 3 日）
https://www.fsa.go.jp/receipt/k_hotline/k_hotline.html

（２）事業全体に対する担保権の早期制度化

幅広い事業者に対し、その持続的な成長を促すような資金提供が実施されるためには、不動産等の有形資産担保や経営者保証等に安易に依存するのではなく、事業者の実態や将来性を的確に理解し、その特性に着目した融資を行う必要がある。

こうした観点を踏まえ、金融審議会「事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ」報告¹⁰（2023年2月公表）では、事業者の知的財産・無形資産を含む事業全体に対する担保制度（事業成長担保権）の創設や、金融機関における人的投資や態勢整備等の検討の必要性が示されている。本報告を踏まえ、関係省庁とも連携し、関連法案を早期に提出することを目指すとともに、事業成長担保権の制度趣旨に関する金融機関や事業者等の理解促進に取り組んでいく。

¹⁰ **コラム2** 金融審議会事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ報告 参照

Ⅱ．社会課題解決と経済成長を両立させる金融システムを構築する

持続的な経済成長に向け、家計に眠る預貯金を投資へ繋げることで、成長の果実が資産所得として広く国民に還元され、国民の資産形成と更なる投資や消費に繋がる「成長と資産所得の好循環」を実現していく。また、社会経済の構造が急速に変化する中で、気候変動問題への対応や、ダイバーシティの促進、デジタル社会の実現、スタートアップ支援など、様々な社会課題の解決が求められている。こうした社会課題の解決が新たな市場創造に繋がるよう金融面での環境整備を進め、社会課題解決と経済成長の両立を目指す。

1. 資産運用立国の実現と資産所得倍増プランの推進

「成長と資産所得の好循環」を実現するため、資産運用業の高度化やアセットオーナーの機能強化など、資産運用立国の実現に向けた取組を推進するとともに、国内外への積極的な情報発信を行う。あわせて、新しい NISA 制度の普及・活用促進、金融経済教育の充実等を柱とする資産所得倍増プラン（2022 年 11 月公表）を推進する。

（1）資産運用立国に向けた取組の推進

成長と資産所得の好循環を実現していく上で、機関投資家として家計金融資産等の運用を担う、資産運用会社やアセットオーナーに期待される役割は大きい。一方で、運用力やガバナンス等の課題も指摘されているところである¹¹。

このため、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版¹²」（2023 年 6 月公表）及び「経済財政運営と改革の基本方針 2023¹³」（2023 年 6 月公表）に基づき、関係省庁と連携し、資産運用立国に向けた取組を行う。そのための具体的な政策プランを新しい資本主義実現会議の下で年内に策定する。

① 資産運用会社等の資産運用力の向上及びガバナンス改善・体制強化

資産運用会社やアセットオーナーに対して、専門性の向上や運用人材の確保を含め、運用力の

¹¹ **コラム 3** 資産運用業高度化プログレスレポート 2023 参照

¹² 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（2023 年 6 月 16 日）
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/ap2023.pdf

¹³ 経済財政運営と改革の基本方針 2023（2023 年 6 月 16 日）
https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2023/2023_basicpolicies_ja.pdf

向上に必要な取組を促すとともに、それを後押しするための環境整備を行っていく。

また、顧客の最善の利益を考えた運営が確保されるよう、ステークホルダーへの開示のあり方を含め、ガバナンスの向上を後押しするための環境整備を行っていく。その際、金融グループに属する資産運用会社に関しては、グループ内での経営戦略上の位置づけや経営陣の選定、運用人材育成の状況についても注視する。

② スチュワードシップ活動の実質化

「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム¹⁴」（2023年4月公表）を踏まえ、資産運用会社やアセットオーナーに対して、スチュワードシップ責任¹⁵に関する活動の実質化に向けた取組を促すとともに、企業と投資家の実効的な対話の促進に向けた大量保有報告制度の見直しなど、必要な環境整備を行っていく。大量保有報告制度の見直し等については、2023年中に結論を得て、関連法案の早期の国会提出を目指す。

③ 新規参入の支援拡充等を通じた競争の促進

資産運用に係る我が国独自のビジネス慣行¹⁶など、国内外の資産運用会社の参入障壁となっている可能性がある点について把握し、改善に向けた取組を促す。

また、「拠点開設サポートオフィス¹⁷」の機能や体制の強化を行うなど、地方公共団体等とも連携しつつ、新規参入の支援拡充を通じた競争の促進を図る。

④ 運用対象の多様化

厚みのある我が国資本市場を構築するとともに、資産運用会社やアセットオーナーにおける運用力の向上にも資するよう、スタートアップ投資等のオルタナティブ投資¹⁸やサステナブル投資¹⁹の活性化を含め、運用対象の多様化を推進するために必要な環境整備を行っていく。

⑤ 国際金融センターの実現に向けた情報発信等の強化・環境整備

海外金融機関等との接点やコミュニケーションをより増加させ、我が国への進出に向けたニーズや課題等を把握するとともに、我が国の市場の魅力、政府の支援策等に関するきめ細かな情報

¹⁴ 「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム」の公表について（2023年4月26日）
<https://www.fsa.go.jp/news/r4/singi/20230426.html>

¹⁵ 機関投資家として、投資先と建設的な対話等を行い、投資先の企業価値の向上や持続的成長を促すとともに、それにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターン拡大を図る責任。

¹⁶ 例えば、我が国には、資産運用会社と信託銀行がそれぞれ投資信託の基準価額を計算し、毎日照合（二重計算）するといった独自の慣行が存在する。欧米では、二重計算は珍しく、信託銀行や専門業者が担うケースが多い。

¹⁷ 資産運用会社等に対する事前相談、登録審査、登録後の監督等の英語でのワンストップ対応を行う部署。

「「拠点開設サポートオフィス」について」 参照
<https://www.fsa.go.jp/policy/marketentry/index.html>

¹⁸ スタートアップを含むプライベートエクイティ（非公開株）や、不動産、インフラ等への投資。

¹⁹ 環境・社会的課題の解決を積極的に目指すインパクト投資を含む。

の発信を行う。具体的には、集中的に海外金融事業者を我が国に招致する「Japan Weeks²⁰」の開催に加え、そうした機会等も活用して、海外主要メディアへの広報チャンネルの拡大、海外当局への発信等を実施する²¹。

また、「国際金融ハブ」に向けた税制上の諸課題について把握し、必要な見直しに向けた対応を行う。

（２）新しい NISA 制度の普及・活用促進

新しい NISA 制度²²の開始（2024 年 1 月）に向け、制度の趣旨や内容の周知に努め、個々のライフサイクルに基づいた適切な制度の活用を促す。このため、NISA 特設サイトの利用者目線での抜本的な見直し、幅広い層への分かりやすさを追求したガイドブック等の作成、財務局や業界団体等と連携したイベント・セミナーの開催等を行う²³。

官民連携による NISA 推進戦略協議会²⁴の下、NISA 活用の優良事例の蓄積等を通じて、NISA は使い勝手がよい信頼感ある制度であるとのイメージを浸透させていく（ブランド化）。また、顧客の安定的な資産形成支援という NISA 制度の趣旨を踏まえ、顧客に対する説明態勢の整備や適合性原則を踏まえた金融商品の提供、金融機関による回転売買の勧誘行為の防止等の観点から、モニタリングを実施する。

国税庁や金融機関における非課税保有限度額の管理システムの整備を着実に進める。また、投資未経験者も含めた利用者利便の向上、サービスを提供する金融機関や利用者の負担軽減等の観点から、デジタル技術の活用等による、NISA に係る手続の簡素化・合理化等を進める。

（３）金融経済教育の充実

安定的な資産形成の重要性を広く浸透させるためには、金融経済教育の充実²⁵を通じて、国民の金融リテラシー向上に取り組むことが重要である。官民の様々な主体による活動の重複を解消しつつ、それぞれ蓄積してきたノウハウを集結させ、国全体として、中立的立場から、金融経済教育の機会提供に向けた取組を推進するための体制を整備する。この観点から、関連法案²⁶の

²⁰ 2023 年 9 月 25 日から 10 月 6 日に開催予定。

²¹ **コラム 4** 国際金融センター関連施策 参照

²² 若年期から高齢期に至るまで、長期・積立・分散投資による継続的な資産形成を行えるよう、所得税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 3 号）により、NISA 制度の抜本的拡充・恒久化が図られた。主な改正内容は、①非課税保有期間の無期限化、②口座開設期間の恒久化、③年間投資枠の拡大、④「つみたて投資枠」と「成長投資枠」の併用可能化。資産所得倍増プラン（2022 年 11 月策定）では、「5 年間で、NISA 総口座数（一般・つみたて）を現在の 1,700 万から 3,400 万へと倍増させることを目指して制度整備を図る。」「5 年間で、NISA 買付額を現在の 28 兆円から 56 兆円へと倍増させる。」とされている。

²³ **コラム 5** NISA 等の周知・広報の取組 参照

²⁴ 日本証券業協会が事務局を務め、関係業界団体で構成される協議体（金融庁はオブザーバー参加）。NISA が個人の中長期的な資産形成手段として幅広く利用されるよう、NISA の普及・促進に向けた取組を進めている。

²⁵ 家計管理、生活設計、資産形成、消費生活の基礎、社会保障・税制度、金融トラブルなど、金融リテラシー・マップ（金融経済教育推進会議、2023 年 6 月改訂）の内容を踏まえつつ、広範な観点から金融経済教育の充実を図る。

²⁶ 「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を 2023 年通常国会に提出。参議院において継続審査となっている。

成立・施行を前提に、「金融経済教育推進機構」を 2024 年春に設立し、同年夏に本格稼働させることを目指す²⁷。

同機構においては、多様なステークホルダーとの連携を通じて、企業の雇用者向けセミナーをより広く支援・促進するなど、教育活動を抜本的に拡充していくほか、講師向け養成プログラムの導入等による教育の質の向上も進める。また、同機構は、一人ひとりに寄り添った個別相談を実施していくとともに、顧客の立場に立ったアドバイザーの認定・支援を行うことを通じて、個人が安心して相談できる環境づくりに取り組む。これにより、国民一人ひとりが描くファイナンス・ウェルビーイング²⁸を実現し、自立的で持続可能な生活を送ることのできる社会づくりに貢献していく。

2. 金融資本市場の活性化

(1) スタートアップ等の成長を促すための資本市場の機能強化

スタートアップの資金調達や、非上場株式の保有者の換金と新たな投資を円滑化するため、非上場株式のプライマリー市場、セカンダリー市場双方の取引活性化に向けた環境整備に取り組む²⁹。

プライマリー市場については、株式投資型クラウドファンディングの活性化に向けて、必要な投資家保護策とあわせ、非上場会社による発行総額上限の拡充を検討するとともに、投資家の投資上限額を年収や資産に応じたものとすることを検討する。また、特定投資家私募³⁰や少額募集のあり方など、スタートアップ企業の資金調達に係る制度について検討を行う。

セカンダリー市場については、特定投資家向けの非上場株式の私設取引システム（PTS³¹）の運営を行う事業者の新規参入を促すべく、事業の特性に応じて PTS の認可要件の緩和等を検討する。

さらに、東京証券取引所において、グロース市場の上場維持基準のあり方を検討するとともに、上場ベンチャーファンドの活性化に取り組む。

融資を含むスタートアップへの資金供給やその他支援の状況について、銀行等のモニタリン

²⁷ **コラム 6** 金融審議会市場制度ワーキング・グループ顧客本位タスクフォース中間報告 参照

²⁸ ファイナンス・ウェルビーイングについては、例えば OECD が 2023 年 4 月に公表した「G20/OECD 金融消費者保護ハイレベル原則に関する理事会勧告」では、「個人のファイナンス・ウェルビーイングとは、自律的および他律的な要因を踏まえて、自分の現在および将来の経済状況を管理し、これに安全を持ち、自由を持つことを指す。」（仮訳）とされている。

²⁹ **コラム 7** 金融審議会市場制度ワーキング・グループ第二次中間整理 参照

³⁰ プロ投資家である特定投資家のみを相手方として行う有価証券の取得勧誘。特定投資家私募では、一定の開示情報を提供し、金融商品取引業者を介して行うことで有価証券届出書の提出が免除される。

³¹ Proprietary Trading System

グを通じ、機動的に確認し、フォローする。特にベンチャーデット³²については、レイターステージのベンチャー企業を更に成長させ、機関投資家も参入可能な大型 IPO につなげる等の観点からも重要である。そのため、金融機関の審査実務に新たな審査目線等を構築する取組を促進、支援する。また、成長に時間を要するスタートアップを念頭に、銀行グループが出資可能なスタートアップの範囲を拡充するための要件緩和を進める。

顧客ニーズにあった商品・サービスを提供しやすくするなど、金融機能の強化に向けた取組を推進する観点から、顧客情報管理や利益相反管理、優越的地位の濫用防止の実効的な確保等の利用者保護の状況を適切に確認しながら、外務員の二重登録禁止規制等に関する銀証ファイアウォール規制のあり方や必要とされる対応について検討を行う。

（２）コーポレートガバナンス改革の実質化と企業情報の開示の充実

「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム」（2023 年 4 月公表）を踏まえ、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、資本コストの的確な把握やそれを踏まえた収益性・成長性を意識した経営の促進、女性役員比率の向上による取締役等の多様性向上を含むサステナビリティを意識した経営の促進、独立社外取締役の機能発揮に向けた啓発活動等の取組を進める³³。

また、投資家と企業との建設的な対話を促進し、コーポレートガバナンス改革を支える観点から、グローバル投資家の期待に応える企業群の見える化や、非財務情報の開示の充実を図るための施策を進める。

開示の効率化を図る観点から、関連法案³⁴の成立を前提に、2024 年 4 月の施行に向けて、東京証券取引所と連携して四半期決算短信の見直しを進め、関係政府令の整備や四半期レビュー基準の改訂等を行っていく³⁵。

（３）市場に対する信頼の確保

上場会社等の監査に係る登録制度の導入等を盛り込んだ改正公認会計士法の施行（2023 年 4 月）を踏まえ、上場会社等監査の担い手全体の監査品質の向上に向けて取り組んでいく。また、従前から監査業務を行っている上場会社監査事務所の登録が 2024 年 9 月末に期限を迎えることを踏まえ、日本公認会計士協会による、監査人の登録審査、監査の品質管理のレビュー、中小監査事務所の体制整備の支援等の取組を後押ししていく。

³² ベンチャー企業に対する融資。当該企業の将来キャッシュフロー等に着目した融資であり、通常の企業に対する融資よりも高い金利が設定されることが一般的である。

³³ **コラム 8** コーポレートガバナンス改革の実質化に向けた取組 参照

³⁴ 脚注 26 参照

³⁵ **コラム 9** 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告 参照

公認会計士・監査審査会では、上場会社監査の担い手として中小監査事務所の役割が増大している中、改正公認会計士法が施行されたことを踏まえ、中小監査事務所に対する検査をより重視してモニタリング³⁶を実施する。また、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR³⁷）のホスト国として、事務局支援を継続しつつ、IFIARの議長国としての立場も活かしながら³⁸、非財務情報に対する関心の高まりや技術革新の進展等を踏まえたグローバルな監査品質の向上に貢献していく。さらに、2024年4月に大阪で開催予定の第24回IFIAR本会合の準備も進めていく。

証券取引等監視委員会では、市場の公正性・透明性の確保と投資者保護等を図るべく、「中期活動方針³⁹」（2023年1月公表）に基づき、的確・適切な市場監視を実施する。

不公正取引や開示規制違反について、課徴金納付命令勧告を視野に入れた調査・検査の迅速な実施により、その実態を解明するとともに、重大で悪質な事案については、犯則調査の権限を行使し、厳正に対応する。金融商品取引業者等については、金融商品の組成・販売・管理等の各段階において期待される役割等を念頭に置きながら、業態横断的な視点も踏まえ、適合性原則等の観点から、内部管理態勢の構築や販売状況を検証する⁴⁰。無登録で金融商品取引業を行う者及び無届で有価証券の募集等を行う者については、裁判所への禁止命令等の申立てを行うなど、投資者被害事案に対して積極的に取り組む。

また、市場監視の専門機関としての能力向上に向けて、デジタル技術を活用した市場監視業務の高度化・効率化等に取り組む。

3. サステナブルファイナンスの推進⁴¹

気候変動や少子高齢化等の社会的課題の重要性が増す中で、新たな産業・社会構造への転換を促し、持続可能な社会を実現するための金融（サステナブルファイナンス）の推進が不可欠となっている。

³⁶ 監査業界の概観やモニタリングの状況等については、「令和5年版モニタリングレポート」（2023年7月14日）を参照。

<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kouhyou/20230714/20230714-1.html>

2023事務年度における監査事務所等のモニタリングについては、「令和5事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」（2023年7月14日）を参照。

<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kihonkeikaku/20230714/20230714.html>

³⁷ International Forum of Independent Audit Regulators

³⁸ **コラム10** 金融監督に関する国際的な議論への貢献について 参照

³⁹ https://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2023/2023/20230127-1.html

3つの柱である「網羅的な市場監視に向けた情報収集・分析」「効果的・効率的な調査・検査」「市場規律強化に向けた実効的な取組み」の好循環の実現を目指し、海外当局との積極的な連携等を図るとともに、有用情報の収集に配慮しながら、非定型・新類型の事案等に対する対応等にも取り組む。

⁴⁰ 詳細については、「令和5事務年度 証券モニタリング基本方針」（2023年8月1日）を参照。

https://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2023/2023/20230801-2.html

⁴¹ **コラム11** サステナブルファイナンスの推進 参照

国内外の関係者による取組の広がりを踏まえつつ、GX⁴²を含む経済・社会の変革・成長を金融面から支援する取組を幅広く支援していく。あわせて、「Japan Weeks⁴³」等の機会を捉えて、関係省庁・地方公共団体・民間事業者と連携し、我が国の様々な取組・貢献について、国際的に積極的な発信を行う。

（１）企業のサステナビリティ開示の充実

近時、サステナビリティに関する取組が企業経営の中心的な課題になるとともに、投資家が長期的な企業価値を評価する観点から、サステナビリティ情報へのニーズが高まっていることを踏まえ、企業のサステナビリティ開示の内容について継続的な充実を図る。

改正「企業内容等の開示に関する内閣府令」（2023年1月施行）において、有価証券報告書等にサステナビリティに関する考え方及び取組の記載欄が新設されたこと等を踏まえ、サステナビリティ開示の好事例を取りまとめて公表する。

また、各国においてサステナビリティ開示が急速に進む中、国際的な比較可能性を確保することが重要である。国際サステナビリティ基準審議会（ISSB⁴⁴）のサステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項（S1基準）及び気候関連開示基準（S2基準）が2023年6月に最終化されたことを受け、サステナビリティ基準委員会（SSBJ⁴⁵）をはじめとする関係者と連携し、我が国のサステナビリティ関連情報が国際的な比較可能性をもち、資本市場からの信頼が得られるものとなるように取組を進める。さらに、人的資本に関するサステナビリティ開示基準の整備や、サステナビリティ情報に対する第三者による保証等の国際的な基準開発の議論に積極的に参画・貢献する。くわえて、サステナビリティ情報の信頼性確保に向けた保証のあり方についても、国際的な議論を踏まえ、検討を進めていく⁴⁶。

（２）GXの実現に向けた産業・金融の対話の促進

金融機関・投資家が、投融資先の実情に応じた実効的な対話・支援に取り組むよう、GFANZ日本支部⁴⁷等とも連携し、ファイナンスド・エミッション⁴⁸や削減貢献量⁴⁹等の指標のあり方を含む移行計画の策定・実施に係る実践的論点につき議論を進め、積極的に国際発信を行う。

⁴² GX(グリーントランスフォーメーション)は化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心へ転換する等、脱炭素成長型経済構造への移行を指す。

⁴³ II. 1. (1) ⑤ 国際金融センターの実現に向けた情報発信等の強化・環境整備 参照

⁴⁴ International Sustainability Standards Board

⁴⁵ Sustainability Standards Board of Japan

⁴⁶ **コラム9** 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告 参照

⁴⁷ Glasgow Financial Alliance for Net Zero の日本支部を指す（2023年6月始動）。

⁴⁸ Financed emissions: 金融機関・投資家等にとっての Scope 3 カテゴリー15 排出量（投融資による排出量）。

⁴⁹ WBCSD（持続可能な開発のための世界経済人会議）は、削減貢献量を、「特定の温室効果ガス削減ソリューションが存在する場合の排出量と、存在しなかった場合の排出量との差分」と定義している。

また、中堅・中小企業の脱炭素を含む地域での GX 投融資を促すため、地域金融機関、地方公共団体、地域企業等を含む多様な関係者が連携した面的な取組を支援する。

さらに、世界全体の GX 実現に向け、地理的結びつきが強いアジアの GX 投資を推進するため、官民関係者が参画する協議体を設置し、実践的課題を集約・発信する。あわせて、アジア GX 投資への我が国金融機関の取組支援等を通じ、「アジア GX 金融ハブ」の実現に取り組む。

（３）サステナビリティデータの集約

サステナビリティデータ⁵⁰の効果的・効率的な集約に係る実務上の課題が指摘されているところ、日本取引所グループ（JPX）とも連携し、XBRL⁵¹等も活用した利用し易い形での情報提供を進める。こうした取組について、NZDPU⁵²を含む国際的なデータ整備構想とも必要に応じて連携していく。あわせて、サプライチェーンにおける Scope 3⁵³等のデータ整備の取組を関係省庁と連携し支援していく。

（４）インパクト投資の推進

インパクト投資⁵⁴の「基本的指針（案）⁵⁵」（2023 年 6 月公表）について、関係者と能動的かつ丁寧に対話を行い、2023 年度中の最終化を目指す。また、インパクトスタートアップ⁵⁶や地域企業等への支援を促す観点から、投資家・金融機関、企業、地域の支援機関等の多様な者が参画する「インパクトコンソーシアム」を立ち上げ、インパクト指標、投資事例、企業支援の手法等の検討・共有を進めていく。

（５）ESG 投資市場の透明性向上等の市場基盤整備や人材育成等

企業と投資家の橋渡し役を担う ESG 評価・データ提供機関に対して、評価の透明性・客観性の向上等の観点から、「行動規範⁵⁷」（2022 年 12 月公表）への賛同を促す⁵⁸ほか、ESG 評価機関の開示の状況等を確認し、更なる論点等について検討を行う。

⁵⁰ 排出量データ等の企業のサステナビリティに係るデータ。

⁵¹ eXtensible Business Reporting Language。財務報告等開示書類に電子的タグを付し効率的な情報取得を可能とするための国際的に標準化されたコンピュータ言語。

⁵² Net-Zero Data Public Utility

⁵³ 「Scope 1」は当該企業の直接の排出、「Scope 2」は他社から供給された電気等の間接排出、「Scope 3」は原材料の生産から製品の使用、廃棄、従業員の出張・通勤など、事業者の活動に関連する他社の排出も含むすべての間接排出。

⁵⁴ 社会・環境的な効果（インパクト）と収益性の双方の実現を図る投融資。

⁵⁵ インパクト投資に関する基本的指針（案）への意見募集について（2023 年 6 月 30 日）
https://www.fsa.go.jp/news/r4/singi/20230630_3.html

⁵⁶ 社会課題の解決を通じ事業の成長を図る創業企業等。

⁵⁷ ESG 評価・データ提供機関に係る行動規範（2022 年 12 月 15 日）
<https://www.fsa.go.jp/news/r4/singi/20221215/01.pdf>

⁵⁸ ESG 評価機関について、2023 年 6 月末時点の賛同状況を 2023 年 7 月に公表。さらに、データ提供機関について、2024 年 6 月末時点の賛同状況を取りまとめる。

また、金融機関に対し、ESG 投信に関する監督指針⁵⁹（2023 年 3 月公表）の浸透を図る。

さらに、サステナブルファイナンスの専門人材の育成を進めるため、民間資格試験の普及、グローバルにも通用する大学等の講座の設置等を促す。

4. デジタル社会の実現

金融サービスのデジタル化や金融機関の DX⁶⁰を推進し、金融サービスが、利用者保護やシステムの安全性を確保しつつ特色ある機能を発揮し、個人や企業の利便性向上等を通じて、経済成長に資する形で持続的に発展するよう、金融機関やフィンテック事業者の支援を強化していく。また、様々なベンチャー企業や金融機関、事業会社、業界団体と密に意見交換を行い、取り組むべき課題の特定とその解決に努めていく。

（１）フィンテックの推進に向けた取組

国内外の事業者の参入を更に促進するため、「FinTech サポートデスク⁶¹」の機能や体制を強化する。また、我が国フィンテックの魅力発信や国内外の事業者のネットワーキングの機会創出のため、「FIN/SUM⁶²」の更なる国際化を図る。くわえて、FIN/SUM を中心に複数のサイドイベントから成る「Japan Fintech Week（仮称）」を 2024 年 3 月に創設する。

また、金融機関の一層のデジタル化・DX を支援すべく、国内外のフィンテック事業者との連携強化のためのミートアップの開催や、IT ガバナンスの向上に向けた対話、デジタル化・DX に係る取組の好事例の発信等を行う。

2023 年 4 月から制度が開始された賃金のデジタル払い（資金移動業者の口座への賃金支払い）については、その適切な運用に向けて厚生労働省との連携を進める。

（２）Web3.0 等の推進に向けたデジタルマネーや暗号資産等に係る取組

ステーブルコイン⁶³の円滑な発行・流通に向け、仲介者に対して迅速な登録審査を行うための

⁵⁹ ESG 投信に関する「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について（2023 年 3 月 31 日）
<https://www.fsa.go.jp/news/r4/shouken/20230331-2/20230331-2.html>

⁶⁰ ここでいうデジタル化は、既存の紙のプロセスを自動化するなど、物質的な情報をデジタル形式に変換すること等を指す。また、DX（デジタルトランスフォーメーション）は、企業が外部エコシステム（顧客、市場）の劇的な変化に対応しつつ、内部エコシステム（組織、文化、従業員）の変革を牽引しながら、第 3 のプラットフォーム（クラウド、モビリティ、ビッグデータ/アナリティクス、ソーシャル技術）を利用して、新しい製品やサービス、新しいビジネスモデルを通して、ネットとリアルの両面での顧客エクスペリエンスの変革を図ることで価値を創出し、競争上の優位性を確立することを指す（令和 3 年情報通信白書）。

⁶¹ フィンテックに関する一元的な相談・情報交換窓口。

⁶² フィンサム。2016 年以降、日本経済新聞社と継続的に共催しているフィンテック等に関する国際シンポジウム。

⁶³ 2022 年 6 月に資金決済法等が改正され、2023 年 6 月からステーブルコインに関する制度が施行された。

取組を進めるほか、自主規制団体の設立を促す。また、期末時価評価課税の対象となる発行体保有分以外の暗号資産⁶⁴について、法令上・会計上のあり方を含め、税制上の扱いを検討するほか、暗号資産発行企業等の会計監査の機会確保に向けた日本公認会計士協会の取組を後押ししていく。くわえて、投資者保護に配慮しつつ、セキュリティトークンの流通の枠組（PTS 認可のあり方等）や税制上の扱いについて、引き続き検討を行う。

2022 年 11 月の海外の大手暗号資産交換所の破綻に際し、同交換所の日本法人の利用者財産については早期に返還がなされるなど、我が国の制度・モニタリングは有効に機能した。こうした経験を活かし、暗号資産等に係る国際的な政策対応に貢献していくとともに、暗号資産等が国境を越えて取引されることを踏まえ、各国当局との連携強化に取り組む。くわえて、国内においては、更なる利用者保護の確保に向け、モニタリング上の着眼点の見直しを行う。

中央銀行デジタル通貨（CBDC⁶⁵）については、日本銀行におけるパイロット実験や財務省における有識者会議の議論が進められており、金融庁としても、金融システムに与える影響等の観点から、この検討に貢献していく。

（３）決済インフラの高度化・効率化

決済を取り巻く経済社会的及び技術的な環境変化や国際的な動向を踏まえ、資金決済の高度化・効率化を推進する。次期全銀システムについて、幅広い関係者による検討に引き続き参画し、安全性・柔軟性・利便性の確保を含む「次期全銀システム基本方針」の具体化に向けた議論に貢献する。くわえて、2022 年に参加資格を資金移動業者に拡大した全銀システムや 2022 年に稼働した新たな個人間送金インフラを含め、多頻度小口決済サービスへの参加事業者の拡大状況や利用状況等をフォローしつつ、利便性と安全性の両立が図られるよう、関係者との対話を継続する。

また、手形・小切手機能の全面電子化に向けて、金融界が公表した自主行動計画⁶⁶の着実な進展を後押しする。金融機関の取引先企業の DX や生産性向上の観点から、DI-ZEDI⁶⁷や金融 GIF（政府相互運用性フレームワーク）に対応する会計ソフト等の開発・普及といった、請求・決済分野のデータ連携に関する取組を官民一体となって推進する。特に DI-ZEDI については、中小企業の DX に大きく貢献するものと思われ、その普及を支援する。

⁶⁴ 発行体保有分の暗号資産については税制上の扱いが見直された。

⁶⁵ Central Bank Digital Currency

⁶⁶ 2021 年 7 月、「手形・小切手機能の『全面的な電子化』に関する検討会」（事務局：一般社団法人 全国銀行協会）により策定（2022 年 6 月改定）。同計画において、2026 年度末までに全国手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにすることが最終目標として掲げられている。

⁶⁷ 一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク（全銀ネット）が策定した、デジタルインボイスの国内標準仕様に対応した金融 EDI 情報標準。

Ⅲ. 金融システムの安定・信頼を確保する

金融機関を取り巻く環境が変化する中でも、金融機関においては、健全性を維持しつつ、金融仲介等の機能を十分に発揮していくことが求められる。

このため、金融庁としては、金融経済情勢や世界情勢を的確に把握するとともに、データ分析や金融機関との対話等を通じて、金融機関に対する深度あるモニタリングを実施していく。

1. 業態横断的なモニタリング方針

(1) 経営基盤の強化と健全性の確保

金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築に向け、金融機関の経営戦略⁶⁸を確認するとともに、営業基盤、財務基盤、ガバナンスや信用・市場・流動性等の各種リスク管理態勢（ストレス時の対応プロセスを含む）、内部監査等について対話等を通じたモニタリングを行い、それぞれの状況に応じて経営基盤の強化を促す。

特に、世界的な金利上昇や 2023 年春の欧米における銀行セクターの混乱等にも留意しつつ、市場・経済がグローバルに相互に関連していることを踏まえ、今後とも、国内外の金融政策・金利動向を含め、グローバルな金融経済情勢等の動向を注視し⁶⁹、その動向が金融システムの安定に与える影響について分析を行っていく⁷⁰。

なお、金融機関との対話等においては、金融機関の役職員の心理的安全性の確保に努める。また、金融機関や新規参入希望者からの法令解釈に関する問い合わせ等に対しては、可能な限り、迅速で明確な回答に努める。

また、欧米における銀行セクターの混乱を受け、金融安定理事会（FSB）等で行われている議論⁷¹に我が国としても積極的に貢献し、必要に応じて国内対応を適切に行っていく⁷²。

2017 年 12 月に最終合意がなされたバーゼルⅢについて、我が国では 2023 年 3 月期から一部の金融機関への適用が開始された。関係者と十分な対話を行いながら、2025 年 3 月期までの全ての対象金融機関への適用に向けて着実に取組を進める。

⁶⁸ 人的投資や人材育成の取組、業務の DX 推進や銀行業高度化等会社の活用を通じた、新規ビジネスの開拓、利用者利便の向上、コスト削減等の方策を含む。[コラム 12](#) 金融機関の IT ガバナンスに関する論点 参照

⁶⁹ [コラム 13](#) 現下の金融経済情勢について 参照

⁷⁰ [コラム 14](#) 金融機関の健全性に係る評価 参照

⁷¹ 金融安定理事会（FSB）等では、2023 年春の欧米における銀行セクターの混乱に対する規制・監督上の教訓について棚卸しを行い、金融システムの強化のために優先的に取り組む事項を整理し、作業を進めている。

⁷² [コラム 15](#) 今春の米国銀行セクターにおける混乱への対応 参照

（２）利用者目線に立った金融サービスの普及

① 顧客本位の業務運営

金融機関による顧客本位の業務運営の確保に向け、金融機関において顧客の最善の利益に資する商品組成・販売・管理等を行う態勢が構築されているかについてモニタリングを行う。

特に、販売・管理態勢等の課題⁷³を踏まえ、（ア）リテールビジネスへの経営陣の関与状況、（イ）顧客本位に基づく持続可能なビジネスモデルの構築状況、（ウ）「取組方針⁷⁴」の質の改善と営業現場への定着状況・動機付け、（エ）業界規則等を踏まえた仕組債への対応状況、販売実績や苦情に照らして留意すべき高リスクの金融商品⁷⁵の販売・管理態勢、（オ）実効性ある検証・牽制態勢を含めたPDCAの実践状況といった点について、重点的にモニタリングを行う。

また、顧客本位の業務運営に関する取組の一層の定着・底上げを図るため、金融事業者に対して、顧客の最善の利益を勘案して誠実かつ公正に業務を遂行する義務を設けるとともに、家計の資産形成において重要な役割を担う企業年金等もその対象に加えることを内容とする関連法案⁷⁶を提出した⁷⁷。金融庁としては関連法案の成立を前提に、顧客の最善の利益が確保されるようモニタリングのあり方について検討を行う。

② 顧客に寄り添った金融サービス

高齢化やグローバル化の進展など、我が国経済社会の急速な変化を踏まえ、金融機関及び業界団体に対し、顧客に寄り添った丁寧な対応を促していく⁷⁸。

高齢顧客の様々な課題やニーズへの対応に関しては、認知判断能力が低下した顧客の取引を親族等が代理する場合における対応等について、利用者利便の向上とトラブル防止の観点から、後見制度支援預貯金等の導入状況調査の結果も踏まえて、金融機関及び業界団体と対話を行い、更なる取組を支援していく。

障がい者が、安全で利便性の高い金融サービスを利用できるよう、障がい者に配慮した施設等の整備のほか、代筆・代読や電話リレーサービスへの対応を含む研修等を通じた現場職員による対応の徹底など、改正障害者差別解消法の趣旨も踏まえた上で、社会的障壁の除去に向けた金融機関及び業界団体の取組を一層促していく。

外国人による金融サービスの利用に関しては、在留外国人の増加が見込まれることも踏まえ、円滑な口座開設等に資する情報や注意点を利用者等に周知するとともに、手続の円滑化・効率化

⁷³ 例えば、金融商品の内容が顧客の属性等に適合するか合理的な検証ができていない、顧客利益より販売促進を優先し、リスクやコストに見合うリターンが得られにくい金融商品を顧客に十分に説明することなく提案・販売している、といった状況が確認されている。[コラム16](#) 顧客本位の業務運営に関する販売会社の取組状況 参照

⁷⁴ 顧客本位の業務運営を実現するための明確な方針（顧客本位の業務運営に関する原則「原則1」）

⁷⁵ 例えば、仕組債や外貨建一時払保険等が挙げられる。

⁷⁶ 脚注26参照

⁷⁷ [コラム6](#) 金融審議会市場制度ワーキング・グループ顧客本位タスクフォース中間報告 参照

⁷⁸ [コラム17](#) 利用者利便の向上とマネロン対策等・犯罪被害防止の強化との両立 参照

や外為法上の非居住者と判定される顧客への金融サービスの提供のあり方など、サービスの適切性・利便性向上に向けた金融機関及び業界団体の取組を一層推進する。

金融機関における旧姓名義による口座開設等への対応状況等に関する実態把握の結果等を踏まえ、旧姓使用の口座の開設・維持を希望する利用者の利便性向上の観点から、関係省庁と連携して、金融機関による対応を促していく。

③ 多重債務問題への対応等

多重債務者発生防止のため、注意喚起を関係機関と連携して行うとともに、成年年齢引下げを踏まえた若年者対応を含め、金融機関の取組を促していく。その際、コロナ後の経済環境や個人の消費行動が資金需要者の借入行動に与える影響等、コロナ後の動向について注視する。

また、SNS 等を利用した個人間融資のほか、商品の売買やファクタリングを装い金銭の貸付を行うものなど、ヤミ金融の新たな手口に対しては、注意喚起を強化するとともに、捜査当局との連携により厳正に対処していく。

④ 特殊詐欺、不正送金、投資詐欺の防止

振り込め詐欺等の特殊詐欺による被害は依然として多く、金融機関に対して、被害の未然防止策の更なる実施や実効性の検証に努めるよう促していく。また、2022 年以降、インターネットバンキングでフィッシングによるものと推察される不正送金の被害が急増している点に鑑み、警察庁等の関係機関と連携し、新たな手口を含む不正送金・利用被害の実態を踏まえた対策の実施や、顧客へのセキュリティ対策に係る情報提供や啓発といった取組を、金融機関に促すとともに、金融機関に対するモニタリングの強化を図っていく。

このほか、無登録業者が関与する、SNS 等を利用した新たな手法による詐欺的な投資勧誘についても関係機関との連携を強化して対応していく。また、被害の拡大防止の観点から、無登録で金融商品取引業を行う者に対する照会書及び警告書の発出や裁判所への申立てを行うとともに、詐欺的な投資勧誘を含む無登録業者との取引の危険性について、SNS 等も活用しつつ、投資者に広く注意喚起を行う。

（３）世界情勢等を踏まえた各種リスクへの対応

① マネーロンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策⁷⁹の強化

世界情勢の緊迫化や犯罪手法の巧妙化を踏まえ、マネロン対策等は国際的に重要課題と認識⁸⁰

⁷⁹ 以下、「マネロン対策等」

⁸⁰ 我が国が議長を務めた 2023 年 5 月の G7 財務大臣・中央銀行総裁会議声明においても、暗号資産に係るマネロン対策等の強化が、国際的に重要な課題と認識されている。金融庁は、FATF においてこうした課題を議論するグループ及びその上位部会である政策企画部会の共同議長を務めており、その立場を活かし、対策の強化に向けた議論に貢献していく。

され、海外の金融機関は対策を強化している。また、国内でも金融サービスが特殊詐欺等に悪用される例が多数確認されている。我が国金融機関においては、改めて、マネロン対策等の徹底は金融業を行う上での前提条件であること、犯罪に多用される場合は自らの信頼に加え、我が国の国際的な信託をも損なうおそれがあることを強く認識すべきである⁸¹。その上で、我が国の犯罪事案や国際的要請⁸²を踏まえたマネロン対策等を早急に講じる必要がある。このため、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン⁸³」（2021年11月公表）で求めている実効的な態勢整備を金融機関が2024年3月までに完了するよう、業界団体と連携し、フォローアップを行う。特に、規程類の整備を含め、実効的な取組の前段階となる部分において進捗に遅れが見られる金融機関には、集中的にモニタリングを行い、期限を意識した着実な対応を促す。また、2024年4月以降の態勢の有効性検証等のため、検査・監督体制のあり方について検討を進める。

くわえて、為替取引分析業⁸⁴については、適切な許可審査や監督を実施していく。

また、「SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン⁸⁵」（2023年3月公表）等を踏まえつつ、他省庁等と連携して、金融機関における防犯対策の強化や本人確認手法の見直し等について検討を行う。

② サイバーセキュリティの強化

昨今、サイバー攻撃が一層巧妙化し、金融機関でも被害が発生している⁸⁶ほか、検査でも、対策が不十分な事案が確認されている⁸⁷。また、北朝鮮関与とされるサイバー攻撃⁸⁸が世界的に確認されており、数年来、我が国の暗号資産交換業者も標的となっていることが強く推察される状況にある。

このため、経営陣のリーダーシップの発揮状況を含め、金融機関におけるサイバーセキュリティ管理態勢の実効性について検証し、その強化を促す。

特に、定期的な脆弱性診断・ペネトレーションテスト⁸⁹等を通じた自社対策の有効性の検証や、演習等を通じたインシデント対応能力の検証が適切に行われているか、把握された課題につ

⁸¹ **コラム 18** 「マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の現状と課題」（2023年6月） 参照

⁸² 国際的には、金融活動作業部会（FATF）が策定する国際基準（FATF 勧告）の履行が求められている。

⁸³ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（2021年11月22日）
https://www.fsa.go.jp/common/law/amlcft/211122_amlcft_guidelines.pdf

⁸⁴ 2022年6月に改正、2023年6月に施行された資金決済法第2条第18項の各号に掲げる行為のいずれかを業として行うこと。

⁸⁵ SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン（2023年3月17日）
<https://www.npa.go.jp/safetylife/seiianki31/tokushusagi/honbun-1.pdf>

⁸⁶ 金融機関の委託先・再委託先に対する不正アクセスにより大量の顧客情報が漏洩する事案や、マルウェアへの感染によりデータが暗号化される事案が発生している。

⁸⁷ 金融機関が境界防御を過信して十分な検証を行っていない事例や、経営陣の責務であるリーダーシップの発揮が不十分な事例がある。

⁸⁸ 北朝鮮当局の下部組織とされるラザルスと称されるグループ等が挙げられる。

⁸⁹ 擬似的なマルウェアを利用したり、脆弱性・設定不備等を悪用したりするなど擬似的な攻撃を仕掛けることで、侵入・改ざんの可否や検知の可否、対応の迅速性・適切性を検証するテスト。

いて計画的に対策を講じているか、といった点について、重点的にモニタリングを行う。

また、サイバーセキュリティ管理態勢の成熟度を評価する点検票⁹⁰に基づく自己評価の実施を地域金融機関、保険会社及び証券会社に求め、自律的な態勢の強化を促す。

さらに、金融庁が主催する金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall VIII）を通じ、金融業界全体の事態対処能力の向上を促す⁹¹。

③ 経済安全保障上の対応

金融業は国民の経済活動を支える基幹インフラであり、金融機関は、重要なシステムの導入や維持管理等の委託に際し、それが国外から行われる様々な妨害・加害行為の手段とされることがないように対応し、インフラ機能の安全・信頼を確保する必要がある。

このため、経済安全保障推進法⁹²の円滑な制度開始（2024 年春）に向けて、政令等の整備、関係機関との連携、「基幹インフラ制度に関する相談窓口⁹³」の運営等を通じた関係事業者との丁寧な対話を進める。

④ システムリスク管理態勢の強化

昨今のシステムリスク⁹⁴の高まりを踏まえ、金融機関のシステムについては、重大な顧客被害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、機動的に金融機関のシステムリスク管理態勢（外部委託先の管理態勢を含む）を検証し、必要に応じて改善を促す。

また、リスクの高いシステム統合や更改については、システムの安定稼働を確保する観点から、モニタリングを通じ、あらかじめ金融機関のプロジェクト管理の実効性を検証する。くわえて、大手金融機関を中心に、IT レジリエンス⁹⁵について実態把握や対話を行う⁹⁶。

⁹⁰ 日本銀行や金融情報システムセンターと共同で開発。2022 年から取組を実施しており、2022 年の結果は「地域金融機関におけるサイバーセキュリティセルフアセスメントの集計結果（2022 年度）」を参照。

<https://www.fsa.go.jp/news/r4/cyber/20230418.html>

⁹¹ 演習は 2016 年から毎年実施しており、2022 年の取組は「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall VII）」について」を参照。

<https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20221017/deltawall.html>

⁹² 2022 年 5 月、経済安全保障推進法が成立し、基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度等が措置された。

⁹³ 2023 年 4 月に設置。詳細は「基幹インフラ制度に関する相談窓口」を参照。

<https://www.fsa.go.jp/receipt/infrastructure.html>

⁹⁴ 金融機関の開発・保守等に関して外部委託先等への依存が高まる中、システム委託先の障害が複数の金融機関に影響を及ぼす事案が発生している。また、難度の高い重要なシステム統合や更改案件もある。**コラム 19** 金融分野のシステム障害分析レポート参照

⁹⁵ システム障害からの回復力、復元力を指す。障害の未然防止にとどまらず、障害発生時の業務の早期復旧や顧客影響の軽減も含む。

⁹⁶ 実態把握や対話に当たっては、パーゼル銀行監督委員会（BCBS）や金融安定理事会（FSB）における議論等の国際的動向を踏まえ、2023 年 4 月に公表した「オペレーショナル・レジリエンス確保に向けた基本的な考え方」

<https://www.fsa.go.jp/news/r4/ginkou/20230427/02.pdf>）や同年 6 月に改正した主要行等向け監督指針

<https://www.fsa.go.jp/news/r4/ginkou/20230623-2/02.pdf>）に留意する。

2. 業種別モニタリング方針

(1) 主要行等

主要行等は、我が国経済に大きな影響力を有し、質の高い金融サービスを安定的に提供することが求められているため、上記1.の各項目に関し、業務の規模・複雑性に応じた高水準の態勢が確立されているかモニタリングを行う。

信用リスクに関しては、内部格付の付与や償却・引当に係るプロセス、事業再編資金等のニーズの高い分野の融資慣行について対話を行い、各行における必要な対応を促す。また、市場・流動性リスクに関しては、各行の運用・調達方針を確認の上、資産と負債の総合管理の状況を含め、有価証券運用や外貨流動性に関するリスク管理態勢を重点的に検証し、その高度化を促す。ネット専業銀行等についても流動性リスク管理態勢に係るモニタリングを行う。

くわえて、日本銀行と共同で、各行共通のシナリオに基づくストレステストを実施し、各行の分析手法の改善を促す。政策保有株式については保有意義や縮減計画の進捗を確認する。

また、主要行等が国境や銀信証の業態を超えた業務展開を推進する中、各行の戦略について対話を行い、グループ・グローバルのガバナンスの高度化を促す。その際、リスク管理の枠組みや、内部監査の高度化に向けた取組、IT・システム等のあり方について対話する。

日本郵政グループについては、新規業務・新商品のサービス提供を踏まえ、顧客本位の業務運営に向けた施策の取組を着実に進めるように促すとともに、郵便局ネットワークを活用したユニバーサル・サービスの安定的な提供といった観点も踏まえ、グループ全体の中長期的な収益基盤の確保に向けた取組状況について対話を行う。

(2) 地域金融機関

地域金融機関がその役割を果たしていくためには、自身の経営基盤を強化し、持続可能なビジネスモデルを確立することが重要である。地域金融機関の経営トップにおいては、金融機関を取り巻く環境の変化が非常に速くなっていることを踏まえ、時間軸を意識しながら、果敢な経営改革を進める必要がある。地域金融機関は、様々な課題を抱える一方で、経営資源に一定の制約を有する場合が多い。地域金融機関が自らの経営資源を効率的かつ効果的に活用し、経営改革を進めるためには、各金融機関が置かれている経営環境⁹⁷や直面している各種課題の全体やその性質、軽重等を踏まえた上で、課題解決に向けて経営資源をどのように配分していくか、検討することが不可欠である。金融庁・財務局はこうした点に十分留意しながら地域金融機関との各種対話を行う。

地域金融機関が経営改革を進めていく上で鍵となるのが、中長期的なビジョンを踏まえた意

⁹⁷ **コラム 20** 地域銀行の経営状況 参照

思決定を支えるガバナンスと、その実施と価値創出を支える人的資本である。金融庁・財務局は、今後、地域銀行に対するモニタリングにおいて、各銀行のガバナンスと人的資本に着目したアプローチを重点的に活用していく。具体的には、地域銀行における株主や取締役会によるガバナンスの発揮状況や人的投資・人材育成への取組状況について、経営トップをはじめとする各層の役員や社外取締役等と対話を行う。なお、銀行持株会社による経営管理機能の高度化を進める地域銀行については、その進捗を確認していく。

また、国内外の金融経済情勢、とりわけ我が国の金融政策・金利動向や大口与信先の状況等が地域銀行に与える影響や各行の対応を把握する。さらに、各行の経営方針やリスクテイクの状況を踏まえながら、有価証券運用の状況や市場リスク管理態勢、流動性リスク管理態勢のほか、一部金融機関で増加が見られる LBO ローン、不動産ノンリコースローンを含む不動産業向け融資、大口融資や県外融資の審査・期中管理態勢等について、必要に応じて検査等も活用し、モニタリングしていく。地域銀行や地域銀行グループが行うリスク性金融商品の販売に関しては、適合性原則を踏まえた適正な投資勧誘等の顧客本位の業務運営に関する論点に加え、経営戦略における位置付けについて、地域銀行との対話を実施していく。

協同組織金融機関については、相互扶助の理念の下、中小・零細事業者の多様なニーズに応じた支援を通じて地域課題の解決に貢献することで、自らも経営基盤を強化し、持続可能な経営を確立することが重要である。このため、金融仲介機能の発揮状況や人的投資・人材育成の取組状況等について対話を進めるとともに、収益性向上に向けた様々な工夫を促す。また、国内外の金融経済情勢の動向等を踏まえ、リスクテイクの状況やそれに応じたリスク管理態勢の構築状況等について随時にモニタリングを行う。中央機関については、対話を通じて、協同組織金融機関間や他の支援機関等との結節点として、協同組織金融機関による地域課題の解決・経営基盤の強化に資する取組への支援を進めることを促す。

（３）証券会社

証券会社は、市場のゲートキーパーとしての役割を果たし、市場の公正性の確保に積極的に貢献することが求められている。また、金融仲介機能を十分に発揮し、成長性のある企業の資金調達を支えるとともに、家計の安定的な資産形成を促進する担い手として、資産所得倍増プランの実行にも大きな役割を果たすことが期待されている。

こうした観点から、仕組債等の高リスクの金融商品の組成・販売勧誘態勢等について、法令や自主規制規則等に則っているかモニタリングを行うとともに、プロダクトガバナンス⁹⁸の強化

⁹⁸ 金融機関が組成・販売する商品について、①組成・販売に当たって、期待リターンが投資家の負担するコストやリスクに見合ったものとなっているか等を検証し、②組成・販売後もコストやリスクに見合うリターンを提供できているか等を定期的に検証するなど、個別商品ごとに品質管理を行うこと。

例えば、こうした品質管理を通じ、長期にわたって運用成績が低迷するファンドの統合や償還に適切に対応することがあげられる。

も含め、顧客本位の業務運営の取組を深化させ、顧客の真のニーズを捉えるべく不断の取組が行われるよう対話を通じて促していく。くわえて、不公正取引等の検知・防止のための態勢整備も含め、実効性のあるコンプライアンス態勢や内部管理態勢が構築されているかについてモニタリングを行う。

また、取引のオンライン化・低廉化や商品・サービスの多様化等の競争環境の変化を踏まえ、持続可能なビジネスモデルのあり方について経営陣を含めて深度ある対話を行うとともに、業容に応じたリスク管理態勢の構築を促していく。

グローバルな事業展開をしている大手証券会社については、海外ビジネスにおける安定的な収益性の確保に向けた具体的な戦略・施策やその取組状況、事業戦略に見合った実効性のあるガバナンスやリスク管理態勢の構築状況に係るモニタリングを行う。

（４）保険会社

保険会社には、法令遵守、保険契約者の保護が厳しく求められる。また、保険代理店との適切な関係の構築、管理が必要であることも言うまでもない。昨今の不適切事案については、不適切な行為の全体像やその原因の究明を徹底して行い、その上で、保険契約者の保護に欠ける問題が認められた場合には、法令等に基づき厳正に対応していくとともに、有効な再発防止策の策定及び実施に取り組む。

また、保険会社には、少子高齢化や自然災害の頻発・激甚化、自動車保険市場の縮小等の中長期的な事業環境の変化を見据え、デジタル化を活用した効率的な業務運営や顧客ニーズの変化に即した商品開発等を通じて、持続可能なビジネスモデルを構築することが求められている。

保険会社の海外進出及び子会社の設立等が進む中、グループ・グローバルのガバナンスの高度化を進めることが重要である。これらの取組の着実な進展を、海外当局とも連携しつつ、対話を通じて促していく。

資産運用の状況を含めた財務の健全性については、金融市場の動向を踏まえ、モニタリングを行っていく。くわえて、経済価値ベースのソルベンシー規制の円滑な導入に向けて、具体的な検討を進めていく。

自然災害への対応については、近年の自然災害の頻発・激甚化による保険金支払いの増加等により、火災保険料率が上昇傾向にある。こうした中で、自然災害に対する備えとしての機能をより適切に発揮していくため、損害保険会社に対して、統合的リスク管理（ERM）の高度化、顧客ニーズやリスク実態等を踏まえた補償内容・保険料率の見直し、防災・減災のサポート等に向けた対応を促していく。あわせて、財務局と連携し、顧客本位の業務運営の更なる推進に向けた損害保険業界における取組を促していく。

生命保険会社については、営業職員による不適切事案が継続的に発生している状況を踏まえ、

生命保険協会と連携しつつ、営業職員管理態勢の高度化に向けたフォローアップを行う。また、公的保険制度を踏まえた保険募集の推進を行っていく。

少額短期保険業者については、財務局と連携し、監督指針の見直し⁹⁹を踏まえたモニタリングの高度化を進める。さらに、少額短期保険業者に対し、財務の健全性や業務の適切性を確保するための態勢整備を引き続き促していく。

⁹⁹ 「保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について（2023年3月31日）
<https://www.fsa.go.jp/news/r4/hoken/20230331-2/20230331-2.html>

IV. 金融行政を絶えず進化・深化させる

金融をめぐる国内外の環境が大きく変化し、国民のニーズも多様化する中、金融行政に求められる役割や機能も時代に応じて変化している。金融庁は、これまで自らの改革に取り組んできたが、求められる役割を適切に果たすため、金融行政を絶えず進化・深化させていくことが必要である。

こうした観点から、データ活用の高度化、国内外への政策発信力の強化など、金融行政の更なる高度化に取り組むとともに、全ての職員の能力を最大限発揮できるようにすることで、金融行政を担う組織としての力を最大化することに繋げていく。

1. 金融行政の高度化

(1) データを活用した多面的な実態把握

個別金融機関の経営状況や金融システム全体の強靱性・脆弱性を的確に把握する観点から、企業財務の動向、金融機関による金融機能の発揮状況、株式・先物市場の動向等の分析を深化・充実させていく。こうした分析結果を金融機関との対話等を通じたモニタリングに活用できるよう可視化・ツール化する。

2022 事務年度に日本銀行と連携して実施した、新しいデータ収集・管理の枠組み（共同データプラットフォーム）の実証実験結果¹⁰⁰を踏まえ、法人貸出明細等の高粒度データの定期収集を段階的に開始し、順次対象金融機関の拡大を検討する。

また、金融サービスの利用者から相談窓口¹⁰¹に寄せられた情報の多角的な分析を進め、その結果を適時にモニタリング等に活用していく。

さらに、研究者との共同研究の実施などアカデミアとの連携を一層強化し、金融行政に関する先端的な研究成果について行政現場での活用を図る¹⁰²。

(2) 財務局との更なる連携・協働の推進

金融行政の政策実現のため不可欠である金融庁と財務局の連携・協働について、合理化・効率化に関する検討を進めつつ、コミュニケーションの充実を図る。特にモニタリング上の連携・協

¹⁰⁰ **コラム 21** 金融庁と日本銀行によるデータ一元化の取組 参照

¹⁰¹ 金融サービス利用者相談室 (<https://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/index.html>)、金融モニタリング情報収集窓口 (https://www.fsa.go.jp/receipt/k_jyouthou/index.html) 等

¹⁰² **コラム 22** アカデミアとの連携 参照

働を深め、一体的・効果的な行政運営を推進¹⁰³するとともに、金融庁と財務局との間での率直な意見交換を通じて、監督当局全体としての質の向上を図る。市場監視の分野においても、財務局との連携・協働に取り組む。

また、地域金融機関の事業者支援やガバナンス・人的資本等の重要な課題について、地域経済の情勢・構造も含め、地域金融機関の置かれた状況を踏まえた深度ある対話を行い、その結果得られた知見や成果について、金融庁と財務局の間の共有を一層進める。

（３）国内外への政策発信力の強化

G7 議長国として 2023 年 5 月の G7 財務大臣・中央銀行総裁声明で取りまとめた主要課題¹⁰⁴に関して、今後も国際的議論に貢献する。

また、11 月 6 日～10 日開催予定の保険監督者国際機構（IAIS¹⁰⁵）東京総会については、我が国の金融市場・金融行政の存在感を高める好機であることを踏まえ、開催国として国際資本基準（ICS）や自然災害に係るプロテクションギャップ等の議論を積極的に進める。

グローバル金融連携センター（GLOPAC¹⁰⁶）や二国間金融協力の会議等を通じ、ネットワーク構築の強化を図るほか、こうしたネットワーク等を活用し、アジア諸国等との政策対話を進め、国際的な政策推進力を高めていく。その一つとして、トランジション・ファイナンス¹⁰⁷に係るアジア諸国との連携の強化に取り組む。

また、ウェブサイトのほか、SNS をはじめとする多様な情報発信ツールを有効活用し、タイムリーで効果的・効率的な情報発信に戦略的に取り組んでいく。具体的には、外部の知見も取り入れつつ、職員の広報に関する知見の向上や外部サービス活用に係る検討を進める。さらに、ウェブサイトの英語情報量の増加や、海外関係者にも伝わる効果的な発信方法の工夫など、国内外に対する情報発信力の強化に継続的に取り組む。

¹⁰³ 例えば、地域金融機関や少額短期保険会社、信託会社等の金融機関に対する監督業務に当たり、金融機関からの新規業務等に係る事前相談や許認可、法令等の照会において、相談の初期段階から金融庁及び財務局・財務事務所が一体となったヒアリングを実施するなど、可能な限り、迅速で明確な回答ができるよう、監督業務の効率化を図る。

¹⁰⁴ 暗号資産・ステーブルコイン、サステナビリティ開示、トランジション・ファイナンス、自然災害リスクファイナンス等が該当する。

¹⁰⁵ International Association of Insurance Supervisors

コラム 10 金融監督に関する国際的な議論への貢献について 参照

¹⁰⁶ Global Financial Partnership Center

¹⁰⁷ 脱炭素社会の実現に向けて長期的な戦略に則り、着実な温室効果ガス削減の取組を行う企業に対し、その取組を支援することを目的としたファイナンス手法。

2. 金融行政を担う組織としての力の向上

(1) 職員の能力・資質の向上

職員の専門性向上に向け、個々の職員のキャリアプランについて人事・育成担当者と職員との対話を着実にを行うとともに、対話を通じて決定したキャリアパスの軸となる分野に応じた育成プログラムの実施を進める¹⁰⁸。また、現在金融庁で不足している、又は将来必要となると予想されるスキル・知見の確保・育成に向けた対応策を実施するとともに、引き続き検討が必要な分野について議論を継続する。そうした専門性育成の前提となる、金融行政官としての基礎を習得するために見直した研修プログラムについて、内容の拡充や運用方法の改良を検討する。

くわえて、業務上必要となるデータ収集・分析力の向上やデータ活用の高度化を図るため、職員のニーズ・課題・レベル等に合わせた研修等の実施やデータ分析プロジェクト等を通じた専門家による支援等に取り組むなど、着実に体制整備や職員のスキル向上を進める¹⁰⁹。

(2) 職員の主体性・自主性の重視

自らの所掌事務にかかわらず自主的な政策提言を職員に促す枠組みである政策オープンラボ¹¹⁰や、若手職員からの金融行政に関する政策提言の公募、職員が主体的・自主的に研究し、個人論文やコラムとして公表することをサポートする枠組みについて、運用の見直しを検討し、多くの職員が自由闊達に議論できる職場環境づくりを行う。

また、政策立案に資するため、金融のみならず、幅広い分野の第一線で活躍する学者や経営者、海外当局者等からの有益な知見を得るべく、講演会¹¹¹や勉強会¹¹²を積極的に開催する。

くわえて、職員が自主的にキャリアパスを選択できるよう、庁内からポストの公募を行う。

(3) 誰もがいきいきと働ける環境の整備

職員の子育て・介護と仕事の両立を支援するなど、ライフステージに応じた取組を進めるほか、定型的な庶務業務の外部委託や、テレワークやオンライン会議を行いやすい環境の継続的な提供、RPA¹¹³化の推進等を通じて、柔軟で効率的な働き方の実現を強く後押しする¹¹⁴。金融庁ネッ

¹⁰⁸ 例えば、金融庁・財務局等のモニタリング担当職員育成に向けた、自己啓発（通信研修、eラーニング等）・職場内研修（内製動画研修等）・OJTを組み合わせたプログラムの提供を行っている。詳細は [コラム 23](#) 金融庁職員の能力向上に向けた取組 参照

¹⁰⁹ [コラム 24](#) 金融庁におけるデータ分析の取組 参照

¹¹⁰ [コラム 25](#) 「政策オープンラボ」のこれまでの主な活動 参照

¹¹¹ 「国際コンファレンス・研究会等：昼休み講演会」 参照

<https://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/luncheon.html>

¹¹² 「国際コンファレンス・研究会等：金融経済学勉強会」 参照

<https://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/studymeeeting.html>

¹¹³ Robotic Process Automation

¹¹⁴ 「金融庁 女性職員活躍と職員のワークライフバランス推進のための取組計画」について（2023年6月30日）

https://www.fsa.go.jp/common/about/sonota/woman_wlb.html

トワークシステムの刷新など、安全かつ効率的な業務遂行のための情報システムを整備する。

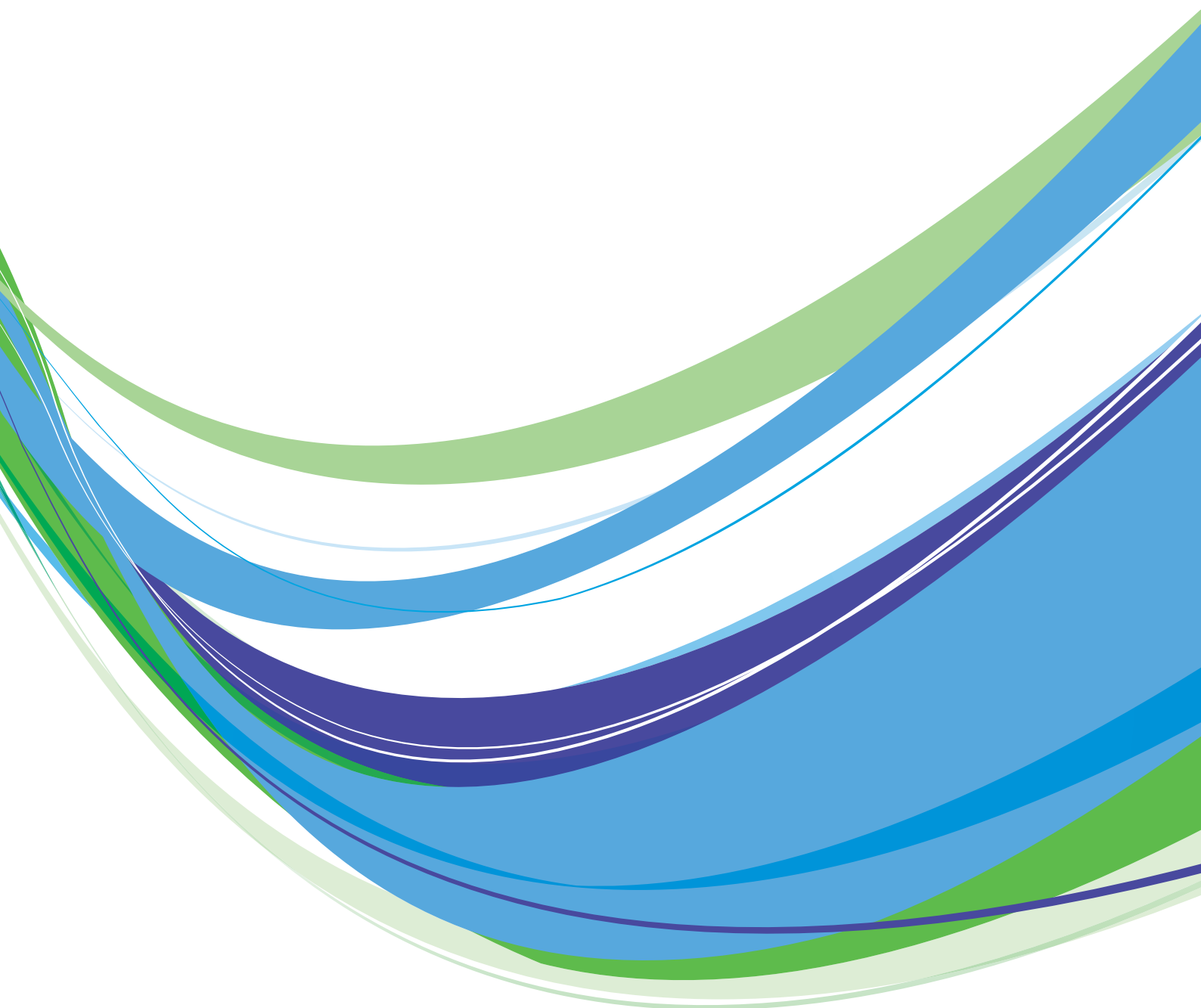
多様なバックグラウンドを持つ全ての職員の能力を最大化する¹¹⁵ためには、質の高いマネジメントが必要である。このため、幹部・課室長のマネジメント方針の職員への見える化や、360度評価、職員満足度調査等を実施するとともに、組織活性化に向けた取組状況を金融庁内で随時共有することや、マネジメントの手掛かりの提供等の支援を行うことで、マネジメント力の向上を図る。

また、若手を含めて各職員が一層納得感ややりがいを感じられるよう、より働きやすい職場環境・望ましい組織文化のあり方をどう考えるかなど、庁内で積極的に対話を行うとともに、庁外からも様々な形で意見を聞き、新しい課題やその解決方法も探求しながら改革を進める。

¹¹⁵ 「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」（2014年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定。2021年1月29日一部改正）において、「一人一人がその個性と多様性を尊重され、それぞれの能力や経験を最大限発揮できる機会を提供することで、イノベーションを生み出し、価値の創造につなげていくダイバーシティ経営の視点は、多様化する国民のニーズを把握し、的確に政策対応すべき公務を担う職場においても不可欠である」とされている。

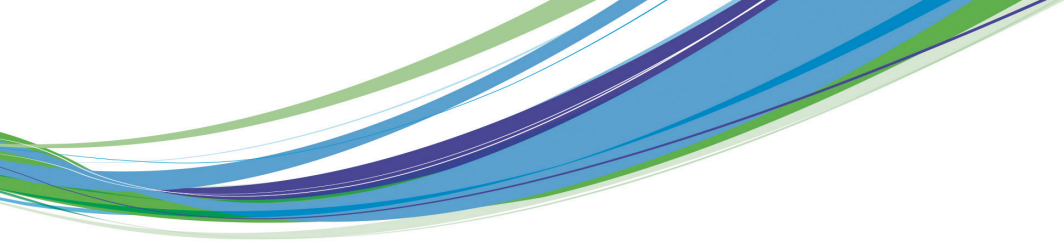
2023事務年度 金融行政方針

コラム



目次

I. 経済や国民生活の安定を支え、その後の成長へと繋ぐ	1
コラム1：金融仲介機能の発揮に向けたプログレスレポート	1
コラム2：金融審議会事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ報告	4
II. 社会課題解決と経済成長を両立させる金融システムを構築する	6
コラム3：資産運用業高度化プログレスレポート2023	6
コラム4：国際金融センター関連施策	9
コラム5：NISA等の周知・広報の取組	11
コラム6：金融審議会市場制度ワーキング・グループ顧客本位タスクフォース中間報告	14
コラム7：金融審議会市場制度ワーキング・グループ第二次中間整理	16
コラム8：コーポレートガバナンス改革の実質化に向けた取組	18
コラム9：金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告	21
コラム10：金融監督に関する国際的な議論への貢献について	24
コラム11：サステナブルファイナンスの推進	27
III. 金融システムの安定・信頼を確保する	30
コラム12：金融機関のITガバナンスに関する論点	30
コラム13：現下の金融経済情勢について	32
コラム14：金融機関の健全性に係る評価	34
コラム15：今春の米国銀行セクターにおける混乱への対応	37
コラム16：顧客本位の業務運営に関する販売会社の取組状況	39
コラム17：利用者利便の向上とマネロン対策等・犯罪被害防止の強化との両立	42
コラム18：マネーロンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の現状と課題	44
コラム19：金融分野のシステム障害分析レポート	46
コラム20：地域銀行の経営状況	48
IV. 金融行政を絶えず進化・深化させる	50
コラム21：金融庁と日本銀行によるデータ一元化の取組	50
コラム22：アカデミアとの連携	52



コラム23：金融庁職員の能力向上に向けた取組	53
コラム24：金融庁におけるデータ分析の取組	54
コラム25：「政策オープンラボ」のこれまでの主な活動	57

I. 経済や国民生活の安定を支え、その後の成長へと繋ぐ

コラム1：金融仲介機能の発揮に向けたプロGRESSレポート¹

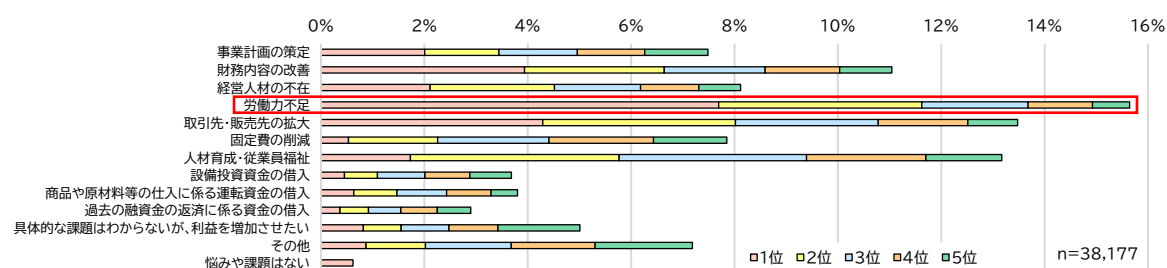
金融庁では、2019 事務年度より、毎年、地域金融機関による金融仲介機能の一層の発揮に向けた当局の取組等を「金融仲介機能の発揮に向けたプロGRESSレポート」として公表している。

(1) 企業の置かれた状況把握と事業者支援の取組

① 地域企業の期待～企業アンケート調査～

地域金融機関の金融仲介の取組等に対する顧客評価等を確認するため、地域金融機関等をメインバンクとする中小・小規模企業を対象として「企業アンケート調査」を実施している。2022 事務年度の調査によれば、労働力不足等が足下の企業の事業や経営に関する課題として多く挙げられた（図表1）。こうした課題の広がりにあわせ、金融機関に期待するサービスも、経営人材の紹介など、資金面にとどまらない支援へと広がっている。

（図表1）企業が感じている事業や経営に関する課題



（資料）金融庁

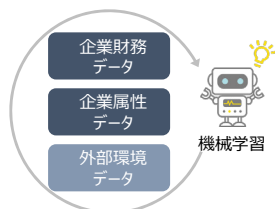
② 金融機関の事業者支援能力の向上

金融機関の事業者支援能力の向上を後押しするため、金融機関の現場職員が担当先の経営改善支援に当たり、優先順位付けを行う際に活用しうる AI モデル構築の研究を実施した（図表2）。また、現場職員が経験に関わらず円滑に経営改善支援に着手できるよう、「業種別支援の着眼点」をまとめた。

¹ 本文 I. 1. (2) 事業者支援能力の向上 参照

(図表 2) 効率的・効果的な経営改善支援に資する AI モデルの構築

① AIモデルの構築（プロトタイプ）



(資料) 金融庁

② 結果のアウトプット（経営改善支援先の優先順位付け）

NO	企業名	地域	業種	ポイント
1	●●工業(株)	〇〇県〇〇市	製造業	12
2	(株)△△食品	△△県〇〇市	製造業	25
3	(株)〇〇商店	□□県△△市	小売業	64

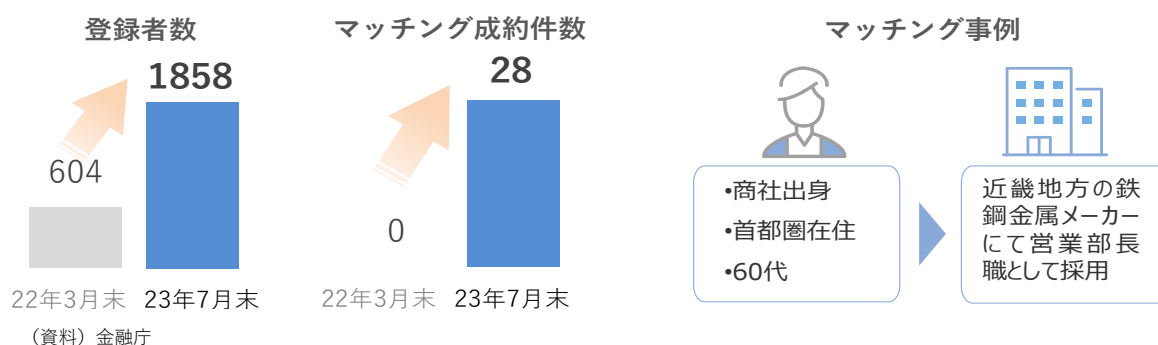
(例) 金融機関では、現状業況に問題がない先と認識していたが、ポイントが高いため、経営者と業況等について早期に対話

(2) 人材マッチング等の新たな支援ニーズに応える取組

金融庁では、2021 年から、REVIC に大企業人材と地域企業を地域金融機関の仲介で繋ぐ人材プラットフォーム「REVICareer（レビキャリ）」を整備し、レビキャリに登録された大企業人材に対する研修・ワークショップの提供等を実施している。

2022 事務年度には、大企業人材が、勤務先の人事部を通さず直接レビキャリへの登録を可能とするなどの登録要件の緩和等を行い、レビキャリの活用促進に努めた。こうした取組を背景に、レビキャリへの大企業人材の登録や、地域金融機関による地域企業からの求人票の登録が進んでおり、マッチング事例も徐々に増加している（図表 3）。

(図表 3) レビキャリの活用実績



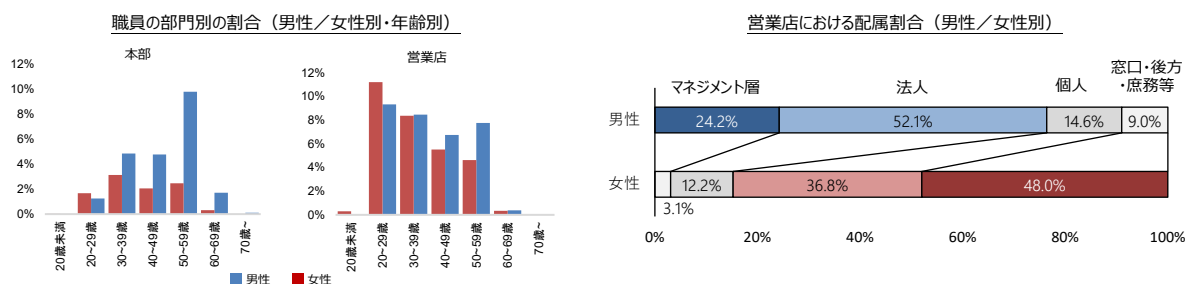
(3) 地域金融機関のガバナンス・人的資本

金融庁・財務局では、2022 事務年度において、地域金融機関の持続的な価値創造を支える基盤はガバナンスや人的資本であるという認識の下、地域金融機関のガバナンス及び人的資本の実態把握を行った（図表 4）。

ガバナンスについては、一部の地域銀行においては、銀行経営を自分ごととして捉え、積極的に議論に参加してくれる人材を社外取締役として招聘すべく、事前に行内勉強会の講師として招き、能力や意欲を事前に確認する等の取組も見られた一方、特定の出身母体から社外取締役が慣例的に選出されているなど、取締役の適格性や適正規模が十分に議論されていないと思われる事例も見られた。

また、人的資本については、「人的資本アンケート調査」から、女性職員は本部よりも営業店に勤務する職員の割合が高く、営業店におけるマネジメントを担う職員についても、性別による差が見られた（図表4）。

（図表4）地域銀行の職員配置の状況



（注1）地域銀行100行（又はその銀行持株会社）で採用され人事管理されている全正行員（2022年10月1日時点）を対象。左図は全正行員に占める割合、右図は営業店職員に占める割合。右図のマネジメント層には、支店長・副支店長・次長が含まれる。

（注2）複数の部門・業務を兼務する職員は、主たる部門・業務において計上。主たる部門・業務の特定が困難等の理由により、複数の部門・業務間で職員数を按分する等の計上が行われている場合もある。

（資料）金融庁

コラム 2：金融審議会事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ報告²

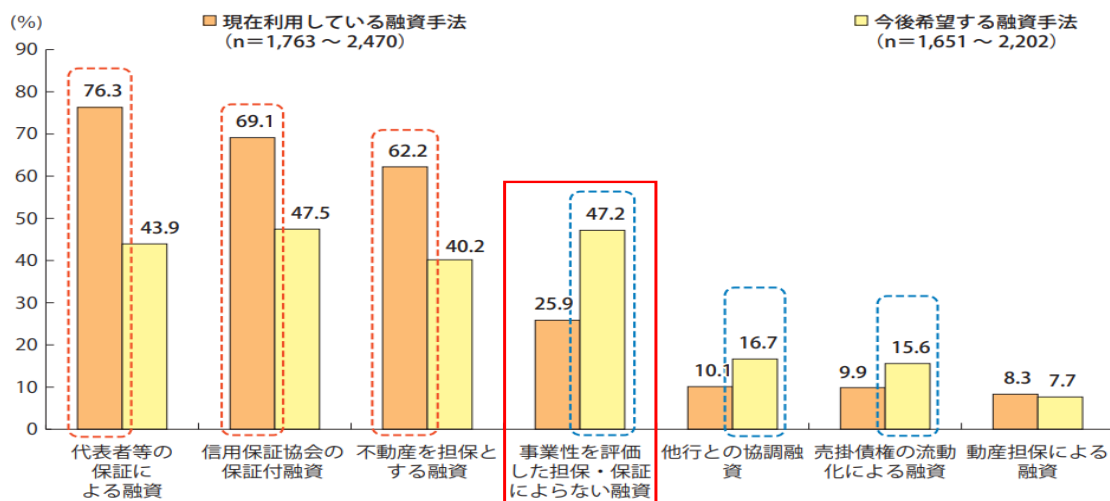
2023年2月10日、金融審議会「事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ」報告（以下「本報告」）が公表された。

（1）背景

近年、技術力やブランド等の無形資産を活用して成長する事例が増加する一方、スタートアップや事業の承継・再生等の局面にある事業者の場合には、不動産等の有形資産担保や経営者保証等がなければ、資金調達することが難しいとの指摘がある。

金融機関には、有形資産だけでなく無形資産を含む事業全体に着目し、必要な資金を融資すること等を通じて、事業者の価値創造を支えることが求められる。実際に、保証や担保による融資を利用している中小企業でも、事業性を評価した、担保や保証によらない融資を希望する意見が多い（図表1）。

（図表1）企業が現在利用している融資手法と今後借入を希望する融資手法



（注1）金融機関から借入れのある企業のみを集計している。
（注2）複数回答のため、合計は必ずしも100%にはならない。
（資料）中小企業庁資料より、金融庁作成。

「事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ」で討議された事業全体に対する担保制度（事業成長担保権）は、不動産担保や経営者保証等に安易に依存せず、事業性に着目した融資実務の発展を後押しするための施策の一つに位置付けられる。

² 本文Ⅰ、2、（2）事業全体に対する担保権の早期制度化 参照

(2) 事業成長担保権の概要

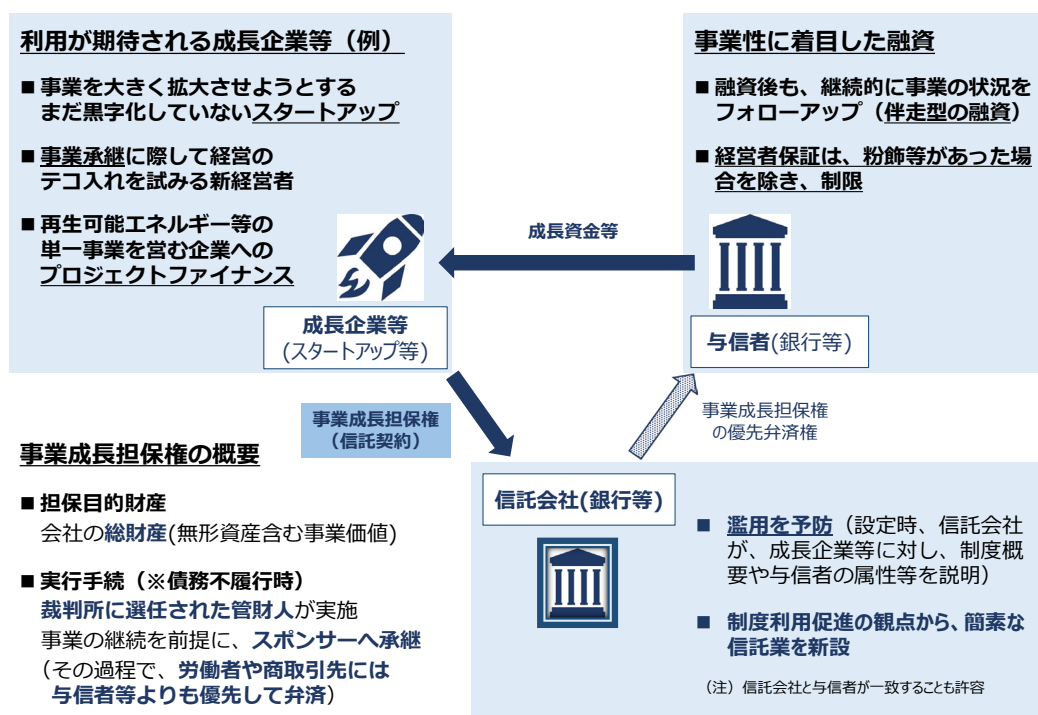
「事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ」では、事業成長担保権の実現に向け、基本的な制度設計に関する議論が行われ、

- 事業成長担保権は、のれんや事業活動から生まれる将来キャッシュフローも含めた会社の総財産を一体として担保目的財産とできる制度であること
- 事業成長担保権を用いて融資をする者については、事業者による粉飾等があった場合を除き経営者保証の行使を制限すること
- 事業成長担保権の内容を理解していない事業者に対し、事業成長担保権が濫用的に取得・行使されることを防ぐため、事業成長担保権者については、免許審査や行為規制に服する信託会社限定すること

等が提言された。

以上を踏まえた事業成長担保権の概要（案）は図表2のとおりである。

（図表2）事業成長担保権の概要（案）



（資料）金融庁

(3) 今後の対応

本報告の内容を踏まえ、事業成長担保権を活用した新たな融資実務の発展に向けて、金融機関における人的資本投資や態勢整備に関する検討等も含め、適切な制度整備に向けた対応や理解の醸成・周知、融資実務の発展を図ることが求められる。

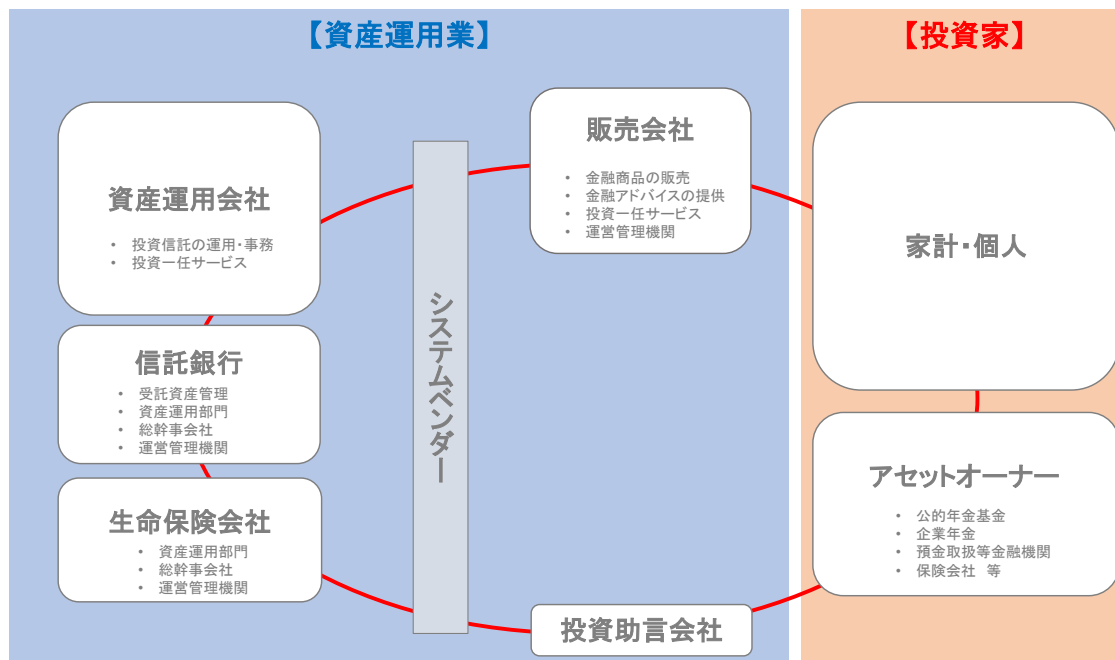
Ⅱ. 社会課題解決と経済成長を両立させる金融システムを構築する

コラム 3：資産運用業高度化プロGRESSレポート 2023³

資産運用業の高度化に向けた取組を進めるために、金融庁は 2023 年 4 月、「資産運用業高度化プロGRESSレポート 2023⁴」を公表した。

本レポートでは、今後我が国の資産運用業が、経営とサービスの専門性と透明性を高め、国民の信頼を得て、我が国の重要産業として成長するために必要と考えられる事項等について整理している。また、「資産運用業界」を資産運用会社だけでなく、信託銀行、生命保険会社、販売会社、システムベンダー等を含めて定義し、投資家サイドについてはアセットオーナーも含め、それぞれの課題について幅広く分析している（図表 1）。ここでは、主な 5 点を取り上げる。

（図表 1）我が国の資産運用業の全体図



（資料）金融庁

³ 本文Ⅱ. 1.（1）資産運用立国に向けた取組の推進 参照

⁴ 「資産運用業高度化プロGRESSレポート 2023」の公表について（2023 年 4 月 21 日）
<https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230421.html>

（１）資産運用会社の経営の透明性確保

我が国の大手資産運用会社には、銀行や証券会社等の系列会社が多く、状況によっては販売会社の短期的利益が資産運用会社の長期的利益に優先されるおそれがあるとの指摘がある。日系大手資産運用会社 11 社と世界大手 30 社で比較を行った結果、日系の資産運用会社では、経営トップの在任期間が短く、資産運用会社での経験が少ない中でグループ内の他社から就任するケースが多いことが分かった。

そこで、我が国の資産運用会社が今後、長期的に顧客からの信頼を得て運用資産を拡大していくためには、経営の独立性・透明性の確保による利益相反懸念の排除や、資産運用業を熟知した経営トップによる長期的なリーダーシップの発揮が求められる旨を指摘した。

（２）運用体制の透明性確保

米国 Morningstar 社の調査⁵では、多くの国・地域ではファンド単位の運用担当者の氏名開示が進んでいる一方、我が国の公募投資信託では全体の本数の 2 %程度と、主要 26 か国中、最低水準にある。

そこで、投資信託の運用体制の実態が顧客に理解されるよう、資産運用会社各社における自主的な取組が進むことが望まれる旨を指摘した。

（３）資産運用会社の新規参入促進

我が国の投資信託委託会社数の近年の推移を見ると、ほとんど増減はなく、新規参入も限定的となっている。この要因として、例えば、資産運用会社と信託銀行がそれぞれ投資信託の基準価額を計算（二重計算）し、毎日照合するという我が国独自の慣習や、運用と事務の分離が進んでいないこと、システムベンダー間の不十分な競争によるコスト高等が挙げられている。

そこで、我が国の資産運用業の活性化に向けて、こうした我が国独自の慣習を見直し、資産運用会社が新規参入をしやすい環境を作る必要がある旨を指摘した。

（４）アセットオーナーの運用高度化に向けた課題

我が国の企業年金は規模が小さい先も多く、運用に携わる職員の専門性や人員の不足、運用に係る適切なリスク管理が容易ではない先もあるのではないかと指摘がある。他方、我が国の企業年金では、昨今の低金利環境が継続する中、より高い利回りが見込めるオルタナティブ投資への投資意向が高くなっている。

⁵ Morningstar, “Global Investor Experience Study: Disclosure” (2020 年 12 月 14 日)

そこで、年金基金において、資産規模や運用内容に応じた運用体制の整備に意識が向けられることの必要性を指摘した。

（５）確定拠出年金（DC）を活用した資産形成の課題

我が国の企業型確定拠出年金（DC）加入者の運用資産に占める投資信託の割合は、2022年３月末時点で58％（残高ベース）となっている。近年この割合は上昇しているものの、米国 401(k)プランの運用資産に占めるミューチュアル・ファンド（投資信託）の割合（84％）と比べると、元本確保型商品の割合が依然高い状況にある。

そこで、昨今、確定拠出年金（DC）への移行を検討する企業が増えている中、こうした資産形成の機会を十分に活用できていない加入者に向けて、企業による加入者への継続教育のほか、指定運用方法の設定の活用等も望まれる旨を指摘した。

コラム 4：国際金融センター関連施策⁶

世界に開かれた国際金融センターの実現に向け、金融庁では、海外事業者や高度外国人材を呼び込むための環境整備に精力的に取り組んでいる。ここでは、特徴的な施策について2つ紹介する。

(1) 情報発信の強化

国際金融センターの実現には、上述の環境整備のための施策実施のほか、こうした取組について海外事業者の声も踏まえて効果的に情報発信することが重要である。

2021年3月に立ち上げた国際金融センターの特設ウェブサイトでは、我が国への新規参入を検討する海外資産運用業者等に向けて、資産運用業の登録手続きに関する情報に加え、税や在留資格等の非金融分野の政府の取組や、ビジネスや生活の立上げに有益な情報に至るまで、日英のバイリンガルで網羅的な情報発信を行ってきた。

ウェブサイトの開設後に海外資産運用業者等から寄せられたニーズを踏まえ、2023年3月には、ウェブサイトを全面的にリニューアルした。具体的には、我が国の魅力を紹介する新規ページ（図表1）を作成し、世界を代表する取引所や潤沢な個人金融資産等による我が国での豊富なビジネス機会、生活とビジネス環境の質の高さ、及び政府による関連施策を発信している。そのほか、海外資産運用業者等が業登録等を行う際によく寄せられる質問をまとめたFAQを加えたほか（図表2）、全体のデザインの刷新等を行った。

また、オンラインによる情報発信に加え、これまでコロナで難しかった海外出張を行い、現地金融事業者との面会やイベントでの登壇など、直接のプロモーション活動を開始した。具体的には、ニューヨーク、ロサンゼルス、ロンドン、シンガポール及び香港に出張し、我が国へ未進出の海外資産運用業者等の関心の掘り起こしや直接の働きかけを行った。

（図表1）我が国の魅力ページ⁷



（資料）金融庁



⁶ 本文Ⅱ．1．(1) ③新規参入の支援拡充等を通じた競争の促進、
⑤国際金融センターの実現に向けた情報発信等の強化・環境整備 参照

⁷ 国際金融センター公式サイト 「日本の魅力」
<https://www.fsa.go.jp/internationalfinancialcenter/why-japan/>

(図表 2) FAQ のページ⁸

Frequently Asked Questions	
Financial Instruments and Exchange Act ▼	Support with Business Set Up and Life in Japan ▼
Tax ▼	Status of Residence ▼
Financial Instruments and Exchange Act	
This section contains frequently asked questions pertaining to the registration of a financial instruments business in Japan. The answers here are intended only as an initial guide and were written to answer questions asked by foreign asset management companies that are entering the Japan market on a small scale targeting Professional Investors, such as its group companies. Please be aware that answers may differ depending on the actual conditions of the financial instruments business in question, such as the type of business and the nature and methods of work being carried out.	
Q1. What is the minimum number of personnel required to register as a financial instruments business, and what is the minimum number of those personnel that should be assigned to the Japan office?	
Q2. Does the representative have to reside in Japan?	
Q3. Can the compliance officer of an overseas financial group company be registered as the compliance officer in Japan?	
Q4. Is it possible to outsource compliance work instead of hiring an in-house compliance officer at the applying company (registration applicant)?	
Q5. Can a shared office be used as the domestic business office of the financial instruments business?	
Q6. Under which country's notarial system should the affidavit to be used in place of the extract of the certificate of residence or ID of the overseas officer be drawn up?	
Support with Business Set Up and Life in Japan	
Tax	
Status of Residence	

(資料) 金融庁

(2) 新規に参入する海外資産運用業者等への英語対応の拡充

海外資産運用業者等の我が国市場への新規参入を促進するため、2021 年から、投資運用業、投資助言・代理業及び一部の第二種金融商品取引業について、その事前相談・登録審査・登録後の監督等の英語でのワンストップ対応を進めてきた。さらに、2022 年 3 月に一部の第一種金融商品取引業を英語でのワンストップ対応の対象として追加し、同年 10 月には、その対象となる第二種金融商品取引業の範囲を一部拡大した (図表 3)。

(図表 3) 海外資産運用業者の典型的な参入スキームと英語対応の可否

	投資運用業				投資助言・代理業
	組合型 ファンド	信託型 ファンド	会社型 ファンド	投資一任	
①国内で運用	英語登録○				
①' 自社設定ファンドを販売等	英語登録○				
②海外グループが運用するファンドを国内で販売	2022年10月 英語対応の対象に追加 (一部の二種業)	2022年3月 英語対応の対象に追加 (一部の一種業)	英語登録○		
③海外グループの運用戦略を投資一任契約の媒介を通じて提供					英語登録○
④海外グループ会社へ日本市場に関する投資助言					英語登録○

(資料) 金融庁

⁸ 国際金融センター公式サイト 「よく寄せられる質問・お問い合わせ」
<https://www.fsa.go.jp/internationalfinancialcenter/faq-contact-us>

コラム5：NISA等の周知・広報の取組⁹

（1）新しいNISA制度の普及・促進

「資産所得倍増プラン」の実現に向け、「貯蓄から投資へ」の流れを加速し、中間層を中心とする層が、幅広く資本市場に参加することを通じて成長の果実を享受できる環境を整備する観点から、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第3号）により、NISA制度の抜本的拡充・恒久化が行われ、2024年1月から開始予定である（図表1）。

NISA（少額投資非課税制度）の利用状況は、一般NISAとつみたてNISAを合わせて、2023年3月末時点、口座開設数が約1,874万口座、買付額が約32兆円となっている（図表2）。資産所得倍増プランでは、「5年間で、NISA総口座数（一般・つみたて）を現在の1,700万から3,400万へと倍増させることを目指して制度整備を図る」「5年間で、NISA買付額を現在の28兆円から56兆円へと倍増させる」との目標を定めており、新しいNISA制度の周知・広報を含め、資産所得倍増に向けた取組を進めていく。

（図表1）NISAの抜本的拡充・恒久化の概要

NISAの抜本的拡充・恒久化の概要

（2024年1月から適用）

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間投資枠	120万円		240万円
非課税保有期間（注1）	無期限化		無期限化
非課税保有限度額（総枠）（注2）	1,800万円 ※簿価残高方式で管理（枠の再利用が可能）		
			1,200万円（内数）
口座開設期間	恒久化		恒久化
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託 〔現行のつみたてNISA対象商品と同様〕		上場株式・投資信託等（注3） ①整理・監理銘柄②信託期間20年未満、毎月分配型の投資信託及びデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等を除外
対象年齢	18歳以上		18歳以上
現行制度との関係	2023年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用 ※現行制度から新しい制度へのロールオーバーは不可		

（注1）非課税保有期間の無期限化に伴い、現行のつみたてNISAと同様、定期的に利用者等の住所等を確認し、制度の適正な運用を担保

（注2）利用者それぞれの非課税保有限度額については、金融機関から一定のクラウドを利用して提供された情報を国税庁において管理

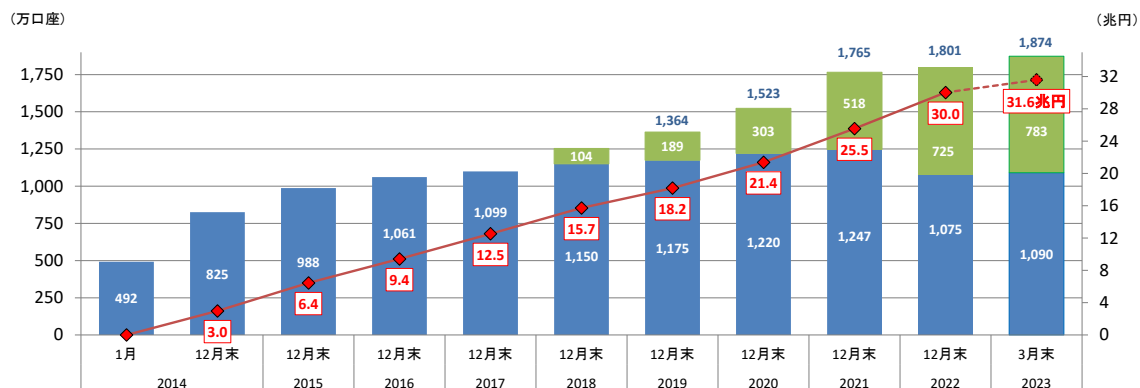
（注3）金融機関による「成長投資枠」を使った回転売買への勧誘行為に対し、金融庁が監督指針を改正し、法令に基づきモニタリングを実施

（注4）2023年末までにジュニアNISAにおいて投資した商品は、5年間の非課税期間が終了しても、所定の手続を経ることで、18歳になるまでは非課税措置が受けられることとなっているが、今回、その手続を省略することとし、利用者の利便性向上を手当て

（資料）金融庁

⁹ 本文Ⅱ. 1.（2）新しいNISA制度の普及・活用促進 参照

(図表2) NISA（一般・つみたて）口座数及び買付額の推移



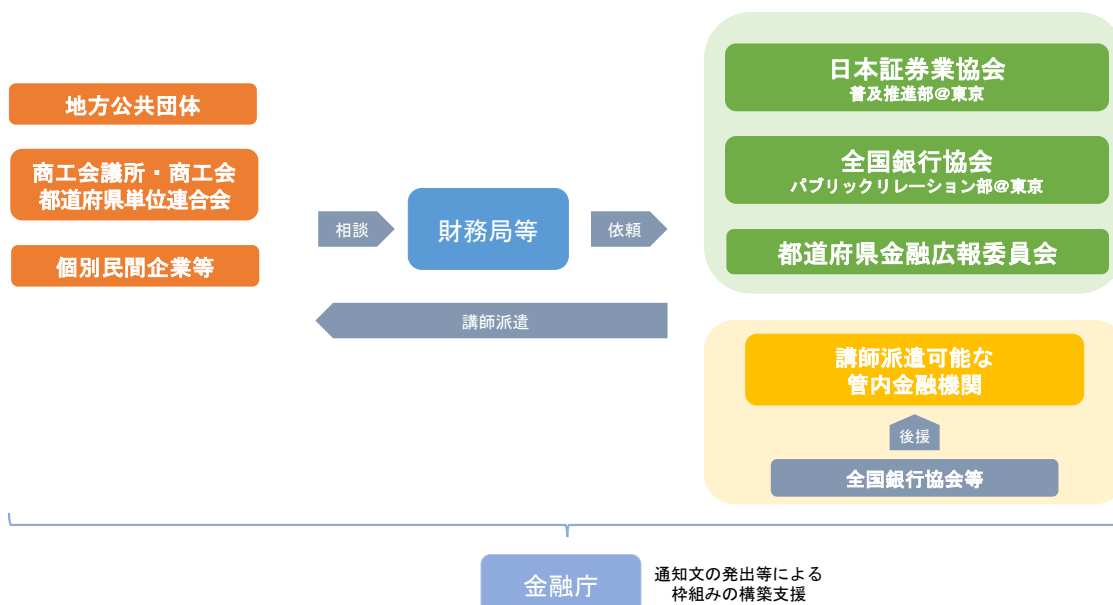
(資料) 金融庁

(2) 職域における資産形成に関する取組

資産所得倍増に向け、分厚い中間層を形成していくためには、企業による雇用者向けセミナーの開催など、職域における資産形成支援に向けた取組が重要である。

財務局や全国の地方公共団体、商工団体、業界団体等と連携し、地方公共団体職員・会員事業主等向けの資産形成セミナーの講師派遣に関する枠組みの整備に取り組んでいる。

(図表3) 職域向け資産形成セミナーの講師派遣フロー（イメージ）



(資料) 金融庁

(3) ホームページ、SNS 等の媒体を活用した周知・広報

現行の NISA 制度や新しい NISA 制度については、金融庁 NISA 特設ウェブサイトや SNS 等を活用し、NISA 制度を利用したことがない層にもわかりやすい説明を心がけつつ、周知・広報を行っている。

(図表 4) 金融庁 NISA 特設ウェブサイト



(資料) 金融庁

(図表 5) Youtube金融庁チャンネル、Twitter つみたてワニーサアカウント



【金融庁公式】何から手をつ
けたらいいの? | 「つみた...



こんにちはワニーサ!金融庁では、新しいNISAの情報を分かりやすくまとめたリーフレットを作成したよ!ぜひダウンロードして使ってみてね!

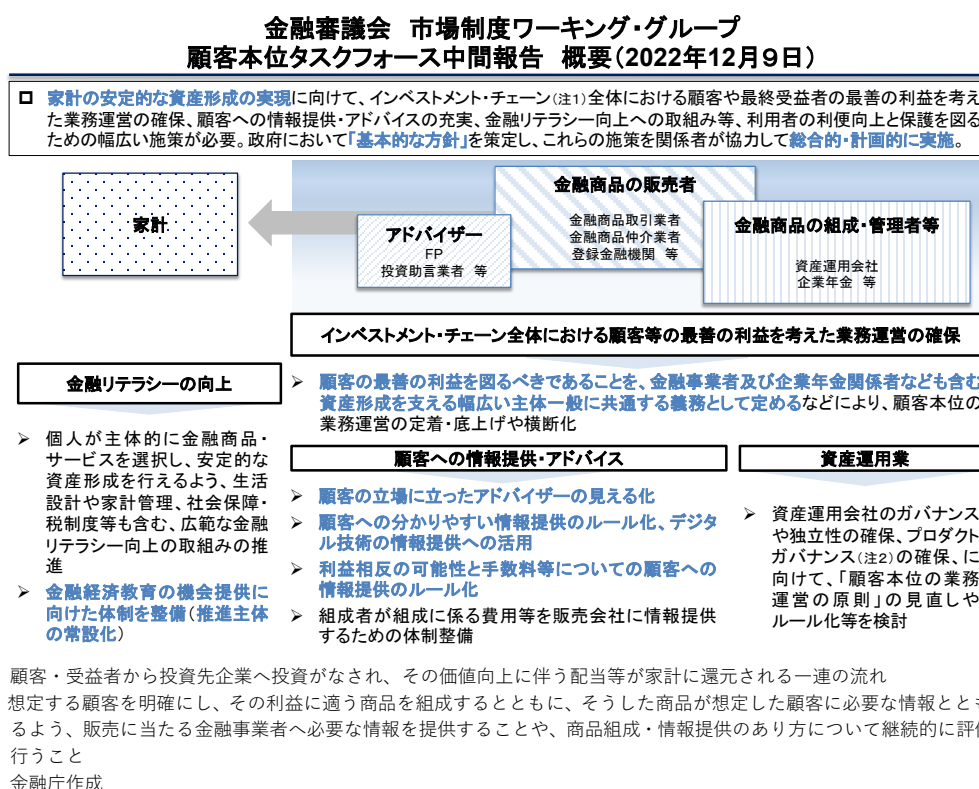
fsa.go.jp/policy/nisa2/a...

午後2:07 · 2023年5月15日 · 1.2万 件の表示

コラム 6：金融審議会市場制度ワーキング・グループ顧客本位タスクフォース中間報告¹⁰

2022 年 12 月 9 日、金融審議会市場制度ワーキング・グループ「顧客本位タスクフォース」中間報告が公表された（図表 1）。

（図表 1）「顧客本位タスクフォース」中間報告の概要



（1）経緯

2022 年 6 月に公表された金融審議会「市場制度ワーキング・グループ中間整理」において残された課題のうち、経済成長の成果の家計への還元について議論するため、2022 年 9 月に市場制度ワーキング・グループの下に「顧客本位タスクフォース」が設置された。くわえて、同年 9 月には第 50 回金融審議会総会において、金融担当大臣より、「顧客本位の業務運営、金融経済教育等について、幅広く検討を行うこと。」との諮問が行われ、計 5 回の審議を経て、提言が取りまとめられた。また、提言のうち、「金融経済教育推進機構の設立」や「顧客等の最善利益の確保」等については、2023 年 3 月に国会に提出された「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」（参議院において継続審査）に盛り込まれている。

¹⁰ 本文Ⅲ、1.（2）①顧客本位の業務運営 参照

（２）金融リテラシーの向上

金融リテラシーの向上は、資産所得倍増プランの中でも重要な政策課題として掲げられている。各種調査によると①金融経済教育を受けたことのある者は少数にとどまる、②教育の担い手である金融関係団体等は受け手から敬遠される、③これまでの金融経済教育に関する取組は調整されておらず非効率的である、といった指摘がある。

こうした点を踏まえ、国全体として、中立的な立場から、金融経済教育の機会提供に向けた取組を推進するための常設組織の構築が提言された。

（３）顧客本位の業務運営の確保

① 顧客・最終受益者の最善の利益を考えた業務運営の確保

家計の安定的な資産形成を実現するためには、金融機関や企業年金等のアセットオーナーなど、インベストメント・チェーン¹¹に参加するすべての主体が、十分に機能を発揮する必要がある。

顧客等の最善の利益を図るべきであることを、金融事業者及び企業年金関係者等も含む資産形成を支える幅広い主体一般に共通する義務として定めるなどにより、顧客本位の業務運営の定着・底上げや横断化を図るべきことが提言された。

② 利益相反の可能性等についての情報提供のルール化

利益相反事項に関する情報の顧客への提供をルール化すべきことが提言された。

③ デジタル技術の情報提供への活用

顧客への情報提供について、金融事業者が書面と電子交付を顧客本位の観点から自由に選択できるようし、顧客のデジタル・リテラシーの差異等を考慮した実質的な説明を必要な方法と程度で行わなければならないことを法律上規定すべきことが提言された。

④ 顧客の立場に立ったアドバイザー

家計管理、資金計画、つみたて NISA 等の税制優遇制度や年金制度、多様化する金融商品・サービス等について、顧客の立場に立ったアドバイスを適切に受けられる環境を整備するためには、顧客の立場に立ったアドバイザーの見える化に取り組むことに加え、こうしたアドバイス・サービスが持続可能なビジネスとして成立することが必要であることから、支援の可能性を検討するべきことが提言された。

¹¹ 顧客・受益者から投資先企業へ投資がなされ、その価値向上に伴う配当等が家計に還元される一連の流れのこと。

コラム 7：金融審議会市場制度ワーキング・グループ第二次中間整理¹²

2022 年 12 月 21 日、金融審議会「市場制度ワーキング・グループ第二次中間整理」（以下、「本整理」）が公表された。

（図表 1）金融審議会 市場制度ワーキング・グループ 第二次中間整理 概要

金融審議会 市場制度ワーキング・グループ 第二次中間整理 概要

環境変化に対応し、金融・資本市場における利用者の利便向上と保護を図ることにより、円滑な資金供給による持続的な経済成長を実現するとともに、家計による適切な金融商品の選択を通じて経済成長の成果を還元させる、「成長と分配の好循環」を実現

市場インフラの機能強化

- 私設取引システム（PTS）のオークション方式に係る**売買高上限**（取扱銘柄全体で取引所対比1%）の緩和
- 株式公開買付け（TOB）5%ルール（注1）の適用について、「取引所の立会外取引」と「それに類似するPTS取引」の整合性確保
- 取引所とPTSの**ティック・サイズ**（呼値の刻み幅）の適切な設定
- 投資単位の大きい上場会社株式の**投資単位の引下げ促進**

スタートアップ企業等への円滑な資金供給

- スタートアップ企業等の**非上場株式**について、特定投資家向けに**PTS**において**取扱い可能**とするための制度整備
- ベンチャーキャピタル（VC）ファンドが保有する**非上場株式**について、取得原価等による評価から**公正価値**による評価への移行を促進
- **新規公開（IPO）に必要な期間の短縮**に向けた株式の振替制度の整備
- **ダイレクトリスティング**（注2）の利用円滑化

その他の環境整備

- **トークン化された不動産特定共同事業契約**（出資を募って不動産の売買・賃貸を行い、その収益を分配するもの）に対し、金融商品取引法の販売・勧誘規制等を適用
 - 金融商品取引業者の営業所に掲示する標識について、インターネットで同内容の情報公表を義務付け
- ※銀証ファイアーウォール規制については引き続き検討

（注1）市場外において60日間で10名超の者から株券等の買付け等を行った後における株券等所有割合が5%を超える場合、公開買付けを求めるもの

（注2）発行者が、証券会社による引受けを伴わずに直接取引所に新規上場する方式

（資料）金融庁

（1）「成長と分配の好循環」に向けた金融・資本市場における利用者の利便向上と保護

金融審議会市場制度ワーキング・グループでは、市場インフラの機能向上とスタートアップ企業等への円滑な資金供給を中心に利用者の利便向上と保護を図っていくための制度化を含めた施策について審議が行われ、本整理において、その検討結果がとりまとめられた。

（2）市場インフラの機能強化

我が国では、これまでも市場インフラの機能向上に向けた取組が進められてきたが、引き続き、市場インフラの各提供主体が、利用者保護を前提としながら、多様な利用者ニーズを踏まえて創意工夫を凝らしつつ、安定的・効率的で公正かつ利便性の高い取引の場を提供し、価格発見機能を適切に発揮するよう、取組を行っていくことが求められる。

¹² 本文Ⅱ、2、（1）スタートアップ等の成長を促すための資本市場の機能強化 参照

こうした問題意識を踏まえ、以下のことが提言された。

① 私設取引システム（PTS）の機能向上

- 競売買方式に係る売買高上限（取扱銘柄全体で取引所対比1%）の緩和
- 株式公開買付け（TOB）5%ルール¹³の適用について、「取引所の立会外取引」と「それに類似するPTS取引」の整合性確保

② ティック・サイズのあり方

- 取引所とPTSのティック・サイズ（呼値の刻み幅）の適切な設定

③ 投資単位の大きい上場株式に係る投資単位の引下げ

- 東京証券取引所等による投資単位の大きい上場株式に係る投資単位引下げに向けた更なる取組を促進

（3）スタートアップ企業等への円滑な資金供給

我が国においては、機関投資家やベンチャーキャピタル（VC）ファンド等による非上場企業への投資やその価値評価に関する知見やノウハウの蓄積を促す取組が重要との指摘がある。また、スタートアップの創業者や出資者がより初期投資を行いやすい環境を整備する観点から、これらの者が投資資金を回収するに当たり、多様な選択肢を利用できることが重要との指摘がある。こうした問題意識を踏まえ、以下のことが提言された。

① 機関投資家等による非上場株式の取引活性化

- スタートアップ企業等の株式の取引活性化に向けて、特定投資家向けの非上場株式をPTSにおいて取扱い可能とするための制度整備

② 公正価値評価の促進

- VCファンドが保有する非上場株式について、取得原価等による評価から公正価値による評価への移行を促進

③ 新規公開（IPO）プロセスのあり方

- IPOに必要な期間の短縮に向けた株式の振替制度の整備

（4）その他の環境整備

デジタル化の進展等により、社会経済情勢が大きく変化する中、既存のビジネスの垣根を超えた変化が生じてきていることを踏まえ、金融・資本市場に関連する制度についても、金融サービスの利用者の利便向上や保護が図られるよう見直しを進めていく必要があることが提言された。

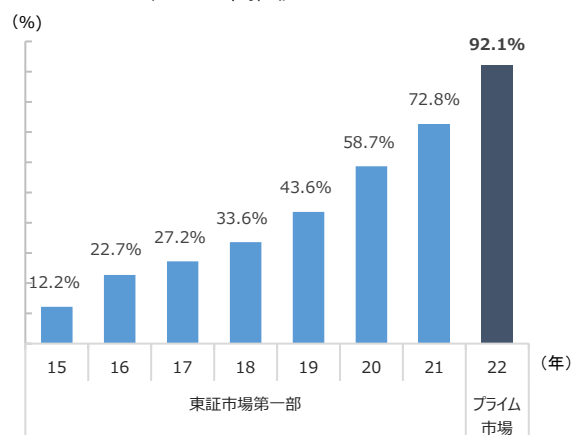
¹³ 市場外において60日間で10名超の者から株券等の買付け等を行った後における株券等所有割合が5%を超える場合、公開買付けによらなければならないもの。

コラム 8：コーポレートガバナンス改革の実質化に向けた取組¹⁴

(1) これまでのコーポレートガバナンス改革の取組

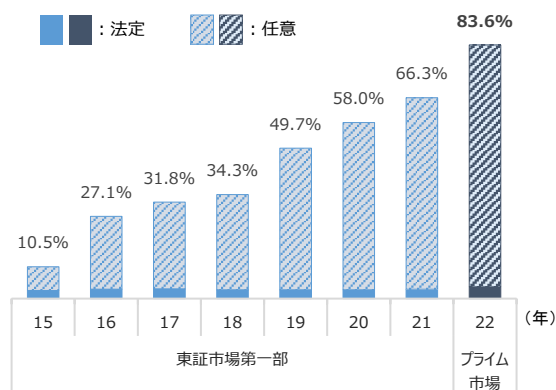
これまで、金融庁は、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、スチュワードシップ・コードやコーポレートガバナンス・コードの策定・改訂等を行い、コーポレートガバナンス改革の取組を進めてきた。こうした取組により、上場企業のコーポレートガバナンスの体制に一定の進展が見られる（図表1～3）。

（図表1）独立社外取締役を1/3以上選任する企業の比率推移



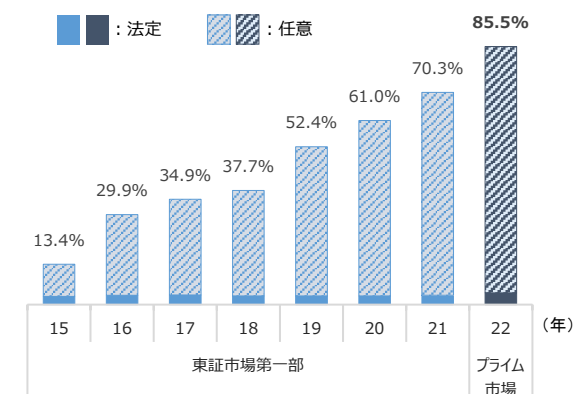
（資料）金融庁

（図表2）指名委員会設置会社の比率推移



（資料）金融庁

（図表3）報酬委員会設置会社の比率推移



（資料）金融庁

¹⁴ 本文Ⅱ、2、(2) コーポレートガバナンス改革の実質化と企業情報の開示の充実 参照

これまでの改革の効果について、コーポレートガバナンス・コード再改訂（2021 年）後に実施した中間点検や、海外投資家を含むステークホルダーから幅広く意見を聞くために設置した「ジャパン・コーポレート・ガバナンス・フォーラム」を通じて寄せられた意見を踏まえ、検証してきた。

この過程で、例えば以下のような評価が見られた。

- 企業価値向上のためには取締役会の機能を高めることが重要との考え方が多くの企業で共有された。
- 企業と投資家との対話は、インベストメント・チェーンを機能させるという大きな目標に向けて徐々に前進している。

一方で、例えば以下のような指摘も見られた。

- コーポレートガバナンス・コードの更なる改訂については、形式的な体制整備に資する一方で、同時に細則化により、コンプライ・オア・エクスプレイン¹⁵の本来の趣旨を損ない、コーポレートガバナンス改革の形骸化を招くおそれがある。
- 資本効率の重要性は認識されつつあるが、すべての企業で認識されているわけではない。
- 多様性を備えた取締役会は、企業の長期的な戦略についてより活発な議論を促すことから、取締役会におけるジェンダーダイバーシティの向上が重要であるが、我が国の企業の取締役会の女性比率は他の先進国の水準を下回っている。
- 投資家への信頼向上や企業側にインセンティブを与えるため、コーポレートガバナンス上優れた企業に見える化が有用である。
- 大量保有報告制度における「重要提案行為」や「共同保有者」の範囲が不明確であることが建設的な対話の阻害要因となっているため、法制度の見直しが必要である。

（２）アクション・プログラムの策定について

こうした検証を踏まえ、2023 年 4 月 19 日に開催された「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」における議論を経て、4 月 26 日、「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム」（以下「アクション・プログラム」）を公表した¹⁶（図表 4）。

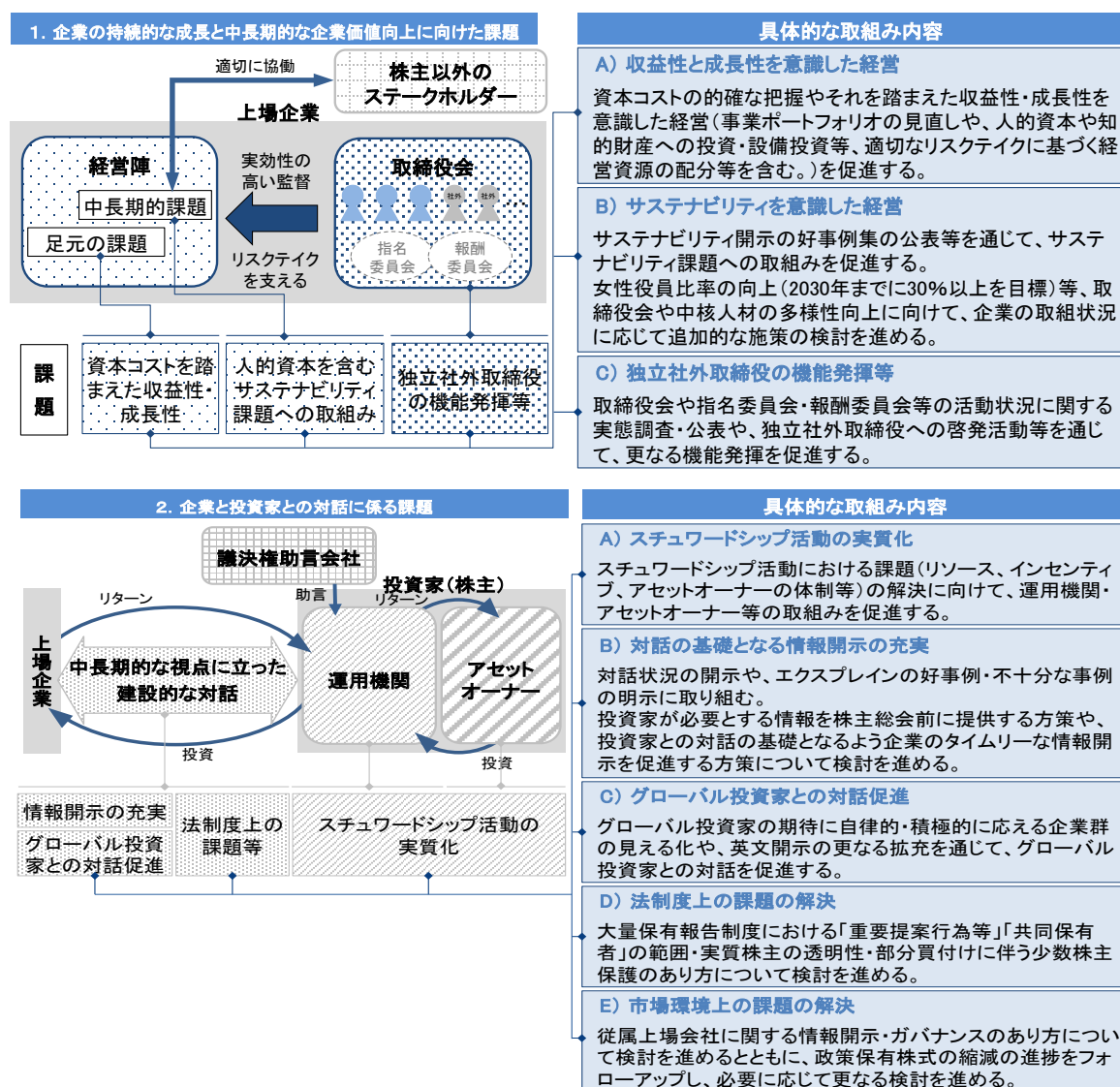
¹⁵ コードの各原則について、原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するかを求める手法のこと。

¹⁶ コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム（「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」意見書（6））の公表について
<https://www.fsa.go.jp/news/r4/singi/20230426.html>

アクション・プログラムの施策については、「ジャパン・コーポレート・ガバナンス・フォーラム」等を通じて、投資家等から好意的に評価する声が聞かれており、引き続き、東京証券取引所をはじめとする関係者とも連携しつつ、各施策を順次実施・検証し、コーポレートガバナンス改革の取組を進めていく。

また、各コードの改訂時期については、必ずしも従前の見直しサイクルにとらわれることなく、コーポレートガバナンス改革の実質化という観点から、その進捗状況を踏まえて適時に検討する。

(図表4) コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラムの概要



(資料) 金融庁

コラム 9：金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告¹⁷

金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」（以下「本 WG」）では、2022 年 6 月に公表した報告書を踏まえ、四半期開示の見直しの具体案やサステナビリティ開示に関して検討が行われ、同年 12 月に報告書が公表された。

（1）四半期開示の見直し（図表 1）

2022 年 6 月の本 WG 報告では、四半期開示について、コスト削減や開示の効率化の観点から金融商品取引法に基づく四半期報告書（第 1・第 3 四半期）と取引所規則に基づく四半期決算短信を「一本化」する方向性が示された。その際、開示のタイミングがより遅い四半期報告書に集約させることは、情報の有用性・適時性を低下させるおそれがあること、投資家への積極的な情報開示が行われる四半期決算短信に関しては投資家に広く利用されていること等を踏まえ、金融商品取引法上の四半期開示義務（第 1・第 3 四半期）を廃止し、取引所規則に基づく四半期決算短信に「一本化」することが適切とされた。

これを踏まえ、同年 10 月より、その具体化に向け本 WG において議論が行われ、同年 12 月に主に以下の内容が提言された。

（図表 1）本 WG 報告の概要（四半期開示）

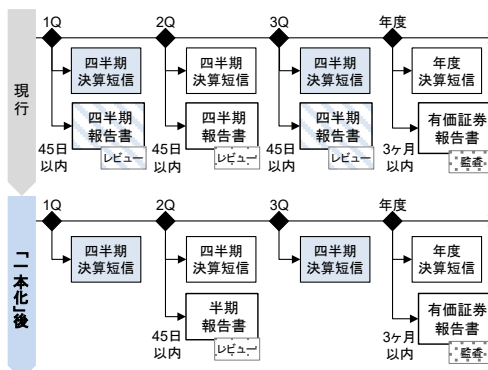
金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告の概要（四半期開示）（2022年12月公表）

□ ディスクロージャーワーキング・グループでは、2022年6月の報告において検討事項とされた、四半期開示とサステナビリティ開示について審議。このうち、四半期開示について、以下の内容を取りまとめ

四半期開示（法改正事項）

- 企業が都度発信する情報の重要性の高まりを踏まえ、取引所の適時開示の充実を図りながら、**将来的に、期中において、情報の信頼性を確保しつつ、適時の情報開示に重点を置いた枠組みに見直すことも議論**
- 四半期開示（第1・第3四半期）について、**金融商品取引法上の開示義務を廃止**（法改正事項）、取引所の規則に基づく**四半期決算短信へ「一本化」**するべく、具体化を取りまとめ
 - 当面は、**四半期決算短信を一律義務付け**。今後、適時開示の充実の状況等を見ながら、**任意化について継続的に検討**
 - 開示内容については、四半期決算短信の開示事項をベースに、**投資家からの要望が特に強い情報（セグメント情報等）を追加**
 - 監査人によるレビューについては、**任意とするが、会計不正等が起きた場合には一定期間義務付け**
 - 虚偽記載に対しては、取引所のエンフォースメントをより適切に実施。ただし、意図的で悪質な虚偽記載については、罰則の対象になりうる
 - 半期報告書について、上場企業は、**現行の第2四半期報告書と同程度の記載内容と監査人のレビューを求めることとし、提出期限は決算後45日以内に、非上場企業も上場企業と同じ枠組みを選択可能**（法改正事項）
 - 半期報告書及び臨時報告書の金融商品取引法上の**公衆縦覧期間（各3又は1年間）を5年間に延長**（法改正事項）

（資料）金融庁



¹⁷ 本文Ⅱ、2.（2）コーポレートガバナンス改革の実質化と企業情報の開示の充実 参照

（２）我が国における SSBJ の役割の明確化等（図表２）

2022 年 6 月の本 WG 報告では、サステナビリティ開示の国内の開示基準設定主体の役割の明確化や、企業や投資家の実務的準備に資するロードマップ等について、更なる検討を進める必要があるとされた。これを踏まえ、同年 10 月より、サステナビリティ開示に関する上記の議論が WG において行われ、同年 12 月に主に以下の内容が提言された。

- 国際的には、ISSB 等でサステナビリティ開示に関する基準策定の議論が進んでいる中、我が国では、民間の取組を基礎としながら、国際的な整合性を図りつつ、全体として充実したサステナビリティ開示を着実に進めていく観点から、国内の開示基準の検討や有価証券報告書への取込み、保証のあり方の議論、これらを支える人材育成等が必要である。
- サステナビリティ開示基準については、我が国では、ISSB における基準開発の方向性を見据えながら、国内の開示基準の開発に向けた議論を進めていき、今後、法定開示である有価証券報告書には、このような統一的な開示基準を取り込んでいくことが考えられる。この場合には、我が国の開示基準設定主体や当該開示基準設定主体が開発する開示基準を、法令の枠組みの中で位置付けることが重要である。
- サステナビリティ情報に係る開示基準の設定主体や開示基準を金融商品取引法令上で位置付ける場合には、我が国の会計基準設定主体や企業会計基準が同じく金融商品取引法令上の枠組みの中で位置付けられていることが参考となるが、SSBJ は、その要件を満たしうると考えられる。今後、必要となる関係法令の整備を行うとともに、上記の条件を満たした SSBJ が開発する開示基準について、個別の告示指定により我が国の「サステナビリティ開示基準」として設定することで、サステナビリティ開示の比較可能性を確保し、投資家に有用な情報を提供していくことが重要である。

また、サステナビリティ開示の開示内容に対する第三者による保証に関する議論が行われたほか、サステナビリティ開示について企業や投資家の予見可能性を高め、実務的な準備を確実に進める観点から、我が国におけるロードマップについても示されている。

(図表2) 本報告の概要 (サステナビリティ開示)

金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告の概要(サステナビリティ開示)(2022年12月公表)

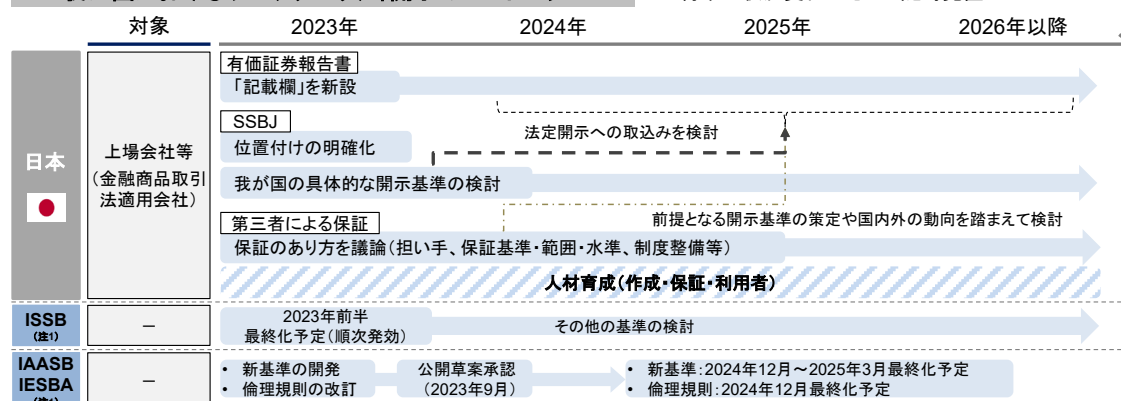
- ディスクロージャーワーキング・グループでは、2022年6月の報告において検討事項とされた、四半期開示とサステナビリティ開示について審議。このうち、サステナビリティ開示について、以下の内容を取りまとめ

サステナビリティ開示

- 我が国のサステナビリティ基準委員会(SSBJ)や今後策定される開示基準を、法令上の枠組みの中で位置づけ(府令事項)
 - 今後の検討課題(サステナビリティ開示基準、開示内容に対する第三者による保証^(※)等)、ロードマップについて議論
- ※保証とは、独立した第三者が、情報の信頼性を高めるために、その情報が正しいかどうかについて結論を表明すること

我が国におけるサステナビリティ開示のロードマップ

※ 将来の状況変化に応じて随時見直し



(注1) ISBB (国際サステナビリティ基準審議会)、IAASB (国際監査・保証基準審議会)、IESBA (国際会計士倫理基準審議会)

(注2) 米国は大規模早期提出会社(時価総額700百万ドル以上等の要件を満たす会社)に、Scope1・2の開示を2023年度から運用開始し、その後、企業規模に応じて段階的に適用予定。欧州は従業員500人以上の上場会社等に、CSRD及びESRSを2024年度から適用開始し、その後、企業規模に応じて段階的に適用予定。くわえて2028年度から、EU市場での純売上高が大きいEU域外企業グループへ適用予定。また、第三者による保証について、米国や欧州では、企業規模に応じて段階的に、限定保証から導入し、合理的保証に移行する予定。

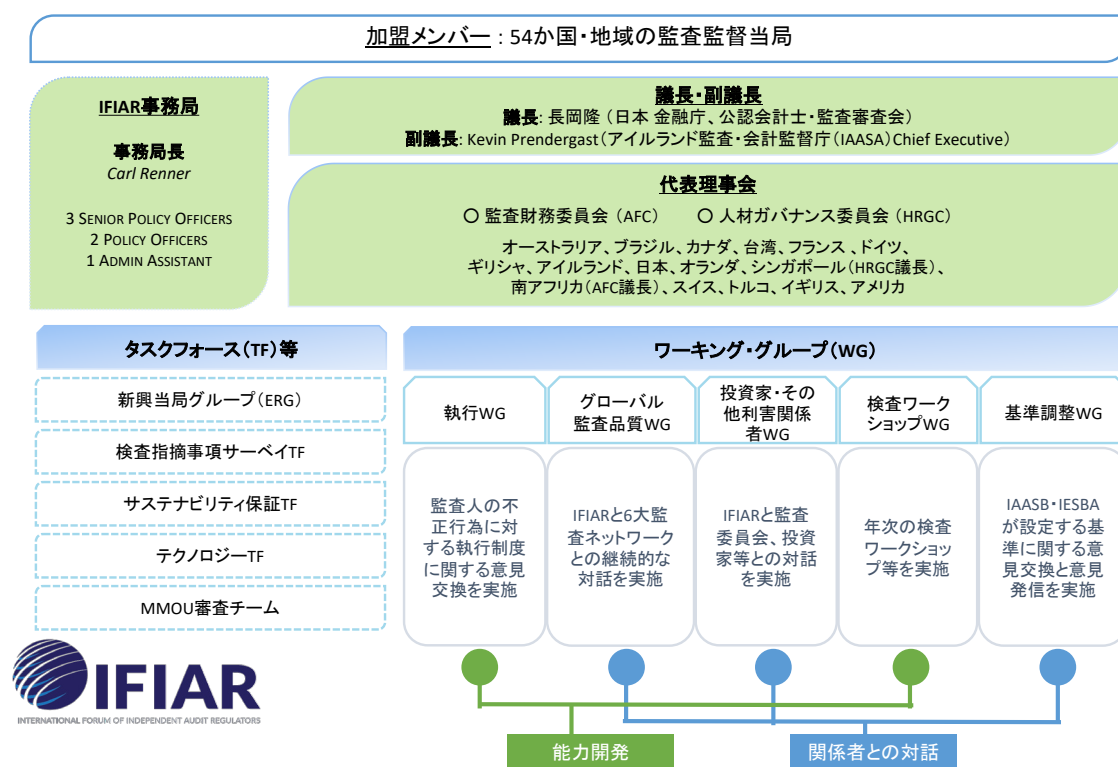
(資料) 金融庁作成

コラム 10：金融監督に関する国際的な議論への貢献について

(1) 監査監督機関国際フォーラム (IFIAR) 議長就任¹⁸

企業による財務報告の信頼性を確保する監査は資本市場を支える根幹であり、各国・地域の監査監督当局が集いグローバルな監査品質の向上を目指す監査監督機関国際フォーラム (IFIAR (イフィアール) : International Forum of Independent Audit Regulators¹⁹) の活動は、世界の資本市場の健全な発展の観点から重要度が増している。こうした中、2023年4月25日から27日にかけて米国・ワシントン DC で開かれた IFIAR の本会合において、2021年4月から副議長を務めてきた長岡 隆 金融庁総合政策局審議官 (国際担当) 兼公認会計士・監査審査会事務局長が、議長に選出された (任期2年)。アジアからの議長就任は、2006年の IFIAR 設立後、初となる。

(図表1) IFIAR の概観



(資料) 金融庁

¹⁸ 本文Ⅱ．2．(3) 市場に対する信頼の確保 参照

¹⁹ IFIAR は、グローバルな監査品質の向上により公益に資すること等を目的に、54ヶ国・地域の監査監督当局により構成される国際機関で、我が国に本部を設置する初の金融関係の国際機関 (2017年4月に東京に事務局を開設)。①当局間で知見を共有し加盟当局の能力向上を図るとともに、②協調して国際的に重要な監査関係者と対話を行うことで、グローバルな監査品質の向上、ひいては資本市場の公正性・透明性の向上に取り組んでいる。我が国からは、開設以来金融庁と公認会計士・監査審査会がメンバーとなっており、2017年に設置された意思決定機関である代表理事会にも当初からメンバーとして参加している。

① IFIAR に対するこれまでの我が国の貢献

金融庁は、IFIAR の活動に関し戦略的な取組を推進することを目的として IFIAR 戦略企画本部を設置しており、公認会計士・監査審査会と共に、代表理事会や全 WG のメンバーとして、これまで一貫して、加盟当局間の知見の共有や監査関係者との対話等を通じ、IFIAR の活動に積極的に貢献してきた。また、今回議長に選出された長岡審議官も、ホスト国の立場から事務局をサポートすると共に、IFIAR 内の WG の議長や IFIAR 全体の副議長を歴任してきた。このように我が国として IFIAR の活動や組織運営に大きく貢献を行ってきたことが評価され、今般、アジア初の議長に選出された。

② 今後の方針

今後も一層、IFIAR が国際機関として発展・成長し、グローバルな監査品質を高めていくことができるよう貢献していく。また、メンバー構成の更なる多様化のためには、アジアを含む新興国メンバーの拡大も重要であるため、具体的な成果につなげられるよう努めていく。監査を担う人材の育成・確保、ESG に関する保証など様々な課題に向き合い、「多様な視点を機動的に取り込む組織運営」を一つの柱として、我が国を含む加盟当局から幅広く知見や問題意識を吸い上げ、諸課題への的確な対応につなげていく。

（２）保険監督者国際機構（IAIS）2023 年年次総会の開催²⁰

今般、保険監督に関する基準設定主体である保険監督者国際機構（以下、「IAIS²¹」）の 2023 年年次総会は、2023 年 11 月 6 日（月）から 10 日（金）にかけて、東京にて開催される。年次総会は IAIS の一年の中で最大の節目となるイベントであり、我が国における開催は初となる。ここでは、年次総会やそれと同時に開催される一連の会合の概要、主要な議論テーマを紹介する。

① 開催期間中の会合概要

IAIS の各政策テーマを担当する各種「委員会」や主要メンバー間で IAIS のプロジェクトに関する議論を深める「執行委員会」、世界中の IAIS メンバー約 200～300 名が一堂に会して重要事項の決定を行う「年次総会」が開催される。

²⁰ 本文Ⅳ. 1.（３）国内外への政策発信力の強化 参照

²¹ International Association of Insurance Supervisors の略。

IAIS 年次総会の特徴の一つとして、民間関係者も参加する「年次コンファレンス」を同時に開催することが挙げられる。年次コンファレンスには、IAIS メンバーのみならず、保険会社等の民間関係者も含めた約 400～500 名程度が例年参加しており、世界の保険セクターが直面する課題や注目すべき動向について議論を深める貴重な場となっている（図表 2）。

（図表 2）2022 年サンティアゴ会合の年次コンファレンスの様子



② 主要な議論テーマ

IAIS のプロジェクトは、国際的に活動する保険グループを対象とした国際資本基準（ICS²²）の策定や、保険セクターのシステミックリスクに対する政策枠組み、気候関連リスクを踏まえた保険監督のあり方など、多岐にわたっている。また、IAIS では、自然災害に関するプロテクションギャップへの対応における監督当局の役割についても議論を行っており、年内に報告書を公表する予定である。2023 年の年次コンファレンスにおいても、こうした重要課題が議論テーマとして取り上げられる予定である。

③ 最後に

今回の IAIS 年次総会の開催は、世界有数の保険市場を有する我が国にとって大変意義深いものと考えている。2023 年の会合開催を、世界の保険当局者・民間関係者間での活発な意見交換と、我が国の保険行政や保険市場の国際的な存在感の向上のための有意義な機会とすべく、関係者との連携のもと、引き続き当庁としても万全の体制で準備に取り組んでいく。

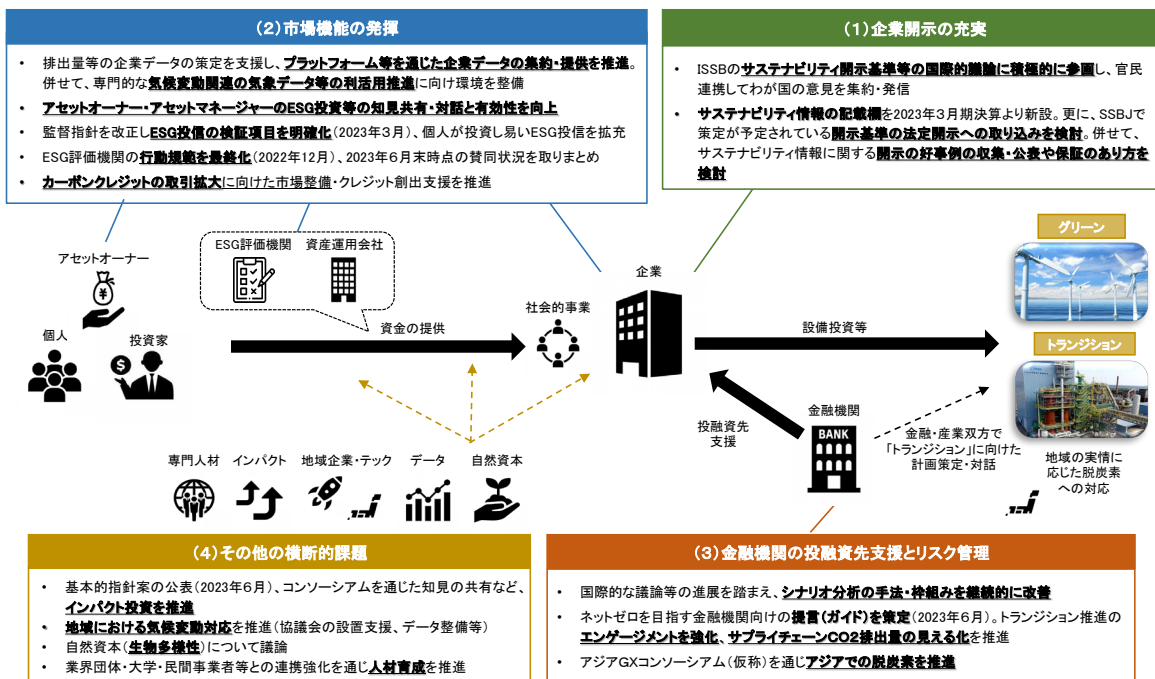
²² Insurance Capital Standard の略。

コラム 11：サステナブルファイナンスの推進²³

サステナブルファイナンスを推進するため、金融庁は、2020 年 12 月にサステナブルファイナンス有識者会議を設置し、1) 企業開示の充実²⁴、2) 市場機能の発揮、3) 金融機関の投融资先支援とリスク管理という 3 つの主要な柱、さらにその他の横断的課題として、インパクト投資の推進や人材育成等に関する取組や施策について、議論を行ってきた。これまで二次にわたり報告書²⁵を公表し、2023 年 6 月、施策の進捗と新たな課題を整理・提言する「サステナブルファイナンス有識者会議第三次報告書－サステナブルファイナンスの深化－」を取りまとめた²⁶（図表 1）。

ここでは、第 3 の柱及び横断的課題における主要な成果について概説する。

（図表 1）金融庁におけるサステナブルファイナンス推進に係る取組の全体像



（資料）金融庁

²³ 本文Ⅱ、3. サステナブルファイナンスの推進 参照

²⁴ コラム 8 コーポレートガバナンス改革の実質化に向けた取組 参照

²⁵ 「サステナブルファイナンス有識者会議報告書」の公表について（2021 年 6 月公表）

<https://www.fsa.go.jp/news/r2/singi/20210618-2.html>

「サステナブルファイナンス有識者会議第二次報告書」の公表について（2022 年 7 月公表）

<https://www.fsa.go.jp/news/r4/singi/20220713/20220713.html>

²⁶ 「サステナブルファイナンス有識者会議第三次報告書」の公表について（2023 年 6 月公表）

<https://www.fsa.go.jp/news/r4/singi/20230630.html>

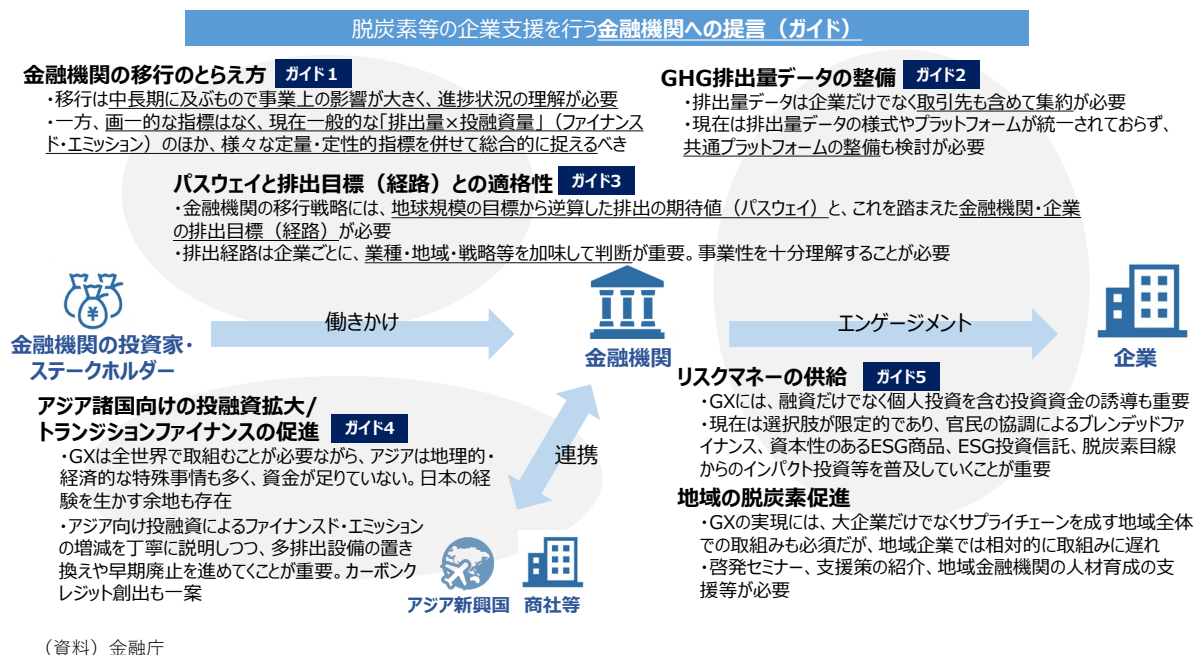
(1) 脱炭素等の企業支援を行う金融機関への提言（ガイド）

2050 年カーボンニュートラルに向けた国内外の動きが加速する中、金融機関における脱炭素に向けた取組の重要性は増しており、金融庁は 2022 年 7 月、「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方」（ガイダンス）を公表した。当該ガイダンスでは、気候変動対応が金融機関と顧客企業の双方の将来的な事業の成長に影響を与えうるという視座の下、脱炭素に向けて、まずは金融機関において顧客企業と目的をもった建設的な対話を行うことが重要であると指摘している。

一方、金融機関が脱炭素に向けた戦略のあり方や方策を検討するに当たっては、試行錯誤の過程にある。金融庁は、ガイダンスにおける考え方も踏まえ、金融機関と企業との間での実効的な対話（エンゲージメント）を促進する観点から、2022 年 10 月に「脱炭素等に向けた金融機関等の取組みに関する検討会」を設置した。

2023 年 6 月に公表した当該検討会報告書²⁷では、顧客と対話を進めながらネットゼロを目指す金融機関が検討すべき論点について、提言（ガイド）として取りまとめている（図表 2）。

（図表 2）脱炭素等の企業支援を行う金融機関への提言（ガイド）の概要



²⁷ 「サステナブルファイナンス有識者会議第三次報告書」の公表について（2023 年 6 月公表）
<https://www.fsa.go.jp/news/r4/singi/20230630.html>

(2) インパクト投資の「基本的指針（案）」

インパクト投資は、社会・環境課題の解決に資する技術やビジネスモデルの変革等に取り組む企業への支援を促すことが期待され、国内外で関心が高まっている。

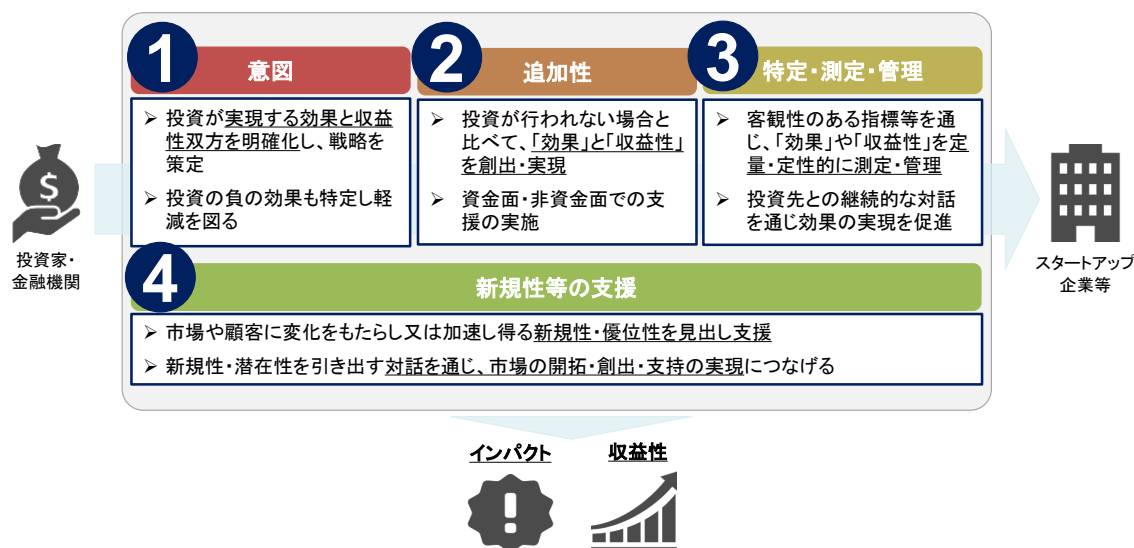
一方、我が国においては、社会・環境的效果を持つが収益化に相応の時間を有する企業・事業が、自らの事業性について理解・評価を得て、資金・事業面での支援を受けることが必ずしも容易ではないとの指摘もある。こうした中、金融庁では、国内外のインパクト投資等の動向・事例を参照しつつ、インパクト投資の意義と推進に向けた課題等について議論するため、2022年10月に「インパクト投資等に関する検討会」を設置し、2023年6月、その議論の成果を報告書として取りまとめ公表した。

当該報告書では、インパクト投資に関する市場関係者の共通理解を醸成し、投資実務の促進を図る観点から、インパクト投資の基本的な考え方と要件を「基本的指針（案）」として取りまとめた（図表3）。

当該指針案で示す要件等については、今後の市場の展開等を踏まえ、柔軟かつ継続的に改善・拡充していくこととしている。さらに、今後、多様な関係者が参画する対話の場として「インパクトコンソーシアム」を立ち上げ、インパクト投資に係る指標や事例、企業支援の手法等について議論を行っていく。

（図表3）インパクト投資の「基本的指針（案）」の概要

- 目的：インパクト投資の基本的な考え方とプロセス等について **共通理解を醸成**
- 対象：**投資対象**（業種、規模、上場・非上場、営業地域等）・**投資主体**（金融機関、投資家等）・**アセットクラス**（エクイティ、デット等）の別に関わらず対象
- 位置付け：黎明期・成長期である市場特性を踏まえて、幅広い創意工夫を促すよう、**原則的・一般的な記載**
- インパクト投資に必要な要件：**①意図、②追加性、③特定・測定・管理、④新規性等の支援**



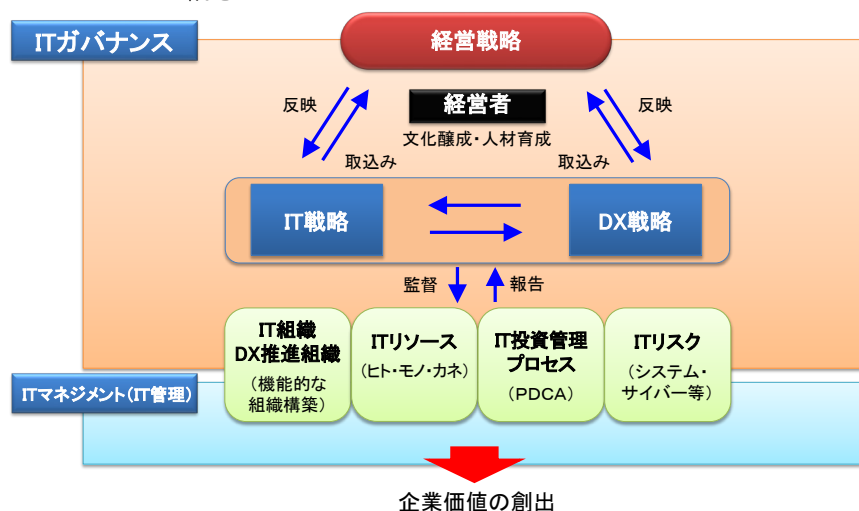
（資料）金融庁

Ⅲ. 金融システムの安定・信頼を確保する

コラム 12：金融機関の IT ガバナンスに関する論点 ²⁸

金融機関が持続可能なビジネスモデルを確保するには、経営戦略を IT 戦略と一体的に考えていく必要性が増しており、利用者ニーズに応じて IT に係る仕組みを整備・充実させていくことが重要である。金融庁では、経営者がリーダーシップを発揮し、IT と経営戦略を連携させ、企業価値の創出を実現するための仕組み全体を「IT ガバナンス」と定義している。IT ガバナンスには、内部統制のみならず、ビジネスの収益を向上させる成長戦略の実現も含まれている。

（図表 1）IT ガバナンスの概念



（資料）金融庁

金融庁では、2019 年 6 月に、金融機関と IT ガバナンスに関する対話を行う上での論点や IT ガバナンスの発揮状況に関する事例を整理したディスカッション・ペーパー（DP）を公表し ²⁹、DP に記載した考え方に基づいて金融機関と建設的対話を続けている。対話を通じ、金融機関におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）に関する取組に相応の進捗が見られる等の状況の変化があったことを踏まえ、2023 年 6 月には、DX の考え方・着眼点を盛り込んだ DP 第 2 版を公表した ³⁰。

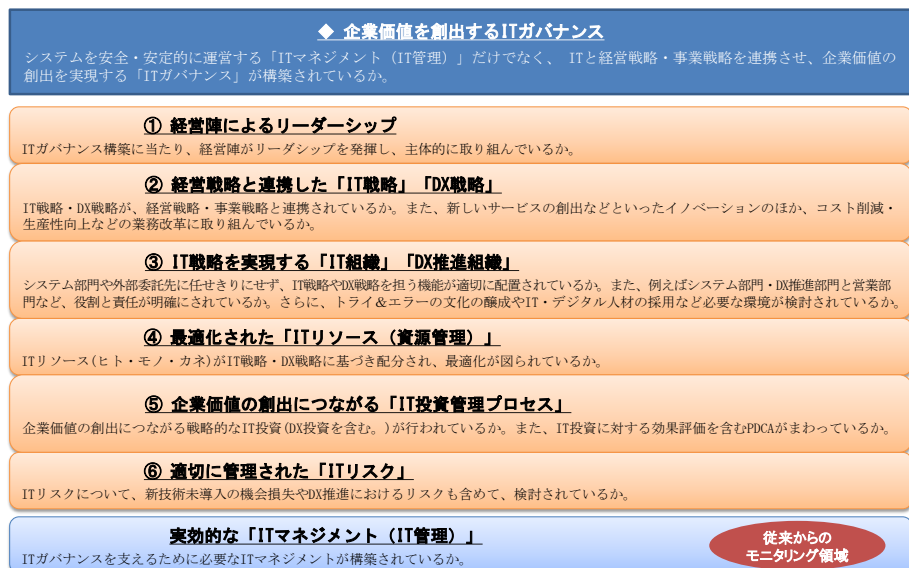
DP 第 2 版では、金融機関と深度ある対話を行うための基本的な考え方・着眼点として、①経営陣によるリーダーシップ、②経営戦略と連携した IT 戦略・DX 戦略、③IT 戦略を実現する IT 組織・DX 推進組織、④最適化された IT リソース、⑤企業価値の創出につながる IT 投資管理プロセス、⑥適切に管理された IT リスクを提示している（図表 2）。

²⁸ 本文Ⅲ. 1.（1）経営基盤の強化と健全性の確保 参照

²⁹ 「金融機関の IT ガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理」（案）へのパブリックコメントの結果等について <https://www.fsa.go.jp/news/30/20190621-3.html>

³⁰ 「金融機関の IT ガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理」の改訂（案）に対するパブリック・コメントの結果等の公表について <https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230630/20230630.html>

(図表2) IT ガバナンスに関する考え方や着眼点



（資料）金融庁

例えば、経営陣がDX戦略について情報発信を続けることで、ステークホルダーの信頼と共感を得ながら、組織内で戦略の実現に向けた機運やモチベーションを高めることが重要である。また、経営陣は、デジタル活用の恩恵を享受する上での前提となる情報セキュリティリスク（サイバーリスクを含む）等の低減及び管理も考慮する必要がある。

金融庁は、今後もベストプラクティスの追求に向けた対話を通じて、金融機関のITガバナンスの実態を把握するとともに、問題が生じやすい点について気付きを与えることで、金融機関の自主的な取組を促進していく。

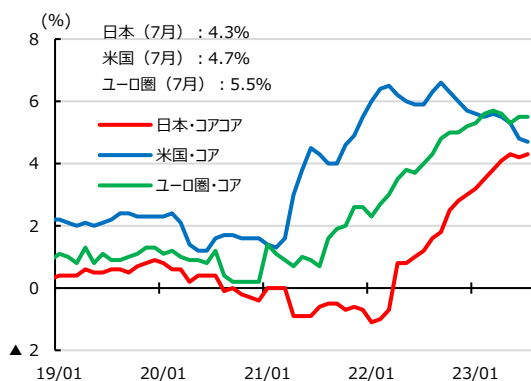
コラム 13：現下の金融経済情勢について ³¹

世界経済は、労働需給の逼迫等を要因として基調的なインフレ圧力が依然続いている（図表1）。景気は底堅さを維持しているが、インフレに対処するため諸外国の中央銀行が金融政策を急速に引き締めたこともあり、世界経済の先行きの不確実性が高まっている。

金融市場では、金利が世界的に上昇した（図表2）ほか、為替市場はドル・ユーロに対して円安基調が続き、国内物価の上昇に影響を及ぼしている（図表3）。本邦株価は堅調に推移し、日経平均株価・東証株価指数（TOPIX）は足下で1990年以来の高水準を記録した（図表4）。また、金融緩和を背景に、本邦不動産価格も上昇している（図表5）。我が国経済は、コロナからの経済活動の正常化が進み、総体として企業収益が増加している一方（図表6）、倒産件数は足下で増加しつつある（図表7）。

金融庁としては、こうした中で、国内外の景気や物価、金融政策の動向等を注視しつつ、金融市場の変動が金融システムや金融機関に与える影響を把握・分析していく。

（図表1）消費者物価指数（コア）³²の推移



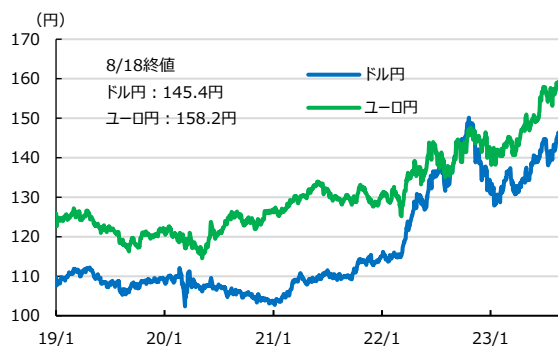
（図表2）10年国債利回りの推移



³¹ 本文Ⅲ、金融システムの安定・信頼を確保する 参照
本稿における記載は原則として2023年8月下旬時点

³² 食品・エネルギー除く。日本はコアコア（生鮮食品・エネルギー除く）。

(図表3) 為替市場の推移



(資料) Bloomberg より、金融庁作成

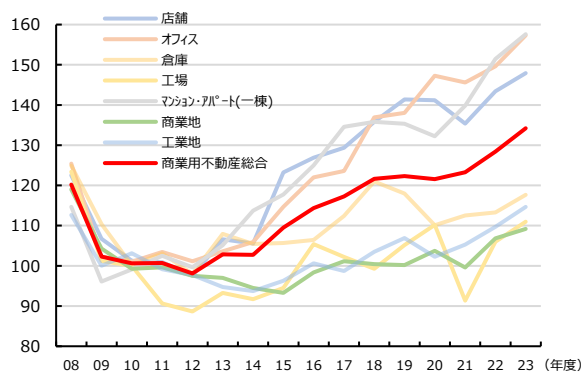
(図表4) 先進国株価指数の推移



(注) 株価指数は2020年1月1日を100として指数化

(資料) Bloomberg より、金融庁作成

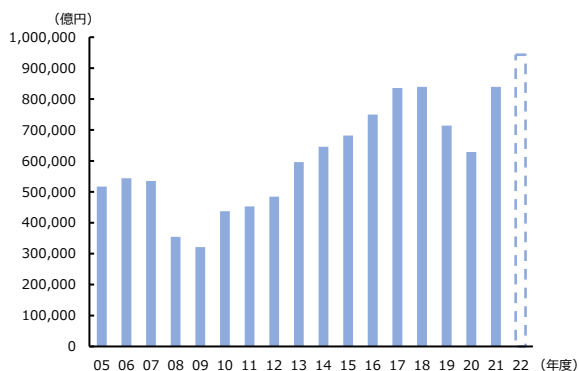
(図表5) 不動産価格指数（商業用不動産）



(注) 2010年平均を100として指数化

(資料) 国土交通省「不動産価格指数」より金融庁作成

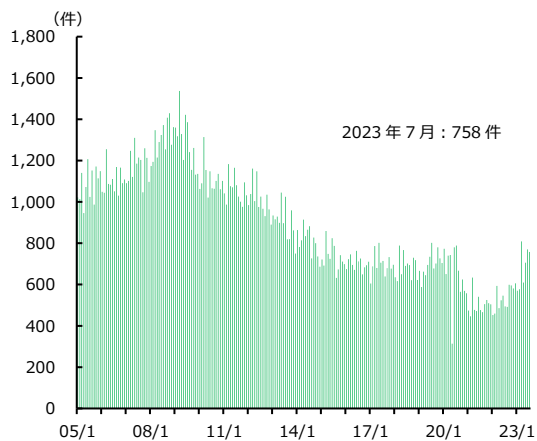
(図表6) 法人企業の経常利益の推移



(注) 2021年度までは年度調査の値、2022年度は四半期調査の単純合算

(資料) 財務省財務総合政策研究所「法人企業統計調査」より、金融庁作成

(図表7) 倒産件数の推移



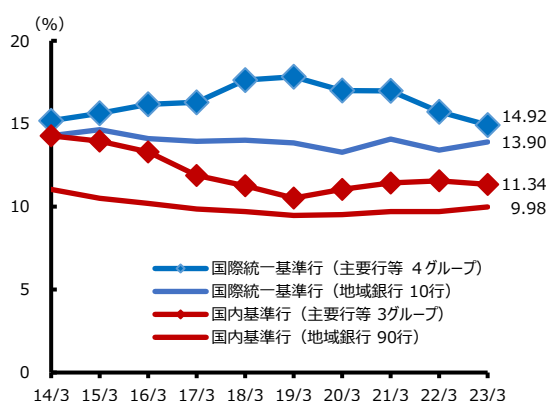
(資料) (株)東京商工リサーチ (TSR)「全国企業倒産状況」より、金融庁作成

コラム 14：金融機関の健全性に係る評価³³

足元、我が国金融システムの中核である銀行の自己資本比率は規制上の最低水準を十分に上回っている（図表1）。また、不良債権比率は低位で推移しており（図表2）、我が国金融システムは、総体として安定している。

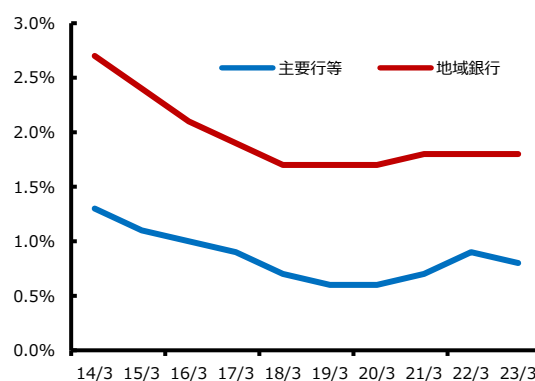
一方、金融経済情勢・世界情勢の先行きが不透明である中、金融機関の健全性に影響を及ぼしうるリスクについて確認していく必要がある。

（図表1）自己資本比率の推移



（注）主要行等はグループ連結、地域銀行は銀行単体ベース
 現行の国際基準の最低水準は10.5%、国内基準は4.0%
 （資料）金融庁

（図表2）不良債権比率の推移

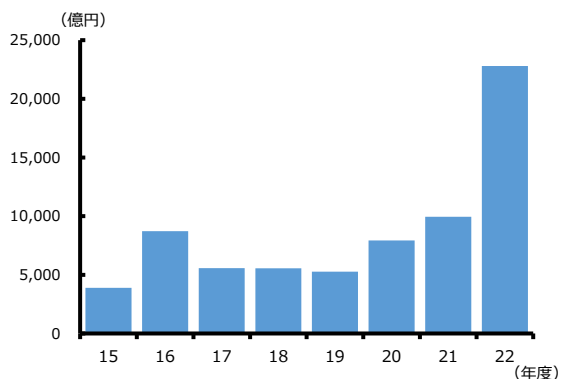


（資料）金融庁

（1）市場運用・調達に係るリスク

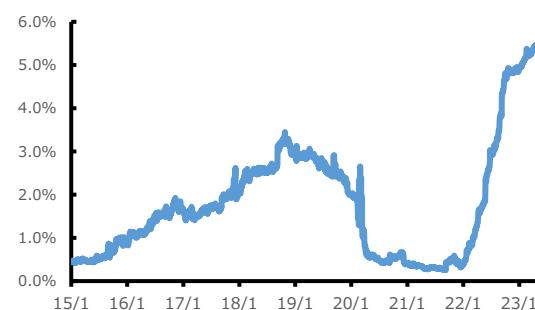
世界的な金利上昇により、金融機関の保有する債券には、相応の評価損や売却損が生じている（図表3）ほか、外貨調達環境について、調達費用の高止まりが見られる（図表4）。こうした中、今後の各国の金融政策等が、金融機関の市場性調達に影響を及ぼす可能性に引き続き注意が必要である。

（図表3）本邦金融機関の国債等債券売却損



（注）対象は主要行等及び地域銀行
 （資料）金融庁

（図表4）3か月ドル調達コストの推移



（注1）Libor 廃止の影響により、2022年1月以降はリスクフリーレートベースで算出

（注2）直近は2023年7月5日

（資料）Bloomberg より、金融庁作成

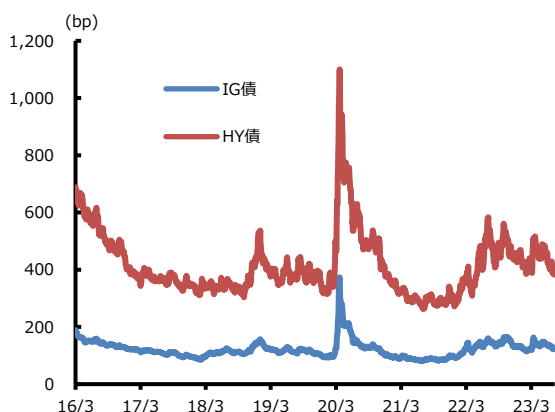
³³ 本文Ⅲ. 1.（1）経営基盤の強化と健全性の確保 参照

2022 年上半期のクレジットスプレッドの拡大傾向や、CLO（ローン担保証券）やレバレッジドローン（以下「レバローン」）の価格の下落傾向については落ち着きが見られる（図表 5、図表 6）一方、クレジット市場への投資は金融機関によってはポートフォリオの相当部分を占めており、クレジットリスクの高まりが見られる場面では、金融機関の財務に影響を及ぼし得る。

また、大手行を始めとした金融機関では現状十分な流動性を確保できているものの、2023 年春の欧米における銀行セクターの混乱を踏まえると、これまで意識されてこなかった環境変化への対応を含め、改めてその十分性の確認を行うことが重要である。

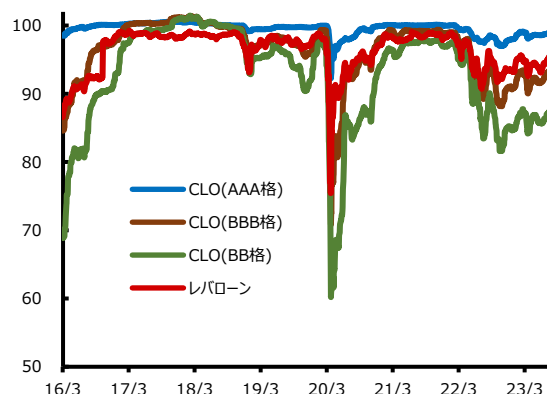
金融庁では、金融市場の変調が金融機関の健全性・外貨調達に及ぼす影響について、データ等の分析を通じて的確に把握するとともに、金融機関の市場運用・調達の方針やリスク管理について業態横断的に対話を行い、必要に応じてリスク管理態勢の高度化を促していく。

（図表 5）米国の社債スプレッド



（注）直近は 2023 年 7 月 12 日
（資料）Bloomberg より、金融庁作成

（図表 6）CLO・レバローン価格



（注）直近は 2023 年 7 月 12 日
（資料）Bloomberg より、金融庁作成

（２）与信費用の増加リスク

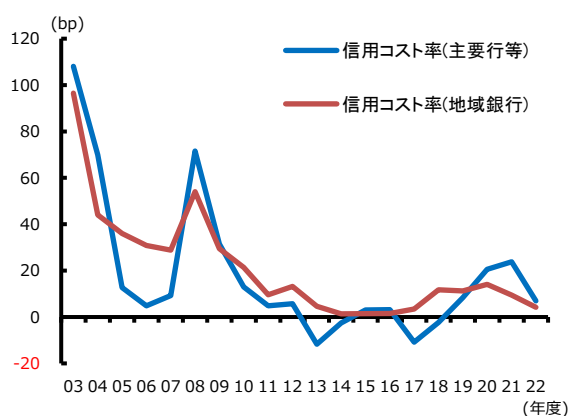
信用コスト率の水準は、国内事業者のデフォルトが低水準に留まる中で、長期的な平均と比較して抑制されている（図表 7）一方、一部の大口債務者の債務者区分の引き下げは、金融機関の収益に一定程度の影響を及ぼした。

与信の種類毎に見れば、国内の不動産向け融資については全体として与信残高の増加が見られる。また、事業者の再編に係る資金ニーズ等が高まっており、大手行は国内で LBO（レバレッジドバイアウト）融資に積極的に取り組んでいる（図表 8）が、マーケットの拡大や案件の大口化等の傾向が見られる中、適切なリスク管理やリスク分散が課題である。

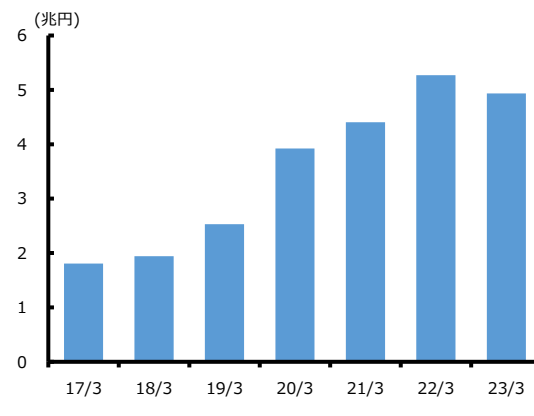
大手行の海外向け融資は増加基調にあり、特に、邦銀のプレゼンスが高い海外プロジェクトファイナンス（図表9）については、長期にわたりエクスポージャーを保有することが多いという特性を踏まえ適切なリスク管理を行うことが重要である。また、大手行は海外におけるファンド向けファイナンスやこれらファンドとのリレーションを活用したLBO ローン の引受等に積極的に取り組んでいるところ、市場環境を踏まえ、これらファンド関連ビジネスにおけるリスクテイク方針やそれを踏まえたリスク管理態勢を構築することが重要である。

金融庁としては、国内外の与信について、金融経済情勢・世界情勢の動向が企業の業績や資金需要、債務返済に与える影響を注視しつつ、金融機関との間で信用リスク管理態勢やグループベースの管理態勢について対話し、必要に応じてその高度化を促していく。

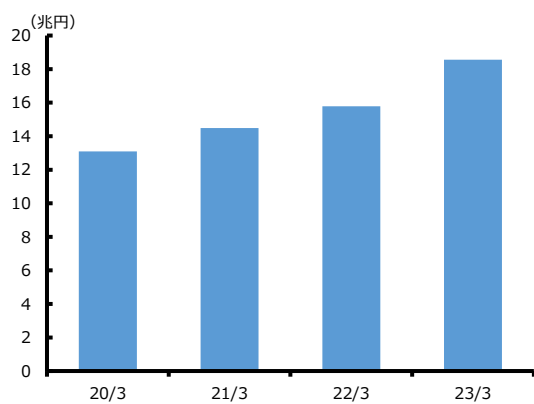
（図表7）信用コスト率の推移



（図表8）大手行の国内LBOローン残高



（図表9）大手行の海外プロジェクトファイナンス残高



コラム 15：今春の米国銀行セクターにおける混乱への対応³⁴

2023 年 3 月以降、米国では複数の銀行が破綻し、銀行セクターに大きな混乱が生じた。シリコンバレーバンクが 3 月 8 日に資産売却を発表したことを直接的な契機として、同行や同行と預金構造に類似の特徴を持つ銀行の一部を中心に急速な預金流出や株価の下落が見られ、一部の銀行はその後破綻に至った。金融市場においてもリスク回避的な動きが世界的に広がった。

（１）銀行破綻の要因の分析

銀行破綻の要因は銀行毎に区々であると考えられるが、一連の混乱の端緒となったシリコンバレーバンクについては、米国当局の報告書³⁵で以下の事項が指摘されている。

- コロナ禍等における低金利環境下で銀行が規模を拡大し複雑化させていく中で、銀行の経営陣等が適切なリスク管理やガバナンス構築を怠っていた。
- 監督当局も銀行の脆弱性の程度を十分に理解していなかった。また監督当局は、脆弱性を特定した際も、銀行が問題を迅速に解消するための十分な措置を講じなかった。
- 米国の金融規制緩和が、FRB による効果的な監督を阻害していた。

また、同報告書は、シリコンバレーバンクが経験した急速な非付保預金（預金保険の適用対象外預金）の流出³⁶について、同行に対する根本的な懸念を反映したものであり、次のような多くの相互に関連する要因によって引き起こされたと思われる、と指摘している。

- テクノロジー・セクターを取り巻く不確実性の高まりと環境の変化
- 信用格付機関によるネガティブアクションの可能性
- 同行に集中するベンチャーキャピタル投資家やテクノロジー企業のネットワークによる、相関性の高い引出し（ソーシャルメディアに煽られ、前例のない速度で協調して行われた非付保預金の引出し）

我が国金融機関は、一般に小口の個人預金が多いなど、米国の破綻した銀行と状況は異なっていると考えられるほか、総じて充実した流動性や資本を有している。

³⁴ 本文Ⅲ．１．（１）経営基盤の強化と健全性の確保 参照

³⁵ FRB「Review of the Federal Reserve's Supervision and Regulation of Silicon Valley Bank」（2023 年 4 月 28 日公表）

³⁶ 同報告書によると、3 月 9 日に 400 億ドルの預金引き出し、さらに同日時点で翌 10 日に 1,000 億ドル超の引出しが予想されていた。同行の開示資料によると、同行の預金残高は 2022 年 12 月末現在で約 1,700 億ドル。

しかしながら、金融分野を取り巻く環境が大きく変化していることは破綻銀行だけの問題ではなく、我が国も含め各国が直面する共通の課題である。金融庁としては、様々なリスクがあり得ることを念頭に置き、国内外の金融経済情勢や金融システムに与える影響等を注視していくほか、引き続き強い警戒心を持って金融機関のリスク管理態勢等をモニタリングしていく。

（図表 1）破綻した米国銀行 3 行と本邦銀行の比較

	シリコンバレー バンク (2022年12月末)	シグネチャー バンク (2022年12月末)	ファースト・リパ ブリック・バンク (2022年12月末)	本邦銀行全体 (2022年12月末)
2019年12月末以降の 預金残高の増加率	+180%	+119%	+96%	+17%
預金残高に対する 現金・預け金の比率	8%	7%	2%	34%
総資産に対する 有価証券の比率	57%	24%	15%	17%
個人預金比率	—	8%	37%	58%
預金保険カバー率	12%	10%	32%	60%

（注 1）本邦銀行の個人預金比率と預金保険カバー率は2023年 3 月末。

（注 2）本邦銀行の預金残高には、譲渡性預金を含めて計算。

（注 3）個人預金：Signature Bankは「personal deposits」、First Republic Bankは「consumer deposits」を集計。Silicon Valley Bankは公表数字を確認できず。

（注 4）本邦銀行の預金保険カバー率の計算式は、下記のとおり（米銀は各行公表資料を参照）。

預金保険カバー率 = (決済用預金 + 名寄せ後1,000万円以下預金残高 + 名寄せ後1,000万円超預金先数 × 1,000万円) / 預金残高

（資料）米国銀行：各行開示資料、本邦銀行の個人預金比率及び預金保険比率：金融庁、本邦銀行のその他の項目：日本銀行「民間金融機関の資産・負債」より金融庁作成

（2）国際的な議論の動向

G20 傘下の金融安定理事会（FSB）等においては、一連の出来事に対する規制・監督上の教訓について棚卸しを行い、金融システムの強化のために優先的に取り組む事項を整理し、作業を進めている。

具体的には、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）では、例えば監督の実効性強化や流動性リスク管理及び銀行勘定の金利リスクについて、今般の混乱から得られる監督及び規制上の含意について検討を継続する旨を 6 月に公表した。

また、FSB は、一連の出来事を踏まえた教訓及び関連する政策的含意を引き出すために作業計画の優先順位を付け直した旨を 7 月に公表した。今後は、金融システムにおける金利と流動性リスクの相互関連性、テクノロジーや SNS が預金流出に果たす役割、破綻処理枠組みに関する初期的な教訓の引き出しについて焦点を当てて取り組む方針が示されている。

金融庁としては、こうした国際的議論についても積極的に貢献していくとともに、議論の結果を踏まえた対応も必要に応じて適切に行っていく。

コラム 16：顧客本位の業務運営に関する販売会社の取組状況³⁷

金融庁は、金融機関における顧客本位の業務運営を促進するため、2023年6月、「リスク性金融商品の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果³⁸」を公表した。本レポートでは、モニタリングで認められた販売会社の課題等を示しており、主なものを以下のとおり整理した。

（１）プロダクトガバナンス態勢

販売会社は、顧客の最善の利益の追求に資するリスク性金融商品を導入し、想定顧客層の明確化を図るとともに、商品導入後も販売実績を基に商品性を事後検証した上で、必要に応じて商品を見直し・廃止するなど、強固なプロダクトガバナンス態勢を構築する必要がある。特にインターネット取引は、顧客が真のニーズにふさわしい商品を選択できる枠組みを構築することが重要である。

しかしながら、多くの重点先³⁹で、仕組債等で典型的に見られたとおり、以下の点について十分に検証していなかった。

- ① 導入する金融商品のリスクの大きさ
- ② リスクと顧客の期待リターンとの合理性
- ③ 顧客が負担する全てのコストと期待リターンとの関係

取り扱っている金融商品とリスク特性が異なる商品を導入する場合、経営陣は自社の顧客基盤や「取組方針」に照らして導入すべきか等の判断に関与する必要がある。

（２）リスク性金融商品の販売・管理態勢

① 仕組債

販売会社は、顧客の最善の利益を確保する観点からリスク・リターンを検証し、顧客がリスクに見合うリターンを得られるような商品性に見直す必要がある。その上で、投資判断に必要なリスク・リターン・コスト等の情報を他のリスク性金融商品と比較しながら、顧客に提案し、リスク特性等を丁寧に説明する必要がある。

³⁷ 本文Ⅲ．１．（２）①顧客本位の業務運営 参照

³⁸ 「リスク性金融商品の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果について（2022 事務年度）」（2023 年 6 月公表）
https://www.fsa.go.jp/news/r4/kokyakuhoni/fdreport/fd_202306.html

³⁹ リスク性金融商品の各業態の販売動向や個社別の規模対比での販売額等を基に、リスクベースで重点的にモニタリングを実施した先。

しかしながら、多くの重点先で、収益確保に焦点を置き、想定顧客層や商品性を十分に検証しないまま、リスク許容度の低い資産形成層にまで仕組債を販売していた結果、一部の重点先では、多くの苦情が寄せられていた。

② 外貨建一時払保険

販売会社は、運用・保障・相続等の顧客ニーズを的確に把握し、外貨建一時払保険がそのニーズに最適な商品かを検証した上で、顧客に対して、商品の特徴やリスク特性等を丁寧に説明する必要がある。また、商品性を十分に理解できる顧客に対し、長期保有を前提に提案・販売する必要がある。しかしながら、多くの重点先で、目的別の販売において以下の課題が認められた。

販売目的	販売態勢面の課題
運用	リスク・リターン・コスト等に関し、他金融商品との比較説明を未実施
保障	目標到達型保険で、目標到達後に保険を解約させて保障期間を断絶
相続	非課税枠を大きく超える保険金等の額を契約時に設定

(3) 従業員に対する適切な動機付け

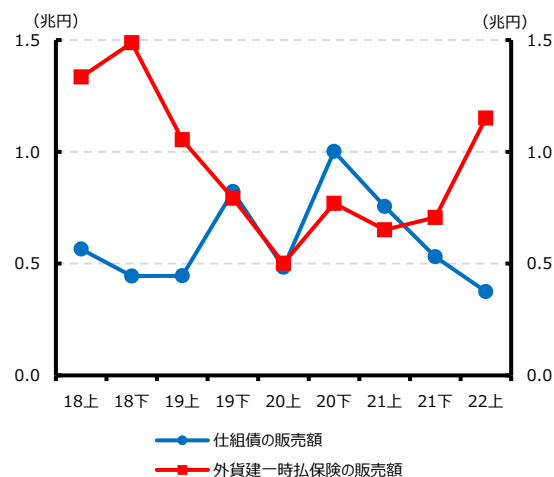
販売会社が顧客本位の業務運営を推進するためには、営業職員が「取組方針」に則した行動を促す業績評価となっているか、業績評価の改定によって営業現場の行動がどのように変化しているか等について、第1線はもとより、経営陣や第2線・第3線が継続的に検証する必要がある。

しかし、多くの重点先で、「取組方針」で、収益に偏重しない業績評価体系とすることで顧客本位のコンサルティングを行う旨を掲げているにもかかわらず、販売手数料の高い外貨建一時払保険や仕組債の販売に係る個人評価のウェイトが高いため、営業現場がこれらの商品へ販売に傾注していた（図表1、2）。

また、販売会社が真の顧客ニーズに即した金融商品を提案するためには、営業職員に対して提案に必要な専門性を身に付けさせることができる研修や人事制度の整備が必要である。仮に、それができない場合には、営業職員の経験等を考慮し、金融商品を現状の職員の説明能力で販売できる範囲に限定する必要がある。

しかし、多くの重点先で、研修が形式的にとどまっていたほか、一部の先で、取扱商品の多さから、営業職員が商品性を十分に理解していない懸念が窺われた。

(図表1) 仕組債・外貨建一時払保険の
販売額の推移



(注) 「主要行等」と「地域銀行」を合算したもの
(資料) 金融庁

(図表2) 外貨建一時払保険の販売割合と業績
評価の関係

外貨建一時払保険の販売割合が高い先			
項目	A 行	B 行	C 行
販売割合	10割弱	10割弱	9割強
業績評価 (収益目標)	外貨は円貨の 2.5～4倍	販売手数料	外貨は円貨の 3倍

円貨・外貨保険を比較的バランス良く販売している先			
項目	D 行	E 行	F 行
販売割合	4割強	6割	7割弱
業績評価 (収益目標)	円貨・外貨の 差無し	円貨・外貨の 差無し	設定無し

(注) 販売割合は、2022年度上期の保険販売に占める
外貨建一時払保険の割合

金融庁は、販売会社が、創意工夫を発揮し、それぞれのベストプラクティスを目指して、顧客本位の良質な金融商品・サービスの提供を競い合うことを期待している。今事務年度も、販売会社にこうした取組を促すとともに、顧客の最善の利益を追求する販売・管理態勢が構築できているか等について、モニタリングしていく。

コラム 17：利用者利便の向上とマネロン対策等・犯罪被害防止の強化との両立⁴⁰

金融機関は、全ての利用者に対して、それぞれのニーズに応じて利便性の高い金融サービスを提供することが求められる。

一方、犯罪被害防止に向け、マネロン対策等の実施や特殊詐欺・不正送金等への措置も求められており、一部の利用者は、口座開設や振込み等の際、金融機関による追加の手続や確認に時間を要し、円滑な金融サービスを受けられない場面もある。

このように利用者利便の向上とマネロン対策等・犯罪被害防止の強化との両立は、金融機関の課題となっている。

このような課題に対して、金融機関においては、より一層の創意・工夫を積み重ねて対応していくことが重要である。特に外国人や高齢者などへの顧客対応については、以下のような取組状況になっているが、引き続き、丁寧な説明に努めるなど適切な対応が求められる。

（１）外国人顧客対応

金融機関においては、外国人顧客の利便性向上の観点から、多言語対応や体制整備に係る創意・工夫を積み重ねた取組等が進んでいる。2021 年 6 月に金融庁が公表した「外国人顧客対応にかかる取組事例」において、以下のような具体的な取組が示されている。

- 多言語対応のウェブサイトを通じて、口座開設の申込書を事前に作成・印刷できるようにして、来店時のスムーズな手続を可能にする、
- 大学や企業と連携し、留学生や技能実習生等の手続をまとめて受け付ける、
- SNS を活用してサービス内容を分かりやすく周知する

一方、帰国等の事情で将来口座の取引の終了が見込まれる外国人顧客の場合には、当該口座が売却され、金融犯罪に悪用されるおそれがある。そのため、金融機関は、犯罪被害防止の観点から、在留資格・期間満了日の継続的な確認等の追加手続を実施している。こうした追加手続等の取組により、外国人顧客向けの円滑な金融サービスが妨げられてしまう場面もある。

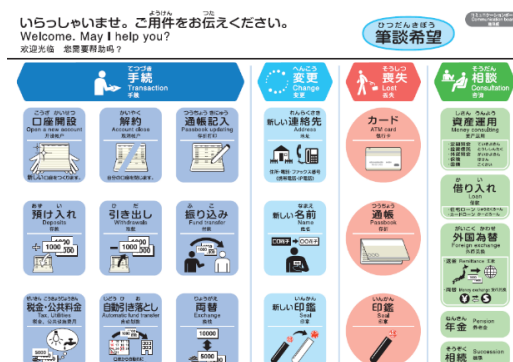
⁴⁰ 本文Ⅲ、1.（2）②顧客に寄り添った金融サービス 参照

（図表 1）口座開設時に必要となる書類等について説明したチラシ（14の言語で作成）



（資料）全国銀行協会

（図表 2）金融機関窓口で使用するためのコミュニケーションボード



（2）高齢顧客対応

金融機関においては、高齢顧客に係る対応として、日々の資産管理や相続、認知症支援など高齢者の様々な課題やニーズに即した顧客本位の業務運営が行われている。

一方、近年、高齢者の振り込め詐欺等の特殊詐欺被害は増加傾向⁴¹にあり、高齢顧客の保護は喫緊の課題である。金融機関は、高齢顧客保護の観点から、ATM コーナーで携帯電話通話をしないよう求める呼びかけや、普段からの高齢者への声かけなど基本的な対応に加えて、以下のような高齢顧客向けの金融サービスに一定の制約をかける取組⁴²を実施している。

- 被害実態に応じた ATM からの引出制限及び振込制限
- 通常の資金移動パターンと異なり、特殊詐欺被害が疑われるような不自然な資金移動パターンの口座の検知や取引制限

こうした犯罪被害を防止する対策に係る取組により、高齢顧客の利便性が損なわれてしまうこともある。

（図表 3）特殊詐欺における高齢者（65 歳以上）被害の認知状況

手口別 高齢被害者の割合 (法人被害を除く)	合計		オレオレ詐欺		預貯金詐欺		架空料金請求詐欺		還付金詐欺		キャッシュカード詐欺盗		左記以外	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
	3,555	11,559	798	3,412	209	2,124	830	764	1,262	2,623	417	2,621	39	15
	20.4%	66.2%	18.6%	79.6%	8.8%	89.9%	28.4%	26.2%	27.5%	57.2%	13.6%	85.3%	17.4%	6.7%
	86.6%		98.2%		98.7%		54.6%		84.8%		98.8%		24.1%	

（資料）警察庁：令和 4 年における特殊詐欺の認知・検挙状況について

⁴¹ 振り込め詐欺等の特殊詐欺の被害は、コロナ禍の中で一時減少していたが、2022 年に再び増加に転じており、その被害者の大部分は 65 歳以上の高齢者。

⁴² マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の現状と課題（2023 年 6 月）参照
<https://www.fsa.go.jp/news/r4/20230630/20230630.html>

コラム 18：マネーローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の現状と課題⁴³

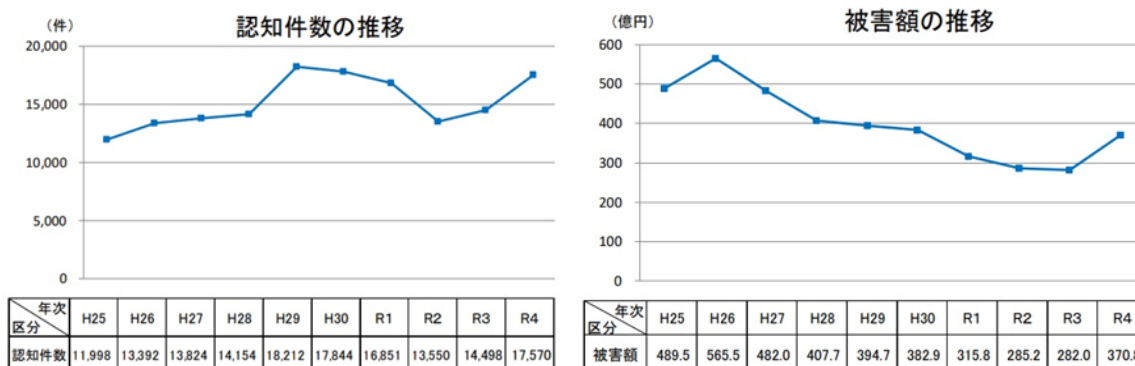
2018 年以降、通算 4 回目の公表となる「マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の現状と課題」（2023 年 6 月）では、我が国金融機関のマネロン対策等に関して、検査を含むモニタリングを通じて把握した金融機関の共通課題、取組の好事例、及び FATF における議論の状況等について取りまとめている。

（1）マネロン対策等において注意すべき犯罪類型やリスク

① 特殊詐欺

コロナの流行により一時減少していた特殊詐欺⁴⁴の被害額は、2022 年に再び増加に転じ、詐欺手法の多様化に伴い、認知件数も増加傾向にある。こうした状況を踏まえ、2023 年 3 月に犯罪対策閣僚会議が開催され、「SNS で実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン⁴⁵」が策定・公表された。金融庁においても警察庁等の他省庁や業界団体との議論を進め、一層踏み込んだ対策を講じていく。

（図表 1）特殊詐欺の認知件数と被害金額の推移



（資料）警察庁：令和 4 年における特殊詐欺の認知・検挙状況について

② フィッシング詐欺

2022 年下半期、インターネットバンキングに係る不正送金事犯が急増している。同時に、金融機関を装った偽のログインサイトへ誘導する電子メールが多数確認されており、不正送金事犯被害の多くがフィッシングによるものと見られている。このようにサイバー空間における脅威が深刻である中、金融庁は引き続き関係省庁と連携し、注意喚起及び対策の推進を促していく。

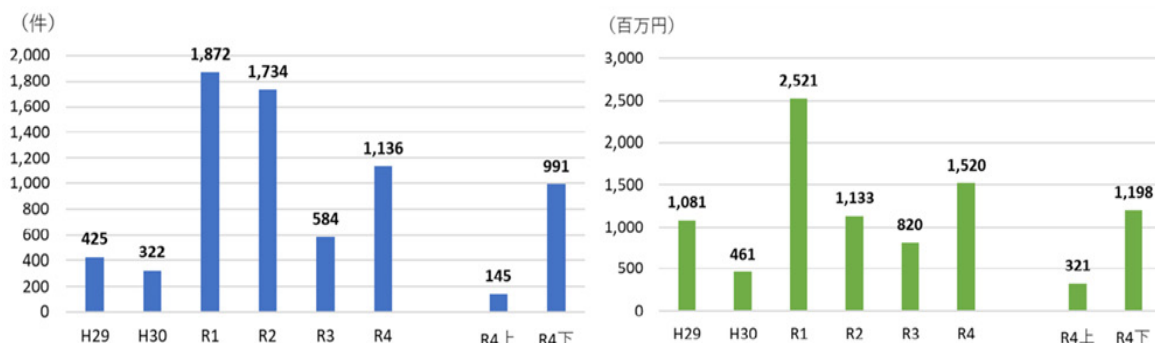
⁴³ 本文Ⅲ. 1. (3) ④マネーローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の強化 参照

⁴⁴ 被害者に電話をかけるなど、対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪の総称。

⁴⁵ 「闇バイト強盗」と称される一連の強盗事件の発生、特殊詐欺事案の増加を踏まえて策定されたもの。金融庁関連では、預貯金口座の不正利用・不正譲渡の防止に関する対策強化が盛り込まれている。

<https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki31/tokushusagi/honbun-1.pdf>

(図表 2) インターネットバンキングに係る不正送金事犯の発生件数及び被害額の推移



(資料) 警察庁：令和 4 年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について

③ 暗号資産・資金決済（収納代行）を利用したマネーロンダリング

暗号資産については、金融機関に仲介せずとも取引が完了しうるため、経済制裁の回避手段として悪用される可能性がある。また、資金決済や収納代行についても、複数の小口送金を取りまとめて決済することで送金人や受取人に関する情報が不透明となる可能性がある。関係事業者においては、こうしたリスクに応じた対策が実施されることが重要である。

(2) 金融機関の態勢整備状況の課題分析

「マネロン・テロ供与対策に関するガイドライン」において対応を求めている事項について、これまでの金融機関に対する立入検査において、以下のような課題が確認されている。

- リスクの特定について洗い出しが不十分
- リスク評価の手法が策定されていない、規程化されていない
- 顧客管理は犯罪収益移転防止法対応が中心で、リスクに応じた対応となっていない
- 方針・手続・計画等の見直しがなされておらず、PDCA が行われていない
- 取引モニタリングシステムのシナリオ・敷居値の見直しが不十分

金融機関においては、2024 年 3 月末を目標に態勢整備が進められ、全体的な態勢の水準は高度化しているものの、依然としてリスクベースでの態勢整備が不十分な金融機関も認められており、引き続き、内部規程の整備も含め、態勢整備期限に向けて取組の高度化を促すとともに、2024 年 4 月以降の検査を含むモニタリングのあり方について検討を進める。

コラム 19：金融分野のシステム障害分析レポート⁴⁶

金融庁では、監督指針等に基づき、発生したシステム障害について金融機関から報告を受けている⁴⁷。これらの報告等に基づくシステム障害の分析結果や他の金融機関に参考となる事例を纏め、2019 年以降、毎年、「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」として公表している。

2023 年 6 月に公表した直近のレポートは、IT レジリエンス⁴⁸強化の参考となるよう、ATM 停止時の円滑な顧客対応や、コンティンジェンシープランに則った円滑なシステム復旧等の障害対応の好事例も記載した。

本レポートは、過去の事例も含め、以下のように、障害の端緒に着目して障害事例を分類し、原因と課題を分析している（図表 1）。金融機関においては、本レポートに加え、サイバーセキュリティを含むシステムリスク管理に関する各種標準、ガイドライン等を参照し、自組織の体制及び対策について見直し、求められる IT セキュリティ又は IT レジリエンスとの差異を特定し、解消することが望ましい。

（1）サイバー攻撃、不正アクセス等の意図的なもの

外部委託先の設定ミスに伴う不正アクセスによる情報漏えいや、サポート期限切れ機器のマルウェア感染、DDoS 攻撃⁴⁹によりホームページが閲覧できない事例が発生している。

重要な外部委託先を含めたセキュリティ対策の強化とインシデント発生時のレジリエンスの強化が課題である。

（2）日常の運用・保守等の過程の中で発生したシステム障害

障害時に冗長構成が意図どおりに機能しない障害や、外部委託先での復旧作業における手順の検証不足に起因し復旧が遅延する事例が発生している。

障害発生時の外部委託先における対応を含めた復旧手順・体制を整備し、外部委託先との共同訓練等を通じて、復旧手順・体制の実効性の確保していくことが課題である。

⁴⁶ 本文Ⅲ. 1.（3）④システムリスク管理態勢の強化 参照

⁴⁷ 監督指針等に基づき、発生したシステム障害について金融機関から「障害発生等報告書」を受領するとともに、各金融機関に対し障害の復旧状況の確認やヒアリング等を行い、金融機関で分析・検討した障害の真因、事後改善策の報告を受けている。

⁴⁸ システム障害からの回復力、復元力。障害の未然防止にとどまらず、障害発生時の業務の早期復旧や顧客影響の軽減も含む。

⁴⁹ Distributed Denial of Service の略で、分散型サービス妨害攻撃のことを指す。

(3) システム統合・更改等に伴って発生したシステム障害

旧システムの仕様に係る理解不足やレビュー態勢の未整備等に起因した障害が発生し、顧客の決済に影響を及ぼす事例が発生している。

システム統合・更改に当たっては、システム仕様書等の開発文書の整備、レビューとしての有識者の配置等によるレビュー態勢の整備が課題である。

(4) プログラム更新、普段と異なる特殊作業等から発生したシステム障害

外部委託先におけるプログラム更新作業時に、設定ミスや作業誤りによって、ATM 等が利用不可となる事例が発生している。

関係部署の連携による作業手順の整備や作業手順の実効性確認のほか、金融機関における外部委託先で作成した作業手順の事前検証等の外部委託先管理の強化が課題である。

(図表1)「システム障害の傾向・課題の概要」

発生の端緒	障害傾向	課題・対応
(1) サイバー攻撃、不正アクセス等の意図的なもの	① 外部委託先における顧客情報漏えい ② マルウェア感染(ランサムウェア、エモテット) ③ DDoS攻撃	✓ 重要な外部委託先も含めたサイバーセキュリティ対策等の整備状況の把握及びその実効性の検証といったレジリエンスの向上 ➢ 外部委託先における情報セキュリティ管理態勢等の検証態勢の強化 ➢ IT資産管理や不審メール受信時の基本的な対策に関する対応態勢の強化 ➢ マルウェア対策や外部委託先を含むDDoS攻撃対策に関する対応態勢の強化 ➢ 上記、サイバーセキュリティ対策等に関して、経営陣主導の下、外部委託先を含めた訓練等による実効性の確保
(2) 日常の運用・保守等の過程の中で発生	① 冗長構成*が機能しない *システム障害に備えて設備や装置を複数用意しておき、一部障害が発生しても運用が継続できるようにしたシステム構成 ② 障害時の復旧に関する不芳事案	✓ ITレジリエンスの強化 ➢ 経営陣主導の下、外部委託先を含めた、障害影響の最小化や重要な業務の早期復旧を実現するための態勢の強化 ➢ 顧客目線での対応態勢整備(ATM停止等に伴う顧客対応態勢の整備として、迅速な告知や駆け付けの早期化や通帳等の媒体銜え込みへの対応態勢整備)
(3) システム統合・更改や機能追加に伴い発生	① 旧システムの仕様把握不足等 ② レビューの確保不足や関係部署間の連携不足	✓ レガシーシステム等の有識者の人材不足への対応 ➢ システム仕様書等のIT資産の整備とIT人材の確保・育成 ✓ レビュー態勢の整備 ➢ レビュー確保、関係部署の連携によるレビュー態勢の整備
(4) プログラム更新、普段と異なる特殊作業等から発生	① システム(外部委託先を含む)変更作業における作業誤り	✓ 作業品質の向上 ➢ 外部委託先のシステム変更に関する作業手順の検証態勢の整備や本番環境等に即したテストの実施等

(資料) 金融庁

コラム 20：地域銀行の経営状況⁵⁰

地域銀行は、人口減少等の構造的な経済社会の変化に加え、足元では、海外金利の急激な上昇や欧米での銀行セクターの混乱、世界的な景気後退懸念など、経済・市場の見通しに関する不確実性の高まりに直面している。こうした中において、地域銀行は、強固な収益基盤と将来にわたる健全性を確保し、地域において金融仲介機能を十分に発揮していくことが重要である。以下では、地域銀行の経営状況につき概括する。

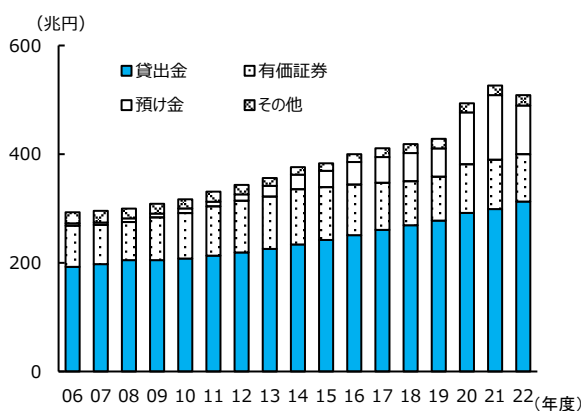
国内貸出は趨勢的に増加しており、2022 年度末の貸出金残高は、中小企業向けの貸出の増加等により、前年度末比約 14 兆円増加の 313 兆円(同 4.6%増)となった(図表 1)。一方、新規貸出金利はこれまで低下基調にあったが、足下、市場金利の上昇を受け、下げ止まりが見られ、ストックベースの貸出金利も横ばい圏内で推移している(図表 2)。金融機関の預貸金利鞘の縮小は継続しているが、縮小幅は 2010 年代半ばごろに比べると小さくなっている。

預金については、緩和的な財政・金融政策が継続する中、増加傾向が続いている。また、その預金構造については、コラム 15⁵¹にもあるとおり、個人預金比率・預金保険カバー率が高く、その分布をみてもすべての地域銀行で破綻米国銀行の個人預金比率・預金保険カバー率を大きく上回っている(図表 3)。

こうした背景の中、我が国地域銀行は、総体として健全かつ安定している。損失吸収力となる自己資本比率は、最低所要自己資本比率を十分に上回って推移している(図表 4)。また、銀行の基礎的な収益力を示すコア業務純益は、2020 年度以降、貸出残高の増加、経費削減、役務取引等利益の拡大により、増加に転じている(図表 5)。

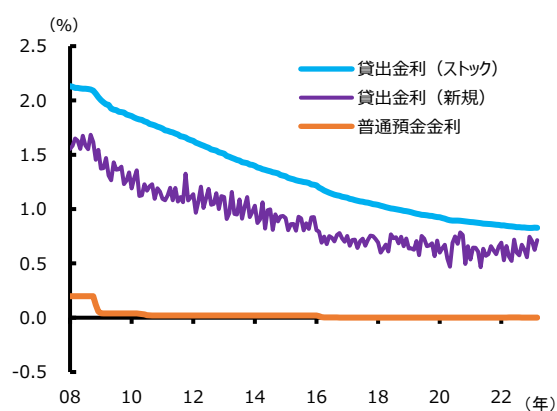
金融庁としては、経済・金融市場の動向を注視し、潜在的な金融システムへのリスクを早め早めに分析・特定した上で、引き続き金融システムの安定の確保に向けて適切な対応を行っていく。

(図表 1) 資産の状況



(資料) 金融庁

(図表 2) 金利の推移

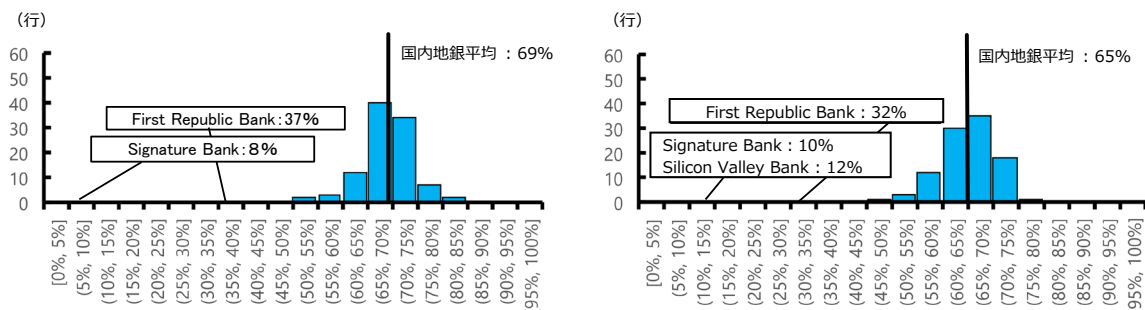


(資料) 日本銀行資料より金融庁作成

⁵⁰ 本文Ⅲ、2、(2) 地域金融機関 参照

⁵¹ コラム 15 今春の米国銀行セクターにおける混乱への対応 参照

(図表3) 地域銀行の個人預金比率（左図）及び預金保険カバー率（右図）



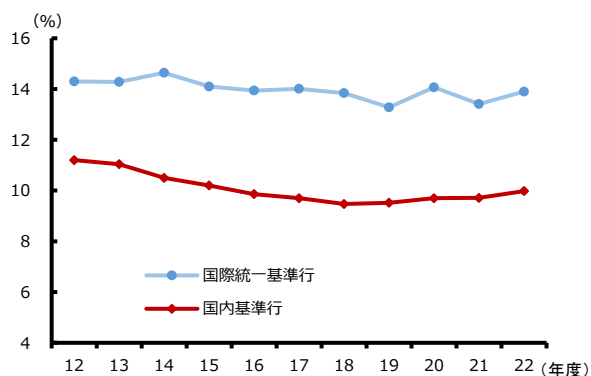
(注1) 国内地域銀行は2023年3月末、米国銀行各行は2022年12月末時点。

(注2) 個人預金：Signature Bankは「personal deposits」、First Republic Bankは「consumer deposits」を集計。Silicon Valley Bankは公表数字を確認できず。

(注3) 預金保険カバー率 = (決済用預金 + 名寄せ後1,000万円以下預金残高 + 名寄せ後1,000万円超預金先数 × 1,000万円) / 預金残高

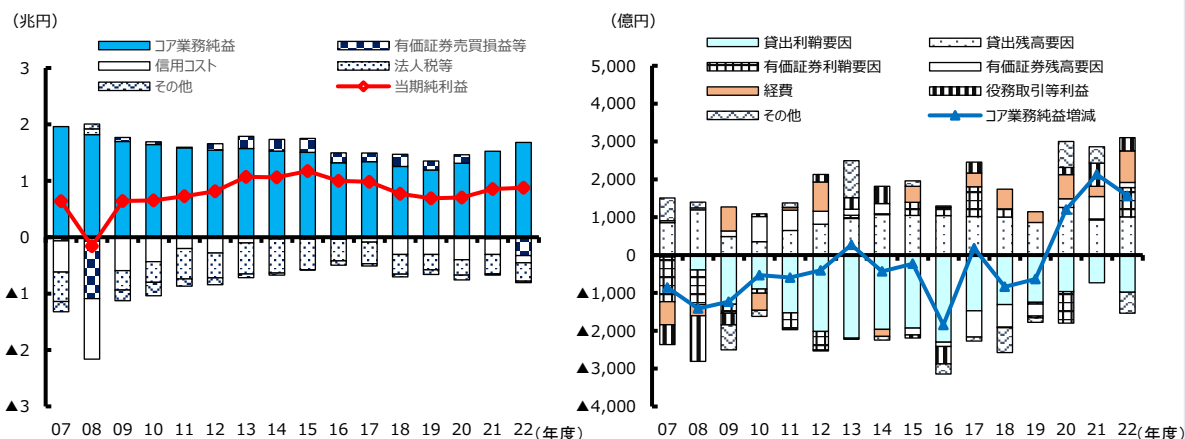
(資料) 国内地域銀行：金融庁、米国銀行：各行公表資料より金融庁作成

(図表4) 自己資本比率の推移



(資料) 各金融機関公表資料より金融庁作成

(図表5) 純利益の推移（左図）とコア業務純益の増減要因（右図）



(注1) 集計対象は地方銀行、第二地方銀行及び埼玉りそな銀行。期中合併における非存続金融機関の計数は含まれない。

(注2) コア業務純益 = 業務粗利益 - 経費 - 債券5勘定戻

(注3) 有価証券売買損益等 = 株式3勘定戻 + 債券5勘定戻

(注4) 信用コスト = (一般貸倒引当金繰入額 + 個別貸倒引当金繰入額 + 特定海外債権引当勘定繰入額 + 貸出金償却) - (貸倒引当金戻入益 + 償却債権取立益)

(資料) 金融庁

IV. 金融行政を絶えず進化・深化させる

コラム 21：金融庁と日本銀行によるデータ一元化の取組⁵²

(1) はじめに

金融庁と日本銀行は、より質の高いモニタリングの実施と金融機関の負担軽減に向けて、定期的な連絡会議の開催や共同調査の実施など、金融モニタリングにおける連携強化に取り組んできた。

データ一元化の取組も、こうした連携強化の一環として実施しており、これまでに、計表の統合・廃止や提出先の一元化による既存のデータ収集プロセスの効率化や、金融庁と日本銀行による新しいデータ収集・管理の枠組み（共同データプラットフォーム（以下「共同 DP」））のあり方に向けた検討に取り組んできた。

(2) データ一元化のこれまでの取組

① 規制報告の一元化

金融機関が金融庁と日本銀行、業界団体等に提出している類似の報告書類・計表を対象に、業界の要望も踏まえ、統計集計上の理由により対応困難等のものを除き、統合・廃止した（約 50 計表⁵³を廃止）。

また、金融機関が金融庁と日本銀行、業界団体等に提出する同一の報告書類・計表を対象に、金融庁でファイル受渡サーバーを開発し、2023 年 4 月までに約 330 計表⁵⁴の提出先を金融庁に一元化した。

② 共同 DP

共同 DP は、金融機関から高粒度データ（データ定義・フォーマットを標準化・共通化した取引単位の法人向け貸出明細等）を定期的に収集・蓄積し、当局間で共有することを通じて、

- 各金融機関から提出を受けている既存計表の一部を代替することで、金融機関の負担軽減を図ると同時に、
- 貸出動向や企業動向について、よりきめ細かい分析を行うことを通じて、金融システムのリスクの把握や金融機関による企業支援を促すための対話を進める

ことを目的としている。

共同 DP の構築に向け、2021 年度には共同 DP に関する海外事例の調査をしたほか、2022 年度には、金融庁と日本銀行が連携し、一部の金融機関から高粒度データを収集する実証実験を実施した（図表 1）。

⁵² 本文Ⅳ. 1. (1) データを活用した多面的な実態把握 参照

⁵³ 本取組の中で 2020 年度以降に廃止した計表を集計

⁵⁴ 2022 年度以降に提出先を一元化した計表を集計

その結果、高粒度データの集計により一部の既存計表の代替が可能と見られること、モニタリングや分析の高度化への高粒度データの活用余地が大きいことを確認した。

他方で、高粒度データの整備には、金融機関側の対応や金融庁・日本銀行側のオペレーションの整理も含め、相応の時間及びリソースを要することも判明した（図表2）。

（3）今後の進め方

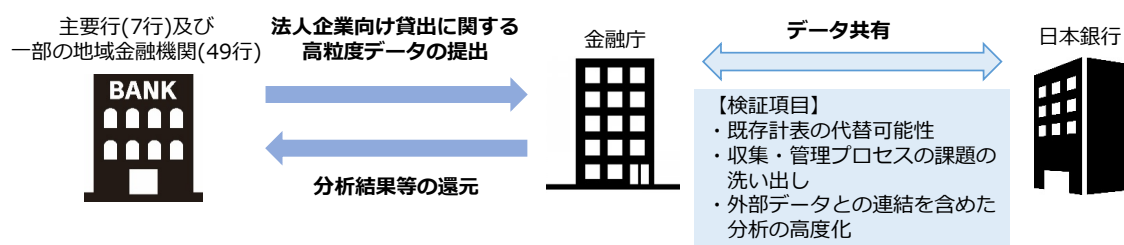
規制報告の一元化については、今後も定期的に業界からの要望を聞きつつ、見直しを継続し、金融機関の負担軽減につなげていく。

共同 DP については、今後、実証実験の結果を踏まえ、高粒度データに関する定義・フォーマットの標準化や収集オペレーションの確立等に向けて、金融機関との調整を実施する。また、提出対象金融機関の拡大を検討する。

具体的には、2023 年度後半より高粒度データの収集を段階的に開始するとともに、当該データを活用し、より解像度が高いモニタリング・分析を行い、金融システムのリスクの把握や金融機関による企業支援を促すための対話を進める。あわせて、高粒度データにより代替可能な既存計表を廃止し、金融機関の負担を軽減する。

また、金融システムを取り巻く環境の変化も踏まえつつ、より網羅的かつ的確なモニタリング・分析に向けて、中長期的な観点から、データの質の向上を含め、引き続き必要なデータ整備を着実に進める。こうした取組等を通じて、金融機関のデータガバナンスやリスク管理の更なる高度化にもつなげていく。

（図表1）実証実験の概要



（資料）金融庁

（図表2）各検証項目の内容と結果

	検証内容	検証結果
① 既存計表の代替可能性	高粒度データの集計値と、各銀行から提出を受けている既存計表の各項目の数値を比較し、既存計表の代替可能性を検証	①項目定義の更なる明確化・調整、②追加項目の提出などができれば、一部計表は代替可能と評価
② 収集・管理プロセスの課題	- 金融機関⇒金融庁⇒日銀とデータを受渡 - 提出データをクレンジング、正規化、格納	金融機関のデータ管理や金融庁・日銀でのデータクレンジング・データ管理・共有に関する課題を確認・整理
③ モニタリングや分析の高度化	- 金融機関から債務者情報の提供を受けて、金融庁で法人番号を付番 - 高粒度データの特性を活かした、モニタリングや分析の高度化余地の検討	- 件数ベースおよび残高ベースともに、9割超の先に法人番号を付与 - 企業個社データ・地理的データと紐づけ、気候変動リスクに関する分析を実施 - 高粒度データがモニタリングや分析への活用余地が大きいことを確認

（資料）金融庁

コラム 22：アカデミアとの連携 ⁵⁵

金融行政の理論的基盤を成すような質の高い調査研究を行い、現場へ研究成果を還元・共有することにより金融行政の高度化を図ることを目的として、大学等の研究者と金融庁職員が協働して行政データ等を活用した研究を行うなど、これまでアカデミアとの連携強化に取り組んできた。

その一環として、2023 年 5 月、金融庁と国立大学法人東京大学との間で、連携協力に関する基本協定を締結した。本協定による連携協力を通じて、金融市場や金融行政における学術と実務を融合させ、互いが持つ知見や専門性を活用することで、先端的・革新的な研究に繋がることが期待される。具体的には、以下の事項で連携協力することとしている。

- ① データドリブン手法による金融市場及び金融行政に関する研究
- ② 金融庁職員に対するデータ分析手法の教育及び東京大学の学部学生・大学院学生等に対する金融リテラシー教育
- ③ 産官学連携による研究、教育、広報のための新たな資金調達手法の開発
- ④ その他本協定の目的を達成するために必要な事項

研究分野において、金融庁が大学等の学術研究機関と連携協定を締結することは今回が初めてであり、こうした連携関係の構築を通じて第一線級研究者との良質な研究プロジェクトの組成、研究者とのネットワーク拡大、金融庁職員の分析能力の向上等を目指している。

（図表 1）基本協定書

金融庁と国立大学法人東京大学との間における連携協力に関する基本協定書
金融庁（以下「甲」という。）と国立大学法人東京大学（以下「乙」という。）は、社会システムとしての金融を、データドリブン手法により研究し、金融市場及び金融行政に関する学術と実務の先端的知見を蓄積することを目的として、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。
（目的）
第 1 条 本協定は、甲及び乙が金融市場及び金融行政に関する学術と実務の先端的知見の蓄積のために、円滑に連携協力することを目的とする。
（連携協力事項）
第 2 条 甲及び乙は、次の各号に掲げる事項について、連携協力して実施するものとする。
（1）データドリブン手法による金融市場及び金融行政に関する研究
（2）甲の職員に対するデータ分析手法の教育及び乙の学部学生・大学院学生等に対する金融リテラシー教育
（3）産官学連携による研究・教育・広報のための新たな資金調達手法の開発
（4）前 3 号に掲げる事項のほか、前条に規定する本協定の目的を達成するために必要な事項

（資料）金融庁

（図表 2）協定締結時の模様



（資料）金融庁

⁵⁵ 本文Ⅳ. 1.（1）データを活用した多面的な実態把握 参照

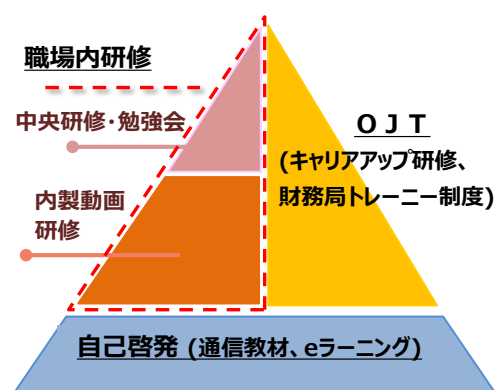
コラム 23：金融庁職員の能力向上に向けた取組⁵⁶

金融庁では、従前より財務局を含めたモニタリング担当職員への研修を実施しており、知識付与型の座学研修を中心に、研修受講生のレベルに合わせたカリキュラムの追加等に取り組んできた。

そうした中、2020 事務年度からは、検査マニュアル廃止後の新たなモニタリングを実現するための人材育成やコロナ禍によるモニタリング実務の経験不足に対応するため、自己啓発で土台を作り、職場内研修で知識・スキルを習得しつつ、OJT で実践化するという、新たな人材育成（図表 1）を開始し、モニタリング能力向上に取り組んでいる。

今後もこうした人材育成の考え方を踏まえた上で、モニタリング職員の一層の能力向上に取り組んでいく。

（図表 1）人材育成のイメージ



【職場内研修】

① 中央研修・勉強会

中央研修は、夏期・冬期に金融知識・スキルの習得のため、知識付与型及び体験型の研修を開催している。なお、コロナ禍の影響で研修自体を中止やオンラインでの開催となったが、2022 事務年度には対面での研修を再開している。

また、信用リスクや市場リスク等の専門分野について、リスク管理の検証業務の核となる人材を育成するため、2020 事務年度から、これらの分野の勉強会⁵⁷を開始・継続している。

② 内製動画研修

上記のとおり中央研修が中止やオンライン開催となったこと、研修時期が限られていたことから、それを補完するため 2020 事務年度から、「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」をはじめとする各種基本方針（ディスカッション・ペーパー）等の内容及び専門性の高い分野に関する金融実務・スキル（信用リスク・市場リスク・IT サイバー等）等の習得機会の確保を目的に、オンデマンドで受講できる内製動画⁵⁸を作成し、金融庁や財務局の職員向けに提供している。

⁵⁶ 本文Ⅳ. 2. (1) 職員の能力・資質の向上 参照

⁵⁷ 信用リスク勉強会は、金融庁と一部財務局の職員を対象に 2020 事務年度から実施、市場リスク勉強会は、金融庁と全財務局を対象に 2022 事務年度から実施しており、両勉強会合わせてこれまで約 400 名の職員が受講している。このほか、IT・サイバーなどの専門分野においても勉強会を実施している。

⁵⁸ 内製動画は、2023 年 8 月現在、合計約 200 講座、延べ約 220 時間の研修動画が視聴可能である。

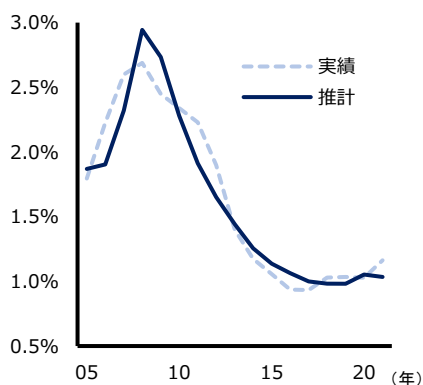
コラム 24：金融庁におけるデータ分析の取組⁵⁹

金融庁では、データ利活用の高度化に取り組んでおり、近年力を入れている高粒度データを活用した分析事例を、「FSA Analytical Notes—金融庁データ分析事例集—」としてとりまとめて公表した⁶⁰。このうち、銀行融資の信用リスクに関する分析では、全国地方銀行協会加盟行（62 行）の融資先企業の財務情報と与信情報に関する匿名化されたデータを用いて、貸出ポートフォリオの信用リスクを評価するモデルを構築・推計した（図表 1、2）。

くわえて、このモデルを用いて、経済・金融環境の変化がデフォルト確率へ与える影響について試算も行った。

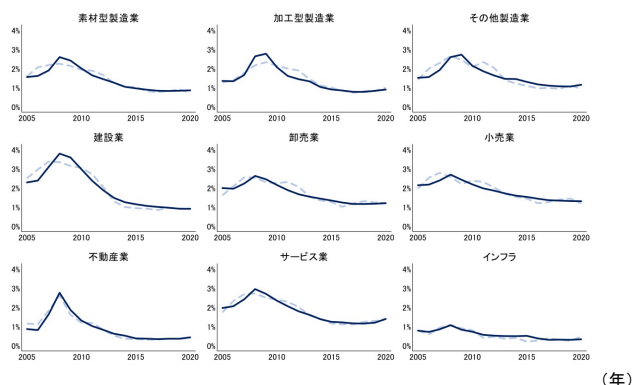
また、気候関連リスクの分析についても、地方銀行（49 行）から収集した法人向け貸出明細等の高粒度データを用い、顧客企業の業種、製品又は地理的条件に着目して、地方銀行の気候関連リスク（移行リスク・物理的リスク）の特徴や、地域毎の相違等を明らかにした⁶¹（図表 3、4）。

（図表 1）デフォルト先割合（実績値）とデフォルト確率（推計値）



（資料）金融庁

（図表 2）デフォルト先割合とデフォルト確率の推移（業種グループ別）



（資料）金融庁

⁵⁹ 本文Ⅳ. 2. (1) 職員の能力・資質の向上 参照

⁶⁰ 「FSA Analytical Notes について」（2023 年 6 月 23 日公表）

<https://www.fsa.go.jp/common/about/kaikaku/fsaanalyticalnotes/index.html>

⁶¹ このほか、足下の企業財務の動向に関する分析も掲載。

③ 自己資本比率規制に関する承認審査の効率化

2023 年 3 月期より、段階的に新規制（バーゼル 3）が実施されることから、多数の金融機関に対して承認審査を行う必要が生じている。そこで、各先の審査開始に先立ち、様々な切り口でデータを分析し、全体の傾向や注意が必要な点を把握した。データ分析を踏まえ、承認要件を満たしていない可能性が示唆される審査項目については、金融機関に対して濃淡を付けて丁寧にヒアリングを行った。

④ 金融機関のリレーションシップの発揮が与信先企業の財務に与える影響の分析

地域金融機関等をメインバンクとする中小・小規模企業を対象とした「金融機関の取組の評価等に関する企業アンケート調査」のデータ及び企業個社財務データを組み合わせて、金融機関が与信先企業との対話を通じ事業性や課題等の共通理解を深めることや、経営支援サービスを提供すること（リレーションシップの発揮）と、与信先企業の財務改善との間には、一定の相関があることを明らかにした。

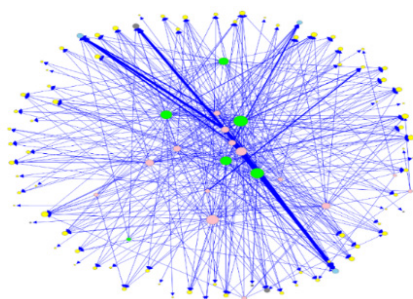
⑤ 東北地方を中心とした金融知識と有価証券保有割合の関係等に関する分析

金融リテラシーや家計に関する地域別データ等を用い、個人の金融知識が家計の有価証券の保有に与える影響等について分析した。金融リテラシーが高いほど有価証券の保有割合が高まる傾向が見られた一方、現状では有価証券の保有割合の上昇には貯蓄水準の引き上げが一定の影響を与えていること等を明らかにした。

⑥ 本邦レポ・証券借入取引に係る高粒度データを用いた証券会社の資金運用先ネットワークの分析

金融庁と日本銀行が共同で取得しているレポ市場の高粒度データを用いて、本邦レポ市場及び国債現担市場における証券会社から銀行等への有担保での資金運用のネットワーク構造を可視化した（図表 5）。

（図表 5）証券会社の資金運用先ネットワークの分析



（資料）金融庁作成

コラム 25：「政策オープンラボ」のこれまでの主な活動⁶⁴

2022 事務年度の「政策オープンラボ⁶⁵」には、10 のチーム、延べ 90 名超の職員が参加した。以下、主なプロジェクトの内容を紹介したい。

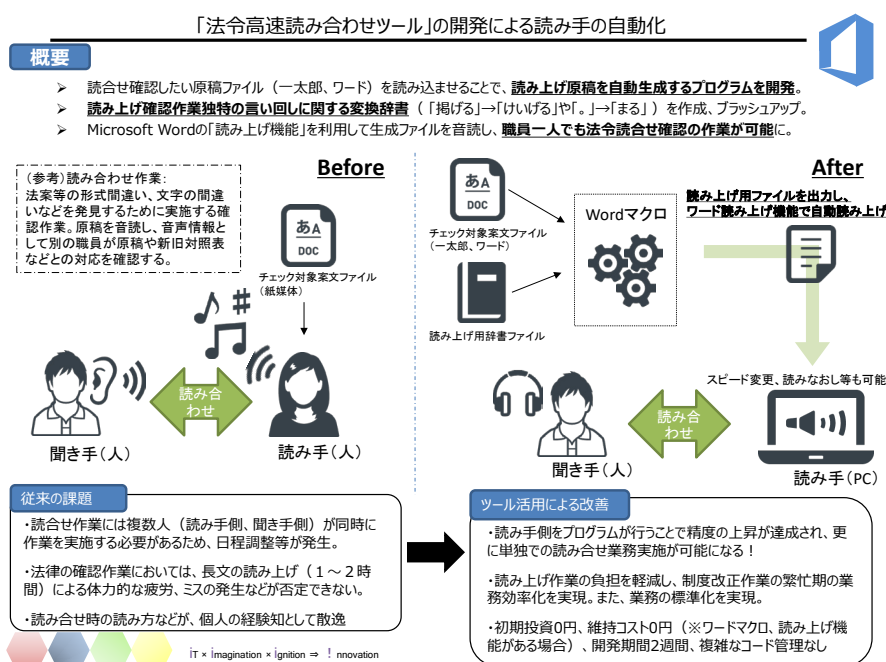
（１）組織全体の TECH FORMING を目指して

「金融庁を創造的な仕事・人材にあふれた環境へ」を理念として、非効率な業務手法・習慣を再構成し、若手職員の業務を効率化するようなプログラムの開発や、最新の IT スキル・プログラミングノウハウを習得する機会の提供を行っている。

2022 事務年度には、庁内セキュリティの一環として利用しているオンラインストレージサービスであるクリプト便と、Outlook を連携させるマクロを開発した他、庁内職員向けのプログラミング・ワークショップの開催、理工系インターンシップや新規入庁者向けのプログラミング研修への技術的支援等を実施した。

また、法令改正の際に行われる、「読み合わせ」という確認作業を効率化するツール（図表 1）を開発した。本取組は、2023 年 6 月、「ワークスタイル変革取組アワード⁶⁶」において、「業務見直し・デジタル化部門（本省の部）」の最優秀賞を獲得した。

（図表 1）法令読み合わせツールの概要



（資料）金融庁政策オープンラボ

⁶⁴ 本文Ⅳ. 2.（２）職員の主体性・自主性の重視 参照

⁶⁵ 若手職員を中心とした人材の育成・活用、組織の活性化に取り組むとともに、職員の新たな発想やアイデアを積極的に取り入れ、新規性・独自性のある政策立案へとつなげるため、職員による自主的な政策提案の枠組みとして 2018 事務年度より設置。

⁶⁶ 内閣人事局・人事院・デジタル庁が行政のワークスタイル改革を各職員により一層普及することを目指して開催。受賞プロジェクトは全国の国家公務員による投票で決定され、1万1千人以上の職員が投票した。各省庁から応募のあった計 146 件の取組のうち、二次選考へ進んだ 24 件の取組を対象に投票が実施され、最優秀賞 4 件（デジタル化部門、人材開発部門それぞれ本省部門、地方部門 1 件ずつ）、優秀賞 8 件（2 件ずつ）を決定（本取組の得票数は 2,663 票）。

(2) 若手職員がマネジメントを考える

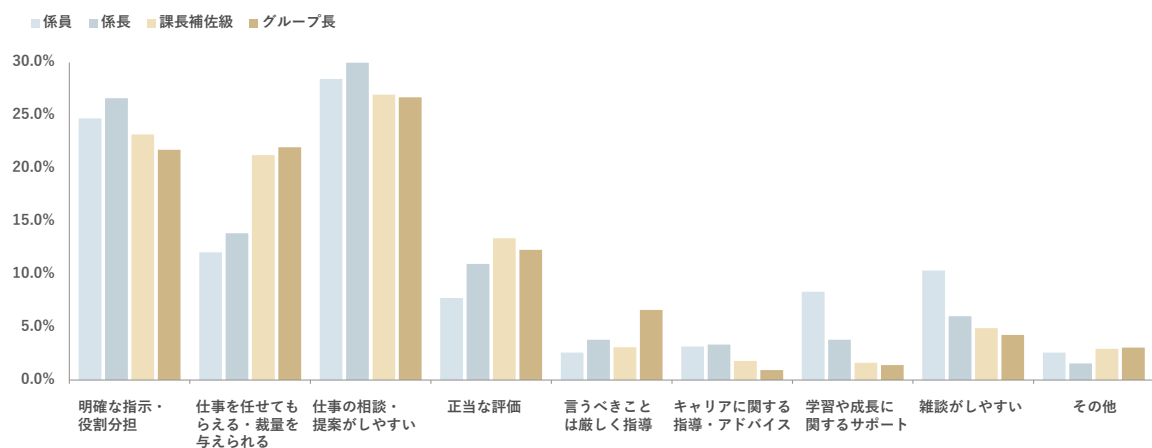
金融庁では、誰もがいきいきと働ける環境を整備するため、職員のマネジメント力向上に関する様々な取組を行っている。

そこで当ラボでは、若手職員の目線から、マネジメントの重要性・必要性や、金融庁で必要とされているマネジメントとはなにかを考察し、各職員にさらなるマネジメント力向上のためのヒントを提供することを目標として活動した。

具体的には、まず、マネジメントを担う職員と若手職員双方の組織・仕事等に関するニーズや要望の可視化に取り組むことで、そのギャップを明らかにし、相互理解に繋げていくため、庁内へのアンケートを実施し、その結果を庁内へ報告・周知した。例えば、「上司に期待すること」の設問では、いずれの役職においても「明確な指示・役割分担」や「相談・提案がしやすいこと」を重視しているものの、下の役職になるほど「雑談がしやすい」や「学習や成長に関するサポート」を期待する結果となった（図表2）。くわえて、民間企業等のマネジメントに関する認識、現状、課題や対策等を参考にすべく、複数社との意見交換を行った。

（図表2） マネジメントに関する意識調査

上司に期待すること

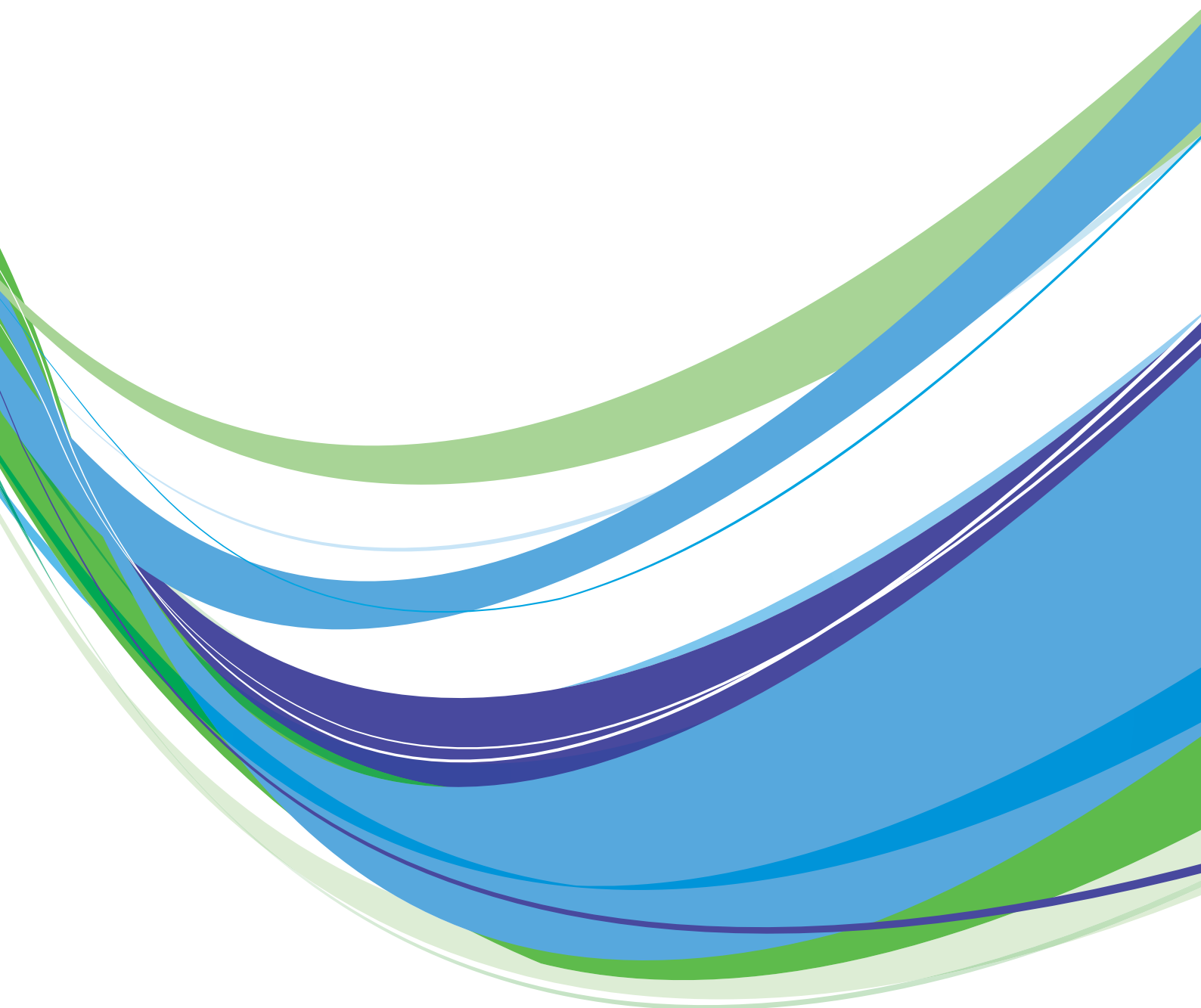


*当てはまる項目を、一人につき3コずつ選択
*その他は、該当なしを含む

（資料）金融庁政策オープンラボ

2023事務年度 金融行政方針

実績と作業計画



目次

I. 経済や国民生活の安定を支え、その後の成長へと繋ぐ	1
1. 社会経済情勢の変化に対応した事業者支援の推進	1
(1) 事業者支援の一層の推進	1
(2) 事業者支援能力の向上	3
(3) 事業者支援の更なる促進に向けた対応	5
2. 事業者の持続的な成長を促す融資慣行の形成	5
(1) 経営者保証に依存しない融資慣行の確立	5
(2) 事業全体に対する担保権の早期制度化	6
II. 社会課題解決と経済成長を両立させる金融システムを構築する	7
1. 資産運用立国の実現と資産所得倍増プランの推進	7
(1) 資産運用立国に向けた取組の推進	7
(2) 新しい NISA 制度の普及・活用促進	9
(3) 金融経済教育の充実	10
2. 金融資本市場の活性化	11
(1) スタートアップ等の成長を促すための資本市場の機能強化	11
(2) コーポレートガバナンス改革の実質化と企業情報の開示の充実	15
(3) 市場に対する信頼の確保	16
3. サステナブルファイナンスの推進	22
(1) 企業のサステナビリティ開示の充実	22
(2) GX の実現に向けた産業・金融の対話の促進	24
(3) サステナビリティデータの集約	25
(4) インパクト投資の推進	25
(5) ESG 投資市場の透明性向上等の市場基盤整備や人材育成等	26
4. デジタル社会の実現	27
(1) フィンテックの推進に向けた取組	27
(2) Web3.0 等の推進に向けたデジタルマネーや暗号資産等に係る取組	29
(3) 決済インフラの高度化・効率化	31
(4) 行政手続の電子化	32
(5) マイナンバー	33

III. 金融システムの安定・信頼を確保する	34
1. 業態横断的なモニタリング方針	34
(1) 経営基盤の強化と健全性の確保	34
(2) 利用者目線に立った金融サービスの普及	34
(3) 世界情勢等を踏まえた各種リスクへの対応	40
2. 業種別モニタリング方針	46
(1) 主要行等・新形態銀行・日本郵政	46
(2) 地域金融機関	51
(3) 証券会社	54
(4) 保険会社	60
(5) その他	64
IV. 金融行政を絶えず進化・深化させる	68
1. 金融行政の高度化	68
(1) データを活用した多面的な実態把握	68
(2) 財務局との更なる連携・協働の推進	69
(3) 国内外への政策発信力の強化	70
2. 金融行政を担う組織としての力の向上	72
(1) 職員の能力・資質の向上	72
(2) 職員の主体性・自主性の重視	73
(3) 誰もがいきいきと働ける環境の整備	74

I. 経済や国民生活の安定を支え、その後の成長へと繋ぐ

1. 社会経済情勢の変化に対応した事業者支援の推進

(1) 事業者支援の一層の推進

【昨事務年度の実績】

- 金融機関に対し、新型コロナや物価高騰の影響を受けて厳しい状況にある事業者への資金繰り支援をはじめ、経営改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援を実施するよう、累次の要請を発出した。また、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」（以下、「事業再生ガイドライン」）の趣旨・内容を営業現場の第一線まで確実に浸透させ事業再生計画の成立に向け、真摯に協議・検討を行うよう、累次の要請を発出した。
- 金融機関による、資金繰り・経営改善・事業転換・事業再生支援等の状況や、事業者のニーズ等についてヒアリングを継続し、事業者に寄り添ったきめ細かな支援を促した。
- 主要行等による金融仲介機能の発揮状況（資金繰り支援を含む事業者支援の状況、資金需要の動向等）についてヒアリングを実施した（2022年9月、12月、2023年3月、6月）。
- デット・デット・スワップ（DDS¹）含む資本性借入金の活用を促すため、金融機関へヒアリングを行い、全額引当以外を含む引当事例等を公表した。
- 各地域において、官民金融機関や認定支援機関、経済団体等を対象に、事業再生等の事業者支援策や支援事例を紹介する説明会を開催した。
- 金融サービス利用者相談室で受け付けた相談（「新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤル」等）のうち、相談者の同意を得られたものについては、金融機関に対して、速やかに事実関係を確認し、適切な対応を求めた。
- 金融機関に対して、貸付条件の変更等の状況の報告を求め、その状況を公表した。
- 各財務局において、「事業者支援態勢構築プロジェクト」を発展させ、地域の関係者との連携・協働を深化させた。
- 金融機関に対し、事業再生ガイドラインに基づく事業再生計画の策定支援の状況や「廃業時の『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」に基づく保証債務整理の取組状況について、報告を求めた。
- 災害救助法が適用された2022年7月以降の大雨に係る災害等に対し、迅速かつ的確に「金融上の措置」の要請を発出し、被災者支援を実施した。
- 自然災害やコロナの影響により、住宅ローン等の既往債務の弁済が困難となった個人・個人事業主の債務整理を通じた生活・事業の再建を支援するため、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（コロナに適用する場合の特則を含む）に基づき債務整理を行う場合の、弁護士等の登録支援専門家による手続支援に要する経費等の補助と周知広報を実施した。
- 金融機関に対し、自然災害に係る業務継続等に関するアンケート調査（金融機関による取引先事業者の中小企業強靱化に関する防災・減災に係る取組を含む）を実施した。

¹ 既存の借入金の一部を資本性借入金に切り替える手法。

【本事務年度の作業計画】

- 金融庁・財務局は、金融機関への事業者支援に関する重点的なヒアリングの実施等を通じて、事業者支援の具体的な取組状況を定性的・定量的側面から確認し、支援を行う上での隘路や課題を把握することにより、事業者の実情に応じた支援の徹底を促すとともに、様々な機会を捉えて金融機関と継続的に対話を行っていく。また、重点的なヒアリング等を通じて把握した隘路や課題については、様々な機会を捉えて金融機関と継続的に対話を行っていく。
- 引き続き、主要行等による金融仲介機能の発揮状況（資金繰り支援を含む事業者支援の状況、資金需要の動向等）についてヒアリングを実施し、取組実態の確認を行う。
- 引き続き、金融サービス利用者相談室で受け付けた相談（「新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤル」等）のうち、相談者の同意を得られたものについては、金融機関に対して、速やかに事実関係を確認し、適切な対応を求めている。
- 引き続き、金融機関に対して、貸付条件の変更等の状況の報告を求め、その状況を公表する。
- 財務局における「事業者支援態勢構築プロジェクト」については、経営改善支援や事業再生支援等をより円滑に進められるよう、経済産業局や地域の関係者との連携・協働を深化させ、取組を発展させていく。
- 上記の一環として、例えば、2022 事務年度にブロック単位で実施した事業者支援策・事例等の共有・確認のための会議を、より現場に近い都道府県のレベルでも、それぞれが抱える課題等を踏まえて実施する。
- 金融機関による事業再生支援等を促進するため、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」に基づく事業再生計画の策定支援や「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」に基づく保証債務整理の状況をフォローアップしていく。
- 「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の周知・徹底を行うとともに、地方における事業再生の担い手の育成・拡充策の一つとして、例えば、ガイドラインを活用した案件に関与する専門家（弁護士等）の補佐人の選定要件を緩和するなどの見直しを検討する。また、経営者の個人破産回避に向け、退出希望がある経営者に早期相談を促すための方策を関係省庁と検討する。
- 新たな災害の発生時には、被災地の実情を踏まえ、財務局と緊密に連携し「金融上の措置」の要請を行う等、金融機関が、迅速かつ的確に、きめ細かな被災者支援を行うよう促していく。
- 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の周知広報等の取組を継続して実施し、金融機関において同ガイドラインを活用した適切かつ柔軟な支援が実施されるよう、引き続き促していき、自然災害等の影響を受ける個人・個人事業主の生活・事業の再建支援を図る。
- 2022 事務年度に実施したアンケート調査を踏まえ、金融機関の災害等に係る業務継続体制の整備を引き続き促していく。

(2) 事業者支援能力の向上

AI・業種別支援の着眼点

【昨事務年度の実績】

- <AI 技術を活用した支援の方法>
地域金融機関の事業者支援能力の向上を後押しするため、有識者や実務家から構成される「AI を活用した経営改善支援に係る研究会」(計4回)における議論や個別金融機関との実証事業等を通じて、取引先企業の経営改善支援に当たって優先順位付けを行う際に活用しうる AI モデル構築の調査・研究を行い、2023 年 3 月に汎用的な AI モデルの配布を開始した。
- <業種別の支援手法>
地域金融機関や認定支援機関等の現場職員が経験に関わらず円滑に事業者支援に着手できるよう、有識者により構成された「業種別支援手法に係る研究会」(計3回)での議論も踏まえつつ、事業者支援に当たっての着眼点を業種別に整理する取組を実施。2023 年 3 月に 5 業種(建設、飲食、小売、卸売、運送)の「業種別支援の着眼点」を公表した。

【本事務年度の作業計画】

- <AI 技術を活用した支援の方法>
2022 事務年度に構築した AI モデルについて、追加的なデータや分析手法を用いた更なる高度化に取り組むとともに、一部の金融機関における AI モデルの実務適用の試行を通じて適用に際しての課題やその解決策等を把握し、他の金融機関や認定支援機関等での活用に資する普及策を検討する。
- <業種別の支援手法>
2022 事務年度とは異なる業種に関する「業種別支援の着眼点」を取りまとめるとともに、各地での「業種別支援の着眼点」を用いた勉強会等の開催を通じて普及促進に取り組む。

金融機関における再生支援人材・担い手の拡充及び高度化

【昨事務年度の実績】

- REVIC において、地域金融機関の事業者支援能力の高度化を図る観点から、これまでの事業再生支援に関する業務での知見・ノウハウを集約した、地域金融機関による事業再生支援に資する手引きの作成や、地域金融機関の役職員を対象とした実践力を身に付けるための研修等の検討を開始した。

【本事務年度の作業計画】

- 2023 事務年度内に、REVIC において、上記の手引きを作成・公表し、地域金融機関の役職員向けに地域交通や観光業等のケーススタディを含む実践的な研修を開催する。あわせて、これらの取組について地域の関係者に向けた周知・広報等を実施する。

人材マッチングの更なる後押し

【昨事務年度の実績】

- REVIC に整備した、大企業人材と地域の中堅・中小企業を地域金融機関の仲介で繋ぐ人材プラットフォーム「REVICareer(レビキャリア)」について、大企業人材が勤務先の人事部を通さず直接レビキャ

リへの登録を可能とする仕組みの導入や、レビキャリを活用して経営人材を採用した地域企業に対する給付金の給付要件の緩和等を行い、レビキャリの活用を後押しした。

- 周知・広報の一環として、大企業人材を対象に、地域金融機関が行う人材マッチングに関する取組の現状や地域企業で働くことの意義の発信を目的としたオンラインイベントを 2023 年 2 月に開催した。

【本事務年度の作業計画】

- レビキャリへの登録対象や地域企業に対する給付金の給付要件の拡充を通じ、転籍や兼業・副業、出向といった様々な形でのマッチングを推進する。また、大企業人材向けの研修・ワークショップのコンテンツ拡充や「レビキャリ・アンバサダー（仮称）」の創設による周知・広報の強化を目指す。

ノウハウ共有の取組支援

【昨事務年度の実績】

- 事業者支援ノウハウ共有サイトにおいて、オンライン勉強会やワークショップ、若手職員向けの交流会を開催し、事業者支援に関する実践的なノウハウ・知見の共有や参加者同士のつながりの強化を後押しした。
- 財務局や信用保証協会を中心に各地域で開催されている意見交換会等に職員を講師として派遣するなど、各地域における事業者支援の活動を後押しした。

【本事務年度の作業計画】

- 事業者支援ノウハウ共有サイトにおいてオンライン勉強会等を定期的で開催するなど、事業者支援に関するノウハウの効果的・効率的な共有に向けた取組を継続する。
- 各地域で開催されている意見交換会等に職員を講師として派遣するなど、継続して各地域における事業者支援の活動を後押しする。

地域課題解決支援

【昨事務年度の実績】

- 金融庁の「政策オープンラボ」の取組の一環として、地域課題の解決に思いを持った有志職員が「地域課題解決支援チーム」として活動し、各地域での産学官金等の関係者がともに地域課題の解決方法を考える場である「ダイアログ」への参画等を通じ、地域の課題解決支援に取り組んだ。
- 地域の課題解決に資する関係省庁の施策紹介や、地域の関係者との対話を行う場である「霞が関ダイアログ」を計 5 回実施した。この中で、内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局との共催により「地方創生に資する金融機関等の特徴的な取組事例」の紹介も行った。
- 「持続可能な地域経済社会の活性化に向けた連携チーム²」の活動として、国の施策や各地域での取組事例に関する情報提供等を行った。神奈川県平塚市では、地域の事業者の脱炭素・省エネ化に向けた取組を、地方公共団体・信用金庫・商工会議所・信用保証協会が連携して支援する体制の構築を支

² 金融庁と環境省が持続可能な地域経済社会の活性化に向けて、両省庁の知見やノウハウを持ち寄り、協働で取り組むことを目的として、2021 年 3 月に発足した連携チームのこと。

援した。

【本事務年度の作業計画】

- 地域の関係者からの相談に対応し、課題解決支援に継続して取り組む。

デジタル化支援**【昨事務年度の実績】**

- 関係省庁と連携の上、地域金融機関に対し、政府の DX 関連施策についてオンライン説明会を開催した（2023 年 1 月）。
- 事業者のデジタル化支援を含めた改正銀行法の活用に係る金融機関からの事前相談がある場合は、相談の初期段階から金融庁及び財務局・財務事務所が一体となったヒアリングを行い、迅速に対応した。
- 地域金融機関による取引先企業へのデジタル化支援の取組状況を把握するため、金融機関及び金融機関からデジタル化支援を受けた企業にヒアリングを実施した。

【本事務年度の作業計画】

- 地域金融機関による事業者のデジタル化支援を関係省庁と連携して後押しする。

（３）事業者支援の更なる促進に向けた対応**【本事務年度の作業計画】**

- 事業者支援と地域金融機関のビジネスモデルや地域金融機関職員個人のインセンティブとの整合性の観点から、事業者支援をめぐる課題を調査・分析し、それを踏まえた事業者支援の促進策について検討を進め、対外的に発信していく。

2. 事業者の持続的な成長を促す融資慣行の形成**（１）経営者保証に依存しない融資慣行の確立****【昨事務年度の実績】**

- 経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向け、経済産業省及び財務省と連名で、「経営者保証改革プログラム」を策定・公表（2022 年 12 月）するとともに、同プログラムに基づき、金融庁に経営者保証専用窓口として「経営者保証ホットライン」を設置した（2023 年 4 月）。

【本事務年度の作業計画】

- 2023 年 4 月に改正した監督指針に基づき、金融機関が保証契約締結時に事業者・保証人に対して保証契約の必要性等を個別具体的に説明した件数や、金融機関における「経営者保証ガイドラインの浸透・定着に向けた取組方針」の公表状況等を把握していく。

- 金融庁に新たに設置した「経営者保証ホットライン」に寄せられた事業者からの声等も踏まえ、必要に応じて、金融機関に対する特別ヒアリングを実施する。

（２）事業全体に対する担保権の早期制度化

【昨事務年度の実績】

- 「事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ」を設置（2022年11月）し、事業全体を担保に金融機関から資金を調達できる制度（事業成長担保権）の実現に向け、検討を進め、その議論を報告書として取りまとめた（2023年2月）。
- 我が国の担保法制が事業の成長に資するものとなるよう、法務省に設置された法制審議会担保法制部会における議論にも貢献し、中間試案が取りまとめられた（2022年12月）。
- 米国と英国における全資産担保を活用した制度や実務慣行等に係る委託調査を実施し、その成果を報告書として取りまとめた（2023年3月）。

【本事務年度の作業計画】

- 金融審議会「事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ」報告を踏まえ、関係省庁とも連携し、関連法案を早期に提出することを目指す。
- 金融業界との意見交換を行い、必要な環境整備のあり方について検討を行っていく。

Ⅱ. 社会課題解決と経済成長を両立させる金融システムを構築する

1. 資産運用立国の実現と資産所得倍増プランの推進

(1) 資産運用立国に向けた取組の推進

① 資産運用会社等の資産運用力の向上及びガバナンス改善・体制強化

【昨事務年度の実績】

- インベストメント・チェーンの機能向上を図るために、企業年金等のオルタナティブ運用など、アセットオーナーの運用高度化に向けた取組や運用手法について、調査・分析を行った。
- ガバナンス機能の強化に向けた取組が、顧客利益を最優先した商品組成や良好なりターンと残高拡大の実現等の実効性を伴うものとなっているかについて、各資産運用会社との対話を継続的に実施した。
- 上記の調査結果分析や資産運用会社等との対話を踏まえ、我が国の資産運用業が経営とサービスの専門性と透明性を高め、成長するために必要と考える事項を「資産運用業高度化プロGRESSレポート 2023」としてまとめ、公表した（2023年4月）。

【本事務年度の作業計画】

- 資産運用会社やアセットオーナーに対して、専門性の向上や運用人材の確保を含め、運用力の向上に必要な取組を促すとともに、それを後押しするための環境整備を行う。
- ステークホルダーへの開示のあり方を含め、資産運用会社やアセットオーナーのガバナンスの向上を後押しするための環境整備を行う。また、資産運用会社の金融グループ内での経営戦略上の位置づけや経営陣の選定・運用人材育成の状況を注視する。

② スチュワードシップ活動の実質化

【昨事務年度の実績】

- スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議において、コーポレートガバナンス改革の実質化に向けた課題と今後の取組について議論を行った。その議論を踏まえ、「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム」を公表した（2023年4月）。
- 金融審議会「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ」を設置し、2023年6月に第1回WGを開催した。

【本事務年度の作業計画】

- 「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム」を踏まえ、資産運用会社やアセットオーナーに対して、スチュワードシップ責任に関する活動の実質化に向けた取組を促すとともに、企業と投資家の実効的な対話の促進に向けた大量保有報告制度の見直しなど、必要な環

境整備を行う。

- 大量保有報告制度の見直し等については、公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループにおいて検討を行い、2023 年中に結論を得て、関連法案の早期の国会提出を目指す。

③ 新規参入の支援拡充等を通じた競争の促進

【昨事務年度の実績】

- 海外資産運用業者等の声も踏まえ、「拠点開設サポートオフィス」を通じた、資産運用業者等に対する事前相談・登録審査・登録後の監督等の英語でのワンストップ対応の対象となる第二種金融商品取引業の範囲を一部拡大した（2022 年 10 月）。これに伴い、投資運用業等の業登録を目指す国内外の事業者向けに、登録種別や登録審査手続、登録要件の概要等を解説した「投資運用業等登録手続ガイドブック」も改訂した（2022 年 10 月）。さらに、国際金融センターの特設ウェブサイトを通じて、人的構成を含めた登録等の要件の明確化や情報発信を行った。
- 拠点開設サポートオフィスについて、事業者とのより密接なコミュニケーションや関係機関との連携等を行い、ワンストップ対応による業登録が 14 件完了するとともに、届出（海外投資家等特例業務に関する届出）を 1 件受理した（2022 年 7 月～2023 年 6 月の件数。変更登録含む。なお 2021 年 1 月の拠点開設サポートオフィス立ち上げから 2023 年 6 月までの累計数は 23 件）。
- 縦割りを打破した官民一体の金融創業支援ネットワーク構築を目的としたモデル事業を実施中であり、英語での業登録・届出支援が 7 件完了した（2022 年 7 月～2023 年 6 月の件数）。
- 中小企業庁等において、金融庁とも連携し、信用保証制度の対象や日本政策金融公庫等の融資対象を資産運用業者等へ拡大した（2023 年 6 月）。

【本事務年度の作業計画】

- 「拠点開設サポートオフィス」の機能や体制の強化を行うなど、地方公共団体等も連携しつつ、新規参入の支援を通じた競争の促進を図る。
- 縦割りを打破した官民一体の金融創業支援ネットワーク構築を目的としたモデル事業を継続し、外国人のニーズや行政面の課題についての情報を把握し、今後の改善策検討に繋げる。
- 口座開設等の金融サービスにおける外国人の利便性向上に係る取組を行う³。
- 資産運用会社と信託銀行がそれぞれ投資信託の基準価額を計算し、毎日照合する（二重計算）といった我が国独自のビジネス慣行など、国内外の資産運用会社の参入を阻害している可能性がある点について把握し、改善に向けた取組を促す。

④ 運用対象の多様化

【昨事務年度の実績】

- 上記①運用力の向上を参照。

【本事務年度の作業計画】

- 厚みのある我が国資本市場を構築するとともに、資産運用会社やアセットオーナーにおける運用力

³ 具体的な内容については、実績と作業計画Ⅲ 1（2）②顧客に寄り添った利用者サービスで後述。

の向上にも資するよう、スタートアップ投資等のオルタナティブ投資やサステナブル投資の活性化を含め、運用対象の多様化を推進するために必要な環境整備を行う。

⑤ 国際金融センターの実現に向けた情報発信等の強化・環境整備

【昨事務年度の実績】

- 海外金融事業者の間で特に関心の高い事項について、テーマ別のウェビナーを複数回主催したことに加え、外部団体のイベントにも登壇するなど、積極的にプロモーション活動を行った（2020年7月以降、約70回のイベントを開催・登壇し、延べ約5700名が参加）。
- 現地金融事業者との面会やイベントでの登壇など、プロモーション活動を実施した（2022年10月以降、5回出張（ニューヨーク、ロサンゼルス、ロンドン、シンガポール、香港））。
- 国際金融センターの特設ウェブサイトについて、全面的なリニューアルを完了した（2023年3月）。
- AI翻訳サービスについて、金融庁の英語発信力強化に向けて、庁内での利用普及に努めた。

【本事務年度の作業計画】

- 国際金融センター関連施策や我が国での拠点開設・生活に役立つ情報に加え、我が国の市場の成長性や魅力等についての発信や、我が国へ未進出の海外資産運用業者等の関心の掘り起こしや直接の働きかけを強化する。
- 上記を達成するために、国際金融センターの特設ウェブサイトのコンテンツの更なる拡充や在外公館等とも連携し、世界の主要な国際金融都市に定期的に出張しつつ、オンライン・対面のイベントを引き続き開催する。また、集中的に海外金融事業者を我が国に招致する「Japan Weeks」の立ち上げや海外主要メディアへの広報チャンネルの拡大、海外当局との連携等を実施する。
- クロスボーダー投資の活性化に係る手続面の課題の把握を始め、「国際金融ハブ」に向けた税制上の諸課題について把握し、必要な見直しに向けた対応を行う。
- AI翻訳サービスについて、金融専用モデルの実装も踏まえ、業務への活用拡大に努め、金融庁からの英語発信量の拡大を促進する。

（2）新しい NISA 制度の普及・活用促進

【昨事務年度の実績】

- 令和5年度税制改正要望において、「資産所得倍増プラン」関連の要望を行い、その結果、NISAの抜本的拡充・恒久化が措置され、2024年1月から制度が開始されることとなった。
- 法人が従業員に対して支給するつみたて NISA 奨励金が、給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度（「賃上げ促進税制」）の対象となる給与等に該当することについて、国税庁に文書照会をすることで、明確化を行った。
- 日本経済新聞と連携し、オンラインセミナー『つみたて NISA ではじめの一步を踏み出そう！』を開催した（2022年7月）。
- 資産形成の重要性やつみたて NISA に関する広報を行うために、内閣府政府広報室と連携し、2022年11月にラジオ番組、2023年2月にはテレビ番組を放送した。

- NISA の日（2 月 13 日）に合わせ、新聞への寄稿、業界団体の主催するイベントへの登壇、公務員向けの周知文の発出等を行った。
- 金融リテラシー向上の機会を提供すると同時に、その他の国民の安定的な資産形成実現への呼び水とするため、国家公務員を対象とする「霞が関資産形成セミナー」を開催した（2023 年 6 月）。

【本事務年度の作業計画】

- 2024 年 1 月に予定されている新しい NISA 制度の開始に向け、国税庁や金融機関における非課税保有限度額の管理システムの整備を着実に進める。また、デジタル技術の活用等による、NISA に係る手続の簡素化・合理化等を進める。
- 政府広報への出稿や大規模イベントの開催、業界団体主催イベントへの金融庁政務・幹部の登壇、金融庁 NISA 特設サイトのリニューアル、「NISA 早わかりガイドブック」の改訂など、財務局や業界団体等と連携しつつ、全世代を対象に積極的な周知・広報を展開する。
- 財務局や業界団体、地方公共団体、各地の商工団体等と連携し、新しい NISA 制度の普及・促進を含め、職域における資産形成支援を促進する。
- NISA 推進戦略協議会の下、NISA 制度のブランド化（活用の優良事例の蓄積等）を進める。
- 金融機関による NISA 口座の成長投資枠を使用した回転売買の勧誘行為が行われていないかを監督上の留意点とする旨を明確化するため、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を改正する。

（3）金融経済教育の充実

【昨事務年度の実績】

- 金融審議会市場制度ワーキング・グループ「顧客本位タスクフォース」において、国全体として、中立的立場から、資産形成に関する金融経済教育の機会提供に向けた取組を推進するための体制について検討し、「顧客本位タスクフォース中間報告」を公表した（2022 年 12 月）。その後、「金融経済教育推進機構」の創設や資産形成の支援に関する施策を総合的に支援するための基本方針の策定など、国民の金融リテラシー向上を企図する施策を含む「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」（令和 5 年閣法第 56 号）を第 211 回国会に提出した（2023 年 8 月現在、参議院において継続審査中）。
- 2022 年 4 月に改訂された学習指導要領の内容を高校の授業の現場で確実に教えられるよう、指導教材や授業動画を活用した出張授業や、教員向けの研修を多数実施した。
- グローバルマネーウィーク⁴等のシンポジウムを通じ、金融経済教育に関する情報を発信した。

【本事務年度の作業計画】

- 「顧客本位タスクフォース中間報告」の提言や「資産所得倍増プラン」（2022 年 11 月 28 日新しい資本主義実現会議決定）、さらには「経済財政運営と改革の基本方針 2023」（2023 年 6 月 16 日閣議決定）、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」（2023 年 6 月 16 日閣議決定）の記載も踏まえ、国全体として金融経済教育の機会提供に向けた取組を推進するための中立的

⁴ 「2023 年のグローバルマネーウィーク（Global Money Week）について」
<https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230307/20230307.html>

な組織として、関連法案の成立・施行を前提に、新たな認可法人となる「金融経済教育推進機構」を2024年春に設立する。同年夏に本格稼働させることを目指し、同機構においては、学校・企業向けの出張授業等に取り組むとともに、顧客の立場に立ったアドバイザーの認定・支援、個人に対する個別相談の実施・支援、金融経済教育の教材・コンテンツの作成など幅広い活動を進めていく。

- このほか、上記法案に基づいて、安定的な資産形成の支援に関する施策を総合的に支援するための基本方針の策定など、関係省庁や地方公共団体・民間団体等と連携し、国全体として資産形成に必要な施策を推進する。
- グローバルマネーウィーク等を通じ、金融経済教育に関する情報を発信する。その際、雑誌やテレビ等のメディアや金融関係団体、地方公共団体と積極的に連携し、幅広い層への効果的な発信を図る。

2. 金融資本市場の活性化

(1) スタートアップ等の成長を促すための資本市場の機能強化

成長・事業再生資金の円滑供給

【昨事務年度の実績】

- 金融審議会市場制度ワーキング・グループにおいて、アセットオーナー等によるベンチャーキャピタルへの資金供給の拡大等の観点から、公正価値評価を推進するための環境整備について議論を実施し、「金融審議会市場制度ワーキング・グループ第二次中間整理」を公表した（2022年12月）。
- 投資信託協会において、非流動性資産である非上場株式の組入れ比率のあり方や基準価額の算定における非上場株式の評価のあり方について検討し、投資信託協会が「投資信託への非上場株式の組入れに関する検討の方向性について」を公表した（2023年3月）。
- 「金融審議会市場制度ワーキング・グループ中間整理」の内容を踏まえ、非上場株式のセカンダリー取引の円滑化のため、非上場のプロ向け有価証券（特定投資家向け有価証券）を私設取引システム（PTS）で取り扱うことができるよう政令の改正（2023年7月施行）を行ったほか、日本証券業協会及び日本STO協会により自主規制規則が策定された（2023年6月）。
- 2023年3月、日本証券業協会において、地域企業の事業承継の円滑化に向けて、自主規制規則を改正し、代表者就任要件の撤廃等を行った。
- スタートアップ支援を更に強化する観点から、改正銀行法の施行（2021年11月）によって緩和された出資要件の更なる緩和に向けて、金融業界との意見交換を進めた。
- 金融機関によるファンドの組成や投融資を通じた地域金融機関によるスタートアップへの資金供給スタートアップへの支援の取組状況について、金融機関に対しヒアリングを実施した。

【本事務年度の作業計画】

- 投資信託協会における自主規制規則の改正など、投資信託への非上場株式の組入れに向けた環境整備を行う。
- 株式投資型クラウドファンディングにおける発行総額上限や投資家の投資上限について、諸外国の事例を参照し、開示等の必要な投資家保護策と併せて、検討を行う。

- 上場ベンチャーファンドにおける投資口の自己取得について、その必要性や不正防止等の措置等の検討を行う。
- 東京証券取引所において、投資家の投資判断に重要な情報が適時に開示されることを前提に、上場ベンチャーファンドが情報開示を行う範囲・頻度等について検討を行う。
- プライマリー市場の取引拡大に向けて、諸外国の事例を参照し、特定投資家私募制度の利用促進や必要に応じた見直し、少人数私募制度のあり方やスタートアップの特性にも配慮した有価証券届出書のあり方など、資金調達のあるり方を検討する。
- 新規公開時に提出される有価証券届出書において記載されるストックオプションの保有者の氏名・住所等の個人情報の取扱いについて、2023 年度内に見直しを行う。
- 報酬として交付する譲渡制限付株式（RS）について、その株式に譲渡制限が付されている等の一定の要件を満たす場合には、有価証券届出書の提出が免除されている。交付対象者の死亡によって譲渡制限が解除されるものであっても、当該要件を充足することを明確化するなど、同制度の活用促進について検討し、2023 年中に、必要な措置を講ずる。
- 成長に時間を要するスタートアップを念頭に、新たな事業分野の開拓を幅広く支援する観点から、銀行グループが出資可能なスタートアップの範囲を拡充するため、銀行法の出資規制の要件緩和（銀行法施行規則の改正）を進める。
- 金融機関によるファンドの組成や地域金融機関によるスタートアップへの投資について、融資を通じたスタートアップへの資金供給に関するモニタリング等の機会も活用し、対話を通じて取組を促す。また、今後実施予定の銀行法における出資規制の見直し（出資可能なスタートアップの範囲の拡充）の周知も行う。
- 融資を通じたスタートアップへの資金供給について、銀行等へのモニタリングの中で、ヒアリング等を通じ、スタートアップ向けの支援の状況についても、機動的に確認、フォローする。
- 金融機関やファンド等に対するヒアリング等を通じて、スタートアップ企業向けのベンチャーデットに関する審査態勢等の取組状況の実態把握・事例の収集を行う。
- 収集した事例をもとに、好事例や審査態勢のあり方について整理を行い、金融機関に対して周知・懇談を通じて、金融機関によるベンチャーデットの供給を促進する。

上場等のあり方

【昨事務年度の実績】

- 金融審議会市場制度ワーキング・グループにおける議論等を踏まえ、IPO プロセスにおける既存株主等の口座情報を求める際の、通知に係る期間の規定の見直し等の措置を講ずる「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案」を 2023 年 3 月に国会に提出した。
- 新規上場日程の設定の柔軟化を図る観点から、東京証券取引所において、上場申請手続等に関して規則改正を実施した（2023 年 3 月）。
- 日本証券業協会において、公開価格がより企業価値を反映するよう、企業への価格等に関する情報提供の充実に関し、自主規制規則を改正した（2023 年 2 月）。
- 東京証券取引所において、先端的な領域で新技術を活用するディープテックのスタートアップといった企業価値評価が難しい企業について、機関投資家や専門家による評価を活用した、より多様

な視点からの上場審査を行うなど、上場の円滑化のための取組を実施した（2022 年 12 月、東証ガイドブックを改訂）。

- 東京証券取引所において、多様な IPO を可能とするため、グロース市場におけるダイレクトリスティングを認める等の取組に関し、東証規則を改正・施行した（2023 年 3 月）。
- 日本証券業協会において、M&A を資金使途とする公募増資に関し、資金の充当期限を柔軟化するとともに、代替使途に関する公表要請の柔軟化に関し、自主規制規則を改正した（2023 年 2 月）。

【本事務年度の作業計画】

- 改正振替法案が成立後、円滑な施行に向け、関連する法令の整備を行う。
- 東京証券取引所における IPO 市場の機能発揮や上場後の成長促進のためのグロース市場の制度整備の検討について、関係者と連携して取り組んでいく。
- 先行投資型バイオベンチャーの上場審査について、東京証券取引所において「新規上場ガイドブック（グロース市場編）」等の記載の見直し等による運用の合理化を検討する。

取引所をめぐる諸問題

【昨事務年度の実績】

- 東京証券取引所が、2022 年 7 月より複数回にわたって開催した「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議」において論点整理を行い、上場維持基準に関する経過措置の終了時期の明確化等を行った（2023 年 4 月）。
- 金融審議会市場制度ワーキング・グループにおいて、上場株式の投資単位の引下げについて論点が提示されたことを受け、東京証券取引所等は、望ましい投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を満たしていない上場会社に対し、投資単位の引下げを要請する等の取組を行った。

【本事務年度の作業計画】

- 引き続き、東京証券取引所の市場区分見直しの実効性向上に向けた「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議」における、上場会社の企業価値向上に向けた施策の進捗状況等に係る議論の状況について、関係者と連携し適切にフォローする。
- 引き続き、東京証券取引所等の金融商品取引所における投資単位が高い水準にある上場会社の投資単位の引下げに向けた取組を促す。

適切な市場間競争

【昨事務年度の実績】

- 金融審議会市場制度ワーキング・グループにおいて、上場株式等について、金融商品取引所と PTS による適切な市場間競争を通じた市場全体としての機能向上の観点から、オークション方式に係る PTS の売買高上限の緩和など、制度のあり方について議論を実施し、「金融審議会市場制度ワーキング・グループ第二次中間整理」を公表した（2022 年 12 月）。

【本事務年度の作業計画】

- 「金融審議会市場制度ワーキング・グループ第二次中間整理」の内容を踏まえ、関連する政令・内閣

府令等の制度整備を行う。

銀証ファイアーウォール

【昨事務年度の実績】

- 2022 年 12 月に「金融審議会市場制度ワーキング・グループ第二次中間整理」が取りまとめられ、顧客情報管理や利益相反管理、優越的地位の濫用防止の実効的な確保等の利用者保護の状況を適切に確認しながら、外務員の二重登録禁止規制や、中堅・中小企業や個人顧客の情報の取扱い等に関するファイアーウォール規制のあり方について、利用者利便の具体的な向上にどのように繋がりうるのかといった観点から、引き続き検討を行うことが考えられるとされた。

【本事務年度の作業計画】

- 顧客ニーズにあった商品・サービスを提供しやすくするなど、金融機能の強化に向けた取組を推進する観点から、顧客情報管理や利益相反管理、優越的地位の濫用防止の実効的な確保等の利用者保護の状況を適切に確認しながら、外務員の二重登録禁止規制等に関する銀証ファイアーウォール規制のあり方や必要とされる対応について検討を行う。

決済・清算制度・デリバティブ取引の安定性・透明性向上

【昨事務年度の実績】

- 外国清算機関免許制度及び適用除外制度のもとで清算業務を行う清算機関の母国当局が主催する危機管理グループ会合や監督カレッジ会合に参加した。
- 取引情報報告制度の報告事項の拡充に向け、内閣府令の改正（2022 年 8 月）を行うとともに、報告事項について明確化するガイドラインを策定した（2022 年 12 月）。

【本事務年度の作業計画】

- 危機管理グループ会合や監督カレッジ会合への参加等を通じて、外国清算機関の母国当局と一層の連携強化を図る。
- 取引情報報告の報告事項の拡充及び取引情報蓄積機関経由での報告の一本化（2024 年 4 月）に向けた取組を進めていく。

外国為替取引における決済リスク削減

【昨事務年度の実績】

- ファンド為替 PVP⁵化プロジェクトチームにオブザーバーとして出席（2022 年 8 月、2023 年 2 月）すること等を通じ、信託勘定における外国為替取引への同時決済の導入に向けた進捗状況を確認するとともに、対応を促した。

【本事務年度の作業計画】

- 引き続き、関係者の対応状況をモニタリングするとともに、関係者間の連携の強化や取組への理解

⁵ Payment Versus Payment

の促進に努める。

（２）コーポレートガバナンス改革の実質化と企業情報の開示の充実

【昨事務年度の実績】

- 海外投資家を含むステークホルダーから幅広く意見を聞くための「ジャパン・コーポレート・ガバナンス・フォーラム」を設置した。
- スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議において、コーポレートガバナンス改革の実質化に向けた課題と今後の取組について議論を行った。その議論を踏まえ、「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム」を公表した（2023年4月）。
- 内部統制報告制度に関する基準等の改訂に向けて、企業会計審議会内部統制部会（2022年10月から計3回）において議論し、パブリックコメント（2022年12月）を実施した。それらの結果を踏まえ、企業会計審議会総会において、内部統制報告制度に関する基準等の改訂案が承認され、当該基準等の改訂・公表が行われた（2023年4月）。
- 上記基準等の改訂を踏まえた関係府令の改正案について、パブリックコメント（2023年4月実施）の結果を踏まえ、公布した（2023年6月）。
- 四半期開示（第1・第3四半期）について、金融商品取引法上の開示義務を廃止し、取引所の規則に基づく四半期決算短信へ一本化するべく、具体化における各論点を取りまとめた。これを踏まえ、金融商品取引法上の四半期報告書の廃止等を内容とする「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を2023年通常国会に提出した。
- 開示情報の充実を図る観点から、「記述情報の開示の好事例集2022」を公表した（2023年1月公表、2023年3月最終更新）。あわせて、企業等に対して「記述情報の開示の好事例集」を用いたセミナー等を実施した。
- 資本市場の構造的な変化等を踏まえ、「G20/OECDコーポレートガバナンス原則」の見直し作業が進められており、我が国の経験を踏まえ、OECDにおける議論に積極的に貢献してきた。原則改訂案は、2022年9～10月の市中協議等を経て、2023年6月のOECD閣僚理事会で採択された。また、日本議長下のG7財務大臣・中央銀行総裁会議の機会をとらえ、「G7ハイレベル・コーポレートガバナンス・ラウンドテーブル」を開催し、同原則見直し作業についても議論・発信した。

【本事務年度の作業計画】

- 「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム」に盛り込まれた施策について、順次検討・実施する。
- 2023年4月に改訂された内部統制基準・実施基準の円滑な適用（2024年4月1日以後開始する事業年度から適用）に向けた情報発信等に取り組む。
- 改正「企業内容等の開示に関する内閣府令」（2023年1月施行）において、有価証券報告書等にサステナビリティに関する考え方及び取組の記載欄が新設されたこと並びにコーポレートガバナンスに関する開示の拡充が行われたこと等を踏まえた記述情報の開示の好事例の取りまとめを行い、公表する。あわせて、企業等に対して「記述情報の開示の好事例集」を用いたセミナー等を実施する。

- 有価証券報告書レビューを通じて、サステナビリティに関する取組の開示の底上げを図る。
- 2023 年通常国会に提出した「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」は、参議院において継続審査となっているが、法案の成立を前提に、2024 年 4 月 1 日の施行に向けて、東京証券取引所と連携して四半期決算短信の見直しを進め、関係政府令の整備等を行っていく。
- 2023 年夏以降、企業会計審議会監査部会において、四半期レビュー基準の改訂を審議していく。
- 「G20/OECD コーポレートガバナンス原則」の改訂案は、G20 の承認を経て、2023 年中に最終化される見通しであり、原則改訂後は、その実施促進に係る国際的な議論に積極的に貢献していく。

(3) 市場に対する信頼の確保

会計監査の信頼性確保に向けた制度整備等

● 信頼性確保

【昨事務年度の実績】

- 公認会計士法の改正に伴う、上場会社監査に係る登録制度の導入等を内容とする政府令について公布した（2023 年 1 月）。
- 監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会（2022 年 10 月から計 3 回）において、監査法人のガバナンス・コードの見直しに向けて議論し、改訂版コードを公表した（2023 年 3 月）。
- 「監査上の主要な検討事項（KAM）」の実務の定着と浸透を図るため、「監査上の主要な検討事項（KAM）」の特徴的な事例と記載のポイント 2022」を公表した（2023 年 2 月）。

【本事務年度の作業計画】

- 2024 年 6 月までに、日本公認会計士協会による中小監査法人の体制整備に向けた取組を金融庁として後押ししていくとともに、モニタリングを行っていく。
- また、日本公認会計士協会に設置された「上場会社等監査人登録審査会」の議論のフォローを行う。品質管理レビューについては、上記登録制度における登録上場会社等監査人等としての適格性を確認する手段として、これまで以上に重要性が増すことから、品質管理レビューの実効性について重点的に検証するとともに、その実施体制の質的・量的な充実について、日本公認会計士協会と引き続き協議を行っていく。
- 「監査上の主要な検討事項（KAM）」については、引き続き、公表状況のフォローアップや関係団体による取組のモニタリングを行っていく。

● 監査法人等に対するモニタリング

【昨事務年度の実績】

- 「監査事務所等モニタリング基本計画」（2022 年 7 月公表）に基づき、業務管理態勢・品質管理態勢の実効性を重視してモニタリングを実施した。その結果、大手監査法人においては、品質管理部門と事業部との十分な連携や、監査現場への改善施策の浸透状況に係るモニタリングの実効性等が引き続き課題となっている状況が認められた。準大手監査法人においては、トップを含む経営層の品質管理の確保・向上に対する意識が不十分な状況や監督・評価機関がその機能を十分に果たしていな

い状況が認められた。中小監査事務所においては、職業的専門家としての誠実性・信用保持の重要性に対する認識の欠如や、職業的懐疑心を発揮して経営者の主張を批判的に検討する意識の不足等の問題が認められた。

- モニタリングを通じて、改訂品質管理基準に基づく品質管理システムの導入に向けた監査法人等における準備・対応状況の確認を行った。その結果、大手監査法人や準大手監査法人においては、プロジェクトチームを立ち上げ、必要な態勢整備を進めている状況や、本格導入に向けた予行演習を行っている状況が確認できた。
- 中小監査事務所に対する検査をより重視した運用を行うため、中小監査事務所に対する検査実施件数を増やすための体制整備（検査官の増員等）を行ったほか、中小監査事務所の経営層との対話を実施した。
- 日本公認会計士協会の品質管理レビューの実効性については、監査法人等に対する検査を通じて検証し、検証結果を協会と共有することで、協会における改善対応（不備事項に対する的確な指摘とそれに係る有効な改善指導等）を促した。
- 監査法人等における監査調書の電子化等の状況を勘案の上、検査資料をオンラインで閲覧するなど、効率的・効果的なモニタリングの実施に努めた。

【本事務年度の作業計画】

- 「令和5事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」（2023年7月公表）に基づき、引き続き、監査法人等の業務管理態勢・品質管理態勢の実効性を重視してモニタリングを実施する。また、モニタリングの実施方法については、対面とリモートとの併用により、引き続き効率的・効果的な実施に努める。
- 改訂品質管理基準等が適用された大規模監査法人については、リスク・アプローチに基づく品質管理システムの整備・運用状況について重点的に検証する。改訂品質管理基準等が未適用の監査法人等（大規模監査法人以外の監査法人等）については、改訂品質管理基準等への対応状況について重点的に確認する。
- 検査における個別監査業務の検証では、不正リスク、収益認識及び会計上の見積りに係る監査の実施状況のほか、監査上の主要な検討事項（KAM）の決定過程や監査上の対応として記載された手続の実施状況等に着眼して検証する。
- 資本市場における役割が増大していることに鑑み、準大手監査法人に対する検査の頻度を原則3年に一度から原則2年に一度とする。また、上場会社監査における中小監査事務所の役割が増大していることや法律に基づく上場会社等監査人登録制度の導入に鑑み、引き続き、中小監査事務所に対する検査をより重視した運用を行うほか、中小監査事務所の経営層との対話も実施する。
- 品質管理レビューについては、上記登録制度における登録上場会社等監査人等としての適格性を確認する手段として、重要性が増すことから、実効性について重点的に検証する。

● グローバルな取組

【昨事務年度の実績】

- IFIAR 本会合（2023年4月）において、長岡 隆 金融庁総合政策局審議官（国際担当）兼公認会計士・監査審査会事務局長がアジアから初めて議長に選出された。

IFIAR の議長国（2023 年 4 月までは副議長国、以下同じ。）として組織運営を主導する立場から、グローバルな監査品質の向上のための議論を活性化させた。

具体的には、

- ▶ 新規課題全般に関する意見交換を IFIAR 内で機動的に実施できる体制を構築し、監査専門職の魅力向上等について議論したほか、中小監査法人の役割増大について本邦の状況を共有しつつ問題提起を行った。特にメンバー間で関心が高い ESG についてはタスクフォースの設立を含む IFIAR 内の議論を牽引した。
- ▶ 各種ステークホルダーとの対話等に IFIAR を代表して参加した。特に、6 大監査法人ネットワーク CEO とは、各ネットワークの事業戦略、監査を取り巻く環境変化、人材確保、監査リスクと公益（監査業務の提供）とのバランスなど、監査品質をめぐる重要課題に関して幅広く対話を行った。
- IFIAR 議長国として、更なる IFIAR メンバーの拡大に向けて、金融庁における既存のパイプも生かしながら、アジア諸国をはじめとする IFIAR 未加盟の監査監督当局に対するアウトリーチへの積極的な貢献を行った。
- IFIAR に加盟する当局として、全てのワーキング・グループやタスクフォース内の活動や個別プロジェクトの作業チームに積極的に参加することで、IFIAR の活動に貢献した。特に、IFIAR メンバー当局検査官の技能研鑽と検査手法及び検査に係る経験や課題の共有を目的としたワークショップでは審査会から中小監査法人に対する検査についてプレゼンテーションを実施した。また、IFIAR 内の活動を通じて得られた知見を監査法人等に対するモニタリング等に活用した。
- 東京にある事務局のホスト国として、代表理事会（2023 年 2 月）の東京開催を含めて IFIAR の事務局機能の維持・向上に向けた各種支援を継続したほか、「日本 IFIAR ネットワーク」総会・企画委員会（2023 年 6 月）を開催し、財務報告エコシステムに関わる国内の関係者と意見交換を行った。また、同ネットワークの活動を契機とした講演・寄稿等を通じて、IFIAR の活動を国内に発信した。
- IFIAR を通じた活動以外では、一元監督当局として 2023 年 6 月に開催された FSB 外部監査ラウンド・テーブルに参加し、監査分野に関与する国際機関や基準設定主体、各国当局と、監査品質に係る取組やサステナビリティ報告・保証等について議論を行うなど、金融安定に資する高品質な監査の実現に向けた議論に貢献した。

【本事務年度の作業計画】

- 議長国として、IFIAR の組織運営を主導する立場から、IFIAR がより機動的・的確に諸課題に対応できるような体制の整備や様々なステークホルダーとの積極的な対話等による IFIAR の対外的コミュニケーションの強化に寄与する。また、こうした取組を推進することで、非財務情報に対する関心の高まりや技術革新の進展等を踏まえたグローバルな監査品質の向上に一段と貢献するほか、参加要件を緩和した準会員資格の活用も視野に入れてアジア諸国をはじめとする IFIAR 未加盟の監査監督当局に対するアウトリーチを一層強化する。
- 大阪で開催予定である第 24 回 IFIAR 本会合（2024 年 4 月）の準備を進めていく。
- 事務局のホスト国としては、IFIAR に一貫した支援を継続するほか、「日本 IFIAR ネットワーク」等を通じ、IFIAR における議論について国内の関係者に広く発信を行う。
- IFIAR 加盟国を含む各国の監査監督当局との一層の連携強化をしていく。

● 公認会計士試験

【昨事務年度の実績】

- コロナの感染対策を行うとともに、風水害や地震等の自然災害、北朝鮮のミサイル発射等に係る BCP を踏まえた上で、着実に公認会計士試験を実施した。これらの対応方針の検討や、受験者の急増に伴う試験場や必要な人員の確保を財務局と連携して実施した。また、受験者の増加・裾野の拡大のため、審査会会長・委員による大学生向けの講演を実施した（12 先）。

【本事務年度の作業計画】

- 引き続き自然災害等に対する BCP を用意した上で公認会計士試験を実施するほか、受験者の増加傾向に鑑み、試験の採点負担への対応等を行う。また、令和 6 年度（令和 7 年試験）からの公認会計士試験インターネット受付システムの更新に伴い、インターネット出願におけるサービスの向上を図る。さらに、引き続き、受験者の増加・裾野拡大のために、大学生等向けの講演を実施する。

● 会計基準の高品質化

【昨事務年度の実績】

- ASBJ は、今後 3 年間における日本基準及び国際的な会計基準の開発に関連する活動を行うに当たっての基本的な方針である「中期運営方針」を公表した（2022 年 8 月）。また、ASBJ による「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の改正（2022 年 10 月）を踏まえ、内閣府令を改正した（2023 年 3 月）。
- ASBJ は、2022 年 2 月に国際会計基準審議会（IASB）に対して技術的な助言を行う会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）のメンバーに再任され、我が国の関係者の意見を踏まえた上で、ASAF 会議の機会を含め、継続的に国際的な意見発信を実施した。
- 2023 年 6 月末時点の IFRS 任意適用企業は 278 社、時価総額は 397 兆円（全上場会社の時価総額に占める割合は 46%）。
- 国際会計・サステナビリティ開示人材ネットワークの登録者は 1477 名（2023 年 3 月）となっている。同ネットワークの登録者等を対象に、日本公認会計士協会主催の ISSB セミナーと共催にて第 6 回シンポジウム（2022 年 10 月）を開催し、また第 7 回シンポジウム（2023 年 2 月）として IASB セミナーが開催された。

【本事務年度の作業計画】

- 我が国において使用される会計基準の品質向上を図るため、引き続き日本基準の高品質化に取り組む。
- IASB における IFRS の基準開発プロジェクトに関して、我が国の考え方を IFRS に反映する等の努力を強化する。また、国内においては、IFRS への移行を容易にするための取組を進めることにより IFRS の任意適用企業の拡大を促進する。
- 引き続き国際会計人材を育成し、国際的な基準策定等に参画する。
- 上記作業計画に基づき、2023 年夏以降の企業会計審議会会計部会の開催を検討する。

● EDINET

【昨事務年度の実績】

- 2020 年 10 月から開始した EDINET のシステム再構築について、開発体制の増強等の必要な措置を講じつつ開発を進め、2023 年 1 月にシステム更改を行った。システム更改に当たっては、利用者の利便性向上のため、EDINET で公表する有価証券報告書等の閲覧年限の延長等を行った。
- 更改後のシステムの運用及び保守について、一般に新システムの稼働初期においては不具合が生じる可能性が高いことに十分留意した体制の構築を行い、安定運用及び情報セキュリティの確保に努めた。

【今事務年度の作業計画】

- サステナビリティ開示を含む制度改正に対応するため、EDINET のシステム改修や EDINET タクソノミの開発を実施する。

市場監視に係る取組

【昨事務年度の実績】

- 一般投資家や市場関係者等から、市場において不正が疑われる情報や投資者保護上問題があると思われる情報を広く収集することに取り組んでおり、情報受付を 6,982 件、不公正取引の疑いのある取引に係る審査を 1,156 件実施した。
- 取引所等から提供される膨大なデータを活用し、高速取引行為者による発注・約定の状況等の分析を行うなど、取引の実態把握を行った（学術論文も公表（2022 年 10 月））。
- 令和 4 事務年度証券モニタリング基本方針を踏まえ、金融商品取引業者等に対する検査を 63 件行い、業態横断的な検証事項（5 項目）及び各業者の規模や業務内容に応じた業務の適切性や内部管理態勢の整備状況について検証した。また、行政処分勧告を 7 件行った。
- 課徴金勧告を 16 件（不公正取引 12 件、開示規制違反 4 件）行い、告発を 7 件行った。
- 無登録で金融商品取引業を行っている者や無届で有価証券の募集等を行っている者については、金商法違反行為に係る裁判所への禁止命令等申立ての権限を積極的に活用し、無登録金商業及び無届募集に係る裁判所への禁止命令等申立てを 2 件行った。また、関係機関とも情報共有を密に行うなど連携を図った。
- 第 11 期中期活動方針について、自主規制機関や金商業者等の市場関係者への説明会（計 15 回）を実施した。また、令和 3 事務年度開示検査事例集（2022 年 8 月）、証券モニタリング概要・事例集（2022 年 8 月）、令和 4 事務年度証券モニタリング基本方針（2022 年 8 月）、令和 4 年度課徴金事例集（2023 年 6 月）を公表し、コラムの記載等による内容の充実化を図り、具体的で分かりやすい情報発信を実施した。
- 証券会社における売買審査の結果を踏まえた新規取引停止措置の水準が各社で大きく異なっている状況を把握したため、日本証券業協会との意見交換会（2023 年 1 月）において、所属協会員に対して、新規取引停止措置をはじめとした売買管理態勢の自主点検の実施及び自主点検を通じて売買管理の実効性を高めるよう要請した。

- MBO⁶の実施に伴い設立される新会社に係る注意喚起を対外的に行った（2022年10月）。
- 調査・検査の過程で収集・保全した大量の資料・電子データを迅速かつ効率的に調査するため、預貯金照会システム及びAI-OCR⁷を導入するとともに、デジタルフォレンジックに係るシステムの解析・分析機能の拡充を行った。
- 中期活動方針について各財務局向けの説明会を行い、その機会に一部の財務局と委員長・委員との意見交換を行った。また、財務局長会議等の機会を通じて問題意識等の共有を図るとともに、証券監視委における全体会議や研修等への財務局職員の参加や取引審査・検査・調査における協働など、財務局と一体となって業務を実施した。

【本事務年度の作業計画】

- 証券監視委の市場監視業務にとって情報は要であり、市場全体について幅広く有用な情報を収集する。
- 市場監視の過程で得られた有用な情報や知見を集約・分析・蓄積し、市場監視全般に多面的・複線的に活用する。
- 市場全体に日常的に目を向けるとともに、国内外の市場環境の変化を適時に把握・分析することで、問題の未然防止や早期発見につなげる。取引所等から提供される膨大なデータも活用しながら、高速取引行為者による取引の実態把握を行う。
- 市場区分の見直しの経過措置終了や四半期開示の見直しといった市場・上場会社を取り巻く環境変化や制度見直しの進展等を踏まえつつ、新たな商品・取引や監視の目の行き届きにくい商品・取引、上場会社による開示の充実に向けた取組等への確に対応する。
- 金融商品取引業者等について、監督部局や財務局等と連携しつつ、リスクベースで検査先を選定し、実質的に意味のある検証や問題点の指摘に努める。問題が認められた場合、事案の全体像の把握や根本原因の究明により、自主的な改善の促進を通じて、再発防止・未然防止につなげることで、以下の点を中心に検証を行う。
 - 引き続き、適合性原則を踏まえ、適正な投資勧誘等に重点を置いた内部管理態勢の構築や顧客本位の業務運営を踏まえた販売状況⁸について検証を行う。
 - デジタル化の進展等を踏まえたビジネスモデルの変化とそれに対応した内部管理態勢の構築、サイバーセキュリティ対策（インターネット取引における不正アクセス対策を含む）の十分性やシステムリスク管理（システム開発・運用管理や外部委託先の管理を含む）の対応状況等について検証を行う。
- 課徴金納付命令勧告を視野に入れた調査・検査の迅速な実施により、不公正取引や開示規制違反の実態を解明する。また、事案の全体像を把握し、根本原因を究明した上で、当事者等との深度ある議論を通じて、再発防止・未然防止につなげる。
- クロスボーダーの法令違反行為やグローバル企業の開示規制違反に対しては、海外当局と連携しつつ、事案の特質に応じた調査・検査を行う。

⁶ Management Buyout。上場会社の経営陣等による当該上場会社株式の公開買付け。

⁷ AI-Optical Character Recognition。人工知能（AI）技術を活用し、書面の情報を読み取り、データ化するシステム。

⁸ 例えば、仕組債に限らず、複雑又はリスクが高い商品の販売については、販売対象顧客の設定や顧客説明に関する社内ルールを整備し適切に実施しているか、その遵守状況を適切にモニタリングしているか、「顧客本位の業務運営に関する原則」に基づいた取組方針の内容と販売実態とが整合しているか等。

- 違反行為のうち重大で悪質なものについては、犯則調査の権限を行使し、厳正に対応する。その際、捜査・訴追当局や海外当局等の関係機関と連携し、実態の解明や責任追及を効果的に行う。
- 顧客本位の業務運営の確保等を通じた多様な投資者の保護の観点から、金融商品の不適切な販売・勧誘等に対する証券検査や、国内外に拠点を有し無登録で金融商品取引業を行う者及び無届で有価証券の募集等を行う者に対する裁判所への禁止命令等の申立てなど、投資者被害事案に対して積極的に取り組む。また、投資者被害の未然防止等に資するよう、投資者への注意喚起等の情報発信を充実させる。
- 証券監視委として過去に勧告・告発等を行った類型にも引き続き対応しつつ、市場を取り巻く環境変化等も踏まえ、市場の公正性を脅かしかねない非定型・新類型の事案等（潜脱的な大量保有・買付け、新たな類型の偽計等）についても、積極的に対応する。
- 意図せざるものを含む法令違反・不適切行為の未然防止や、情報提供窓口・自主規制機関等を通じた一層の情報収集を図る観点から、個別事案や事例集の公表等において、事案の意義、内容及び問題点を明確にした、具体的で分かりやすい情報発信を行う。
- 市場監視業務の高度化・効率化を図るため、取引監視システム等における一層のデジタル化やデータ処理力の更なる向上を図るとともに、デジタルフォレンジック技術の一層の向上及び情報システムの高度化を推進する。
- 市場の公正性・透明性の確保や投資者保護の実現には、各地において市場監視機能の一翼を担う財務局との協働・連携が不可欠であり、証券検査をはじめとする様々な分野において更なる情報共有を進め、意思疎通を十分に確保し、一体的な業務運営を図る。

3. サステナブルファイナンスの推進

(1) 企業のサステナビリティ開示の充実

【昨事務年度の実績】

- 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（2022年6月公表）の提言を踏まえ、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等を改正し（2023年1月）、有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の「記載欄」の新設等について、2023年3月期決算企業から適用した。
- また、上記報告において継続検討課題とされた項目について引き続き金融審議会において検討を行い、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（2022年12月公表）において、我が国のサステナビリティ基準委員会（SSBJ）の役割や今後策定される開示基準を、法令上の枠組みの中で位置づける提言がなされた。あわせて、企業等に対して「記述情報の開示の好事例集」を用いたセミナー等を実施した。
- 国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）のサステナビリティ開示基準設定に対し、SSBJ等の関係者と連携しながら、国際的な議論への参画や意見発信等の取組を進めた。具体的には、ISSBが公表したサステナビリティ開示基準の公開草案に対し、我が国の投資家や企業等の意見をSSBJが集約し、2022年7月にISSBに対してコメントレターを提出した。
- ISSBが設定するサステナビリティ開示基準と各法域のサステナビリティ開示に関する取組との連

携を強化するため、ISSB により 2022 年 4 月に設立された各法域作業グループ（Jurisdictional Working Group）の会合にメンバーとして出席し、ISSB によるサステナビリティ開示基準設定に対して我が国の意見を発信した。

- 2023 年 G7 日本議長国下でのアジェンダとして、ISSB によるサステナビリティ開示基準設定を取り上げた。G7 財務大臣・中央銀行総裁会議および広島サミットにおいては、ISSB のサステナビリティ開示基準の最終化作業をサポートするとともに、人的資本を含む今後の取組に期待が示された。
- 証券監督者国際機構（IOSCO）のサステナブルファイナンス・タスクフォース（STF⁹）における ISSB のサステナビリティ開示基準の分析・評価作業に参画した。この作業の結果、2023 年 7 月、IOSCO は当基準のエンドースメントを公表した。
- 人的資本に関するサステナビリティ開示基準の整備に関しては、令和 4 年度補正予算において、ISSB が高品質なサステナビリティ開示基準の開発に取り組むために必要となる資金を、政府から国際会計基準（IFRS）財団に対して拠出し、我が国として国際的な基準策定を支援した。また、国内外から官民の関係者を招いて国際カンファレンスを開催し、人的資本等のサステナビリティ開示に関する我が国の取組について意見発信するとともに、ISSB が今後取り上げるべきアジェンダについて議論し、国際的な議論に貢献した。
- サステナビリティ保証に係る国際ルール形成に向けては、IOSCO サステナブルファイナンス・タスクフォース（STF）における企業のサステナビリティ開示の保証に関する作業部会の共同議長として、サステナビリティに関する保証基準の策定に向けた IOSCO 報告書を取りまとめ、サステナビリティ報告の信頼性確保に向けた国際的議論に貢献した。また、国際監査・保証基準審議会（IAASB）及び国際会計士倫理基準審議会（IESBA）において、サステナビリティ保証関連の国際基準開発が進められているところ、各審議会会議へのオブザーバー参加及び各審議会の助言諮問グループ（CAG¹⁰）会議への参加を通じて、各基準開発へ意見発信を行った。

【本事務年度の作業計画】

- 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（2022 年 12 月公表）を受け、我が国のサステナビリティ基準委員会（SSBJ）の役割や今後設定される開示基準を、法令上の枠組みの中で位置づけるため、制度の整備に向けた必要な対応を検討していく。
- 改正「企業内容等の開示に関する内閣府令」（2023 年 1 月施行）において、有価証券報告書等にサステナビリティに関する考え方及び取組の記載欄が新設されたこと等を踏まえたサステナビリティ開示の好事例の取りまとめを行い、公表する。あわせて、企業等に対して「記述情報の開示の好事例集」を用いたセミナー等を実施する。
- ISSB によるサステナビリティ開示基準設定に対し、SSBJ 等の関係者と連携しながら、国際的な議論への参画や意見発信等の取組を進める。具体的には、今後、ISSB が検討を行う予定の気候以外のサステナビリティ項目の基準設定においては、人的資本に対するサステナビリティ開示基準の設定など、我が国の意見が反映されるよう、ISSB に積極的に働きかける。
- IFRS 財団アジア・オセアニアオフィスについては、地域関係者へのアウトリーチの実施や、地域の課題を把握し基準設定に意見発信するなど、ISSB のアジア・オセアニア地域における拠点として機

⁹ Sustainability Task Force

¹⁰ Consultative Advisory Group

能することが期待されるほか、ISSBの基準設定に積極的に関与していくことも考えられ、同オフィスの活動についても、国内関係者と連携してサポートを行う。

- サステナビリティ情報に対する第三者による保証について、国際的な基準開発の議論が進む中、我が国関係者と連携して、国際基準を開発している IAASB 及び IESBA に対して意見発信を行う。また、サステナビリティ情報の信頼性確保に向けた保証のあり方についても、国際的な議論を踏まえた検討を進めていく。

（２）GXの実現に向けた産業・金融の対話の促進

【昨事務年度の実績】

- 2022年8月から、経済産業省・環境省とともに「産業のGXに向けた資金供給の在り方に関する研究会」を共催し、その議論内容を施策パッケージとして取りまとめ、公表した（2022年12月）。
- 2022年9月に、気候変動リスク産官学連携ネットワークへ参画するとともに、同ネットワークの関係者を一同に集めた気候変動リスク情報の活用促進に向けた公開シンポジウムを開催し、気候変動リスク情報をめぐる最新動向、政府や企業による取組事例紹介、産官学の実務者によるディスカッションを実施した。
- 脱炭素について金融機関と企業との間での実効的な対話を促進する観点から、「脱炭素等に向けた金融機関等の取組みに関する検討会」を設置（2022年10月）し、ネットゼロに向けた金融機関・投資家等の取組に関する提言として、同検討会報告書を公表した（2023年6月）。
- トランジション・ファイナンスの信頼性と実効性を向上させる観点から、経済産業省・環境省とともに「トランジション・ファイナンス環境整備検討会」を共催し、特に資金供給後のトランジション戦略の着実な実行と企業価値向上への貢献を担保するための手引きとして、「トランジション・ファイナンスに係るフォローアップガイダンス～資金調達者とのより良い対話に向けて～」を公表した（2023年6月）。
- 日本銀行とも連携し、2022年8月に公表したシナリオ分析の試行的取組の分析結果に基づく課題を中心に、参加金融機関とシナリオ分析の改善に向けた議論を進めるとともに、次回の試行的取組に向けた枠組みの検討を行った。
- 地域金融機関や地域企業へのヒアリング、財務局との意見交換等を通じて、地域の脱炭素に関する取組事例や課題等の実態把握を行った。
- 環境省と共同で「金融機関向けポートフォリオ・カーボン分析パイロットプログラム支援事業」と「TCFD開示に係る地域金融機関向け研修プログラム」を実施したほか、環境省による「令和4年度地域におけるESG金融促進事業委託業務」へオブザーバーとして参加し、金融機関の脱炭素等に向けた取組を支援した。
- 2023年5月、我が国が議長国を務めるG7財務大臣・中央銀行総裁会議および広島サミットの声明において、トランジション・ファイナンスの重要性を共有した。あわせて、G7財務大臣・中央銀行総裁会議の声明では、移行のフォワードルッキングな進捗評価を可能にすることや、ファイナンスド・エミッションの軌跡を説明することにより、公的・民間セクターが、トランジション・ファイナンスの促進に資する情報の入手可能性と信頼性を強化することを奨励した。

【本事務年度の作業計画】

- G7 の議論も踏まえ、国内外を含めてトランジションの実装を進めるため、引き続き企業・金融機関間の対話を促すとともに、関係省庁と連携し、ファイナンスド・エミッションの課題解決に有効と考えられる手法等について検討する。
- アジアの GX 投資の案件の実装に向けて、関係機関と連携し、官民関係者が参画するコンソーシアム（アジア GX コンソーシアム（仮称））を組成するなど、アジアの GX 投資に関連する情報・人材・資金を集約・活性化する。そうして形成されるアジアへの GX 投資について、我が国の情報集約・金融機能も活かして、「アジア GX 金融ハブ」の実現に取り組む。
- 地域金融機関、地方公共団体、地域企業などの多様な関係者間が連携した、地域の脱炭素に向けた面的な取組を推進すべく、地域における協議体の設置や GX 計画の策定支援、関係省庁と連携した補助事業・支援策の地域金融機関を通じた浸透、財務局等における金融機関同士の連携強化に係る取組の支援等を実施していく。
- シナリオ分析結果（2022 年 8 月）も踏まえ、引き続き、国際的な議論に積極的に参画しつつ、シナリオ分析のデータ・手法・具体的な活用のあり方や気候関連リスク管理への取組等について、金融機関との議論を深めていく。
- 環境省とともに、取引先企業へのエンゲージメント支援を主眼に置いた「金融機関向けポートフォリオ・カーボン分析支援事業」及び「地域金融機関向け TCFD 開示に基づくエンゲージメント実践プログラム」を実施する。

（３）サステナビリティデータの集約**【昨事務年度の実績】**

- 文部科学省・国土交通省・環境省とともに「気候変動リスク・機会の評価等に向けたシナリオ・データ関係機関懇談会」を設置（2022 年 12 月）し、研究機関、事業会社、金融機関といった幅広い関係者で、気候変動関連データの利活用のニーズや課題、対応の方向性について議論した内容を取りまとめた論点整理を公表した（2023 年 6 月）。

【本事務年度の作業計画】

- 関係省庁や金融機関と連携して、排出量等の企業開示データの整備を支援し、JPX のプラットフォームやその他の機能を通じた企業開示データの集約・提供に向けた取組の推進を行う。
- サプライチェーンにおける Scope3 データについて、取引先ネットワーク全体における排出量の把握に向けて、民間事業者等によるデータ整備の取組を支援する。
- 文部科学省・国土交通省・環境省と連携して、民間事業会社との意見交換等を通じ、専門的な気候変動関連データの利活用推進に向けた環境整備等を行う。

（４）インパクト投資の推進**【昨事務年度の実績】**

- 国内外で関心が高まるインパクト投資について、その意義と推進に向けた課題等を議論するため、

2022 年 10 月に「インパクト投資等に関する検討会」を設置し、議論の成果を取りまとめ、インパクト投資等に関する基本的指針案を含む同検討会の報告書を公表した（2023 年 6 月）。

- 2023 年 3 月から、気候変動分野のインパクト測定・管理方法等について議論が行われる、環境省主催の「Climate Tech インパクト評価・マネジメントに関する検討会」にオブザーバーとして参加した。

【本事務年度の作業計画】

- 上記の基本的指針案について、関係者と能動的かつ丁寧に対話を行いながら、2023 年度中の最終化を目指す。また、インパクト指標・事例等を共有し、実務的課題について継続的に議論するため、投資家・金融機関、企業等の幅広い関係者が参画するコンソーシアムを立ち上げ、社会・環境課題の解決やスタートアップを含む新たな事業の創出に資するインパクト投資等の拡大に向けた方策等を検討する。

（5）ESG 投資市場の透明性向上等の市場基盤整備や人材育成等

【昨事務年度の実績】

- ESG 評価・データ提供機関向けの行動規範案（2022 年 7 月公表）について、パブリックコメントを経て最終化し、「ESG 評価・データ提供機関に係る行動規範」を策定した（2022 年 12 月）。
- 金融機関がカーボン・クレジット取引に参画しやすくする観点から、「カーボン・クレジットの取扱いに関する Q&A」を公表した（2022 年 12 月）。
- 「資産運用業高度化プログ्रेसレポート 2022」で示した「ESG 投信を取り扱う資産運用会社への期待」や国際的な動き等も踏まえ、各資産運用会社における適切な態勢構築や開示の充実等を図るため、ESG 投信に関する「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を改正した（2023 年 3 月）。
- サステナブルファイナンスの推進に知見を有する専門人材の育成・充実が課題として指摘される中、サステナブルファイナンスの実務推進に必要な素養を取りまとめた「人材育成のためのスキルマップ」を公表した（2022 年 12 月）。また、同スキルマップの構成を基にしつつ、人材が不足する分野や育成方法の実態を把握するため、金融機関向けのアンケートを実施し、その結果を公表した（2023 年 6 月）。
- 2022 年 12 月に開催された COP15 や、NGFS 等での生物多様性も含めた自然資本に係る議論へ参加し、金融リスクや金融機関の役割といった観点から議論に貢献した。

【本事務年度の作業計画】

- ESG 評価・データ提供機関向けの行動規範の遵守状況の取りまとめを行うほか、規範の浸透を図り、評価の透明性・客観性の実効性を確保するため、評価機関等との対話等を実施する。
- 東証におけるカーボン・クレジット市場の開設や発展に向けた取組について、関係機関とも連携し、支援・推進するなどカーボン取引市場の整備等を進め、カーボン・クレジットの質の担保、市場の健全性や流動性の向上を促進する。
- 業界団体・民間事業者等によるサステナブルファイナンスに係る資格・研修等や大学での実践的講義の推進等を行い、専門人材の育成を支援する。また、業界団体の個人向けサイト開設の支援等を通

じて、若年層を含む幅広い個人等へのサステナブルファイナンスの浸透を図る。

- 生物多様性を含む自然資本に関するリスク分析について、経済活動毎の生態系サービスへの依存度や、地域・業種等への個別影響、他の資本等への代替可能性等のリスクの波及経路を NGFS 等の場で検討する。

4. デジタル社会の実現

(1) フィンテックの推進に向けた取組

事業者支援

【昨事務年度の実績】

- FinTech サポートデスクでは、フィンテックに関する事業者の事業環境の相談等に一元的に対応しており、2022 事務年度においては 286 件の相談を金融機関やスタートアップ事業者等から受け付けた。また、FIN/SUM を含む 3 件のフィンテックイベント（地方開催も含む）で出張相談を実施した。
- FinTech 実証実験ハブでは、2022 事務年度において、1 件について支援を終了し、実証実験結果を公表した（2022 年 7 月）。また、新規申請に係る 3 件の相談に対応した。
- 我が国の金融機関のデジタル化を促進させるため、海外の有望なフィンテック事業者と日系金融機関等とのミートアップを JETRO や各国大使館と連携して開催した（カナダ、イスラエルの計 2 回）。
- 「金融機関の IT ガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理（ディスカッション・ペーパー）」を公表（2019 年 6 月）して以降、金融機関における DX に関する取組に相応の進捗が見られるなどの状況の変化があったことを踏まえ、DX の考え方・着眼点を盛り込んだディスカッション・ペーパー第 2 版を公表した（2023 年 6 月）。
- 金融機関システム・フロントランナー・サポートデスクでは、IT リスク管理等に関する相談を受け付けた。また、旧基幹系システム・フロントランナー・サポートハブで支援決定したプロジェクト（5 件）のうち、1 件の支援を終了し、2023 年 1 月に最終報告書を公表した（残り 2 件については支援を継続中）。
- 厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者（以下「指定資金移動業者」という。）の口座への賃金支払を可能とする「労働基準法施行規則の一部を改正する省令」（2023 年 4 月 1 日施行）を踏まえ、指定資金移動業者への監督上の着眼点を明確にするため、事務ガイドラインを改正した（2023 年 4 月）。

【本事務年度の作業計画】

- 新たな金融サービスの育成・普及に向けて、FinTech サポートデスクや FinTech 実証実験ハブ等を通じて、フィンテック事業者や金融機関に対する支援を継続する。
- 英語での法令照会対応の強化を含む FinTech サポートデスクの機能拡充等の、海外フィンテック事業者の日本市場進出支援に向けた取組の強化を検討する。
- ミートアップの開催等を通じて、国内外のフィンテック事業者と国内金融機関との連携強化に向けた支援を行う。
- 金融機関の一層のデジタル化・DX を支援すべく、国内外のフィンテック事業者等と金融機関との連

携強化のためのミートアップの開催や、IT ガバナンスの向上に向けた対話、デジタル化・DXに係る取組の好事例の発信等を行う。

- 指定資金移動業者に対して、取扱件数・金額の増加等に伴うリスクの特定・評価を適切に実施しているかなど、資金決済法に基づく態勢整備の状況について、モニタリングを実施する。
- 金融サービス仲介業については、引き続き、利用者の保護等を確保しつつ発展するよう、制度内容の周知等に取り組む。

■ ステークホルダーとの対話

【昨事務年度の実績】

- FIN/SUM2023（2023年3月）では、Web3.0やデジタル決済、メタバース等をテーマに、国内外のフィンテック事業者、金融機関、アカデミア、当局者等のステークホルダーを招聘して多面的な議論を行った。また、業界団体等と連携して複数のサイドイベントを対面で開催し、多数の海外参加者を招聘した。
- フィンテック事業者や金融機関のイノベーション推進部門が集積する庁外拠点（FINOLAB等の出先オフィス）を活用し、ヒアリング等を通じてフィンテックに係る最新の技術・ビジネス動向の把握を行った。
- フィンテック事業者等と金融庁職員の双方向のコミュニケーションを行うミートアップを業界団体等と連携して、3回開催した。
- 各国当局等が主催する海外フィンテックイベント（Singapore FinTech Festival 2022、Fintech Week Tel Aviv 2023等）への参加・登壇等を通じて、我が国のフィンテック動向の紹介や海外ビジネス動向に関する情報収集、各国当局や海外フィンテック事業者との連携強化を行った。
- BGIN¹¹の第6～8回会合（2022年7月、11月、2023年5月）での議論及び関連ドキュメントの策定に積極的に貢献した。

【本事務年度の作業計画】

- 我が国のフィンテックの魅力を世界に向けてアピールするとともに、国内外のフィンテック事業者や投資家等の連携・協働に向けたネットワーキングの機会を創出するため、「FIN/SUM」の更なる国際化を図る。くわえて、FIN/SUMを中心に複数のサイドイベントから成る「Japan Fintech Week（仮称）」を2024年3月に創設する。
- フィンテックに係るビジネス・技術動向を把握し、きめ細やかな支援に繋げるため、面談やカンファレンス参加等を通じて国内外のフィンテック事業者や金融機関、ソリューションプロバイダー等から情報を収集する。
- ミートアップ等の取組を継続し、国内外の事業者とのコミュニケーションを強化することにより、利用者利便の向上と社会課題の解決に資するサービスの育成を図る。
- 国外で開催される主要なフィンテックイベントへの参加、登壇を通じて、海外金融当局やフィンテック事業者との連携強化を行う。
- 分散型金融システムの健全な発展に向けて、BGINの活動への積極的な貢献やブロックチェーン・ラ

¹¹ Blockchain Governance Initiative Network

ウンドテーブル等の取組を継続する。

(2) Web3.0 等の推進に向けたデジタルマネーや暗号資産等に係る取組

環境整備

【昨事務年度の実績】

- 改正資金決済法が成立（2022 年 6 月）したことを受け、いわゆるステーブルコイン（電子決済手段等）への対応等に係る政令・内閣府令・ガイドライン等の改正案について、業界団体と意見交換等を行うとともに、パブリックコメントを実施した（2022 年 12 月 26 日～2023 年 1 月 31 日）。当該改正案について、パブリックコメントの結果等を踏まえ、公布し、同法（以下、「2022 年改正資金決済法」）等を施行した（2023 年 6 月）。
- ブロックチェーン上で発行されるアイテムやコンテンツ等の各種トークンの資金決済法上の暗号資産への該当性について、事務ガイドラインを改正し、解釈の明確化を行った。
- 暗号資産の新規取扱いについては、日本暗号資産取引業協会において、2022 年 12 月から各事業者による暗号資産審査に一定の裁量を委ねる CASC 制度を導入し、効率化に努めた。この結果、日本暗号資産取引業協会として、暗号資産審査の多くが不要となるとともに、ICO¹²/IEO¹³をはじめとした本邦初の暗号資産の審査に充てる時間をこれまで以上に確保することが可能となった。
- 暗号資産のうち発行体保有分についての期末時価評価課税に関する課題への対応（税制改正要望を含む）を行った（令和 5 年度税制改正において措置）。
- 暗号資産の信託のうち、管理型信託業（いわゆるカストディ業務）について、業務方法書の変更認可手続を経た上で、信託銀行が受託することを可能とするよう、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則」等を改正した（2022 年 10 月 20 日）。
- 「デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会」において、暗号資産や DeFi¹⁴に関する国際的な規制動向や、法規制当局による執行事例等について議論を行った。
- 暗号資産発行企業等の会計監査の機会確保に向けて、日本公認会計士協会開催の「Web3.0 関連企業の会計監査に関する勉強会」（2023 年 1 月から計 3 回）に金融庁もオブザーバーとして参加した。
- PTS がセキュリティトークンを取り扱う場合の適切性の確保等について、自主規制機関と連携して検討を行い、日本証券業協会及び日本 STO 協会により自主規制規則が策定された（2023 年 6 月）。
- FSB による「暗号資産関連の活動に関する国際的な規制：FSB が提案する枠組み」、「暗号資産関連の活動・市場に関する規制・監督・監視」、「『グローバル・ステーブルコイン』の規制・監督・監視に関する FSB のハイレベルな勧告の見直し」（いずれも 2022 年 10 月市中協議文書公表）の取りまとめに向けた議論に積極的に参画し、これらの市中協議文書は 2022 年 11 月の G20 バリ・サミット首脳宣言で歓迎された。
- 我が国が議長国を務めた 2023 年 5 月の G7 財務大臣・中央銀行総裁会議では、責任あるイノベーションを支援しつつ、暗号資産がもたらすリスクに対処するために、効果的なモニタリング、規制及

¹² 企業やプロジェクトが、暗号資産交換業者を通じてデジタルトークンを発行し資金を調達する方法。

¹³ 企業等が、デジタルトークンを発行し資金を調達する方法。

¹⁴ 明確な定義は存在しないが、FSB の報告書では、「分散台帳技術（一般的にはパブリックかつパーミッションレス型のブロックチェーン）に基づき、仲介者を必要としないことを企図した金融サービスや商品を提供するもの」とされている。

び監視が極めて重要との認識が共有された。その上で、暗号資産・ステーブルコインに関する FSB のハイレベル勧告最終化への期待及び当該勧告等と整合的な形で、暗号資産・ステーブルコインに関する効果的な規制監督上の枠組みを実施していくことへのコミットが表明された。

【本事務年度の作業計画】

- Web3.0 等のイノベーションの推進に向けた政府全体の議論に貢献し、金融面からの支援を行う。
- ステーブルコイン（電子決済手段等）の円滑な発行・流通に向けた環境整備を行う。
- 暗号資産交換業者が、ICO/IEO を含む本邦初の暗号資産を取り扱う場合、利用者保護に配慮しつつ、迅速な取扱いが実現できるよう、審査を行う日本暗号資産取引業協会と更なる改善策を講じる。
- 期末時価評価課税の対象となる発行体保有分以外の暗号資産についても、法令上・会計上のあり方を含め、税制上の扱いについて検討する。
- 暗号資産発行企業等の会計監査の機会確保に向けた日本公認会計士協会の取組を後押しするとともに、引き続き、必要な対応を検討していく。
- 投資者保護に配慮しつつ、セキュリティトークンの流通の枠組（PTS 認可のあり方等）や税制上の扱いについて、引き続き検討を行う。
- 今後は FSB のハイレベル勧告をグローバルに実施していくことが今後重要となる。世界に先駆けて暗号資産等に係る制度整備・モニタリング等に取り組んできた経験を活かし、金融庁として暗号資産等に係る国際的な政策対応に貢献していく。また、暗号資産・ステーブルコインが国境を超えて取引がなされていることを踏まえ、各国当局との連携を強化する。

調査・研究

【昨事務年度の実績】

- 分散型金融システムが包含するリスク（金融犯罪や利用者保護等）を的確に評価し、イノベーションとの両立に向けた検討を深化させるため、DeFi を含む分散型金融システムのオンチェーン／オフチェーンデータに関する分析を実施し、研究報告書を公表した（2023 年 6 月）。
- デジタル資産を用いた不正取引等に関する国際的な規制動向、法規制当局による執行事例及びマーケットにおける課題の分析調査を行い、報告書を公表した（2023 年 4 月）。
- 金融庁も参画している中央銀行デジタル通貨（CBDC）に関する連絡協議会は、日本銀行における実証実験の進捗や今後の進め方等について意見交換を行った。なお、日本銀行は、2023 年 3 月に CBDC の周辺機能に関する実証実験（概念実証フェーズ 2）を完了し、同年 4 月からパイロット実験を開始した。また、財務省は、同年 4 月から制度設計の大枠の整理に向けて、CBDC に関する有識者会議を開催し、金融庁もオブザーバーとして参加した。

【本事務年度の作業計画】

- 「デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会」において、引き続き、金融のデジタル化の動きを踏まえ、その対応へのあり方等について検討を行う。
- ブロックチェーン国際共同研究プロジェクトを継続し、研究結果を国内外の事業者等との意見交換に活用すること等を通じて、ブロックチェーン/Web3.0 領域での健全なビジネスの発展等に貢献していく。

- CBDC について、日本銀行におけるパイロット実験や財務省における有識者会議の議論が進められており、金融庁としても、金融システムに与える影響等の観点から、この検討に貢献していく。

(3) 決済インフラの高度化・効率化

■ 決済システム

【昨事務年度の実績】

- 全国銀行協会資金決済ネットワーク（全銀ネット）が全銀システムの参加資格を資金移動業者に拡大（2022 年 10 月）する際、金融庁において、決済システムの安全性確保の観点から必要な対応を行った。
- 小口決済の利便性向上に向けた取組として、個人間の少額送金（10 万円以下/回）を対象とする「ことり送金サービス」の開始（2022 年 10 月）に向け、金融庁において、決済システムの安全性確保の観点から必要な対応を行った。
- 「次世代資金決済システムに関する検討タスクフォース」（事務局：全銀ネット）等における次世代決済インフラのあり方に係る意見交換に金融庁も参画し、全銀ネットによる、次期全銀システムの開発内容に関する基本方針の策定（2023 年 3 月）に貢献した。
- 「ZEDI 利活用促進ワーキンググループ」（事務局：全銀ネット）における議論に参画し、全銀ネット、銀行業界、ソフトウェアベンダといった関係事業者による請求・決済間のデータ連携に向けた取組を支援した。
- 全銀ネットが、金融庁も参画する「ZEDI 利活用促進ワーキンググループ」等での議論を基に、デジタルインボイスの国内標準仕様（JP PINT 等）に対応した金融 EDI 情報標準「DI-ZEDI」を策定（2023 年 4 月）したところ、金融庁においても、周知等を含め取組を後押しした。
- 手形・小切手機能の全面電子化に向けて、2021 年 7 月に金融界が公表した「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」（2022 年 6 月改定）の着実な進展を後押しした。
- 金融機関及び事業者双方に対する実態調査結果を踏まえ、法人インターネットバンキング（法人 IB）の普及・浸透に向けた目標設定は行わないものの、関係省庁や銀行業界等と連携し、更なる普及・利用の向上に向けた支援等の取組、法人 IB の利用率をフォローするとの対応方針を固め、この方針が「規制改革実施計画のフォローアップ結果について」において公表された（2023 年 6 月）。
- 書面・押印・対面を前提とした業界慣行の更なる見直しに向け、各協会において優先的に取り組む事務事項の策定をフォローした。
- 法令に基づく行政機関から金融機関の預貯金等の取引状況に係る照会・回答業務について、「金融機関×行政機関の情報連携検討会」を開催し、地方公共団体・金融機関のデジタル化の対応状況や今後の課題について整理したほか、関係省庁間との連携の上、デジタル化の更なる促進に向けた対応を検討した。
- 2023 年度課税分からの地方税用 QR コードの活用開始に向け、地方税用 QR コードの活用に係る検討会等において、関係先との情報連携や意見交換のほか、金融機関・地方公共団体の準備状況のフォローアップを実施した

【本事務年度の作業計画】

- 全銀システムや「ことら送金サービス」への参加事業者の拡大状況や利用状況等をフォローしつつ、引き続き利便性と安全性の両立が図られるよう、関係者との対話を継続する。
- 次期全銀システムについて、「次世代資金決済システムに関する検討タスクフォース」等の関係者による会合体に引き続き参画し、安全性や利便性の確保を含む「基本方針」の具体化に向けた議論に貢献する。また、全銀ネットが進めるシステム開発作業について、FMI 原則や監督指針を踏まえつつ、安全性確保の観点から必要な対応を促していく。
- 金融機関の取引先企業の DX や生産性向上の観点から、法人インターネットバンキングの利用を促進するとともに、DI-ZEDI や金融 GIF（政府相互運用性フレームワーク）に対応する会計ソフト等の開発・普及といった、請求・決済分野のデータ連携の取組を官民一体となって推進する。
- 「手形・小切手機能の「全面的電子化」に関する検討会」（事務局：全国銀行協会）において金融機関の手形・小切手の電子化に向けた対応状況を把握するとともに、他省庁や金融機関関係団体と連携し、金融界の自主行動計画の着実な進展を後押しする。
- 事業者における利用実態・ニーズも踏まえ、銀行業界等に対し、法人インターネットバンキングの更なる普及・利用に向けた取組を促すとともに、利用率に関するフォローを行う。
- 書面・押印・対面を前提とした業界慣行の更なる見直しに向け、各協会が策定した優先的に取り組む事務事項に沿って、金融機関による各種サービスや手続面におけるオンライン対応に関する進捗状況の確認や、取組事例の横展開等を通じて、利用者の利便性向上の観点も踏まえつつ、更なるオンライン対応を促していく。
- 「金融機関×行政機関の情報連携検討会」の下、関係省庁・関係者間で連携し、地方公共団体や金融機関に対する要請等、更なるデジタル化を促す取組を進めていく。
- 地方税用 QR コードの活用について、引き続き、関係先と連携の上、業界団体等を通じ、納税者の利便性に配慮しながら、金融機関の対応状況をフォローしていく。

（４）行政手続の電子化**【昨事務年度の実績】**

- 金融庁電子申請・届出システム（2023 年 6 月末時点：約 4,600 手続）は、金融庁所管の行政手続のうち、他システム等で申請が可能な手続やオンライン化に向かない手続以外のほぼ全ての手続について利用可能となるようシステムを整備した。また、2023 年 1 月に手数料等の電子納付機能の運用を開始した（2023 年 6 月末までに約 24,000 件）。
- 金融庁及び財務局職員や金融機関向けのシステム操作の説明会を実施した。

【本事務年度の作業計画】

- 個人事業主以外の個人も金融庁電子申請・届出システムが利用できるよう、マイナンバーカードによる認証対応等といった共通的な認証基盤との連携など、利用者のニーズや政府方針を踏まえつつ、更なる利便性の向上に向けてシステム整備等を行っていく。
- システム整備等を行った際には、説明会・ウェブサイト掲載等の周知活動を随時実施する。

(5) マイナンバー

【昨事務年度の実績】

- 「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」に基づく預貯金口座へのマイナンバーの付番等及び「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」に基づく公的給付支給等口座の金融機関経由での登録に係る準備が円滑に進むよう、関係省庁や預金保険機構、業界団体等と連携し、具体的な業務フローやシステム要件の詳細化等に係る検討を行った。
- 金融機関における従業員のマイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進に向け、アンケート調査によるフォローアップや周知を実施した。また、金融機関における公的個人認証の活用促進を図るためデジタル庁との連携・協働の下、各業界団体に対する説明会を実施した。

【本事務年度の作業計画】

- 制度実施に向けて、関係省庁や預金保険機構、業界団体等と連携して、業務フローやシステム対応等に係る検討・準備を行う。
- 金融機関における従業員のマイナンバーカードの取得に加え、利活用についても促進するとともに、金融機関における公的個人認証の活用促進を図るための取組を実施する。

Ⅲ. 金融システムの安定・信頼を確保する

1. 業態横断的なモニタリング方針¹⁵

(1) 経営基盤の強化と健全性の確保

【昨事務年度の実績】

- 国内外の金融経済情勢や世界情勢の動向が我が国金融機関の健全性や金融システムの安定性に与える影響について分析を行った。
- 金融システムの状況について、日本銀行と実務者連絡会等を通じて意見交換を行い、その結果、足下においてカウンターシクリカルバッファの水準を0%とした。
- 2017年12月に最終合意がなされたバーゼルⅢの実施に向けて、引き続き関係者と十分な対話を行いながら、2022年11月、2023年1月、3月に改正告示（銀行・銀行持株・信金業態等）を公布するとともに監督指針及びQ&Aを公表した。なお、新規制は2023年3月期から段階的に実施され、同期から20グループ39先が新規制を適用した。

【本事務年度の作業計画】

- 金融機関の経営戦略を確認するとともに、営業基盤、財務基盤、ガバナンスや信用・市場・流動性等の各種リスク管理態勢（ストレス時の対応プロセスを含む）、内部監査等について金融機関と対話等を通じたモニタリングを行い、それぞれの状況に応じて経営基盤の強化を促す。
- 国内外の金融政策・金利動向を含め、グローバルな金融経済情勢等の動向を注視し、その動向が金融機関の健全性や金融システムの安定に与える影響について分析を行う。また、それを踏まえつつ、各金融機関の信用・市場・流動性リスク管理態勢（ストレス時の対応プロセスを含む）や業況が悪化した貸出先に対する与信管理や事業者支援の状況について、モニタリングを行う。
- 金融機関における内部監査の高度化に向けた取組等について、現状の進捗や具体的な工夫、各金融機関が抱える課題に関して対話していく。
- 欧米における銀行セクターの混乱を受け、G20傘下のFSB等において行われている議論に積極的に貢献し、必要に応じて国内対応を適切に行う。
- バーゼルⅢに関し、引き続き、関係者と十分に対話を行いながら、残る告示改正等の制度整備及び承認事項の審査など、残された課題への対応を行う。

(2) 利用者目線に立った金融サービスの普及

① 顧客本位の業務運営

【昨事務年度の実績】

- 金融審議会 顧客本位タスクフォースにおいて、顧客等の最善の利益を考えた業務運営の確保、金融事業者による顧客への適切な情報提供のあり方等について検討を行い、「金融審議会 顧客本位タス

¹⁵ 金融機関における経営基盤の強化や信用・市場・流動性リスク管理等に関する具体的な取組は、実績と作業計画Ⅲ. 2. で業種毎に後述。

クフォース中間報告」を公表した（2022年12月）。

- 金融審議会 顧客本位タスクフォース中間報告の提言も踏まえ、以下の内容を含む、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を2023年3月に国会に提出した。
 - ▶ 顧客等の最善の利益を勘案しつつ、誠実かつ公正に業務を遂行すべきである旨の義務を、金融事業者や企業年金等関係者に対して幅広く規定。
 - ▶ 顧客属性に応じた説明義務を法定するとともに、顧客への情報提供におけるデジタル技術の活用に関する規定を整備。
- 「金融審議会 市場制度ワーキング・グループ中間整理」（2022年6月）の提言を踏まえ、証券会社等が、提供する助言サービスの態様に応じ、投資助言業を兼業して適切に有償の助言を行うことができるように環境整備を行うため、内閣府令等を改正した（2023年8月）。
- 金融事業者¹⁶による顧客本位の業務運営の取組が見える化し、より良い取組を行う金融事業者が顧客から選択されるメカニズムを実現するため、「顧客本位の業務運営に関する原則」（以下「原則」）を採択した上で、原則の項目ごとに自らの「取組方針」等の記載内容との対応関係を明らかにしている金融事業者を対象とした「金融事業者リスト」を公表した（直近は2023年6月）。なお、顧客本位の業務運営の更なる進展を図る観点から、2023年6月末基準からの「金融事業者リスト」の掲載要件等を見直す旨を公表した（2023年4月）。
- また、「投資信託・外貨建保険の共通KPI」（2022年3月末基準）に関する報告があった者の計数を取りまとめ、その分析結果を公表した（直近は2023年6月）。
- 国民が安定的な資産形成を行う環境の整備に向けて、金融商品の組成・販売・管理等の各段階において、金融機関による「顧客本位の業務運営」を確保するため、リスク性金融商品全般の販売・管理態勢等に関し、販売動向等を踏まえたリスクベースでモニタリングを実施した。
- また、地域銀行については、実態を幅広く把握する目的で、リスク性金融商品の販売・管理態勢に関するアンケート調査を実施し、その結果を公表した（2023年4月）。
- さらに、こうしたモニタリングから得られた事実や課題、示唆する内容等を検証・分析し、「リスク性金融商品の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果」として、公表した（2023年6月）。
- 外貨建保険の販売等に関して、外貨建保険の販売量が多い保険会社及び金融機関代理店に対し、2021事務年度から継続的に取組が実施されている苦情抑制策に加え、直近の苦情傾向、販売状況を踏まえた募集管理等について、対話や実態把握アンケートを含むモニタリングを実施し、その結果を保険モニタリングレポートに記載し公表するとともに、意見交換会において周知し、取組の更なる浸透を促した（2023年6月）。
- 雑誌への寄稿や講演等を通じて、金融機関に対し、見える化の施策の趣旨等を周知するとともに、顧客本位の業務運営の確保に向けた取組の改善を促した。

【本事務年度の作業計画】

- 金融審議会 顧客本位タスクフォース中間報告の提言も踏まえ、販売会社と販売委託元の資本関係や販売奨励金といった顧客と金融事業者の間で利益相反が生じうる事項について、情報提供を義務付

¹⁶ 金融商品の販売、助言、商品開発、資産管理、運用等を行う全ての金融機関を含む事業者（金融商品の販売者（金融商品取引業者等）、金融商品の組成・管理者等（資産運用会社等）、アドバイザー（投資助言業者等））。

けるための制度整備を進める。

- 「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」は、参議院における継続審査となっているが、今後、法案の成立を前提に、法案の円滑な施行に向けて関連する政令・内閣府令の整備を行う。また、顧客の最善の利益が確保されるようモニタリングのあり方について検討を行う。
- 「取組方針」等に関する報告に基づき、「金融事業者リスト」を定期的に更新・公表する。また、投資信託・外貨建保険の共通 KPI に関する報告についても、その計数をとりまとめ、分析結果を公表する。
- 顧客の最善の利益を追求するなど、「資産所得倍増プラン」を後押しするような工夫ある取組等を通じて、将来を見据えた中長期的なリテールビジネス戦略を踏まえて、持続可能なビジネスモデルが構築できているかについて金融機関と対話を行う。
- 金融機関との対話を通じて「取組方針」等の質の向上を図るとともに、同方針等を通じて経営陣から営業現場までが顧客本位の考え方や認識を共有し、営業現場が「取組方針」に則して実践しているかについてモニタリングを行う。
- 顧客の最善の利益を図る取組の法制化等を踏まえ、金融機関における顧客本位の業務運営の取組の一層の定着・底上げに向けて、仕組債や外貨建一時払保険を含むリスク性金融商品の販売・管理態勢についてモニタリングを行う。
- 外貨建保険の販売等については、保険会社や金融機関代理店との対話やアンケート調査の実施等を通じて、特にアフターフォローの充実に関する取組など、苦情抑制に向けた更なる取組が図られているか等のフォローアップを行う。
- 資産運用に関する顧客意識アンケート調査を実施し、その結果を公表することを通じて、金融機関の顧客本位の業務運営の向上を後押しする。
- 雑誌への寄稿や各種講演等の機会を通じて、顧客本位の業務運営の見える化の施策の趣旨や、金融機関による顧客本位の業務運営の確保に向けた情報を発信していく。

②顧客に寄り添った金融サービス

高齢者

【昨事務年度の実績】

- 成年後見制度を利用者にとって安心かつ安全な制度とするため、各金融機関の後見制度支援預貯金及び後見制度支援信託の導入を引き続き促した。
- 預貯金者に不測の事態が生じた際における預貯金の払出しに係る対応について、顧客利便の向上を図りつつ、対応に伴う顧客及び関係者との間でのトラブルを未然に防止する観点から、対応の着眼点の整理について周知徹底されるよう促した。
- 認知症サポーターに関する普及啓発として、オレンジリングドレスアップの取組に参画するとともに、金融庁 Twitter において当該取組について周知・広報を行った。
- 投資家の能力や状況に応じた柔軟な顧客対応に向け、業界と引き続き議論を行った。

【本事務年度の作業計画】

- 成年後見制度を利用者にとって安心かつ安全な制度とするため、各金融機関の後見制度支援預貯金

及び後見制度支援信託の導入を引き続き促していく。

- 認知判断能力が低下した顧客の取引を親族等が代理する場合における対応等について、顧客利便の向上を図りつつ、対応に伴う顧客及び関係者との間でのトラブルを未然に防止する観点から、後見制度支援預貯金等の導入状況調査の結果も踏まえて、金融機関及び業界団体との対話を行い、更なる取組を支援していく。
- 金融機関における更なる認知症サポーターの養成に向け、引き続き、認知症サポーターの普及啓発及び周知のための取組を実施する。
- 投資家の能力や状況に応じた柔軟な顧客対応に向け、業界と引き続き議論していく。
- 内閣府の「戦略的イノベーション創造プログラム」における、高齢者の認知機能に合わせた金融取引の支援に係る社会実装のプロジェクトが開始されたところ、高齢顧客の金融取引における課題解決に向けた研究へのサポートも行っていく。

障がい者

【昨事務年度の実績】

- 障がい者等の利便性の向上に向けた取組について各金融機関に対してアンケート調査を実施した。視覚障がい者対応 ATM の設置、代筆・代読に関する内部規程の整備、電話リレーサービスを用いた連絡への対応、障がい者等への対応力向上のための社内研修や窓口における障がい者対応が可能な旨の表示等の調査結果を公表した。
- 業界団体との意見交換会において、各金融機関の一層の取組の推進を要請した。
- 障がい者の利便性向上に向けた取組に関する議論を深めるため、障がい者団体、金融機関関係団体との意見交換会を開催した。
- 保険会社による障がい者等への対応について、障がい者等の利便性向上に配慮した取組をより一層促す観点から、保険会社向けの総合的な監督指針を改正した。(2022 年 11 月)

【本事務年度の作業計画】

- 金融機関に対するアンケート調査を実施し取組状況を把握した上で、障がい者が安全で利便性の高い金融サービスを利用できるよう、障がい者に配慮した施設等の整備、研修等を通じた現場職員による対応の徹底、電話リレーサービスを用いた連絡への対応、窓口やウェブサイトでの障がい者向けのサービスの提供内容の表示・周知を促す。
- 障がい者団体、金融機関関係団体との意見交換会の開催を通じ、障がい者の利便性向上に向けた取組に関する議論を深めていく。
- 障害者差別解消法の改正等に伴い、金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針を改正する。

外国人

【昨事務年度の実績】

- 金融機関に対し、外国人顧客対応に係る留意事項・取組事例も活用しながら、現場の顧客ニーズや課題を把握した上で PDCA を回して創意工夫を行うよう、要請を行った。

- 来日したウクライナ避難民がより円滑に金融サービスを利用できるよう、金融機関に要請を行った。
- 規制改革推進会議における議論を踏まえ、いわゆるスタートアップビザを取得した外国人起業家による銀行口座開設が円滑に進むよう金融機関に要請を行うなど、海外起業家人材等を支えるための生活・ビジネス環境整備に取り組んだ。
- 対日直接投資推進会議等における議論を踏まえ、JETRO や全国銀行協会（以下「全銀協」）等と連携し、銀行口座開設の事務上の留意点を英語で公表する等の取組を通じ、外国人・外国企業の銀行口座開設の円滑化に取り組んだ。
- 金融機関における在留期間管理等の対応状況については、モニタリングにおいて検証しており、対応に遅れが認められた際には改善を図った。また、2022 年 8 月、「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）」を改訂し、具体的には、顧客として在留外国人を受け入れている場合の留意すべき点に係る記述を増強しつつ、在留期間の更新や変更を行っている場合の特例期間等に配慮することも明記した。この内容について、業界団体との意見交換でも発信するなど、在留外国人の生活に過度な支障を生じさせることのないよう要請した。

【本事務年度の作業計画】

- 金融機関及び受入れ企業等に対して、外国人向けパンフレット及びその受入れ先向けパンフレットも活用しながら、外国人の口座開設等の金融サービスにおける利便性向上及びマネーロンダリングや口座売買等の犯罪への関与防止等に係る周知活動を実施する。
- 「規制改革実施計画（2023 年 6 月 16 日閣議決定）」等を踏まえ、いわゆるスタートアップビザを取得した外国人起業家による銀行口座開設に関する金融機関への要請等に関して、関係省庁による実態把握等も活用しつつ、引き続きフォローを実施する。
- 金融機関における在留期間管理等の対応等のマネロン対策等における適切な外国人顧客管理について、金融サービス提供の適切性・利便性向上に配慮した上で引き続き、関係省庁と共に検討を行うとともに、金融機関に適切な対応を促していく。

旧姓名義

【昨事務年度の実績】

- 「旧姓による預金口座等の開設・維持に関するアンケート結果」（2022 年 9 月公表）を踏まえ、当該アンケートにおいて未対応の理由として「マネーロンダリング対応への懸念」を挙げた金融機関に対し、具体的な懸念理由等について調査を実施した。

【本事務年度の作業計画】

- 旧姓による預金口座等の開設・維持を希望する利用者の利便性向上の観点から、これまでの調査結果等を踏まえつつ、金融機関に対して旧姓名義による口座開設等への対応に向けた取組を促す。

③ 多重債務問題への対応等

【昨事務年度の実績】

- 多重債務防止等の観点から、近年広がりを見せている様々な形態の取引（SNS 個人間融資、偽装ファ

クタリング、後払い（ツケ払い）現金化、先払い買取現金化等）について、LINE への広告掲載や関係機関との連携を通じ、注意喚起等を行った。SNS 個人間融資については、新たに4コマ漫画形式のリーフレットを作成した。

- Twitter 及び Instagram において個人間融資の勧誘を行う悪質な書込みに対して、金融庁公式アカウントから直接返信する取組を継続して行い、個人間融資の勧誘を行うアカウントが削除・凍結されるなど、一定の効果が見られた。
- 2022 年4月の成年年齢の引下げを踏まえ、18 歳・19 歳の若年者が収入に比して過大な債務を負うことがないよう、日本貸金業協会の自主ガイドライン等の遵守状況や若年者の貸付状況について、検査等によりモニタリングを行った。
- 給与ファクタリングを貸金業法違反とする最高裁の判断が示されたこと等を踏まえ、金融庁 HP のファクタリングの利用に関する注意喚起ページを更新した。
- 「うんこドリル」と連携した若年者に対する過剰借入・ヤミ金融利用に関する注意喚起動画について、マンションや大学内のデジタルサイネージでの配信、LINE への広告掲載・動画配信といった SNS の活用等により、積極的な広報・啓発活動を実施した。

【本事務年度の作業計画】

- 多重債務者発生防止のため、関係機関との連携を強化し、コロナ後の動向も踏まえ各種の取組を進めていく。特に、近年広がりを見せている様々な形態の取引（SNS 個人間融資、偽装ファクタリング、後払い（ツケ払い）現金化・先払い買取現金化等）について、注意喚起等の取組をさらに推進する。
- 若年者が返済能力を超えた過大な債務を負うことがないよう、コロナ後の動向も踏まえ業界団体の自主ガイドライン等の遵守状況や若年者への貸付状況について重点的にモニタリングを行うとともに、SNS 等を通じ、若年者を対象とした過剰借入・ヤミ金融に関する広報・啓発活動を積極的に行う。

④ 特殊詐欺、不正送金、投資詐欺の防止

【昨事務年度の実績】

- 財務局とともに、振り込み詐欺等の犯罪で不正利用されているとの情報提供があった預金口座を、関連する金融機関に情報提供した。また、金融機関における不正利用口座の利用停止等の対応状況を検証した。
- 偽造キャッシュカードやインターネットバンキングによる不正送金被害等に対する注意喚起の観点から、引き続き、被害発生状況及び金融機関による補償状況を金融庁ウェブサイトにおいて公表した。
- 金融犯罪被害を減らすため、金融機関に対して各種セキュリティ対策等の向上を促す観点から、偽造キャッシュカードやインターネットバンキング等に係るセキュリティ対策の導入状況についてアンケート調査を実施し、その結果について金融庁ウェブサイトにおいて公表した。
- 近年、フィッシング詐欺に係る被害が増加していることを踏まえ、警察庁と連携し、業界団体等を通じて、金融機関に対して被害防止対策の検討・実施を要請するとともに、金融庁ウェブサイト等を通じて、利用者に向けて不正送金の手口や注意点について注意喚起を行った。

- 無登録で金融商品取引業を行う者に対して、速やかに警告書を発出し、その旨を公表するとともに、Twitter を利用して注意喚起情報を広く周知した（2022 事務年度の警告書発出件数は 32 件）。
- 無登録業者等に対する調査結果に基づき、金融商品取引法第 192 条第 1 項に基づく裁判所への違反行為の禁止・停止命令の発出を求める申立てを行った（2022 事務年度の申立実施件数は 2 件）。
- 詐欺的な投資勧誘に注意を促すため、金融庁ウェブサイトでの注意喚起情報の掲載や Twitter による情報発信など、幅広い層の投資者に向けて注意喚起を行った。また、こうした投資商品に係る悪質・詐欺的な勧誘事実について、警察当局や消費者庁等の関係機関と情報共有や定期的な情報交換を行うなど連携を行った。

【本事務年度の作業計画】

- 各金融機関に対しては、振り込め詐欺等の特殊詐欺による被害の未然防止策のさらなる実施や実効性の検証に努めるよう促していく。また、被害の迅速な回復のため、「振り込め詐欺救済法」に沿った被害者救済対応を的確に行っているか確認する。
- 警察庁等の関係機関と連携し、新たな手口を含む不正送金・利用被害の実態を踏まえた対策の実施や顧客へのセキュリティ対策に係る情報提供や啓発といった取組を、預金取扱金融機関やその他の決済サービスを提供する事業者にも促すとともに、これらの事業者に対するモニタリングの強化を図っていく。
- 無登録で金融商品取引業を行う者に対する照会書及び警告書の発出や裁判所への申立てを行うとともに、SNS 等を利用した新たな手法による詐欺的な投資勧誘についても関係機関との連携を強化して対応する。海外の無登録で金融商品取引業を行う者については、必要に応じて、海外当局との情報共有を行う。
- また、無登録で金融商品取引業を行っている疑いがある者等に対しても問い合わせ等を通じ積極的に実態把握を行う。くわえて、被害の拡大防止の観点から、無登録で金融商品取引業を行う者の情報や詐欺的な投資勧誘を含む無登録業者との取引の危険性について、SNS 等も活用しつつ、投資者に広く注意喚起を行う。

（３）世界情勢等を踏まえた各種リスクへの対応

① マネーロンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の強化

【昨事務年度の実績】

- マネーロンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策（以下「マネロン対策等」）に関し、金融機関に対して、財務局等とも連携してマネロン対策等に焦点を当てた検査（以下「マネロンターゲット検査」）等を実施した。その結果、リスクの特定・評価・顧客管理といった、マネロン対策等の基盤となる態勢整備面の課題が確認された。
- マネロンターゲット検査等を通じて把握した金融機関と当庁との認識のギャップを解消するため、「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）」を改訂した（2022 年 8 月）。
- 金融機関のマネロン対策等に係る理解を高めるため、各業界団体での勉強会や講演活動等を年間で 192 回実施した。

- 「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」において、FATF 第4次対日相互審査結果等を踏まえた政府によるマネロン対策等の進捗状況等について関係省庁間で確認・議論したほか、FATF 相互審査結果に対する第2回フォローアップの申告を行った。
- 全銀協が行うマネロン対策等に係る業務の共同化に向けた検討を継続的に支援した。その結果、全銀協はマネロン対策等に係る業務の共同化を目的とした株式会社を新たに設立した（2023年1月）。
- 複数の金融機関で利用可能なAI等の技術を活用した共同システムの、開発・実装を財政的に支援する「マネー・ローンダリング等対策高度化推進事業」を実施し、補助事業者2社を決定した（2023年3月）。
- 改正資金決済法で新たに創設された為替取引分析業に関連する政令、内閣府令、監督指針を整備した（2023年6月施行）。
- 犯罪収益移転防止法等の改正により、電子決済手段及び暗号資産の移転に係る通知義務（トラベルルール）に関する規定を整備した（2023年6月施行）。
- 我が国金融業界全体のマネロン対策等の高度化等に向けて、金融機関の態勢整備を促すため、マネロン対策等の現状と課題を整理し、公表した（2023年6月）。
- 金融機関利用者のマネロン対策等に関する理解の向上を図る観点から、業界団体と連携して製作したポスター・動画を、政府広報ラジオ、インターネット広告の配信等を通じ、マネロン対策等の必要性についての周知を行った。
- 金融庁は、FATF 基準（勧告、解釈ノート）の改訂等 FATF における政策立案を行う「政策企画部会」の共同議長として、法人・信託の実質的支配者の透明性向上に関する FATF 基準・ガイダンス改訂を予定通り取りまとめたほか、クロスボーダー送金の透明性向上に関する議論など、国際的議論において主導的な役割を果たした。
- また、同部会傘下の暗号資産コンタクト・グループの共同議長としても、暗号資産に関する議論について主導的な役割を果たした。2023年4月には、我が国が G7 議長国となる機会も捉え、金融庁ホストのもと、3日間にわたり、同グループの東京会合を開催した。当会合での議論も経て、我が国が議長国を務めた 2023年5月の G7 財務大臣・中央銀行総裁会議の声明では、トラベルルールを含む FATF 基準の実施、及び、DeFi（分散型金融）及び P2P 取引（個人間で行われる取引）も含む新たなリスクに関する FATF の作業について、支持が表明された。
- 上記の東京会合での議論や G7 財務大臣・中央銀行総裁声明（2023年5月）での期待も踏まえ、暗号資産に関する FATF 基準（勧告 15）の実施状況等に関する報告書を取りまとめた（2023年6月）。

【本事務年度の作業計画】

- 2024年3月のマネロン対策等に係る態勢整備期限に向けて、マネロンターゲット検査等を実施し、態勢整備状況や高度化に向けた取組状況の確認を行う。特に、態勢整備が遅れている金融機関を中心に、関係規程の整備等に係る監督・指導を集中的に行う。その際、業界団体や中央機関と連携して、ガイドラインで対応が求められる事項と各金融機関との対応を比較し、改善すべきギャップを明確にした上で、そのギャップ解消のための助言・指導を行う。
- 今後予定されている FATF 第5次対日相互審査も視野に入れ、態勢整備期限後の検査・監督体制に関し、具体的な検討を進める。
- 「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」等において、関係省庁と連携して FATF 第4次

対日相互審査結果等を踏まえた政府によるマネロン対策等に取り組み、我が国のマネロン対策等に対する国際的評価の改善に努める。

- 2023年3月に犯罪対策閣僚会議において策定・公表された「SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」を踏まえ、官民一体となった対策を講じるべく、警察庁等の他省庁と連携しつつ本プランに基づく施策を検討・推進していく。
- 為替取引分析業者の許可審査及び監督対応等を適切に実施し、マネロン対策等に係る金融機関業務の共同化・高度化に向けた取組を後押しする。
- 継続的顧客管理に係るインターネット広告の発信など、金融機関利用者に対する周知を強化することにより、マネロン対策等に係る利用者の更なる理解向上に努める。
- 金融機関に態勢整備を促すための外部講演や勉強会等に引き続き積極的に取り組む。
- 引き続き、FATF政策企画部会での、クロスボーダー送金の透明性向上に関する検討や、信託の実質的支配者に関するFATF基準改訂を踏まえたガイダンスの改訂等の作業において、共同議長国として主導的な役割を果たし、国際的なマネロン対策等の課題解決に貢献していく。
- 我が国議長下の2023年5月G7財務大臣・中央銀行総裁声明で言及されている、FATFにおける暗号資産に関する取組（多くの法域で進捗が遅れが見られる勧告15の実施促進や、DeFiやP2P取引を含む新たなリスクへの対応）に関し、関連部会の共同議長国としてリードする。

② サイバーセキュリティの強化

【昨事務年度の実績】

- 3メガバンクに対しては、サイバー攻撃の脅威動向及び海外大手金融機関における先進事例等を参考に、①グループベース及びグローバルベースでのサイバーセキュリティに関するリスク管理態勢の強化（ガバナンス、監視体制、内部監査等）、②サイバーレジリエンスの強化（TLPT¹⁷の実効性の向上等）、③サードパーティリスク管理の高度化等を主要テーマとして、日本銀行と連携し、通年検査の一環としてサイバーセキュリティ管理態勢を検証した。その結果、3メガバンクは、サイバーセキュリティの強化に取り組んでいるものの、例えば、経営レベルでのサイバーセキュリティの推進、TLPTの実効性及びサードパーティリスク管理等に一層の強化の余地が認められたため、改善を促した。
- その他大手行及び地域金融機関に対しては、規模・特性等に応じて、検査を含めたモニタリングを実施し、サイバーセキュリティ管理態勢の実効性を確認した。その結果、例えば、経営レベルでのサイバーセキュリティの推進、リスク管理、サイバーハイジーンの徹底及びサードパーティリスク管理等において一層の強化の余地が認められたため、改善を促した。
- 金融庁、日本銀行及び金融情報システムセンターが共同で金融機関がサイバーセキュリティ管理態勢の成熟度を評価する自己点検票を開発した。その上で、地域金融機関に対して同点検票に基づく自己評価の実施を求め、その結果を収集・分析し、他の金融機関対比での位置付けや改善すべき領域に関する情報を還元することで地域金融機関の自主的なサイバーセキュリティの強化を促した。さらに、点検票を改善した上で、金融庁又は日本銀行より、2023年6月、地域金融機関、保険会社及

¹⁷ Threat-Led Penetration Testing の略。自組織が抱えるリスクを個別具体的に分析した上で、攻撃者が採用する戦術、手法を再現し疑似的な攻撃を仕掛けることで、侵入・改ざんの可否や検知の可否、対応の迅速性・適切性を検証する、より実践的なテストを指す。

び証券会社に対し、同点検票に基づく自己評価の実施を依頼した。

- サイバーセキュリティ演習（Delta Wall VII）を 2022 年 10 月に実施した。過去最大の 160 の金融機関が参加し、金融機関に対する攻撃のみならず、その外部委託先やサプライチェーン等への攻撃を想定する等により、最新の脅威動向を踏まえた従前より高度なシナリオを採用した。演習の結果、インシデント情報の収集、サイバー攻撃内容の調査に課題が認められた金融機関が散見された。個別金融機関に認められた課題を還元するだけでなく、業界全体に共通して認められた課題や良好事例については業界団体を通じて非参加金融機関にも還元し、金融業界全体のインシデント対応能力の向上を図った。
- G7 サイバーエキスパートグループ（CEG）において、ランサムウェア対策及びサードパーティサイバーリスク管理に関する基礎的要素の策定に参画した。また、G7 議長国として、左記の G7 基礎的要素の理解浸透及び当局、業界その他関係者の対話を促すことで、サイバーセキュリティに関する意識向上を図るため、国内外から登壇者及び聴衆を招き、2023 年 5 月に G7 サイバーセキュリティセミナーを開催した。

【本事務年度の作業計画】

- サイバーリスクが引き続き金融セクターのトップリスクの一つであることを踏まえ、金融機関の規模・特性に応じ、検査を含めたモニタリング等により、我が国金融セクターのサイバーセキュリティの強化を図る。
- 3メガバンクに対しては、サイバー攻撃の脅威動向及び海外大手金融機関における先進事例等を参考に、①グループベース及びグローバルベースでのサイバーセキュリティに関するリスク管理態勢の強化、②サイバーレジリエンスの強化、③サードパーティリスク管理の高度化等を主要テーマに、日本銀行と連携して、通年検査の一環としてサイバーセキュリティ管理態勢を検証する。
- その他主要行及び地域金融機関に対しては、規模・特性等に応じ、検査を含めたモニタリングを実施し、サイバーセキュリティ管理態勢の実効性を確認する。地域金融機関及び重要なサードパーティとの対話を通じ、地域金融機関のサイバーセキュリティ又はレジリエンスの向上を促す。金融市場インフラ事業者及び主要 IT ベンダーに対しては、必要に応じ、サイバーセキュリティ管理態勢の実態把握のための対話を行う。
- 金融機関における自律的なサイバーセキュリティの強化を促すため、地域金融機関、保険会社及び証券会社に対し、業態に応じて日本銀行と連携し、サイバーセキュリティに関する点検票に基づく自己評価の実施を求め、各金融機関の自己評価を収集し、分析した結果を還元する。
- 金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習については、最新のサイバー攻撃の脅威動向を反映したシナリオの下、金融機関に加え、金融市場インフラ事業者等の参加を促し、業界全体での対応能力の向上を図る。
- 金融機関のサイバーレジリエンスを強化するため、金融機関において実施した TLPT を収集・分析し、共通する課題及び好事例等を還元する。
- CEG をはじめとする国際的な議論に引き続き参画することにより、サイバーセキュリティに関する先進事例及び課題について意見交換するとともに、サイバー攻撃に備えた主要国当局との連携強化を図る。

③ 経済安全保障上の対応

【昨事務年度の実績】

- 金融機関の保有する情報の適切な管理を含め、機器・システムの利用や業務提携・委託等について、経済安全保障の議論を踏まえ、関係機関と連携し、実態把握を進めた。
- 2022年5月に成立した、経済安全保障推進法の円滑な施行に向けて、政令・内閣府令を策定する中で、関係機関との連携や事業者との丁寧な対話に努めた。

【本事務年度の作業計画】

- 引き続き、経済安全保障推進法の円滑な施行や実施に向けて、政令・内閣府令の整備、関係機関との連携、2023年4月に設置した「基幹インフラ制度に関する相談窓口」の運営等を通じた事業者との丁寧な対話に努めていく。

④ システムリスク管理態勢の強化

【昨事務年度の実績】

- システム障害の原因究明や改善策のモニタリングを行うとともに、重大な顧客被害が発生した場合や金融機関のシステムリスク管理態勢に問題があると考えられる場合は、重点的にシステムリスク管理態勢を検証した。
- システム障害の傾向と事例（事象、原因及び対策）を分析し、金融情報システムセンターと金融機関のシステムリスク管理態勢の改善について意見交換するとともに、分析結果をまとめたレポートを公表した（2023年6月）。
- 難度の高い金融機関のシステム統合・更改案件について、システムの本番稼働後も安定稼働を維持することが可能かといった観点から、検査を含め、深度ある検証を実施した。
- デジタル技術を活用した新たな金融サービスを提供しようとする事業者（所謂デジタルバンク）からの免許申請の審査を実施した。
- 金融機関におけるクラウドの普及を踏まえ、利用実態の把握を進めたほか、クラウドサービスで障害が発生した場合における復旧と対応上の課題に関して金融機関及びクラウド事業者等と対話を行った。

【本事務年度の作業計画】

- デジタル技術の進展等により、金融機関のITシステムの複雑性及びサードパーティへの依存が増す中で、金融機関が重要な業務に関するITリジリエンスを強化するため、下記の取組により、システムリスク管理態勢の強化を促す。
- 重大な顧客被害が生じた場合や金融機関やその外部委託先のシステムリスク管理態勢に問題があると考えられる場合は、検査を含め、重点的にシステムリスク管理態勢を検証する。システム障害の傾向・事例を分析し、その結果をレポートとして公表することにより、金融業界全体のシステムリスク管理態勢の強化を促す。
- 大規模かつ難度の高いシステム統合・更改案件について、近年の動向（システム障害の傾向、技術の導入状況（例えば、オープン化やクラウドサービスへの移行））等を踏まえ、検査・モニタリングを通じ、本番稼働後の安定的な運用を確保するための態勢整備を促す。

- 大手金融機関及び主要ITベンダー等とITレジリエンス¹⁸について実態把握及び建設的対話を行う。
- IT技術を活用し、新たに金融サービスを提供しようとする事業者（所謂デジタルバンク）からの免許申請に対して、システム稼働の安定性が確保される態勢が整っているか等の観点から審査を行う。
- クラウドサービスの利用に関するシステムリスク管理上の課題等について、金融機関及びクラウド事業者等との対話を継続する。

⑤LIBOR

移行対応状況

【昨事務年度の実績】

- LIBOR¹⁹については、ドルLIBORの一部テナー（期間）が2023年6月末に公表停止されることから、日本銀行と合同で第4回LIBOR利用状況調査を実施し、2022年12月末時点における既存契約の事前移行あるいはフォールバック条項²⁰の導入状況を確認し、結果を公表した（2023年3月²¹）。また、公表停止日である2023年6月末を調査基準日とした第5回LIBOR利用状況調査を実施した。
- シンセティック円LIBOR²²については、2022年12月末で公表停止されたことを踏まえ、上記の第4回LIBOR利用状況調査にてシンセティック円LIBORから代替金利指標への移行対応状況を確認し、結果を公表した（2023年3月）。シンセティック円LIBORからの実質的な移行対応は完了したことが確認された。
- 各金融機関が策定した移行計画に基づく対応・進捗状況について定期的にヒアリングを実施するとともに、業界団体との意見交換会を通じてLIBORからの移行対応を促した。

TORF²³

【昨事務年度の実績】

- TORFの頑健性・信頼性・透明性向上に向けたQUICKベンチマークスによる取組をフォローアップした。

【本事務年度の作業計画】

- TORFの頑健性・信頼性・透明性向上に向けたQUICKベンチマークスによる算出に利用可能な情報の拡充の要否に係る検討等の取組をフォローアップする。

¹⁸ 実態把握や対話に当たっては、パーゼル銀行監督委員会（BCBS）や金融安定理事会（FSB）における議論等の国際的動向を踏まえ、2023年4月に公表した「オペレーショナル・レジリエンス確保に向けた基本的な考え方」（<https://www.fsa.go.jp/news/r4/ginkou/20230427/02.pdf>）や同年6月に改正した主要行等向け監督指針（<https://www.fsa.go.jp/news/r4/ginkou/20230623-2/02.pdf>）に留意する。

¹⁹ London Interbank Offered Rate のことで、パネル行が提示するレートに基づき算出するロンドン銀行間取引金利を指す。

²⁰ LIBORの恒久的な公表停止後に参照する金利指標について、契約当事者間であらかじめ合意した内容。

²¹ 第4回LIBOR利用状況調査の結果概要について（2023年3月24日公表）
<https://www.fsa.go.jp/news/r4/ginkou/20230324/20230324.html>

²² 市場データを用いて算出する擬似的な円LIBOR。

²³ Tokyo Term Risk Free Rate

TIBOR²⁴

【昨事務年度の実績】

- TIBOR については、その頑健性・信頼性・透明性向上に向けた全銀協 TIBOR 運営機関による取組をフォローアップした。特に、TIBOR の頑健性等向上の観点から、運営機関が 2023 年 3 月 15 日に公表した「全銀協 TIBOR のフォールバックに係る論点に関する市中協議」の結果を踏まえた金融機関におけるフォールバック条項導入に向けた取組を後押しした。また、金融商品取引法に基づいて、2023 年 3 月に、同市中協議の結果等を踏まえた運営機関の業務規程の変更を認可した。
- 全銀協 TIBOR 運営機関において 2024 年 12 月末日途での廃止が検討されているユーロ円 TIBOR について、運営機関における検討をフォローアップした。

【本事務年度の作業計画】

- TIBOR の頑健性・信頼性・透明性向上に向けた全銀協 TIBOR 運営機関による取組を引き続きフォローアップし、特にユーロ円 TIBOR については、運営機関が 2023 年度上半期に実施予定の「ユーロ円 TIBOR の恒久的な公表停止の実施可否等に関する市中協議」の結果を踏まえつつ、金融機関に対して必要に応じて適切な対応を促す。

欧州ベンチマーク規制

【昨事務年度の実績】

- TIBOR 及び TORF の欧州域内利用に関しては、第三国指標規定に係る市中協議の結果を踏まえて制度設計を再検討中の欧州委員会との間で、欧州ベンチマーク規制の第三国ベンチマークに対する猶予期間の延長を踏まえ、将来の安定的な利用を確保するための方策について協議した。

【本事務年度の作業計画】

- TIBOR 及び TORF の欧州域内利用に関して、欧州委員会との間で、将来の安定的な利用を確保するための方策について協議を継続する。

2. 業種別モニタリング方針

(1) 主要行等・新形態銀行・日本郵政

主要行等

【昨事務年度の実績】

a) 総論

- 各金融機関グループの経営上重要な課題について、通年・専担検査の枠組み等を通じ、対話を行った。その際、各グループに共通する課題については、水平レビュー²⁵の実施により、各グループの実

²⁴ Tokyo Interbank Offered Rate

²⁵ データに基づく分析結果やヒアリングにより取得した情報を横断的に比較検証する金融モニタリング手法のことを指す。

務等の特徴を把握した上で、対話を行った。各グループの海外拠点・ビジネス等におけるリスクや課題については、海外当局とも、個別の面談や監督カレッジ等の機会を通じ、意見交換を行った。

- これらの課題についての金融庁の考え方については、フィードバックレター等により各グループの経営陣を含む役職員に伝達し、この中でリスク管理態勢や実務等に係る必要な改善を促した。また、複数のグループに共通する課題など、幅広く周知・注意喚起すべき事項については、金融機関との意見交換会における情報発信を行った。

b) 信用リスク

- 業況悪化した、もしくは業況悪化が見込まれる事業者について行内資料の精査や随時のヒアリングによる実態把握を重点的に行い、与信管理、事業者支援の状況や態勢について対話を行った。
- 将来的な貸倒れの増加など、国内外の経済環境が変化した場合も念頭に、内部格付等のプロセスの有効性について、個社のサンプルを参照しながら、対話を行った。
- 国内の LBO 融資について、我が国における健全な融資慣行の確立やリスク管理の高度化のために対話を行った。くわえて、LBO 融資に係るリスクテイク主体の裾野の拡大といった個別行のみでは対応が困難な課題について、関係者と意見交換を行い、考えられる解決の方向性や金融庁の関与のあり方について議論を継続している。
- 海外与信に関して、特に米国におけるファンドや低信用先との取引やグローバルでの海外プロジェクトファイナンスなど、相対的にリスクが高いと考えられる分野の与信に関し、グループ・グローバルの戦略やリスク管理の枠組みについて対話を行った。
- 金融庁が保有するデータに基づいて、与信ポートフォリオに外生的なショックを与えた時の信用コストのシミュレーション（センシティビティ分析）を行い、金融機関との対話を行った。
- 国内の貸出ポートフォリオの相応部分を占める不動産向け融資について実態把握を行った。

c) 市場・流動性リスク

- 2023 年春の欧米における銀行セクターの混乱により金融市場においてリスク回避的な動きが見られた。こうした中、各行の運用・調達方針をタイムリーに把握し、金利上昇等の金融市場の変動が各行の財務の健全性や外貨流動性、金融システムに与える影響について分析を行った。さらに、その分析結果を踏まえ、市場リスク・流動性リスク管理態勢について各行と対話を行った。
- 直近のクレジット環境を踏まえ、クレジット投資や低流動性資産に対する戦略や方針を確認した。
- 外貨流動性リスク管理について、日本銀行と共同で対話を実施し、外貨流動性ストレステストにおける前提の妥当性や精緻化等、高度化を促した。

d) ガバナンス・横断的リスク

- 各行におけるストレステストの実施体制について対話を行った。特に、共通シナリオを用いた実施手法の検証に加え、ガバナンス面、結果の活用状況の検証を日本銀行と共同で実施し、各行との対話を経て、ストレステスト実施プロセスに係る把握事項のフィードバックを行った。
- 2021 年 11 月に公表した「モデル・リスク管理に関する原則」の対象金融機関（G-SIBs 及び D-SIBs 等）に対し、昨年に引き続き、モデル・リスク管理態勢の構築状況に関するモニタリングを実施した。その結果、各行において、それぞれが策定した計画に基づき、管理態勢の構築・運用に取り組んでいることが確認された。

- 顧客本位の業務運営を実践するための態勢整備の状況等について、営業店職員に対してアンケート調査や実地でのヒアリング等を実施し、検証を行った。
- 2019年6月に公表した「金融機関の内部監査の高度化に向けた現状と課題」を踏まえて、各行の内部監査の高度化に向けた取組の進捗状況について、確認を行った。
- 2022年6月に銀証ファイアーウォール規制が緩和されたことを踏まえ、各行における優越的地位の濫用防止態勢、利益相反管理態勢及び顧客情報管理態勢の整備状況について、「優越的地位の濫用防止に係る情報収集窓口」（2022年6月設置）に寄せられる情報等を活用して検証を行った。
- 各行におけるDX戦略と各施策について、DX推進に係る枠組みにも着目しながら、確認を行った。
- 資本政策に関する中期的な経営目標の考え方、足下の環境を踏まえた株主還元策の方針、自己資本充実度等について、人的資本等に係る投資戦略にも着目しながらヒアリングを実施した。
- FSB「健全な報酬慣行に係る原則及び実施基準」も踏まえ、金融機関の報酬制度に関する国際的な議論に参画すると共に、国際的な動向共有を目的とした金融機関との対話を行った。
- システム上重要な金融機関における秩序ある処理等の円滑な実施の確保に向けた取組について、実効性の確保に向けた課題事項への取組状況についてフォローアップを行った。
- 政策保有株式について、保有意義の検証や縮減計画の進捗等に係る確認を行った。
- 「実効的なリスクデータ集計とリスク報告に関する諸原則」（BCBS239）について、リスクデータに係る適時報告演習等を実施し、その結果を踏まえた対話を通じて対象金融機関に対して遵守状況の評価や課題事項のフィードバックを行った。

【本事務年度の作業計画】

a) 総論

- 金融仲介機能の発揮状況やその基盤となる財務の健全性について、データを用いて分析・把握し、各金融機関と対話を行う。その際、金融機関の負担軽減及び効果的なモニタリングの実現のため、日本銀行と適切に連携する。また、監督カレッジや日々のモニタリングに関する情報共有等を通じて、海外当局と連携を深めていく。

b) 信用リスク

- 業況が不安視される事業者について実態把握の上、与信管理、事業者支援の状況や態勢を確認する。その際、将来的な貸倒れの増加など、国内外の経済環境が変化した場合における内部格付や償却・引当のプロセスの有効性についても対象を拡張して対話を行う。
- 国内のLBO融資について、健全な融資慣行の確立やリスク管理の高度化のために、対象を拡張して各行と対話を行う。また、LBO融資に係るリスクテイク主体の裾野の拡大といった個別行のみでは対応が困難な課題についても、関係者と意見交換を行い、今後の方向性について論点を整理する。
- 国内の不動産業向け融資に関して、十分に市況動向を分析した上で、与信方針・動向等について、深度のある実態把握を行う。
- 海外における金利上昇や関連市況の悪化を踏まえ、海外の商業用不動産業向け融資に関して実態把握を行う。
- 海外与信に関して各行が業容拡大に取り組む中、海外ファンド向け与信に関するリスク管理態勢の有効性について引き続き対話を行う。

c) 市場・流動性リスク

- 各行の運用・調達方針を把握した上で、金融市場の変動が各行の財務の健全性や金融システムに与える影響について分析を行う。
- これまでの金利上昇で生じた保有債券の評価損や逆イールドによって生じうる資金収益への影響等を踏まえ、市場リスク態勢について対話を行う。
- 外貨流動性リスクについては、金融市場の変動を踏まえ、タイムリーにモニタリングを行う。また、国際的な関心の高まりも踏まえ、そのリスク管理の高度化に向けて、日本銀行と共同で調査を行う。

d) ガバナンス・横断的リスク

- ストレステストの実施状況について対話を行う。また、ストレステストの実施手法の検証を主眼に、引き続き共通シナリオによるストレステストを日本銀行と共同で実施する。
- 「モデル・リスク管理に関する原則」の対象金融機関に対して、原則及びそれぞれが策定した計画を踏まえた実務が定着するよう、モデル・リスク管理態勢の適切な構築を促していく。
- 金融機関が海外での買収や拠点拡大等国境・業態を超えた業務展開を推進する中、グループ・グローバルのガバナンスの高度化を促す。その際、内部監査の高度化に向けた取組等やグローバルでの経営を支える IT・システム等のあり方について対話を行う。また、グループ内の信託ビジネスについて、銀行部門等との連携や顧客保護、ガバナンス等について必要な確認を行う。
- 資本政策に関する中期的な経営目標の考え方、足下の環境を踏まえた株主還元策の方針、自己資本充実度等について、人的資本等に係る投資戦略にも着目しながらヒアリングを実施する。
- FSB「健全な報酬慣行に係る原則及び実施基準」も踏まえ、金融機関の報酬制度に関する国際的な議論に参画し、必要に応じて国際的な動向共有を目的とした対話を行う。
- システム上重要な金融機関における秩序ある処理等の円滑な実施の確保に向けた取組について、各金融機関の破綻処理準備態勢の更なる高度化を促すとともに、実効性を確保するためのモニタリングや対話を継続する。
- 政策保有株式について、保有意義の検証や縮減計画の進捗等に係る確認を行う。
- 「実効的なリスクデータ集計とリスク報告に関する諸原則」(BCBS239) について、リスクデータに係る定期的な適時報告演習等を通じて、その遵守状況等のモニタリングを行う。くわえて、各行のデータガバナンスの発揮状況についても確認する。

新形態銀行**【昨事務年度の実績】**

- 各種リスク（収益性、システム、サイバーセキュリティ、AML/CFT、ガバナンス、有価証券運用等）への対応状況について継続的にモニタリングを実施した。
- 各行の経営トップとの対話（トップヒア）を通じて、事業環境認識や中長期的なビジネス戦略の考え方を確認し、それらを踏まえた経営の重要課題について意見交換を実施した。

【本事務年度の作業計画】

- 新形態銀行における AML/CFT、システムリスク、流動性リスク等、各リスクへの対応状況について、継続的にモニタリングを行う。

- 銀行トップや親事業会社に対して、グループベースでの事業戦略や中長期的な成長戦略等の方向性を確認し、それらを実現する上でのガバナンスを含む経営の諸課題等について対話を行う。

日本郵政

【昨事務年度の実績】

- ゆうちょ銀行については、市場運用について、国際分散投資やリスク性資産の残高を拡大する方針の中、欧米金利の上昇等を踏まえたリスク管理の強化に係る取組状況を確認した。また、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」で 2024 年 3 月までに対応を求めている態勢整備の進捗状況も確認した。
- さらに、システムリスク管理の高度化に向けた取組状況や郵便局における不祥事件の再発防止策の取組状況のほか、新たに開始した投資一任契約締結の媒介業務をはじめとする資産運用商品販売における顧客本位の業務運営への取組状況を確認した。
- かんぽ生命については、業務改善計画に基づき、募集品質を重視した営業推進態勢の整備、重層的な募集管理態勢の整備等の取組が進展していることを確認した。一方で、保有契約の減少に起因する減益傾向が継続していることから、新しい営業体制の定着と DX の推進等により業務基盤を確立するとともに、募集品質を伴った新規契約の積み上げにより収益基盤を再構築していくことが急務であることも確認した。
- 日本郵政については、中期経営計画の進捗状況をフォローアップする中で、グループの新たな成長の実現に向けて、グループ外企業との連携やグループ DX の推進等の取組状況を確認した。

【本事務年度の作業計画】

- ゆうちょ銀行とは、国際分散投資やリスク性資産の残高を拡大する方針を踏まえ、ストレス耐性のあるポートフォリオの構築やリスク管理態勢の強化に向けた取組状況について対話を実施する。また、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」で対応を求めている態勢整備の進捗状況についても対話を実施する。
- さらに、資産運用商品販売における顧客本位の業務運営への取組状況のほか、エクイティ性資金の供給を通じた地域の事業者支援等の新たな法人向けビジネスの進捗についても対話を実施する。
- かんぽ生命とは、営業体制の再編や新商品の販売開始を踏まえ、業務改善計画に基づき実施してきた顧客本位の業務運営に向けた施策の定着やコンプライアンス・顧客保護を重視する健全な組織風土の醸成の状況とともに、同社が抱える業務基盤の確立及び募集品質を伴った収益基盤の再構築という課題への対応状況について引き続き対話を実施する。
- 日本郵政とは、郵便局ネットワークを活用したユニバーサル・サービスの安定的な提供といった観点も踏まえ、グループ全体の中長期的な収益基盤の確保に向けた取組状況について対話を実施する。

(2) 地域金融機関

地域銀行

【昨事務年度の実績】

- 財務局とともに地域銀行の経営トップと対話を行い、経営改革に向けたそれぞれの取組を促した。
- 地域銀行における株主や取締役会によるガバナンスの発揮状況や、人的投資・人材育成への取組状況について、経営トップをはじめとする各層の役職員や社外取締役等と対話を行うことを通じて、経営改革に向けた取組を促進した。経営の高度化・多角化を図るために、銀行持株会社による経営管理機能の高度化を進める地域銀行については、その進捗を確認した。
- 持続的な価値創造を支える基盤は地域金融機関の人的資本であることを踏まえ、地域金融機関の人的投資や人材育成の取組を把握するため、各行の人員構成や採用、人材育成、ダイバーシティ・環境状況等を調査項目にした、アンケート調査を実施した。
- 独占禁止法特例法と資金交付制度について、適切な運用を行った（2022年9月、資金交付制度活用の3号案件を認定・公表。2023年5月、独占禁止法特例法活用の2号案件及び資金交付制度活用の4号案件を認定・公表）。
- 銀行本体を含む銀行グループ等において、高度化等会社設立を目的とした、採算性・事業継続性を検証するための実証実験を一定の場合に行えることを監督指針において明確化した。
- 地域金融機関の取組等に対する顧客評価を把握するための「企業アンケート調査」において、新たに実質無利子・無担保融資に関する項目等を追加し、調査を実施した。
- 国内外の金融経済情勢の動向等を注視するとともに、それらが地域銀行に及ぼす影響を踏まえ、信用リスクや市場リスクの管理状況等について、各種データを活用しつつ、モニタリングを実施した。特に、昨年来の金利上昇や、米国銀行破綻等を受け、国内外の金融経済情勢の動向が個々の銀行や金融システムに与える影響等について、強い警戒心を持ってモニタリングを行った。また、地域銀行における持続可能なビジネスモデルの確立や金融仲介機能の発揮状況、県外融資の審査・管理体制を含めた信用リスクの管理態勢、リスクテイクの状況に応じた有価証券運用の管理態勢、金融商品販売における顧客保護態勢等について、必要に応じて検査等も活用し、モニタリングを実施した。
- 持続可能な収益性や将来の健全性に課題を有する先に対しては、早期警戒制度等に基づく深度ある対話を継続し、経営基盤の強化に向けた実効性のある対応策の策定や実行を強く促した。
- 地域銀行が抱える課題や各種リスクの状況等に応じて、検査を実施した。マネロンターゲット検査については、財務局、日本銀行と連携して、集中的に実施した。
- 検査に際しては、対面とウェブ会議を併用し、地域金融機関の負担軽減や効率化を図った。
- 財務局が地域銀行に検査を実施する際に、必要に応じて金融庁からも検査官を派遣し、検証の目線合わせを行うなど、連携して対応した。
- リスク性金融商品の販売に関し、金融庁に寄せられる苦情やセグメント別の収益状況等の検証結果を基に、顧客本位の業務運営に関する論点にクわえて、経営戦略における位置付けについて、地域銀行との対話を実施した。
- 引当方法の見直しの検討状況について、2022年10月に地域金融機関にアンケート調査を実施し、調査結果を「金融仲介機能の発揮に向けたプログ्रेसレポート」において公表した。
- 引当に関する開示の充実を後押しするため、「銀行の引当開示の充実に向けて」の公表後の引当開示

状況に関して、2022年3月期の有価証券報告書をもとに、開示に進展が見られた事例等を関係者の意見も踏まえて取りまとめ、「銀行の引当開示の状況」として公表した（2022年12月）。

【本事務年度の作業計画】

- 引き続き財務局とともに地域銀行の経営トップと対話を行い、経営改革に向けたそれぞれの取組を促す。
- モニタリングにおけるガバナンスと人的資本に着目したアプローチとして、2022事務年度に実施した地域銀行におけるガバナンスの発揮状況や人的投資・人材育成への取組状況について経営トップをはじめとする各層の役職員や社外取締役等と対話を行うことを通じて、経営改革に向けた取組を促進していく。その際、銀行持株会社による経営管理機能の高度化を進める地域銀行については、その進捗を確認していく。
- 引き続き、独占禁止法特例法と資金交付制度について、適切な運用を行っていく。
- 「企業アンケート調査」について、地域金融機関の金融仲介機能の発揮に向け、必要に応じて項目の検討・見直しを行った上で、調査を実施する。
- 国内外の金融経済情勢、とりわけ我が国の金融政策・金利動向を注視するとともに、市況の変化や大口与信先の状況等が各行の期間収益や健全性に与える影響、各行の対応を把握し、必要な改善を早め早めに促していく。
- 大きな市場変動等に際して、迅速な対応が図られるよう、各行の経営方針やリスクテイクの状況を踏まえながら、有価証券運用の状況や市場リスク管理態勢、流動性リスク管理態勢、一部金融機関で増加が見られるLBOローン、不動産ノンリコースローンを含む不動産業向け融資、大口融資や県外融資の審査・期中管理態勢等について、モニタリングしていく。
- こうしたモニタリングに際しては、金融機関の抱える課題を踏まえつつ、必要に応じて検査や各種のデータ分析を活用する。また、持続可能な収益性や将来の健全性に課題を有する先に対しては、早期警戒制度等に基づく深度ある対話を継続することで、経営基盤の強化に向けた実効性のある取組を強く促す。
- マネロンターゲット検査については、金融庁、財務局、日本銀行が連携して、引き続き集中的に実施する。
- 地域銀行や地域銀行グループが行うリスク性金融商品の販売に関し、適合性原則を踏まえた適正な投資勧誘等の顧客本位の業務運営に関する論点に加え、経営戦略における位置付けについて、地域銀行との対話を実施していく。
- 地域金融機関が自行の融資ポートフォリオを踏まえたよりの確な信用リスクの見積もりを行う取組を後押ししていくため、引当の見積りのプロセスや開示を含めて、取組事例の把握・共有に継続して努めていく。

協同組織金融機関

【昨事務年度の実績】

- 事業者を取り巻く環境は引き続き厳しい中、財務局とともに、協同組織金融機関において、事業者のニーズに応じた資金繰り支援・本業支援が行われているかについてヒアリング等を通じて把握した。このほか、協同組織金融機関に対し、関係省庁と連携した事業者支援に関する施策の周知、浸透を

図った。

- 地域経済の再生、活性化に貢献し、協同組織金融機関自らも持続可能な経営を確立できるよう、財務局とともに、金融仲介機能の発揮状況および経営基盤の強化に関して、トップヒアや探究型対話の手法を用いて対話を進めた。また、経営方針・経営ビジョンを踏まえた人材戦略や人材育成における課題と対応について、対話を通じて、取組を確認した。
- 早期警戒制度の枠組み等に基づく対話にくわえて、国内外の金融経済情勢を踏まえ、日銀や中央機関等とも連携し、市場動向や市場リスクの見通しを踏まえた協同組織金融機関における対応状況等について、財務局とともに随時にモニタリングを実施した。
- 新規業務の許認可等に関して、特に地域商社に係る認可において、相談の初期段階から金融庁及び財務局・財務事務所が一体となったヒアリングを実施するなど、効率的な監督業務に努め、協同組織金融機関による自主的な取組を後押しした。
- 中央機関との間で、協同組織金融機関の経営や業務のサポートの観点にくわえて、協同組織金融機関間や他の支援機関等との結節点としての取組として、創業支援や事業承継支援、ビジネスマッチング、デジタル化支援、脱炭素化支援等に関して対話を実施した。
- 地域や事業者の抱える様々な課題について、財務局とともに、信用金庫・信用組合による課題解決に向けた自主的な取組を後押しすべく、モニタリング等を通じて得られた具体的な事例を還元した。

【本事務年度の作業計画】

- 原材料・エネルギー価格等の高騰や円安、人手不足の影響等がある中で、財務局とともに、協同組織金融機関において、資金繰り・経営改善・事業転換・事業再生支援など、事業者の実情に応じた支援が行われているか確認する。また、政府の各種支援策等の一層の活用促進のため、関係省庁と連携した施策の周知、浸透を進める。
- 会員・組合員間の相互扶助の理念の下、顧客のニーズに応じた支援を通じて地域課題の解決に貢献することで、自らも経営基盤を強化し、持続可能な経営を確立することが重要である。このため、財務局とともに、それぞれの規模・特性や、地域の人口動向や他の金融機関の状況といった環境を踏まえつつ、金融仲介機能の発揮状況等について対話を進めるとともに、新規業務や中央機関のサポートの活用等を促していく。また、金融仲介機能の発揮と健全性の維持の両立に向けたガバナンスが発揮されるよう、「コア・イシュー」の考え方を援用して、理事長等との対話を進める。さらに、引き続き、理事長のほか、営業店・人事部門等との対話を通じて、中長期的な観点を含めた人的投資や人材育成の取組も促していく。これらの対話の際、特定の答えを前提としない探究型対話の手法を必要に応じて活用する。
- 国内外の金融経済情勢の動向等を踏まえ、財務局とともに、協同組織金融機関において、リスクテイクの状況に応じた適切な内部管理態勢を整備しているかなど、リスク管理態勢の状況等について信用リスク・市場リスクの見通し等を踏まえたモニタリングを通じて確認する。また、持続可能な収益性や将来にわたる健全性に課題のある協同組織金融機関に対しては、早期警戒制度の枠組み等に基づいて、先々を見据えた早め早めの取組を促す。
- 新規業務の許認可等に関して、相談の初期段階から金融庁及び財務局・財務事務所が一体となったヒアリングを実施するなど、効率的な監督業務に努め、協同組織金融機関による自主的な取組を後押ししていく。

- 中央機関については、対話を通じて、リスク管理の高度化や人材育成等の観点も含む、経営や業務のサポートといった役割の発揮にくわえ、協同組織金融機関間や他の支援機関等との結節点として、様々な事業者支援施策の推進など、協同組織金融機関による地域課題の解決・経営基盤の強化に資する取組への支援を進めることを促していく。
- 協同組織金融機関に対して、財務局とともに、地域や事業者、協同組織金融機関自らの課題とその解決に向けた取組の参考となるよう、モニタリング等を通じて得られた具体的な事例の展開を図る。

(3) 証券会社

a) 証券行政の横断的課題

【昨事務年度の実績】

- 仕組債等について、顧客本位の業務運営の推進の観点から、以下の取組を行った。
 - 証券会社各社における営業戦略上の位置付け・想定する顧客属性を含めた取扱方針等を確認したところ、2022年8月以降、一部商品の販売停止措置が見られたほか、販売対象顧客や勧誘開始基準の見直しが図られるなど、一定の改善が認められた。
 - 一方で、当庁に寄せられた苦情においては、顧客がリスクやコストについて十分に理解しないまま、営業員主導により複雑な仕組債の購入に至った結果、資産の大半を消失したとの主張がなされるものが散見された。
 - こうした状況に鑑みれば、預り資産全体に占める仕組債の保有割合のあり方や、その商品性やコストを含め、顧客本位の業務運営の観点からの見直しについては、依然として課題が認められた。
 - また、自主規制機関が定める複雑な仕組債等の販売勧誘に係るガイドラインの改定に向け、必要な対話を実施した。
- 証券会社が市場の公正性の確保に積極的に貢献し、社会的責任の遂行も含めたコンプライアンス態勢の構築やガバナンスの発揮に取り組んでいるか、モニタリングを実施し、必要に応じて、更なる態勢強化を促した。

【本事務年度の作業計画】

- 仕組債等の複雑なリスク性商品の組成・販売勧誘体制等については、自主規制機関において、2023年7月に新たなガイドラインが施行されたところであり、その遵守状況等について確認を行う。
- ベストプラクティスの観点から、証券会社各社におけるコストの引き下げを含む商品性の見直しの状況や、より分かり易い顧客説明に向けた取組等についても対話を継続する。
- 複雑な仕組債に関する基礎データ（販売実績、ノックイン、ノックアウトの本数等）について、自主規制機関と共同で集約・分析の上、把握された販売実態や投資家保護上のリスクに応じたモニタリングを行い、その取組に関するフォローアップを行う。

b) 個別業態における課題

■ 大手証券会社

【昨事務年度の実績】

- グローバルな事業展開を行っている大手証券会社に対しては、各社の重要な課題やビジネス動向等に応じて、水平レビューや海外当局との連携等を通じて、効果的なモニタリングを行った。モニタリングにおいて把握した課題については、フィードバックレター等により、経営陣に対して共有し、改善を促した。
- システム上重要な金融機関における秩序ある処理等の円滑な実施の確保に向けた取組について、フォローアップを行った。
- 大手証券会社において、相場操縦行為の禁止及び銀証ファイアーウォール規制に係る金融商品取引法上の違反が認められたため、経営管理態勢及び内部管理態勢等の改善を求める所要の行政上の措置を講じた。

【本事務年度の作業計画】

- グローバルな事業展開をしている大手証券会社については、海外ビジネスにおける安定的な収益性の確保に向けた具体的な事業戦略・施策やその取組状況、それに見合ったガバナンス・経営管理態勢及びリスク管理態勢の整備状況、危機時の対応策等について、海外当局とも連携しつつ、モニタリングを継続する。
- システム上重要な金融機関における秩序ある処理等の円滑な実施の確保に向けた取組について、金融機関の破綻処理準備態勢の更なる高度化を促すとともに、実効性を確保するためのモニタリングや対話を継続する。

■ 準大手証券会社・地域証券会社

【昨事務年度の実績】

- 中期経営計画に基づく取組状況（安定収益確保、顧客の高齢化対策等）について、モニタリングやトップヒアリングを通じて実態把握を行い、各社の持続可能なビジネスモデルの構築についての確認を行った。また、大手5社にならい、仕組債を中心とした顧客本位の業務運営に関する実態調査及びそれに基づくヒアリングを実施し、顧客本位の業務運営の実施状況の確認を行った。
- 各財務局において、地域証券会社に対し、トップヒアリングを実施するなど、各社の投資家保護及び顧客本位の業務運営のための態勢整備の状況等やビジネスモデルの課題等について議論を行った。そのほか、自主規制機関主催の会合等の場など、各社が一同に会する機会をとらえて意見交換会を実施するなどして、各社の抱える課題等について議論を行った。
- 地域証券会社において、顧客の投資方針や投資経験に照らして、不適切な仕組債の販売勧誘が継続的に行われていたため、所要の行政上の措置を講じた。あわせて、銀行において、投資家保護上問題のある形で、証券会社への顧客紹介が行われていたことが認められたため、所要の行政上の措置を講じた。

【本事務年度の作業計画】

- ビジネスの環境が大きく変化する中、収益構造の変革や業務提携・新規事業への取組、顧客本位の業務運営が十分に図られているか等について、引き続き持続可能なビジネスモデルに焦点を当てたモニタリングを実施していく。
- 引き続きトップヒアリング及び意見交換の実施等により、各社の取組事例を把握し、好事例等も踏まえつつ、必要に応じ更に深度ある対話を行う。

■ ネット系証券会社**【昨事務年度の実績】**

- 不正アクセス等防止に関する対応状況について、アンケート調査等を通じて、過去の不正アクセス事案も踏まえ、実質的な対応策として機能するものとなっているかという観点も含め実態把握を行った。調査において、不正出金リスクに対して十分な対策となっていない等の課題が認められたことを踏まえ、調査結果の還元等を行い、必要に応じて更なる態勢整備を促した。
- 各社とも収益の多様化が進められている中、新たな収益源となるサービス・商品の開発や他社との業務提携によるサービスの拡充を図る動きが見られ、そうした各社の持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組やその及ぼす効果等を確認した。

【本事務年度の作業計画】

- 顧客口座への不正アクセスは断続的に発生が認められており、各社は過去の不正アクセス事案も踏まえた対策が必要となるところ、不正アクセス等防止のための態勢整備状況も含めたシステムリスク管理態勢の運営・整備状況について、引き続きモニタリングを実施する。
- 新たな収益源となるサービス・商品の開発や新規事業の立上げ等の各社の持続可能なビジネスモデルの構築についても引き続き対話を実施するとともに、新たなビジネスモデルにおける提供サービス・商品等が法令や顧客本位の業務運営の観点から適切であるかモニタリングを行う。

■ 外資系証券会社**【昨事務年度の実績】**

- 大手を中心に、日本拠点におけるビジネスの状況やリスク管理態勢等について確認するとともに、グループレベルにおけるビジネスの状況・課題等については、監督カレッジへの参加を通じて、海外当局とともに状況の把握・意見交換を行った。
- グローバルに活動する金融グループのビジネスモデルの違いやその変化に関する分析のほか、主要数社を対象にリスク管理態勢や法令等遵守態勢に関する調査を行い、その結果を踏まえたモニタリングや対話を行った。
- 投資家保護上の問題やグループ委託先管理態勢に係る問題等が認められた先に対して、その改善状況や改善策の実行性の検証状況を確認した。また、顧客本位の業務運営の観点から、仕組債の組成金融機関に対して、販売会社への情報開示の態勢等に係る実態把握を行った。
- 国際的金融グループにおける経営への懸念が生じたところ、当該グループや関係海外当局との緊密な連携のもと、適時適切な状況把握や顧客への対応状況の確認など、必要な対応を行った。他の国際

的金融グループによる買収決定後は、国内における顧客対応状況や経営管理態勢・内部管理態勢について深度あるモニタリングを継続した。

【本事務年度の作業計画】

- グローバルに活動する金融グループについて、グループ全体のビジネスモデルやその変化の分析等を踏まえ日本拠点のビジネスの状況を把握した上で、各社の内部管理態勢やリスク管理態勢の運営・整備状況について確認する。また、グループレベルにおけるリスクや課題について、監督カレッジ等を通じ海外当局と連携し確認していく。
- 法令等遵守態勢や投資家対応の適切性に関して、過去に問題が認められた先の改善状況や改善策の実行状況について、引き続きモニタリングを行う。
- 仕組債等のリスク性金融商品の組成について、顧客本位の業務運営の観点から、卸業者としてのプロダクトガバナンスに係る態勢についてモニタリングを行う。
- イノベーションやグローバル化の進展、金融機関に対する顧客や社会からの要請の高まり等の金融機関を取り巻く経営環境の変化を踏まえ、新商品や新サービスの導入時に、戦略やレピュテーションを含む幅広い領域のリスクを評価する態勢や、導入後も継続的にリスク管理を行う態勢を検証し、その高度化に向けて議論を行う。
- 国際的金融グループの中で経営統合を進めている先については、グループ全体の統合に係る動向を把握しつつ、日本拠点の将来的な方向性について、適切なガバナンス態勢の下で検討が進められているかモニタリングを行う。

投資運用会社

【昨事務年度の実績】

- ファンド・オブ・ファンズ形式等により、実質的に運用を外部委託する場合のデューデリジェンスやモニタリングのあり方に関する投資信託協会規則の改正（2023年4月）において、問題となった事例の要因等を踏まえ、投資信託協会と意見交換を実施した。
- 投資法人資産運用会社において、不動産鑑定業者への不適切な働きかけなど、投資法人のために忠実に投資運用業を行っていない状況が認められたため、所要の行政上の措置を講じた。

【本事務年度の作業計画】

- 運用の実態、運用の適切性、外部委託運用に対する運用管理態勢等についてモニタリングを行うとともに、問題が認められる業者に対しては、必要な対応を行う。
- 投資法人よりも親会社等の利益を優先する誘因が強い経営体制や業務状況にある投資法人資産運用会社については、引き続き、利益相反管理態勢等についてより深度あるモニタリングを行うとともに、問題が認められる業者に対しては、必要な対応を行う。

外国為替証拠金取引業者（FX業者）・暗号資産デリバティブ取引業者

【昨事務年度の実績】

- 店頭FX業者の決済リスク管理態勢強化への取組状況（日次ストレステスト、リスク情報開示、取引

データ保存・報告制度)についてモニタリングを実施した。記録的なスピードで円安が進行し、取引が急増する中、想定リスク額を自己資本でカバーできる程度の財務健全性を確保できていない場合など、必要に応じてリスク低減等を促した。

- 金融先物取引業協会が 2022 年に実施した「インターネット取引における不正アクセス等防止ガイドライン」の取組状況に関するアンケート調査にて、取組が遅れていると認められる FX 業者に対して、フォローアップ調査を実施し、各社の取組を促した。
- FX 業者において、虚偽の事業報告書等の提出や自己資本規制比率が法定の基準を下回っている等の状況が認められたことから、所要の行政上の措置を講じた。また、暗号資産デリバティブ取引業者において、金融商品取引業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者に該当する等の状況が認められたことから、所要の行政上の措置を講じた。

【本事務年度の作業計画】

- 金利差等の影響により為替相場の変動が相応に生じていることから、引き続き、店頭 FX 業者の決済リスク管理態勢についてモニタリングを行っていく。
- 暗号資産デリバティブ取引業者におけるビジネスモデルを適切に把握し、投資者保護の観点から、業務の適切性等についてモニタリングを行い、必要に応じて、リスク管理態勢や説明態勢等の強化を促す。

投資助言・代理業者

【昨事務年度の実績】

- インターネットや SNS 等を含めた広告表示や勧誘行為に係る業務運営の状況を把握するため、投資助言・代理業者に対してアンケート調査等を行い、情報分析及び検証を進め、事実と異なる表示を行っている業者等に対して是正を指導するなど、監督上の対応を行った。
- ウェブサイト上で事実と著しく異なる表示を行うことなど、広告表示において問題のある事例が認められたことから、所要の行政上の措置を講じた。

【本事務年度の作業計画】

- 引き続き、インターネットや SNS 等を利用した広告表示や勧誘行為に関する情報分析及び検証を進め、必要に応じて監督上の対応を行うなど、適切に対応していく。

第二種金融商品取引業者

【昨事務年度の実績】

- 取得勧誘やファンド運営等に関し、投資者保護上問題のある業務運営を行っているおそれがある業者について、重点的なモニタリングを行った。
- 貸付事業を出資対象とするファンド持分の取得勧誘を行う業者に対し、貸付先に係る情報開示の拡充の状況、ファンド審査の適切性等について実態把握を行った。

【本事務年度の作業計画】

- 取得勧誘やファンド運営等について、関係機関からの情報や当局に寄せられる相談等を参考として、

リスクベースのモニタリングを行い、投資者保護等の観点から問題が認められる業者に対しては厳正な対応を行っていく。

- 貸付事業を出資対象とするファンド持分の取得勧誘に関しては、貸付先の情報開示やファンドの審査状況等について、業者に対する実態把握を継続する。

適格機関投資家等特例業務届出者

【昨事務年度の実績】

- 事業報告書を提出していない状況や営業所を確知できない状況等の違法行為等が認められた業者に対して、投資者保護の観点から所要の行政上の措置を講じた。

【本事務年度の作業計画】

- 依然として法令等遵守の意識が低い業者が認められており、引き続き法令等遵守態勢の状況についてモニタリングを行い、業務運営上の問題が認められる業者に対しては厳正な対応を行う。

信用格付業者

【昨事務年度の実績】

- 四半期ヒアリング等を通じて、業務の適切性等についてモニタリングを実施した。
- 監督カレッジ（2022年9月、12月、2023年3月、6月の計4回）への参加を通じて、海外当局と信用格付業者に係る問題等について意見交換を実施した。

【本事務年度の作業計画】

- 今後も四半期ヒアリング等を通じて、信用格付業者の業務の適切性等についてのモニタリングを継続していくとともに、監督カレッジ等を利用しながら海外当局との連携を深めていく。

金融商品仲介業者

【昨事務年度の実績】

- 所属証券会社による委託先金融商品仲介業者の業務運営態勢や法令等遵守態勢の管理状況を確認するとともに、金融商品仲介業者の投資家保護及び顧客本位の業務運営のための態勢整備の状況等について確認を行った。

【本事務年度の作業計画】

- 引き続き投資家保護及び顧客本位の業務運営のための態勢整備の状況等について確認するとともに、収集した好事例も踏まえつつ、モニタリングを実施していく。

(4) 保険会社

■ 保険業界における顧客本位の業務運営

【昨事務年度の実績】

- 公的保険制度を踏まえた保険募集の推進について、2021 事務年度のフォローアップに加え、保険会社等における保険リテラシー向上に係る取組実態を把握するためのアンケートを行い、その結果をもとに対話を実施した。
- 行政対応を実施した生命保険会社に対して、適切な募集管理態勢の確立等に向けた取組についてフォローアップを実施した。特に業務改善命令を発出した生命保険会社に対しては、経営責任の明確化等を求めた上で、再発防止に向けた業務改善計画の履行状況について継続的にフォローアップを実施した。
- また、保険本来の趣旨を逸脱するような商品開発や募集活動を防止する観点から、国税庁との意見交換会（2022 年 10 月、2023 年 4 月実施）等を通じて、連携強化を図るとともに、節税が主目的となる可能性が認められた保険商品について、商品審査上、保険会社に適切な商品開発及び募集管理等に係る対応を促した。
- 保険代理店の態勢整備や顧客本位の業務運営の取組状況等について、実態把握を行うため、2022 年 11 月より各財務局と連携して、2023 年 4 月までに 84 先に対し代理店ヒアリングを実施した。ヒアリング結果を取りまとめた上で、各財務局等の関係者に対してフィードバックを行った。
- 保険代理店監督を担当する財務局との間で、個別の監督事例や監督目線を共有するなど、財務局と緊密な連携を図った。
- 特定保険募集人登録手続に係る手数料等の電子納付化に向けて、財務局や関係する協会と手続面での調整を進め、監督指針を改正し、2023 年 4 月より実務に導入した。
- 生命保険協会に設置された代理店業務品質評価検討 WG へのオブザーバー参加を通じ、乗合代理店の業務品質評価基準と評価運営の取組状況等について確認を行った（2022 年 9 月、11 月、2023 年 1 月、3 月、5 月）。
- 一部の生命保険会社に対して、生命保険協会の取組を踏まえた個社ベースでの代理店評価手法の見直し状況について実態把握を行った。あわせて、代理店管理の更なる高度化に向けて業務品質評価制度や評価基準も踏まえ、各社の代理店特性等に応じた創意工夫を促した。
- 生命保険協会は、会員各社が営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化を図る上で留意すべき原理・原則や取組例等を「営業職員チャネルのコンプラ・リスク管理態勢の更なる高度化にかかる着眼点」として取りまとめて、公表を行った（2023 年 2 月）。また、生命保険協会との意見交換会（2023 年 2 月）において、本着眼点を踏まえた各社の取組や生命保険協会の取組が営業職員による不適切事案の未然防止や再発防止に繋がり、業界全体として顧客本位の業務運営の更なる推進に資するものとなるよう対応を促した。

【本事務年度の作業計画】

- 公的保険制度に関する募集人への教育・研修や顧客への適切な説明、それらの実効性確保の取組については、営業職員チャネルを中心に一定の進展が確認された。今後は、代理店における取組状況に焦点を当てて確認を行うなど、重点的なフォローが必要な対象に絞ってモニタリングを継続してい

く。また、保険リテラシー向上のための施策の一環として、公的保険制度の解説・周知の更なる充実を図るなど、公的保険制度を踏まえた保険募集の推進に向けて取り組む。

- 業務改善命令や報告徴求命令を継続している生命保険会社に対しては、取組の進捗状況についてフォローアップを実施する。また、保険本来の趣旨を逸脱するような商品開発や募集活動を防止するため、国税庁との緊密な連携を通じて、各保険会社に適切な商品開発及び募集管理態勢等の整備を促していく。
- 保険代理店ヒアリングの実施や個別の監督事例の共有等において、財務局との連携を一層強化しつつ、保険代理店の監督を行っていく。その際には、適正に業務を行っていく上での法令順守態勢の整備を改めて求めていく。
- 引き続き、代理店業務品質評価検討 WG へのオブザーバー参加等を通じて、生命保険協会の代理店業務品質評価に関する運営の動向を注視しつつ、同 WG での議論を踏まえ、各生命保険会社に対して代理店管理の高度化に向けた取組を促していく。
- 生命保険協会において、「営業職員チャネルのコンプラ・リスク管理態勢の更なる高度化に係る着眼点」に関する各社の取組状況の確認や、必要に応じた着眼点の更新など、継続的なフォローアップを通じて、各社の創意工夫を後押しする取組が適切に進められるよう、金融庁として、各社や同協会の取組を確認していく。

■ ビジネスモデル

【昨事務年度の実績】

（生保）

- 2022 年 9 月～2023 年 3 月にかけて、これまで対話が未実施の先を含む生命保険会社（21 社）を対象に、アンケート及び対話を実施し、経営戦略（商品・チャネル）やデジタル戦略等について、各社の取組状況や今後の方針について確認した。
- また、大手生命保険会社（4 社）との間では、商品開発、営業（販売チャネル）戦略、デジタル戦略、財務等について経営陣との間で対話を実施した。

（損保）

- 大手損害保険 3 グループ及び中堅 6 社を対象に、ボトムライン（火災保険の収益改善等）の適正化に向けた取組等をテーマとして、収益悪化要因、2022 年度に実施した商品改定の概要及び収益改善状況について対話を実施した。
- これまでビジネスモデル対話が未実施の先として、旅行保険又はペット保険に特化したモノラインの損害保険会社を対象に、新型コロナによる影響、それぞれの保険マーケットの今後の見通し、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた各社の取組状況や今後の課題について対話を実施した。
- また、2021 事務年度に確認した各保険会社の課題について、デジタル戦略及びチャネル戦略を中心にフォローアップを実施した。

（生保・損保共通）

- 対話やフォローアップを通じて確認した内容は、保険モニタリングレポートや業界団体との意見交換会でフィードバックを行った。

【本事務年度の作業計画】**（生保）**

- 2023 事務年度も、保険会社を選定して、経営戦略やデジタル戦略等について対話を実施する。

（損保）

- 国土強靱化基本計画（2023 年 7 月閣議決定）を踏まえ、災害保険や民間の防災・減災のサポート等の活用、それに向けた啓蒙活動の更なる強化等について、大手社を中心に対話を実施する。

グループガバナンス**【昨事務年度の実績】**

- 大手保険会社の経営会議資料を通じて、各社の海外戦略やグループガバナンスの高度化に向けた取組状況について確認を行った。
- IAIGs²⁶ 4 社（東京海上、HD,MS&ADHD、SOMPOHD、第一生命 HD）について監督カレッジを行い、財務状況やグループガバナンスの高度化に向けた取組状況、グループの再建計画等について海外当局と情報共有を行った。

【本事務年度の作業計画】

- 大手保険会社とのビジネスモデルに関するヒアリング等を通じて、各社の海外戦略やグループガバナンスの高度化に向けた取組状況を確認する。
- 2023 事務年度においても監督カレッジを通じて海外当局との連携を図る。

自然災害**【昨事務年度の実績】**

- 海外での自然災害の発生状況に加え、世界的な金利上昇や物価上昇の影響により 2023 年 4 月の再保険交渉は大変厳しいものになったが、各社とも再保険コストの上昇に合わせた再保険政策の見直しにより、適切に再保険契約を更改した。異常危険準備金についても、多額の取り崩しが発生したが、追加積立等を行うことで同準備金の残高を大きく減少させない取組が多く、損害保険会社において見られたことを確認した。
- 損害保険協会と警察庁など関係省庁間で災害に便乗した悪質商法等を排除するための意見交換を実施したほか、保険金不正請求事例のうち、検挙につながった事例の分析を通じて、悪質性の高い事例に関する知見を損害保険協会と警察庁等に共有した。
- 損害保険料率算出機構及び損害保険会社に対し、水災リスクに応じた火災保険料率の細分化の検討状況や、水災リスクに関する消費者への情報提供の取組状況を確認し、これらの方針についての対話を実施した。
- 損害保険会社が自社の保険料率算出の基礎とし得る火災保険参考純率について、損害保険料率算出機構より水災リスクに応じた料率細分化を含む改定の届出があり、適合性審査を実施した。
- また、水災リスク情報の更なる充実の状況を踏まえ、最新の水災リスク情報を火災保険料率や水災

²⁶ Internationally Active Insurance Groups

リスクに関する消費者への情報提供の取組に的確に反映する観点から、関係省庁との連携を図った。

【本事務年度の作業計画】

- 2022 年度の自然災害に係る保険金支払や 2023 年 4 月契約更改の再保険市場は厳しい状況が続いており、統合的リスク管理（ERM）の高度化の重要性が一層増している。自然災害リスクへの対応は、各損害保険会社における継続的な取組が必要であり、引き続き再保険や異常危険準備金に関するモニタリングを継続していく。
- 改定された参考純率に基づき、各損害保険会社から申請される火災保険商品の改定について、各社の創意工夫を尊重しつつ、水災補償の普及に資する観点も踏まえ、適切に審査を実施する。
- 水災リスクに関する消費者への情報提供の取組について、これまでの対話も踏まえ、各損害保険会社が行う顧客への情報提供への取組方針について対話を実施する。
- また、水災リスク情報の更なる充実の状況を踏まえ、最新の水災リスク情報を火災保険料率や水災リスクに関する消費者への情報提供の取組に的確に反映する観点から、引き続き関係省庁との連携を図る。

■ 経済価値ベースのソルベンシー規制等

【昨事務年度の実績】

- 業界団体、日本公認会計士協会及び外部有識者との対話や国内フィールドテストで各社から提出されたデータの分析を通じて、保険会社における態勢整備状況を確認しつつ、主要論点（2022 年 6 月公表）の暫定的な決定内容に係る残された論点のほか、監督措置のあり方、第 2 の柱及び第 3 の柱の設計・運用等に関する検討を行った。これらの検討状況について、基準の最終化に向けた現在の検討状況について取りまとめた資料を公表した（2023 年 6 月）。
- 経済価値ベースのソルベンシー規制導入に向けて、当該規制導入に伴う保険会社の経営行動の変化と市場への影響を分析することを目的とした委託調査を実施し、調査結果を公表した（2023 年 5 月）。
- IFRS 任意適用に関する所要の法令整備に取り組んだ（2023 年 4 月施行）ほか、経済価値ベースのリスク管理との整合性や財務会計に関する見直しの動向等も踏まえ、業界団体との意見交換を行いつつ、監督会計のあり方について検討を行った。
- 足下の金融経済情勢を踏まえ、早期警戒制度による各保険会社の市場リスクに係るモニタリングを行った。また、システミックリスクについて、IAIGs 及びその他必要な保険会社に対してシステミックリスクに関連性が高い要素に対するリスク管理や保険セクター全体のシステミックリスクの積み上がりの状況についてモニタリングを実施し、現状、本邦保険セクターのシステミックリスクが相対的に低いことを確認した。
- 大手生命保険会社に対しては、資産運用計画及びその実績や見通し等について、ヒアリングを中心としたモニタリングを実施した。また、海外金利の上昇を受け、保険会社の流動性リスクに係るモニタリングを実施し、十分な流動性資産を確保していることを確認した。
- よりリアルタイムかつ的確な分析を行えるよう、分析頻度の見直しやリスクカテゴリーごとの分析によって、市場リスクのモニタリングの高度化を図った。

【本事務年度の作業計画】

- 経済価値ベースのソルベンシー規制について、上記の検討状況や委託調査の結果を踏まえつつ、関係者との対話等を行いながら、基準の最終化に向けた検討を進める。
- 監督会計について、引き続き、経済価値ベースのリスク管理との整合性や財務会計に関する見直しの動向等も踏まえつつ、そのあり方について検討を行う。
- 保険会社から提出される各種データの見直しや ORSA レポートの活用等を通じたモニタリングの高度化の検討を進める。

少額短期保険業者**【昨事務年度の実績】**

- 少額短期保険業者（少短業者）に対しては、保険会社に比して事業規模が小さい点や登録制であること等に留意しつつ、財務局と連携してモニタリングを行った。
- 2021 事務年度に保険契約者等保護の観点から問題が認められ、行政対応を行った少短業者 2 者に対して、改善状況のフォローアップを行った。そのうち 1 者に対しては、改善の進捗が認められないことから、2022 事務年度において更なる行政対応を行った。また、新たに 1 者の少短業者に対して、行政対応を行った。
- こうした足下の行政処分事例等を踏まえ、少短業者に対する監督をより高度化する観点から、監督指針の改正等により、登録審査・モニタリング等の監督方法の見直しを行った。
- 日本少額短期保険協会（少短協会）との意見交換会等において、足元の行政処分事例等を踏まえ、傘下少短業者の経営管理態勢等の一層の整備に向けた自主的な対応を促した。
- 2005 年の保険業法改正に係る経過措置終了に向けた対応については、財務局と連携して、2023 年 3 月末までに本則超過契約の引受けを終了していることを確認した。

【本事務年度の作業計画】

- 少短業者の財務の健全性及び業務の適切性を確保するため、登録審査・モニタリング方法の見直しを踏まえ、財務局と連携して、迅速かつ適切な登録審査を着実に行うとともに、問題のある少短業者の早期把握・早期対応に努める。
- 少短協会との意見交換等において、少短業者をめぐる当局の課題認識等を共有することを通じて、傘下少短業者の経営管理態勢等の一層の整備に向けた自主的な対応の促進を図る。

（５）その他**暗号資産****【昨事務年度の実績】**

- ブロックチェーン上で発行されるアイテムやコンテンツ等の各種トークンの資金決済法上の暗号資産への該当性について、事務ガイドラインを改正し、解釈の明確化を行った。
- 暗号資産交換業者のビジネスモデルを適切に把握した。その上で、ビジネスモデルの多様化も踏まえ、利用者保護の観点から、ガバナンス・内部管理態勢等に関する監督上の対応について、事務ガイ

ドラインを改正した。

- また、サイバーセキュリティ管理態勢の整備状況等について、検査・監督を通じて各社の状況を確認したほか、脆弱性診断の実施、演習・訓練によるサイバーコンティンジェンシープランの実効性向上及びサイバーセキュリティ演習（DeltaWall）への積極的な参加を促した。
- IEO に関し、対象事業の実現可能性や利用者保護のために必要な措置等が講じられているかについて審査を実施した。審査結果を踏まえ、暗号資産交換業者において新規販売がなされた（2022 事務年度は 2 先）。
- 暗号資産の新規取扱いについては、日本暗号資産取引業協会において、2022 年 12 月から各事業者による暗号資産審査に一定の裁量を委ねる CASC（Crypto Asset Self Check）制度を導入し、効率化に努めた。この結果、日本暗号資産取引業協会として、暗号資産審査の多くが不要となるとともに、ICO/IEO をはじめとした本邦初の暗号資産の審査に充てる時間をこれまで以上に確保することが可能となった。
- 無登録で暗号資産交換業を行っている疑いのある者 5 先に対して照会書を発出するとともに、無登録営業を行っていた 6 先に対して警告書を発出し、業者名等を公表した。
- 暗号資産交換業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていないと認められた暗号資産交換業者 3 者に対して、行政処分を行った。

【本事務年度の作業計画】

- 暗号資産交換業者におけるビジネスモデルを適切に把握し、利用者保護の観点から、ガバナンス・内部管理態勢等について、モニタリングを継続的に実施する。
- 顧客の暗号資産及び個人情報の保護をモニタリング上の重要項目とし、検査・監督及びサイバーセキュリティ演習等を通じて、暗号資産交換業者のサイバーセキュリティ水準の向上を促す。
- 暗号資産交換業者が、ICO/IEO を含む本邦初の暗号資産を取り扱う場合、利用者保護に配慮しつつ、迅速な取扱いが実現できるよう、審査を行う日本暗号資産取引業協会と更なる改善策を講じる。
- 無登録業者に関する利用者相談が引き続き寄せられていることを踏まえ、無登録業者に対し警告を行うなど、国内外の無登録業者に対し厳正に対応する。

資金移動・プリカ

【昨事務年度の実績】

- 第一種資金移動業について、第 1 号案件を含む 2 社を登録・認可するとともに、第二種資金移動業の登録審査を進めた。また、事業者に対して、資金決済法で求められる措置に係る態勢整備の状況についてモニタリングを実施し、実態把握を行うとともに、課題が判明した場合には、改善を促した。
- 新たに全銀システムに接続する資金移動業者に対する監督上の着眼点を明確にするとともに、無登録業者等への対応を規定するため、事務ガイドラインを改正した（2022 年 10 月）。
- 厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者の口座への賃金支払を可能とする労働基準法施行規則の一部を改正する省令（2023 年 4 月 1 日施行）を踏まえ、指定資金移動業者への監督上の着眼点を明確にするため、事務ガイドラインを改正した（2023 年 4 月）。
- 2022 年改正資金決済法の施行にあわせ、高額電子移転可能型前払式支払手段を発行する場合における監督上の着眼点を明確にするため、事務ガイドラインを改正した（2023 年 6 月）。

- 当庁との連携のもと、資金決済業協会において、資金移動サービスの不正利用被害の発生状況や被害が発生した場合の補償状況等について公表を行った（2022 年 8 月、2023 年 3 月）。
- 経営管理態勢や外部委託先管理態勢、マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢に重大な問題が認められた資金移動業者に対して、行政処分を行った。

【本事務年度の作業計画】

- 通信・IT 事業者の参入やキャッシュレス決済の浸透を受け、一部の決済サービスは、その利用者が数千万人を超えるなど、国民生活のインフラへと成長しつつあることから、事業者及び必要に応じてその親会社等と対話を行って全体のビジネスモデルを的確に把握するとともに、ビジネスモデルや国民の期待に応じたリスク管理態勢の整備を求めている。
- 指定資金移動業者に対して、取扱件数・金額の増加等に伴うリスクの特定・評価を適切に実施しているかなど、資金決済法に基づく態勢整備の状況について、モニタリングを実施する。
- 資金移動業の登録審査及び業務実施計画の認可審査について、引き続き、手続の迅速化・透明化等に取り組む。
- 新たに全銀システムへ接続を予定する資金移動業者からの事前相談に対して丁寧に対応するとともに、新たに参入した事業者に対しては、事務ガイドラインで求めている態勢整備の状況について、モニタリングを適切に実施していく。
- 前払式支払手段発行者については、2022 年改正資金決済法を踏まえ、電子移転可能型前払式支払手段の発行者に求める不正利用防止措置について、モニタリングを適切に実施していく。また、高額電子移転可能型前払式支払手段の発行者に求める取引時確認やマネロンリスク管理態勢等について、モニタリングを適切に実施していくとともに、同法の附則に基づき 2 年間の猶予措置を受ける高額電子移転可能型前払式支払手段の発行者からのものを含め、こうした態勢整備等に関する相談に対して丁寧に対応する。

電子決済等代行業

【昨事務年度の実績】

- 電子決済等代行業について、新たに 19 者を登録した（計 117 者）。
- 一般社団法人電子決済等代行業者協会による認定申請について、電子決済等代行業の業務の適正を確保し、並びにその健全な発展及び利用者の利益の保護に資する観点から適正な審査を実施し、認定電子決済等代行業者協会の認定を行った。
- 電子決済等代行業に係る登録審査を適切に行うとともに、電子決済等代行業者の業務特性等を踏まえたモニタリングを行った。また、システム障害発生時の対応状況の検証等を通じ、利用者保護やシステムの安定性を図った。さらに、API 接続をめぐる課題の特定とその解決に努めていくとともに、自主規制機関とも連携し、業界内における課題を把握してきた。そのほか、銀行と電子決済等代行業者の間における暫定的なスクレイピング接続契約については、概ね API 方式に移行されているものの、継続的なフォローアップを行った。

【本事務年度の作業計画】

- 電子決済等代行業に係る登録審査を適切に行うとともに、システム障害発生時の対応状況の検証等

を通じ利用者保護やシステムの安定性を図っていく。また、API 接続をめぐる課題の特定とその解決に努めていくとともに、自主規制機関とも連携し、業界内における課題を把握していく。

■ 金融サービス仲介業者

【昨事務年度の実績】

- 金融サービス仲介業について、新たに5者を登録した（計7者）。
- 金融サービス仲介業の健全な発展及び顧客保護の観点から、自主規制機関とも連携の上、金融サービス仲介業者に対するモニタリングを実施し、金融サービス仲介業の稼働開始の状況等について実態把握を行った。

【本事務年度の作業計画】

- 引き続き、自主規制機関とも連携し、金融サービス仲介業者に対する登録審査及びモニタリングを適切に実施していく。

■ 貸金

【昨事務年度の実績】

- 財務局及び都道府県において、貸金業者の業務の適正な運営の確保及び資金需要者等の利益の保護等を図るため、貸金業法等関連法令に基づき登録制度の運用を行うとともに、業務規制等を踏まえたモニタリングを行った。特に、2022 年4月の成年年齢引下げを踏まえたモニタリングを行った。

【本事務年度の作業計画】

- 引き続き、財務局及び都道府県と連携しつつ、貸金業法等関連法令に基づき適切に登録制度を運用するとともに、業務規制等を踏まえたモニタリングを適切に実施するほか、成年年齢引下げを踏まえたモニタリングを行う。

IV. 金融行政を絶えず進化・深化させる

1. 金融行政の高度化

(1) データを活用した多面的な実態把握

■ データを活用した多面的な実態把握

【昨事務年度の実績】

- 外部から購入した企業個社データや、金融機関の法人向け貸出の明細データを用いて、コロナ後の企業セクターの財務状況、金融経済情勢の変化が企業に与える影響、地域金融機関の気候関連リスク（移行リスク・地理的リスク）に関する分析を行い、「FSA Analytical Notes」として公表した。
- 利用者トラブルに関する情報の多角的な分析と実態把握を行い、当該結果についてモニタリング部門へ還元して、深度あるモニタリング等に活用した。

【本事務年度の作業計画】

- 個別金融機関の経営状況や金融システム全体の強靱性・脆弱性を的確に把握する観点から、企業財務の動向、金融機関による金融機能の発揮状況、株式・先物市場の動向等の分析を深化・充実させていく。こうした分析結果を金融機関との対話・モニタリングに活用できるよう可視化・ツール化する。
- 金融サービスの利用者から相談窓口寄せられた情報の多角的な分析を進め、その結果を適時にモニタリング等に活用していく。

■ アカデミアとの連携

【昨事務年度の実績】

- 大学の研究者等で構成される専門研究員が外部から特別の回線を通じ、研究用サーバにある行政データを用いてリモートアクセスによるデータ分析を実施した。
- 庁内職員と研究者による共同研究活動において、研究成果が取りまとまったものについては報告会を開催して成果を庁内職員に報告し、ディスカッションペーパーとして公表した（2023年6月末現在で5件公表済）。また、上記の取組について、「研究開発室の業務紹介」において庁内周知を行った。
- 2023年5月、東京大学との間で、データドリブン手法による共同研究を軸とした連携協力に関する基本協定を締結した。

【本事務年度の作業計画】

- 研究者との共同研究の実施などアカデミアとの連携を一層強化し、金融行政に関する先端的な研究成果について行政現場での活用を図る
- 東京大学との間で締結した連携協力に関する基本協定等を踏まえつつ、庁内職員と研究者による共同研究活動を更に推進する。

データインフラの整備

【昨事務年度の実績】

- 計表の統合・廃止や提出先一元化については、業界の要望も踏まえ、統計集計上の理由やシステム上の理由により対応困難等のものを除きすべて対応し、金融機関の負担軽減を実現した。
- 共同データプラットフォームの構築に向け、日本銀行と連携し、金融機関が保有する法人企業向け貸出に係る高粒度データを試行的に収集する実証実験を実施し、その結果と今後の進め方を公表した。実証実験においては、既存計表の代替可能性や高粒度データの収集・管理プロセスの課題、同データのモニタリング高度化への活用可能性等を検証した。

【本事務年度の作業計画】

- 計表の統合・廃止や提出先一元化については、今後も定期的に業界からの要望を聞きつつ、見直しを継続し、金融機関の負担軽減につなげていく。
- 共同データプラットフォームの構築については、2022 事務年度の実証実験の結果を踏まえ、金融機関が保有する法人貸出明細等の高粒度データについて、データ定義、収集フォーマット、収集オペレーションの確立に向けて金融機関や業界団体、日本銀行との調整を行い、定期収集を段階的に開始する。あわせて、高粒度データの収集対象金融機関の拡大を検討する。
- また、高粒度データの定期収集の開始に伴い、金融機関の負担軽減を図る観点から、代替可能な既存計表を廃止できるよう、金融機関や業界団体、日本銀行との調整を進める。

システム更改

【昨事務年度の実績】

- 金融機関のモニタリングに利用するシステムの設計・開発について、利用者向け説明会を実施しつつ、設計・開発作業を着実に進めた。

【本事務年度の作業計画】

- 2024 年度のシステム更改に向け、金融機関のモニタリングに利用するシステムの設計・開発を着実に進めていく。

(2) 財務局との更なる連携・協働の推進

【昨事務年度の実績】

- 地域金融機関との対話を通じて得られた知見や成果を金融庁・財務局の間で共有することで、監督当局全体としての質の向上を図った。
- 地域金融機関からの新規業務等に係る事前相談や許認可、法令等の照会において、相談の初期段階から金融庁及び財務局・財務事務所が一体となったヒアリングを実施するなど、地域金融機関の監督業務の効率化を図った。
- 財務局からの意見・提言に対する対応方針において、業務の見直し又は効率化を検討する、としたもののうち、例えば、地方での業務説明会について、財務局からの要望を踏まえ、開催時期の見直し等

を進めた。このほか、主要な会議のあり方に関し、財務局に対して説明を実施し、意見交換を行った。

【本事務年度の作業計画】

- モニタリング上の金融庁と財務局の連携・協働を深め、一体的・効果的な行政運営を推進するとともに、モニタリングのあり方について金融庁と財務局との間での率直な意見交換を更に進めることで、監督当局全体としての質の向上を図る。市場監視の分野においても、財務局との連携・協働に取り組む。
- 地域金融機関の事業者支援やガバナンス・人的資本等の重要な課題について、地域経済の情勢・構造も含め、地域金融機関の置かれた状況を踏まえた深度ある対話を行い、その結果得られた知見や成果について、金融庁と財務局の間の共有を一層進める。
- 金融庁と財務局が実施する各種会議について、事前に会議内容や開催方針等に関する意見交換を行うなど、引き続き、財務局と丁寧なコミュニケーションに努める。

(3) 国内外への政策発信力の強化

国際的ネットワークの強化

【昨事務年度の実績】

- 2023年5月のG7では議長国として、金融分野の諸論点（暗号資産、サステナビリティ開示、トランジション・ファイナンス、自然災害リスクファイナンス、金融システムの強化）について、我が国の主要施策や経験を踏まえつつ、G7財務大臣・中央銀行総裁声明を取りまとめた。声明において、暗号資産については、2023年7月に最終化されたFSBハイレベル勧告のグローバルな実施の促進をFSBや基準設定主体に対して慫慂した。
- トランジション・ファイナンスについては、その重要性を共有するとともに、移行のフォワードルッキングな進捗評価を可能にすることや、ファイナンスド・エミッションの軌跡を説明することにより、公的・民間セクターがトランジション・ファイナンスの促進に資する情報の入手可能性と信頼性を強化することを奨励した。こうした合意事項の一部は、続くG7広島サミットにおいて、首脳レベルでも確認された。（2023年5月）
- G7財務大臣・中央銀行総裁会議の機会をとらえ、「G7ハイレベル・コーポレートガバナンス・ラウンドテーブル」を開催し、我が国のコーポレートガバナンス改革の実質化に向けた取組等について議論・発信した（2023年5月）。
- 日本とASEANの友好協力50周年を記念し開催された、日ASEAN財務大臣・中央銀行総裁会議において金融のデジタル化への対応、サステナブルファイナンスにおける連携等の政策課題について認識を共有した（2023年5月）。
- 11月6日～10日に開催予定のIAIS（保険監督者国際機構）東京総会については、我が国の金融市場・金融行政の存在感を高める好機であることを踏まえ、関係者と密接に連携しつつ、開催に向けて着実に準備を進めた。また、IAISにおける自然災害リスクに係るプロテクションギャップを扱うタスクフォースの議長を務めること等を通じ、国際的な議論を積極的に主導した。
- アジアの金融当局と意見交換等を実施し、ネットワークの強化を進めた。具体的には、2022年9月

にベトナム（国家証券委員会等）、タイ（中銀）、2022年11月に中国（銀行保険監督管理委員会等）、韓国（金融委員会及び金融監督院）、インドネシア（金融庁）、2023年2月及び6月に台湾（金融監督管理委員会）、2023年3月にベトナム（国家証券委員会等）等との意見交換を行った。

- 欧米の当局との間においても、連携強化に向けて意見交換・面会を実施した。具体的には、全米保険監督協会（NAIC）及び欧州保険・企業年金機構（EIOPA）との協議や日スイス財務金融協議（2022年11月）、米国財務長官と金融庁長官の面会（2022年7月）等を開催した。
- アジアを中心とした新興国の当局者に対し、グローバル金融連携センター（GLOPAC）による研修を実施し、知日派の育成及び協力関係の強化に努めた。具体的には、5か国の銀行当局者5名及び6か国の保険当局者6名に対し、関心事項に沿ったオンラインでの研修を実施した（2022年7、10月）。また、過去に本研修を修了した8か国の銀行当局者10名及び保険当局者12名について、フォローアップ研究員として我が国へ招聘（2022年11月、2023年3月）し、ネットワーク構築の一層の強化を図った。
- グローバルに活動する我が国の大手金融グループについて、関係監督当局が参加する監督カレッジ会合や危機管理グループ会合の開催を企画するとともに、平時から各国関係当局と緊密に連携した。
- 暗号資産や気候変動リスクに関する我が国の取組や、2023年3月以降の一連の銀行破綻等から得られる暫定的な教訓に関し、海外に向けて講演を行い、その原稿や資料を公表した（2022年9月、12月、2023年4月）。

【本事務年度の作業計画】

- 2023年のG7では議長国として、暗号資産・ステーブルコイン、サステナビリティ開示、トランジション・ファイナンス、自然災害リスクファイナンスといった主要課題を5月のG7財務大臣・中央銀行総裁声明で取りまとめており、これらの課題に対して引き続き国際的議論に貢献する。暗号資産については、声明を踏まえ、今後FSBや基準設定主体においてFSBハイレベル勧告の具体化作業や非FSB参加法域に対するアウトリーチ等が行われる予定であり、こうした国際的な作業に積極的に貢献する。また、トランジション・ファイナンスについては、ファイナンスド・エミッションに係る移行のフォワード・ルッキングな進捗評価を可能とする情報の入手可能性と信頼性を強化するため、国際的な議論に積極的に貢献する。
- 11月6日～10日に開催予定のIAIS（保険監督者国際機構）東京総会については、我が国の金融市場・金融行政の存在感を高める好機であることを踏まえ、開催国として国際資本基準（ICS）や自然災害に係るプロテクションギャップ等の議論を積極的に進める。
- アジア諸国等の金融当局における我が国の制度理解を深め、これらの当局との連携を強化する観点から、GLOPACや二国間金融協力の会議を通じ関心の高い分野の説明機会を増やす等により、ネットワーク構築の強化を図る。
- こうしたネットワーク等を活用し、各国当局との政策対話を進め、国際的な政策推進力を高めていく。そのひとつとして、トランジション・ファイナンスに係るアジア諸国との連携の強化に取組む。
- 海外当局や要人との意見交換・面会、監督カレッジや危機管理グループの会合開催により各国当局との連携を強化する。

■ タイムリーで効果的・効率的な情報発信

【昨事務年度の実績】

- 広報室職員の広報に関する知見向上を図るため、政府広報室等が主催する外部講師による研修・講演等に積極的に参加した。
また、情報発信の充実を図る観点から、一般の利用者にわかりやすいページとなるようウェブサイトの構成を見直したほか、特に海外からの関心も高い事（例えば、ESG 関連施策のパブリックコメントや、外国メディアの関心も高い行政処分等）については、タイムリーに英訳公表を行った。

【本事務年度の作業計画】

- 引き続き、金融行政に関する分かりやすく充実した情報発信に取り組んでいく。

2. 金融行政を担う組織としての力の向上

（1）職員の能力・資質の向上

【昨事務年度の実績】

- 個々の職員のキャリアプランについて人事・育成担当者との対話を行い、入庁 10 年目以上の職員についてキャリアパスの軸となる分野の特定を進めた。また、現在金融庁で不足している、又は将来必要となると予想されるスキル・知見の確保に向けて議論を行った。
- 若手職員が金融行政官としての基礎を体系的に習得できるよう、研修計画の見直しを行い、新たな研修プログラムの運用を開始した。
- 職員の希望や経験、スキル等を効率的に把握し、より適切な人材配置や人材育成に繋げるために、人事情報に係るデータベースの導入、構築を行った。
- モニタリング業務を行う職員の能力向上を図るため、2020 事務年度に導入した、オンデマンド動画研修の更なる充実を図った。また、金融庁・財務局共催のモニタリング中央研修において、事例検証手法の研究や、課題解決思考力を養うための階層別参加型グループ学習を対面形式で再開したほか、オンライン形式でも実施するなど、効果的・効率的な研修を実施した。
- 地域金融機関モニタリング部門の中核・専門人材の持続的育成の一環として、検査官派遣やトレーニー制度による財務局支援、信用リスク勉強会等を継続的に実施するとともに、新たに市場リスク勉強会を実施した。
- 財務局職員も対象としたデータ分析基礎研修を実施したほか、学識経験者によるデータ分析プロジェクトへの助言等の場の設置、表彰の創設等、データ分析人材の育成に向けた取組を実施した。
- 上記のほか、管理職を含む全職員向けの DX に係る研修や、情報セキュリティ向上に向けた啓蒙活動・訓練等の実施、政府デジタル人材の認定、短期 OJT 研修の対象者拡大、他省庁・国際機関・海外当局・地方公共団体・民間企業等への職員派遣等を通じ職員のスキル向上を図った。あわせて、専門的な知見・経験を有する外部人材を常勤職員又は専門的な非常勤職員として採用した。

【本事務年度の作業計画】

- 個々の職員のキャリアプランについて人事・育成担当者との対話を着実にを行い、キャリアパスの軸となる分野の特定を進める。また、現在金融庁で不足している、又は将来必要となると予想されるスキル・知見の確保に向けて引き続き議論を行う。
- 金融行政官としての基礎を習得するために見直した研修プログラムについて、内容の拡充や運用方法の改良を検討する。
- 人事情報に係るデータベースに関し、職員のスキル情報（資格、経験）等を蓄積していくことにより、分野ごとに必要とされる専門性に対応した人材育成を行うとともに、人的リソースの有効活用、最適化を進める。
- モニタリング業務を担う職員に対するオンデマンド動画研修の更なる充実を継続的に実施する。また、モニタリング中央研修の新たなプログラムの企画・立案に当たって、対面形式を継続するとともに、オンライン形式も併用するなど、効果的・効率的な研修を実施する。
- 地域金融機関モニタリング部門の中核・専門人材の持続的育成の一環として、検査官派遣やトレーニー制度による財務局支援等を継続的に実施するほか、信用リスク勉強会・市場リスク勉強会については、受講対象者の拡大や受講コースの新設など、拡充を図る。
- データ分析プロジェクト等を通じて、庁内のデータ分析の取組の集約・支援を継続し、研修プログラムの充実の検討も含め、引き続きデータ収集・分析力の向上やデータ活用の推進に向けた人材育成に取り組む。
- 上記のほか、各種 OJT や研修・訓練の実施、大学院を含む外部機関への職員派遣等を通じ職員のスキル向上を図る。また、最新かつ高度の専門的知見を金融行政に絶えず取り入れることができるよう、外部人材の採用を行う。

（２）職員の主体性・自主性の重視**【昨事務年度の実績】**

- 自らの所掌事務にかかわらず自主的な政策提言を職員に促す枠組みである「政策オープンラボ」が積極的に活用されるよう取り組み、10 のプロジェクトチーム、延べ 90 名超の職員の参加を実現した。
- 意欲のある職員が積極的に金融行政に関する課題等の研究を行うことができるように、職員による研究・執筆のサポートを行った。
- 職員向けにポストの公募を実施するとともに、職員が各ポストについて具体的なイメージがつかめるよう、公募ポストの概要を新たに作成した。
- 若手職員が金融行政について積極的に意見を提言できる場として、「金融行政に関する政策提言」の公募を実施した。

【本事務年度の作業計画】

- 「政策オープンラボ」について、新たな発想やアイデアを積極的に取り入れ、新規性・独自性のある政策立案へとつなげるという制度趣旨等を踏まえつつ、多様なプロジェクトが行われるよう取り組み、多くの職員が積極的に参加できる環境づくりを行う。

- 職員が主体的・自主的に研究し、個人論文やコラムとして公表する取組について、意欲のある職員が積極的に金融行政に関する課題等の研究を行うことのできる環境づくりを引き続き行う。
- 職員にも自らのキャリアを考える機会を与えるための取組として、庁内からポストの公募を実施する。
- 若手職員からの「金融行政に関する政策提言」の公募を継続して実施する。

（３）誰もがいきいきと働ける環境の整備

【昨事務年度の実績】

- RPA について、潜在的な案件の発掘・実装に向け、庁内関係者への意見聴取を行い、新たに 12 案件を自動化し、計 31 業務を維持保守している。このほか、一部庶務業務に係る外部委託の実現に向けた検討など、業務効率化に向けた取組を進めた。
- 金融庁ネットワークシステムについて、政府共通の標準的な業務実施環境（ガバメントソリューションサービス、GSS）移行に向けて、利用サービス等の具体的な検討を行い、利用サービス概要・移行時期等を含めた方針を決定した。
- 金融庁の各種システムの更改やクラウドへの移行に係る作業を着実に進めるとともに、サイバーセキュリティ対策強化のためのプラットフォーム整備やセキュリティ要員のスキル向上、脆弱性管理対応策の強化を実施した。
- 幹部職員等のマネジメント力の向上に向けて、幹部・課室長が自己のマネジメント方針を部下職員に共有する取組を実施するとともに、マネジメント層に対してマネジメントの手掛かりを提供した。また、職員満足度調査や 360 度評価を実施し、フィードバックや研修を通じて職場環境の改善を図った。

【本事務年度の作業計画】

- 職員一人ひとりの実情に応じた働き方の実現と業務の合理化・効率化のため、子育て・介護と仕事の両立を支援するなど、ライフステージに応じた取組を行うほか、定型的な庶務業務の外部委託や、テレワーク・オンライン会議を行いやすい環境の継続的な提供、RPA 等を活用した定型業務の効率化等を進める。
- 金融庁ネットワークシステムの業務環境を政府共通の標準的な業務実施環境 GSS に移行し、また、同ネットワークシステムと接続している個別業務システムを GSS ネットワークに接続させるにあたり、移行方式の検討等を行う。
- システム更改等のプロジェクト管理を適切に行い、新しい技術の利用促進やクラウドの積極的利用を推進するとともに、より高い水準の情報セキュリティを確保するために関係規定の改定を行う。
- 質の高いマネジメントに基づく業務運営と職場環境の改善に資するよう、職員満足度調査や 360 度評価を活用するほか、マネジメントを担う職員に対してマネジメントの手掛かりの提供等の支援を行うなど、これまでの取組を継続・拡充していく。

